JILPT　調査シリーズ
No.269
2026 年 10 月

監視・断続的労働許可又は宿日直許可を受けて一定期間が経過した事業場における制度運用実態に関する調査
（許可事業場・対象労働者アンケート調査）

The Japan Institute
for
Labour Policy and Training

独立行政法人　労働政策研究・研修機構

JILPT 調査シリーズ No.269
2026 年 10 月

監視・断続的労働許可又は宿日直許可を受けて一定期間が経過した事業場における制度運用実態に関する調査
（許可事業場・対象労働者アンケート調査）

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

ま　え　が　き

働き方改革関連法の法案審議における衆議院附帯決議において、「管理監督者など労働基準法第四十一条各号に該当する労働者の実態について調査するものとすること」が求められている。こうした事情を背景に、今般、厚生労働省の要請を受け、労働基準法第 41 条第 3 号に基づく監視・断続的労働許可又は宿日直許可を受けて一定期間が経過した事業場における制度運用実態に関する調査を実施した。

本調査に回答いただいた方々にはこの場を借りて改めて感謝申し上げたい。本報告書が、監視・断続的労働許可又は宿日直許可を受けた事業場における法政策に関する議論に資することができれば幸いである。

2026 年 10 月

独立行政法人 労働政策研究 ・ 研修機構
理事長　　藤　村　博　之

調査担当者

氏　名	所　属
奥田（おくだ）　栄二（えいじ）	労働政策研究・研修機構 調査部部長
奥村（おくむら）　澪（みお）	労働政策研究・研修機構 調査部調査員
郡司（ぐんじ）　正人（まさと）	労働政策研究・研修機構 リサーチフェロー

目　次

第1章　調査の概要 ･･････ 1
１．調査の概要 ･･････ 1
２．回答事業場・回答者の属性 ･･････ 2
３．本報告書の構成 ･･････ 4

第2章　監視･断続的労働許可調査の調査結果の概要 ･･････ 5
１．回答者属性 ･･････ 5
1-1．監視・断続的労働を行わせている事業場の回答属性 ･･････ 5
1-2．監視・断続的労働として従事している業務 ･･････ 9
1-3．監視・断続的労働に就いている労働者の属性 ･･････ 11
２．監視・断続的労働に関する許可書の保存、周知の状況 ･･････ 15
2-1．監視・断続的労働に関する許可書の保存、周知の状況 ･･････ 15
2-2．監視・断続的労働に関する許可書に関する労働者の認知度 ･･････ 17
３．監視・断続的労働の働き方 ･･････ 19
3-1．手待ち時間中に発生した作業、時間数の把握状況 ･･････ 19
3-2．労働者側からみた作業時間の報告 ･･････ 24
４．監視・断続的労働に対する健康・福祉を確保するための措置、労務管理 ･･････ 26
4-1．監視・断続的労働に対する特別な対応 ･･････ 26
4-2．監視・断続的労働の労務管理 ･･････ 29

第3章　宿日直許可調査の調査結果の概要 ･･････ 34
１．回答者属性 ･･････ 34
1-1．宿日直を行わせている事業場の回答属性 ･･････ 34
1-2．宿日直に就いている労働者の属性 ･･････ 43
２．宿日直許可書の保存、周知の状況 ･･････ 47
2-1．宿日直許可書の保存、周知の状況 ･･････ 47
2-2．宿日直許可書に関する労働者の認知度 ･･････ 49
３．宿直、日直の働き方 ･･････ 50
3-1．宿日直中に従事している業務 ･･････ 50
3-2．宿日直中の拘束時間 ･･････ 54
3-3．宿日直中の通常業務・緊急対応 ･･････ 61
４．宿日直における労働者の健康・福祉を確保するための措置、労務管理 ･･････ 73
4-1．宿日直における労働者の健康・福祉を確保するための措置 ･･････ 73

4-2. 宿日直における労働者の労務管理 76

資料１　調査票 80
「監視・断続的労働許可調査（事業場調査）」調査票 81
「監視・断続的労働許可調査（労働者調査）」調査票 85
「宿日直許可調査（事業場調査）」調査票 88
「宿日直許可調査（労働者調査）」調査票 95
資料２　付属統計表 99
「監視・断続的労働許可調査（事業場調査）」付属統計表 100
「監視・断続的労働許可調査（労働者調査）」付属統計表 118
「宿日直許可調査（事業場調査）」付属統計表 130
「宿日直許可調査（労働者調査）」付属統計表 165

第1章　調査の概要

1. 調査の概要

(1)調査の趣旨・目的

働き方改革関連法の法案審議における衆議院附帯決議において、「管理監督者など労働基準法第四十一条各号に該当する労働者の実態について調査するものとすること」が求められている。こうした事情を背景に、今般、厚生労働省の要請を受け、労働基準法第 41 条第 3 号に基づく監視・断続的労働許可又は宿日直許可を受けて一定期間が経過した事業場における制度運用実態に関する調査を実施した[1]。

なお、本調査は、厚生労働省労働基準局監督課の要請研究に基づく調査である。

(2)調査名

1) 「監視・断続的労働の許可事業場における勤務に関する意識調査」（事業場調査）、および「監視・断続的労働に就く労働者に関する意識調査」（労働者調査）（以下、それぞれ「①監視・断続的労働許可調査（事業場調査）」「②監視・断続的労働許可調査（労働者調査）」という）
2) 「宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査」（事業場調査）、および「宿日直に就く労働者に関する意識調査」（労働者調査）（以下、それぞれ「③宿日直許可調査（事業場調査）」「④宿日直許可調査（労働者調査）」という）

(3)調査方法：郵送による配付・回収（オンライン回答を可能としている）。

(4)調査対象

1) **①監視・断続的労働許可調査（事業場調査）**：平成 30（2018）年 1 月 1 日～令和 3（2021）年 12 月 31 日の 4 年間に、労働基準監督署への許可申請に対して監視・断続的労働の許可（労働基準法施行規則第 34 条）が出された事業場の全数（調査対象事業場のリストは、厚生労働省が提供）。

   ②監視・断続的労働許可調査（労働者調査）：監視・断続的労働許可事業場を通じて労働者調査票を 1 通（管理職を除く）配布。

---

[1] 監視・断続的労働許可又は宿日直許可の制度の概要は以下のとおり。
「監視・断続的労働許可」については、「監視」に従事する者とは、一定部署にあって監視するのを本来業務とし、常態として身体の疲労又は精神的緊張の少ない者のことであり、そのような実態にある者が許可の対象となる。
また、「断続的労働」に従事する者とは、休憩時間は少ないが手待ち時間は多い者の意味であり、例えば、修繕係等通常は業務閑散であるが、事故発生に備えて待機する者や、寄宿舎の賄人等については、その者の勤務時間を基礎として作業時間と手待ち時間折半程度までが許可の対象となる。
「宿日直許可」については、常態としてほとんど労働する必要のない勤務のみを認めるものであり、定時的巡視、緊急の文書又は電話の収受、非常事態に備えての待機等を目的とするものに限って許可の対象となる。
これらの許可を受けた場合には、労働基準法における労働時間、休憩、休日の規定が適用除外される。

2） **③宿日直許可調査（事業場調査）**：平成 30（2018）年 1 月 1 日～令和 3（2021）年 12 月 31 日の 4 年間に、労働基準監督署への許可申請に対して宿日直許可（労働基準法施行規則第 23 条）が出された事業場の全数（調査対象事業場のリストは、厚生労働省が提供）。

④宿日直許可調査（労働者調査）：宿日直事業場を通じて労働者調査票を 1 通（管理職を除く）配布。

(5)調査期間：2024 年 7 月 26 日～9 月 2 日（調査時点：2024 年 4 月 1 日時点）

(6)配布数と有効回収数・有効回収率

		配布数	有効回収数	有効回収率
1)	①監視・断続的労働許可調査（事業場調査）	4968件	2382件	47.9%
	②監視・断続的労働許可調査（労働者調査）	4968件	1824件	36.7%
2)	③宿日直許可調査（事業場調査）	4617件	2312件	50.1%
	④宿日直許可調査（労働者調査）	4617件	1802件	39.0%

2. 回答事業場・回答者の属性

(1)回答事業場（事業場調査）・回答者（労働者調査）の属性

両調査の回答事業場（事業場調査）・回答者（労働者調査）の属性は図表 1 のとおり。

図表１　回答事業場・回答者の属性【事業場調査・労働者調査】

		1）監視・断続的労働許可調査				2）宿日直許可調査			
		①事業場調査		②労働者調査（※2）		③事業場調査		④労働者調査（※3）	
		n	%	n	%	n	%	n	%
		2,382	100.0	1,750	100.0	2,312	100.0	1,731	100.0
問１：企業全体の常用労働者数（※1）(SA)	１～９人	78	3.3	49	2.8	95	4.1	67	3.9
	10～29人	205	8.6	150	8.6	225	9.7	184	10.6
	30～49人	222	9.3	160	9.1	219	9.5	173	10.0
	50～99人	372	15.6	253	14.5	323	14.0	238	13.7
	100 ～299 人	633	26.6	493	28.2	554	24.0	396	22.9
	300 ～499 人	229	9.6	177	10.1	207	9.0	153	8.8
	500 ～999 人	222	9.3	153	8.7	192	8.3	140	8.1
	1,000 人以上	322	13.5	236	13.5	440	19.0	337	19.5
	無回答	99	4.2	79	4.5	57	2.5	43	2.5
問２：貴事業場の常用労働者数(SA)	１～９人	656	27.5	476	27.2	433	18.7	323	18.7
	10～29人	528	22.2	397	22.7	664	28.7	513	29.6
	30～49人	339	14.2	249	14.2	349	15.1	277	16.0
	50～99人	459	19.3	330	18.9	402	17.4	288	16.6
	100 ～299 人	292	12.3	219	12.5	319	13.8	222	12.8
	300 ～499 人	53	2.2	40	2.3	57	2.5	43	2.5
	500 ～999 人	23	1.0	21	1.2	34	1.5	24	1.4
	1,000 人以上	11	0.5	6	0.3	39	1.7	30	1.7
	無回答	21	0.9	12	0.7	15	0.6	11	0.6
問３：貴事業場の業種(SA)	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	1	0.0	1	0.1
	建設業	25	1.0	19	1.1	127	5.5	76	4.4
	製造業	54	2.3	30	1.7	65	2.8	56	3.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	71	3.0	51	2.9	206	8.9	178	10.3
	情報通信業	1	0.0	1	0.1	14	0.6	12	0.7
	運輸業、郵便業	37	1.6	29	1.7	72	3.1	56	3.2
	卸売業、小売業	20	0.8	12	0.7	61	2.6	49	2.8
	金融業、保険業	5	0.2	2	0.1	4	0.2	0	0.0
	不動産業、物品賃貸業	38	1.6	29	1.7	3	0.1	2	0.1
	学術研究、専門・技術サービス業	16	0.7	12	0.7	21	0.9	18	1.0
	宿泊業、飲食サービス業	134	5.6	94	5.4	79	3.4	60	3.5
	生活関連サービス業、娯楽業	23	1.0	15	0.9	28	1.2	22	1.3
	教育、学習支援業	97	4.1	69	3.9	49	2.1	35	2.0
	医療、福祉	1,333	56.0	1,011	57.8	1,425	61.6	1,041	60.1
	複合サービス事業	30	1.3	23	1.3	12	0.5	10	0.6
	サービス業（他に分類されないもの）	481	20.2	341	19.5	138	6.0	111	6.4
	無回答	17	0.7	12	0.7	7	0.3	4	0.2
問４：貴事業場の形態(SA)	事業所（事務所）	495	20.8	342	19.5	442	19.1	342	19.8
	営業所	76	3.2	55	3.1	100	4.3	87	5.0
	店舗、飲食店	10	0.4	3	0.2	15	0.6	9	0.5
	工場、作業所	49	2.1	31	1.8	104	4.5	88	5.1
	輸送・配送センター	7	0.3	5	0.3	27	1.2	16	0.9
	病院、医療介護施設	952	40.0	709	40.5	1,043	45.1	743	42.9
	学校、保育所	80	3.4	61	3.5	41	1.8	31	1.8
	旅館、ホテル等の宿泊施設	101	4.2	70	4.0	75	3.2	57	3.3
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	2	0.1	0	0.0	33	1.4	12	0.7
	その他	601	25.2	468	26.7	425	18.4	342	19.8
	無回答	9	0.4	6	0.3	7	0.3	4	0.2

（※1）本調査では、次のように定義している。「常用労働者とは、貴事業場に直接雇用されている労働者で、期間を定めずに、又は１か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます（他事業場に派遣している派遣労働者も含む。なお、別企業に出向している者は含めない。）」。

（※2）監視・断続的労働許可調査において、労働者の勤め先の基本属性（企業全体の常用労働者数、事業場の常用労働者数、事業場の業種、事業場の形態）については、労働者調査に該当する設問がないことから、企業票のそれぞれの設問を接続して集計している。労働者票の有効回答数（n=1,824）のうち、接続可能だった票は1,750件である（74件は欠損として図表では集計対象外としている）。

（※3）宿日直許可調査において、労働者の勤め先の基本属性（企業全体の常用労働者数、事業場の常用労働者数、事業場の業種、事業場の形態）については、労働者調査に該当する設問がないことから、企業票のそれぞれの設問を接続して集計している。労働者票の有効回答数（n=1,802）のうち、接続可能だった票は1,731件である（71件は欠損として図表では集計対象外としている）。

(2)回答者(労働者調査)の個人属性

両調査の回答者（労働者調査）の個人属性は図表２のとおり[2]。

図表２　回答者の個人属性【労働者調査】

		1）監視･断続的労働許可調査		2）宿日直許可調査	
		②労働者調査		④労働者調査	
		n	%	n	%
		1,824	100.0	1,802	100.0
問１：性別(SA)	男性	1,488	81.6	1,439	79.9
	女性	323	17.7	353	19.6
	その他	1	0.1	2	0.1
	無回答	12	0.7	8	0.4
問２：令和６（2024）年４月１日現在の満年齢	20代	30	1.6	113	6.3
	30代	67	3.7	329	18.3
	40代	187	10.3	566	31.4
	50代	331	18.1	473	26.2
	60代	699	38.3	231	12.8
	70代以上	494	27.1	76	4.2
	無回答	16	0.9	14	0.8
	平　均（歳）	61.63		47.89	
	標準偏差	11.80		11.82	
	最小値（歳）	20.00		20.00	
	最大値（歳）	84.00		81.00	
	中央値（歳）	64.00		48.00	
問３：現在働いている会社での就労形態(SA)	正社員	428	23.5	1,496	83.0
	契約社員	359	19.7	56	3.1
	嘱託社員	177	9.7	38	2.1
	パート･アルバイト	726	39.8	172	9.5
	その他	117	6.4	32	1.8
	無回答	17	0.9	8	0.4
問４：現在働いている会社での勤続年数(SA)	１年未満	105	5.8	45	2.5
	１年以上５年未満	683	37.4	398	22.1
	５年以上10年未満	549	30.1	410	22.8
	10年以上15年未満	236	12.9	318	17.6
	15年以上20年未満	117	6.4	219	12.2
	20年以上	108	5.9	403	22.4
	無回答	26	1.4	9	0.5

３. 本報告書の構成

本報告書は、「第１章　調査の概要」をまとめ、1）「監視・断続的労働許可調査」について「第２章　監視・断続的労働許可調査の調査結果の概要」、2）「宿日直許可調査」について、「第３章　宿日直許可調査の調査結果の概要」でまとめている。

また、資料として、調査票、付属統計表を収録している。

[2] 「②監視・断続的労働許可（労働者調査）」「④宿日直許可（労働者調査）」いずれも、労働者調査は、各事業場を通じて１通配布されている。各事業場において、監視・断続的労働に従事する労働者が複数いる場合もあることから、以下の労働者調査の集計は、回収された調査回答の集計であることに留意がいる。

第2章　監視･断続的労働許可調査の調査結果の概要 [3]

1. 回答者属性

1-1. 監視･断続的労働を行わせている事業場の回答属性

(1)事業場において取得している許可の種類

本調査は、労働基準法第 41 条第 3 号の適用において、平成 30 年（2018 年）、令和元年（2019 年）、令和 2 年（2020 年）及び令和 3 年（2021 年）の計 4 年間に許可を得た事業場の全数を対象としている。事業場調査では、調査時点（令和 6（2024）年 4 月 1 日現在）で、当該事業場において監視・断続的労働の有無を尋ねており、「今も行わせている」事業場は、全体の 80.9%（n=1,928／回答全数 2,382。図表記載割愛）だった。

事業場において取得している許可の種類では、「監視のみ」が 1.1%、「断続のみ」が 80.6%、「監視と断続の両方」が 16.0%となっている。「監視の許可を取得している事業場」（「監視のみ」と「監視と断続の両方」の合計。以下、「監視労働がある事業場」という）は 17.1%（n=330）であり、「断続の許可を取得している事業場」（「断続のみ」と「監視と断続の両方」の合計。以下、「断続的労働がある事業場」という）は 96.6%（n=1,863）となっている（図表 1-1）。

図表 1-1　事業場において取得している許可の種類（SA、単位＝%）【事業場調査】

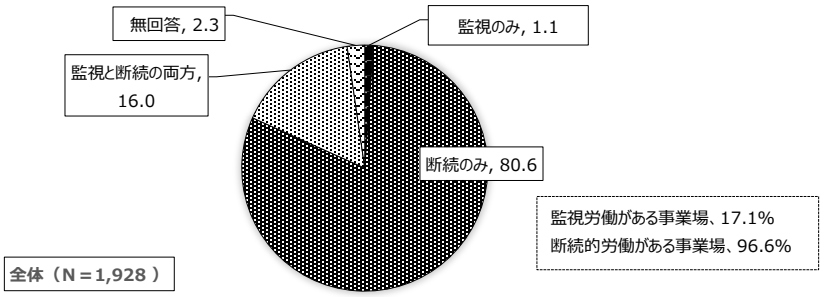

※事業場において、令和６（2024）年４月１日現在で、監視･断続的労働を「今も行わせている」とする事業場を対象に集計。
「監視労働がある事業場」は、「監視のみ」「監視と断続の両方」の合計（n=330）。「断続的労働がある事業場」は「断続のみ」「監視と断続の両方」の合計（n=1,863）。

以下では、監視・断続的労働を行っている事業場（「監視のみ」「断続のみ」「監視と断続の両方」のいずれか回答。n=1,884）を集計対象とする。事業場調査では、監視・断続的労働の許可を取得した時期について、「監視」と「断続」に分けて尋ねている。取得時期が「わからない」及び、無回答を除き集計したものが図表 1-2 である。調査対象は 2018 年～2021 年の計 4 年間に許可を得た事業場の全数であるが、2018～2021 年の 4 年間に取得した割合は、「監視」で 74.9%、「断続」で 80.7%であり、2022 年～2024 年にも許可を取得した事業場が

[3] 以下の調査結果の集計においては、統計利用上の留意点として、集計結果で示す%表示は、表章単位未満を四捨五入してあるため、内容の合計（%表示の合計）は 100%にならない場合がある（図表中の合算も同様に合計と一致しない場合がある）。

ある。

図表 1-2 監視・断続的労働の許可を取得した時期（監視、断続の別）（SA、単位＝%）【事業場調査】

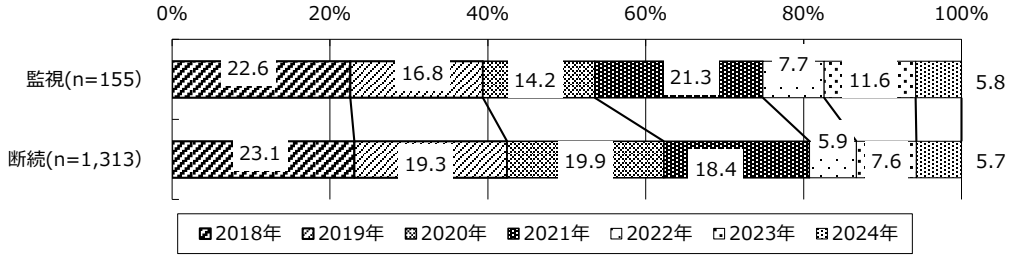

※事業場において、令和６（2024）年４月１日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」とする事業場を対象に、「監視」「断続」の別に、「わからない」及び、無回答を除き集計。

(2)監視・断続的労働を行っている企業・事業場の回答属性 [4]

企業全体の常用労働者数は、「100～299 人」が 28.7%と最も高く、次いで、「50～99 人」が 15.3%、「1,000 人以上」が 13.3%、「300～499 人」が 9.9%などとなっている。

監視・断続的労働を行っている事業場の常用労働者数については、「1～9 人」が 27.2%と最も高く、次いで、「10～29 人」が 22.4%、「50～99 人」が 19.6%などとなっている。

事業場の常用労働者数の「30 人未満」（「1～9 人」「10～29 人」の合計）は 49.6%を占め、「50 人未満」（「1～9 人」「10～29 人」「30～49 人」の合計）では 63.8%を占めている（図表 1-3）。

図表 1-3 企業全体の常用雇用労働者数及び、事業場の常用雇用労働者数（SA、単位＝%）【事業場調査】

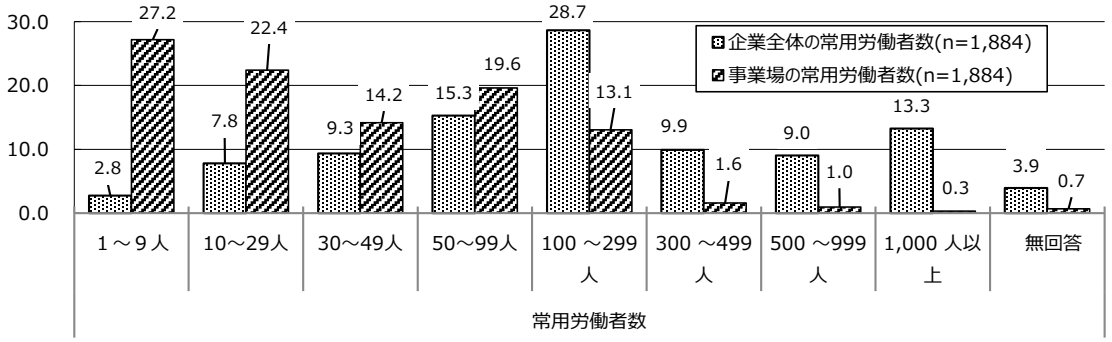

※令和６（2024）年４月１日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

[4] 本調査の調査対象は、平成 30 年、令和元年、令和 2 年及び令和 3 年の計 4 年間に許可を得た事業場であることから、調査時点（令和 6（2024）年 4 月 1 日現在）では、監視・断続的労働を行わせていない場合が想定される。調査票では、問 5 において、令和 6（2024）年 4 月 1 日現在での監視・断続的労働の有無が識別され、問 6 で許可の種類が識別されている。以下の事業場調査の集計では、令和 6（2024）年 4 月 1 日現在での監視・断続的労働の有無を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類（「監視のみ」「断続のみ」「監視と断続の両方」）を回答したサンプルを集計している（1,884 件）。なお、問 1（企業全体の常用雇用労働者数）、問 2（事業場の常用雇用労働者数）、問 3（事業場の業種）、問 4（事業場の形態）については、全数回答の設問であるが、回答全数の集計結果については、第 1 章の回答事業場属性、及び、巻末の付属統計表を参照。

監視・断続的労働を行っている事業場の業種については、「医療、福祉」が 59.0%と突出して高く、次いで、「サービス業（他に分類されないもの）」が 18.6%、「宿泊業、飲食サービス業」が 5.4%などとなっている（図表 1-4）。

図表 1-4 監視・断続的労働を行っている事業場の業種（SA、単位＝%）【事業場調査】

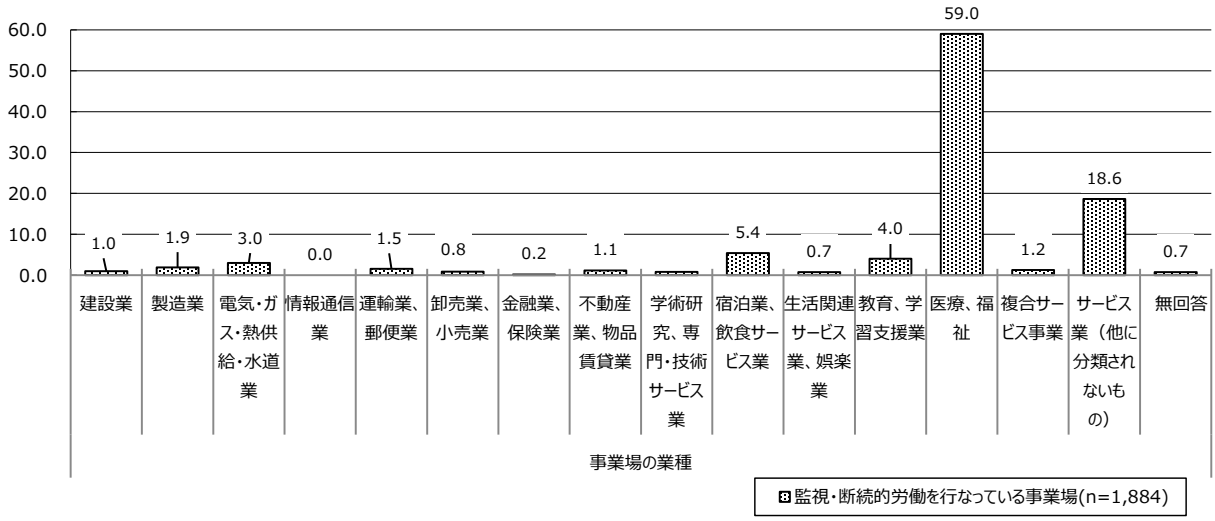

※※令和６（2024）年４月１日現在での監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

監視・断続的労働を行っている事業場の形態については、「病院、医療介護施設」が 41.8%と突出して高く、次いで、「その他」が 26.5%、「事業所（事務所）」が 18.6%などとなっている（図表 1-5）。

図表 1-5 監視・断続的労働を行っている事業場の形態（SA、単位＝%）【事業場調査】

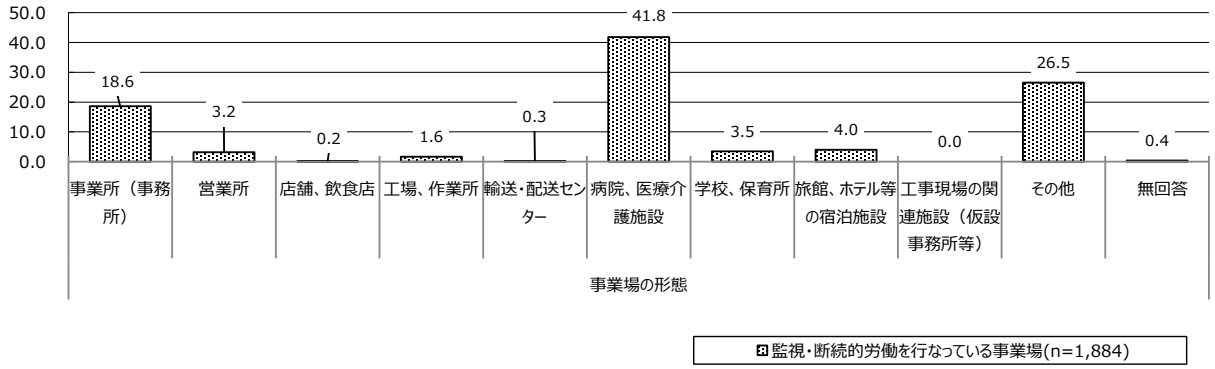

※令和６（2024）年４月１日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

これを業種別でみたものが図表 1-6 である（図表では、監視・断続的労働を行っている事業場の特徴を示すため、業種ごとに最も高い数値に網をかけている）。業種ごと（n=20 以上）に

最も割合が高い事業場の形態（「その他」除く）をみると、「医療、福祉」では「病院、医療介護施設」、「宿泊業、飲食サービス業」では「旅館、ホテル等の宿泊施設」、「教育、学習支援業」では「学校、保育所」、「製造業」では「工場・作業所」となっている。それ以外の「複合サービス事業」「運輸業、郵便業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「サービス業（他に分類されないもの）」「不動産、物品賃貸業」では「事業所（事務所）」が最も割合が高い。

図表 1-6 監視・断続的労働を行っている事業場の形態（SA、単位＝%）〔業種別〕【事業場調査】

	n	監視・断続的労働を行なっている事業場の形態									
		事業所（事務所）	営業所	店舗、飲食店	工場、作業所	輸送・配送センター	病院、医療介護施設	学校、保育所	旅館、ホテル等の宿泊施設	その他	無回答
全 体	1,884	18.6	3.2	0.2	1.6	0.3	41.8	3.5	4.0	26.5	0.4
＜業種別＞											
建設業	18	88.9	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	0.0
製造業	35	31.4	0.0	0.0	62.9	0.0	0.0	0.0	0.0	5.7	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	56	58.9	14.3	0.0	3.6	1.8	1.8	0.0	0.0	19.6	0.0
運輸業、郵便業	29	62.1	31.0	0.0	0.0	6.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
卸売業、小売業	16	50.0	18.8	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	18.8	6.3
金融業、保険業	3	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業、物品賃貸業	21	23.8	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	61.9	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	15	46.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	53.3	0.0
宿泊業、飲食サービス業	101	7.9	1.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	73.3	15.8	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	14	28.6	7.1	7.1	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	42.9	0.0
教育、学習支援業	76	3.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	77.6	1.3	14.5	2.6
医療、福祉	1,112	5.5	0.1	0.0	0.1	0.0	69.7	0.4	0.0	24.0	0.3
複合サービス事業	23	73.9	8.7	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	13.0	0.0
サービス業（他に分類されないもの）	351	43.0	8.0	0.0	1.1	0.3	2.3	0.9	0.3	44.2	0.0

※令和６（2024）年４月１日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。業種（n=20以上）において各項目（事業場形態の「その他」除く）で最も大きい値に網。

参考として、事業場の常用雇用労働者数（以下、「事業場規模」という）を業種別及び、事業場形態別でみたものが図表 1-7 である。

事業場規模を業種別（n=20 以上）にみると、比較的小規模の事業場として、「29 人以下・計」の割合において全体より 5 ポイント以上高い業種は、「宿泊業、飲食サービス業」「不動産、物品賃貸業」「電気・ガス・熱供・水道業」「サービス業（他に分類されないもの）」「複合サービス事業」となっている。これらの業種で監視・断続的労働が行われている事業所には、比較的小規模の事業場が多いことが示唆される。一方、比較的大規模の「50 人以上・計」の割合において全体より 5 ポイント以上高い業種は、「製造業」「教育、学習支援業」「運輸業、郵便業」となっている。

同様に、事業場形態別（n=20 以上、事業場形態「その他」除く[5]）にみると、「29 人以下・計」の割合において全体より 5 ポイント以上高い事業場形態は、「旅館、ホテル等の宿泊施設」となっている。一方、「50 人以上・計」の割合において全体より 5 ポイント以上高い事業場形

[5] 以下では、クロス集計の内容を記載する場合、表側は n=20 以上とする。また、表側の「その他」は、様々なものがあることから文章記載を割愛する。

態は、「学校、保育所」「工場、作業所」「営業所」「病院、医療介護施設」となっている。なお、「病院、医療介護施設」「営業所」「工場、作業所」等は、約半数が「50 人以上・計」であるが、「29 人以下・計」も 3 割前後あり、大規模な事業場だけでなく、小規模の事業場も一定割合を占めている。これらの事業場形態では、大規模な事業場だけでなく、小規模な事業場でも監視・断続的労働が行われている。

図表 1-7 事業場の常用雇用労働者数（SA、単位＝%）〔業種別、事業場形態別〕【事業場調査】

	n	監視・断続的労働を行なっている事業場の常用労働者数						下2・9人計以	上5・0人計以
		1～9人	21～90人	43～90人	95～99人	以上100人	無回答		
全 体	1,884	27.2	22.4	14.2	19.6	15.9	0.7	49.6	35.6
＜業種別＞									
建設業	18	38.9	5.6	0.0	44.4	11.1	0.0	44.4	55.6
製造業	35	11.4	2.9	8.6	11.4	62.9	2.9	14.3	74.3
電気・ガス・熱供給・水道業	56	25.0	50.0	17.9	3.6	3.6	0.0	75.0	7.1
運輸業、郵便業	29	3.4	20.7	31.0	34.5	10.3	0.0	24.1	44.8
卸売業、小売業	16	25.0	37.5	12.5	6.3	18.8	0.0	62.5	25.0
金融業、保険業	3	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	100.0
不動産業、物品賃貸業	21	61.9	19.0	9.5	4.8	4.8	0.0	81.0	9.5
学術研究、専門・技術サービス業	15	33.3	33.3	6.7	26.7	0.0	0.0	66.7	26.7
宿泊業、飲食サービス業	101	47.5	34.7	9.9	1.0	5.0	2.0	82.2	5.9
生活関連サービス業、娯楽業	14	7.1	28.6	21.4	21.4	21.4	0.0	35.7	42.9
教育、学習支援業	76	10.5	15.8	21.1	26.3	25.0	1.3	26.3	51.3
医療、福祉	1,112	19.6	24.3	16.3	25.1	14.2	0.5	43.9	39.3
複合サービス事業	23	47.8	13.0	4.3	8.7	26.1	0.0	60.9	34.8
サービス業（他に分類されないもの）	351	48.4	12.5	7.7	9.1	21.4	0.9	61.0	30.5
＜事業場形態別＞									
事業所（事務所）	350	28.0	20.3	13.7	14.6	22.9	0.6	48.3	37.4
営業所	60	15.0	18.3	13.3	23.3	30.0	0.0	33.3	53.3
店舗、飲食店	3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
工場、作業所	31	16.1	9.7	16.1	12.9	41.9	3.2	25.8	54.8
輸送・配送センター	5	40.0	20.0	40.0	0.0	0.0	0.0	60.0	0.0
病院、医療介護施設	787	12.8	21.0	15.6	31.9	18.4	0.3	33.8	50.3
学校、保育所	66	9.1	7.6	22.7	30.3	28.8	1.5	16.7	59.1
旅館、ホテル等の宿泊施設	76	43.4	39.5	11.8	1.3	2.6	1.3	82.9	3.9
その他	499	51.3	26.5	10.8	5.6	4.6	1.2	77.8	10.2

※令和６（2024）年４月１日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。「29人以下・計」は「1～9人」と「10～29人」の合計。「50人以上・計」は、「50～99人」と「100人以上」の合計。表側の「業種」「事業場形態」（n=20以上、事業場形態「その他」除く）において、「29人以下・計」「50人以上・計」で、全体より5ポイント以上高い値に網。

1-2. 監視・断続的労働として従事している業務 [6]

調査では、事業場調査、労働者調査のいずれも、監視・断続的労働として従事している業務について尋ねている。事業場調査、労働者調査の結果についてまとめたものが図表 1-8 である。

事業場調査では、「監視・断続的労働に就く労働者に、通常、どのような業務に従事させていますか。令和 6（2024）年 4 月の実績から、最も当てはまるものを回答してください。」と尋ねており、「その他」が 49.3%と最も高く、「警備員」が 23.1%、「寄宿舎の賄い人、寮の管理人」が 20.1%、「修繕に関する業務」が 4.1%、「役員専属運転手」が 2.8%となっている。

[6] 調査票では、問 7 以降の回答方法について、許可を取得した監視・断続的労働の業務の状況について、監視の許可と断続的労働の許可の双方を取得している場合は、以下の問は断続的労働について回答するよう注記している。

労働者調査では、「あなたは監視・断続的労働として、通常どのような業務に就いていますか」と尋ねており、「その他」が 41.9%と最も高く、「警備員」が 24.5%、「寄宿舎の賄い人、寮の管理人」が 23.6%、「修繕に関する業務」が 6.9%、「役員専属運転手」が 2.8%となっている。

なお、「その他」が事業場調査では 49.3%（928 件／1,884 件）、労働者調査が 41.9%（765 件／1,824 件）と半数弱を占めている。「その他」の記述内容をみると、事業場調査、労働者調査いずれも、夜勤として宿泊を伴う待機等を行う業務に関する記述が多く、その件数は、事業場調査では 564 件（その他 928 件のうち 6 割）、労働者調査では 401 件（その他 765 件のうち 5 割強）だった。

図表 1-8 監視・断続的労働に就く労働者が従事している業務（SA、単位＝%）【事業場調査・労働者調査】

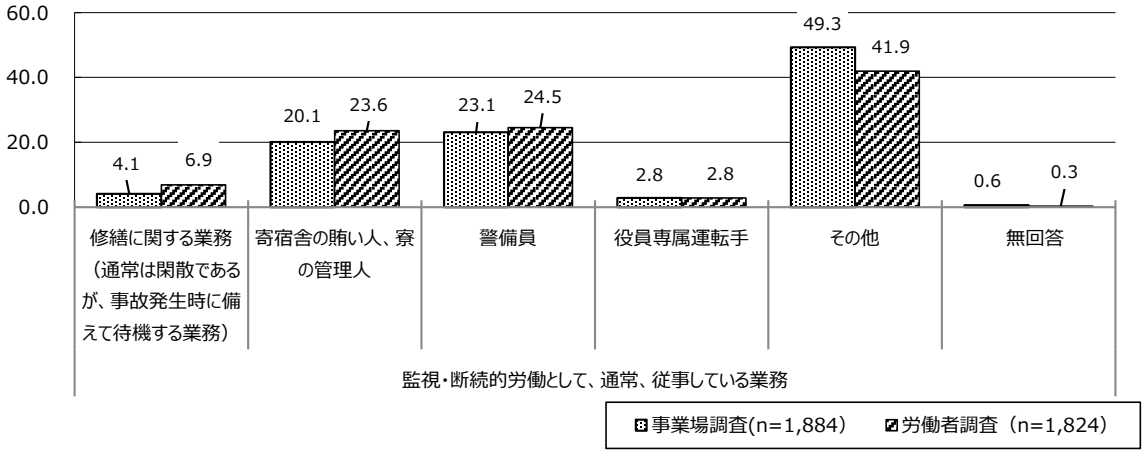

※事業場調査は、事業場において、令和６（2024）年４月１日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。設問では、「監視・断続的労働に就く労働者に、通常、どのような業務に従事させていますか。令和６（2024）年４月の実績から、最も当てはまるものを回答してください」と尋ねている。労働者調査は、令和6（2024）年4月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。設問では、「あなたは監視・断続的労働として、通常どのような業務に就いていますか」と尋ねている。

このうち事業場調査分を、業種別及び事業場形態別でみたものが図表 1-9 である。

各業務について、その業務の構成割合が全体での構成割合より 5 ポイント以上高い業種（n=20 以上）を列挙すると、「修繕に関する業務」では「電気・ガス・熱供・水道業」「不動産、物品賃貸業」、「寄宿舎の賄い人、寮の管理人」では「教育、学習支援業」「不動産、物品賃貸業」「宿泊業、飲食サービス業」「サービス業（他に分類されないもの）」、「警備員」では「複合サービス事業」「製造業」「サービス業（他に分類されないもの）」、「役員専属運転手」では「製造業」「運輸業、郵便業」「複合サービス事業」、「その他」では「医療、福祉」「電気・ガス・熱供給・水道業」となっている。

同様に、その業務の構成割合が全体での構成割合より 5 ポイント以上高い事業場形態（n=20 以上、「その他」除く）を列挙すると、「修繕に関する業務」では「営業所」、「寄宿舎の賄い人、寮の管理人」では「学校、保育所」、「警備員」では「工場、作業所」「営業所」「事業所（事務

所)」、「役員専属運転手」では「事業所（事務所)」、「その他」では、「旅館、ホテル等の宿泊施設」「病院、医療介護施設」となっている。

図表 1-9 監視・断続的労働に就く労働者が従事している業務（SA、単位＝%）

〔業種別、事業場形態別〕【事業場調査】

	n	修繕に関する業務	寄宿舎の賄い人、寮の管理人	警備員	役員専属運転手	その他	無回答
全 体	1,884	4.1	20.1	23.1	2.8	49.3	0.6
＜業種別＞							
建設業	18	16.7	0.0	0.0	22.2	61.1	0.0
製造業	35	0.0	11.4	45.7	22.9	20.0	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	56	17.9	0.0	19.6	0.0	60.7	1.8
運輸業、郵便業	29	6.9	3.4	20.7	20.7	44.8	3.4
卸売業、小売業	16	6.3	0.0	43.8	18.8	31.3	0.0
金融業、保険業	3	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0
不動産業、物品賃貸業	21	9.5	47.6	4.8	0.0	38.1	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	15	0.0	0.0	53.3	0.0	46.7	0.0
宿泊業、飲食サービス業	101	3.0	34.7	9.9	0.0	52.5	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	14	0.0	21.4	35.7	0.0	42.9	0.0
教育、学習支援業	76	1.3	67.1	25.0	1.3	5.3	0.0
医療、福祉	1,112	4.1	16.2	17.2	0.0	61.6	0.9
複合サービス事業	23	4.3	17.4	52.2	17.4	8.7	0.0
サービス業（他に分類されないもの）	351	1.7	25.9	40.7	6.8	24.8	0.0
＜事業場形態別＞							
事業所（事務所）	350	4.6	8.6	35.1	13.1	38.3	0.3
営業所	60	15.0	6.7	46.7	1.7	30.0	0.0
店舗、飲食店	3	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
工場、作業所	31	3.2	9.7	58.1	3.2	25.8	0.0
輸送・配送センター	5	0.0	0.0	40.0	0.0	60.0	0.0
病院、医療介護施設	787	4.4	13.0	21.6	0.0	60.2	0.8
学校、保育所	66	1.5	66.7	25.8	0.0	6.1	0.0
旅館、ホテル等の宿泊施設	76	2.6	17.1	10.5	0.0	69.7	0.0
その他	499	2.6	35.7	13.0	0.8	46.9	1.0

※令和６（2024）年４月１日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。表側の「業種」「事業場形態」（n=20以上、事業場形態「その他」除く）において、各業務で全体より5ポイント以上高い値に網。

1-3. 監視・断続的労働に就いている労働者の属性

(1)監視・断続的労働に就いている労働者の性別

労働者調査において、監視・断続的労働に就いている労働者の性別をみると、男性が 81.6%、女性が 17.7%などとなっている。男女比では、男性が 8 割を占めている（図表 1-10)。

性別を業務別（「その他」除く）にみると、男性の割合は、「警備員」で 98.0%、「役員専属運転手」で 96.1%とほとんどを占めており、「修繕に関する業務」では、男性が 87.3%、女性が 12.7%となっている。「寄宿舎の賄い人、寮の管理人」は、男性が 66.7%、女性が 33.0%となっており、他の業務に比べて女性の割合が高い（図表 1-11)。

図表 1-10 監視・断続的労働に就いている労働者の性別（SA、単位＝%）【労働者調査】

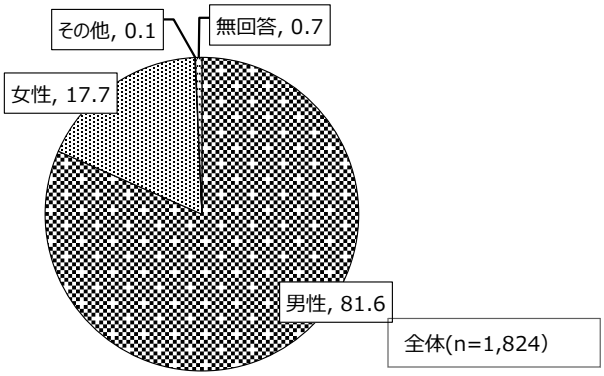

※令和６（2024）年４月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

図表 1-11 監視・断続的労働に就いている労働者の性別（SA、単位＝%）〔業務別〕【労働者調査】

	n	男性	女性	その他	無回答
全体	1,824	81.6	17.7	0.1	0.7
＜業務別＞					
修繕に関する業務	126	87.3	12.7	0.0	0.0
寄宿舎の賄い人、寮の管理人	430	66.7	33.0	0.0	0.2
警備員	446	98.0	1.3	0.0	0.7
役員専属運転手	51	96.1	2.0	0.0	2.0
その他	765	78.7	20.3	0.1	0.9

※令和６（2024）年４月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

(2)監視・断続的労働に就いている労働者の年齢

労働者調査において、監視・断続的労働に就いている労働者の年齢をみると、60 代が 38.3%と 4 割弱と最も高く、次いで、70 代が 27.1%、50 代が 18.1%などとなっている。60 代以上でみると 65.4%となっている。50 代以上では 83.5%と 8 割を占めている。

これを性別にみると、60 代以上の割合は、男性が 67.8%、女性が 54.8%となっており、女性の方がやや低い。ただし、50 代以上でみると、男女いずれも 8 割台と大半を占めている（図表 1-12）。

図表 1-12 監視・断続的労働に就いている労働者の年齢（SA、単位＝%）〔性別〕【労働者調査】

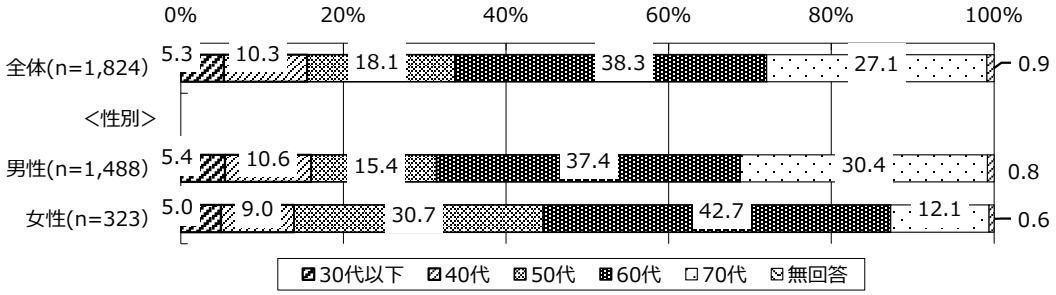

※令和６（2024）年４月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。表側の性別は、男性、女性のみ記載（以下同じ）。

これを業務別（「その他」除く）にみると、「警備員」は、70 代（39.2%）、60 代（37.7%）で、60 代以上で 8 割弱を占める。「役員専属運転手」では、60 代（47.1%）、50 代（41.2%）がともに 4 割台であり、50～60 代で 9 割弱を占めている。「寄宿舎の賄い人、寮の管理人」は、60 代が 44.7%、50 代が 21.9%、70 代が 17.2%となっており、これらの年齢層で 8 割となっている。「修繕に関する業務」は、60 代が 31.0%と最も割合が高いものの、それ以外の 40 代～50 代、及び 70 代以上も 2 割前後となっており、50 代以上の割合が高いことに違いはないが、他の業務に比べれば広範に分布している（図表 1-13）。

図表 1-13 監視・断続的労働に就いている労働者の年齢（SA、単位＝%）〔業務別〕【労働者調査】

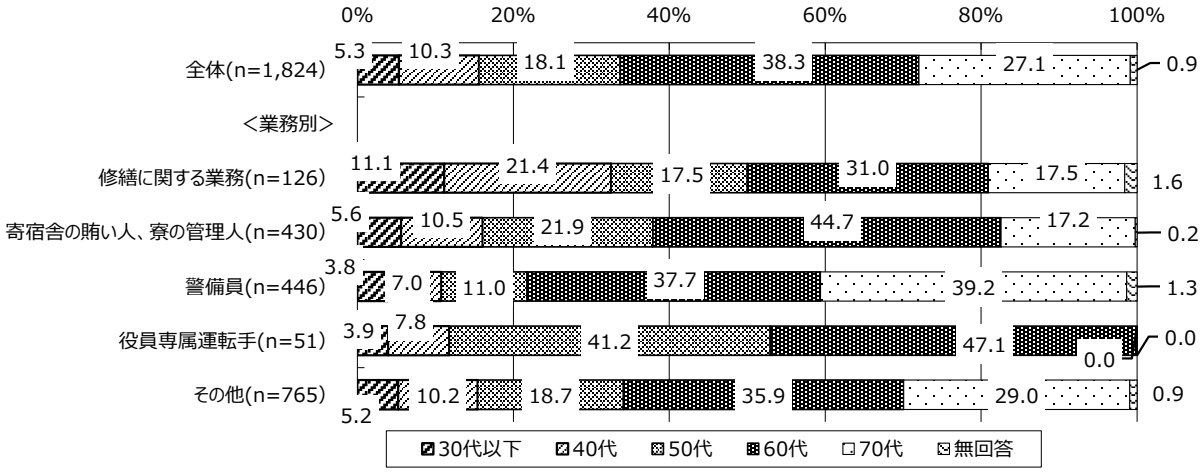

※令和６（2024）年４月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

(3)現在働いている会社での就労形態

現在働いている会社での就労形態は、「パート・アルバイト」が 39.8%と最も割合が高く、次いで、「正社員」が 23.5%、「契約社員」が 19.7%、「嘱託社員」が 9.7%などとなっている。「非正社員」（「契約社員」「パート・アルバイト」「嘱託社員」「その他」の合計。以下同じ）

の割合は7割以上を占めている。

性別にみると、男性に比べ女性の方が「パート・アルバイト」「正社員」の割合が高い。性・年齢別にみると、男女いずれも、「正社員」の割合は年齢が低くなるほど高く、それ以外の「非正社員」の就労形態のいずれも、年齢が高くなるほどおおむね割合が高くなる傾向にある（図表 1-14）。

図表 1-14　現在働いている会社での就労形態（SA、単位＝%）〔性別、性・年齢別〕【労働者調査】

		n	正社員	契約社員	嘱託社員	パート・アルバイト	その他	無回答
全体		1,824	23.5	19.7	9.7	39.8	6.4	0.9
＜性別＞								
男性		1,488	22.6	20.2	10.6	38.6	6.9	1.1
女性		323	27.2	18.3	5.3	44.6	4.3	0.3
＜性・年齢別＞								
男性	40代以下	239	59.0	8.4	5.0	25.1	2.5	0.0
	50代	229	49.3	15.7	7.0	23.1	4.4	0.4
	60代以上	1,008	7.9	24.0	12.8	45.1	8.6	1.5
女性	40代以下	45	57.8	13.3	0.0	28.9	0.0	0.0
	50代	99	42.4	15.2	5.1	36.4	1.0	0.0
	60代以上	177	10.7	20.9	6.8	53.7	7.3	0.6

※令和６（2024）年４月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

(4)現在働いている会社での勤続年数

現在働いている会社での勤続年数は、「1年以上5年未満」が37.4%で最も割合が高く、次いで、「5年以上10年未満」が30.1%、「10年以上15年未満」が12.9%などとなっている。これらの勤続年数を合計すると8割を占めている。

就労形態別にみると、「5年以上・計」（「5年以上10年未満」「10年以上15年未満」「15年以上20年未満」「20年以上」の合計。以下同じ）は、「正社員」が70.3%、「非正社員」が50.7%となっており、「正社員」の方が勤続年数は長い傾向にある。「非正社員」の分布をみると、「1年以上5年未満」が41.2%で最も割合が高く、次いで、「5年以上10年未満」が31.7%などとなっている。

業務別（「その他」除く）にみると、「5年以上・計」の割合は、「役員専属運転手」で68.6%と、他の業務が5割台であるのに比べて高くなっている。

業務・就労形態別にみると、「5年以上・計」の割合は、いずれの業務も、「非正社員」に比べ「正社員」の方が高い傾向に違いはない。ただし、「役員専属運転手」では、「5年以上・計」の割合は、「正社員」（75.0%）、「非正社員」（63.0%）となっており、他の業務に比べて「非正社員」でも勤続が長い傾向がみられる（図表 1-15）。

図表 1-15 現在働いている会社での勤続年数（SA、単位＝%）〔属性別〕【労働者調査】

		n	１年未満	１年以上５年未満	５年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上	無回答	5年以上・計
全体		1,824	5.8	37.4	30.1	12.9	6.4	5.9	1.4	55.4
＜就労形態別＞										
	正社員	428	3.7	25.5	25.2	17.3	12.4	15.4	0.5	70.3
	非正社員	1,379	6.5	41.2	31.7	11.4	4.6	3.0	1.7	50.7
＜業務別＞										
	修繕に関する業務	126	4.8	36.5	27.8	11.9	6.3	11.9	0.8	57.9
	寄宿舎の賄い人、寮の管理人	430	6.3	37.2	33.5	12.3	4.4	3.0	3.3	53.3
	警備員	446	7.6	37.9	28.0	13.9	6.1	5.4	1.1	53.4
	役員専属運転手	51	5.9	23.5	39.2	19.6	3.9	5.9	2.0	68.6
	その他	765	4.6	38.3	29.2	12.4	8.0	6.9	0.7	56.5
＜業務・就労形態別＞										
修繕に関する業務	正社員	50	4.0	20.0	26.0	16.0	10.0	24.0	0.0	76.0
	非正社員	75	5.3	46.7	29.3	9.3	4.0	4.0	1.3	46.7
寄宿舎の賄い人、寮の管理人	正社員	97	5.2	26.8	28.9	16.5	12.4	10.3	0.0	68.0
	非正社員	328	6.7	39.9	35.1	11.0	2.1	0.9	4.3	49.1
警備員	正社員	71	2.8	22.5	21.1	21.1	9.9	19.7	2.8	71.8
	非正社員	369	8.7	41.2	29.3	12.5	5.1	2.7	0.5	49.6
役員専属運転手	正社員	24	0.0	25.0	41.7	20.8	8.3	4.2	0.0	75.0
	非正社員	27	11.1	22.2	37.0	18.5	0.0	7.4	3.7	63.0
その他	正社員	182	3.8	27.5	22.0	15.9	14.8	15.9	0.0	68.7
	非正社員	578	4.8	41.9	31.5	10.9	5.9	4.2	0.9	52.4

※令和６（2024）年４月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。表頭の「5年以上・計」は、「５年以上10年未満」「10年以上15年未満」「15年以上20年未満」「20年以上」の合計。表側の就労形態の「非正社員」は、契約社員、嘱託社員、パート・アルバイト、その他の合計。

2. 監視・断続的労働に関する許可書の保存、周知の状況

2-1. 監視・断続的労働に関する許可書の保存、周知の状況

事業場調査では、「監視・断続的労働に関する許可書を保存し、事業場内で周知するなどして、労働者に許可を受けた内容について周知していますか」と尋ねている。

それによれば、「許可書を保存しており、監視・断続的労働に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している」（22.0%）、「許可書を保存しており、監視・断続的労働に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している」（66.6%）、「許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない」（8.9%）を合わせた「許可書を保存している事業場」（以下、「保存・計」という）は 97.5%に及び、「許可書を保存していない、又は、保存しているかわからない」とする事業場は 1.7%と少ない。

「許可書を周知している事業場」（「許可書を保存しており、監視・断続的労働に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している」と「許可書を保存しており、監視・断続的労働に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している」の合計。以下、「周知・計」という）は 88.6%と 9 割弱を占めている（図表 2-1）。

図表 2-1 監視・断続的労働に関する許可書を保存し、事業場内で周知するなどして、労働者に許可を受けた内容について周知していますか（SA、単位＝%）【事業場調査】

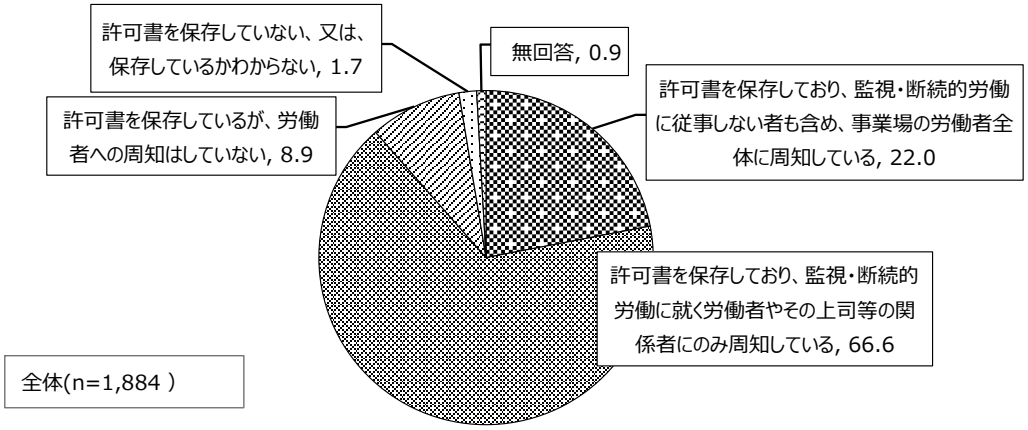

※令和６（2024）年４月１日現在での監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

これを事業場規模別にみると、いずれの規模においても、許可書の「保存・計」の割合は100%に近く、ほとんどすべての事業場が許可書を保存している。許可書の「周知・計」の割合も 9 割前後と高いが、「許可書を保存しており、監視・断続的労働に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している」とする割合をみると、50 人未満の事業場では、事業場規模が小さくなるほど、その割合が高くなる傾向にある。

許可書の「周知・計」の割合について事業場形態別（「その他」除く）にみると、いずれの形態でも、80～100%とほとんどの事業場で周知がなされており、「許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない」とする割合は、高くとも約 1 割程度である。

これを業務別（「その他」除く）にみても、いずれの業務においても、「周知・計」の割合は約 9 割となっており、特に「役員専属運転手」において、その割合が高くなっている（図表 2-2）。

図表 2-2 監視・断続的労働に関する許可書を保存し、事業場内で周知するなどして、労働者に許可を受けた内容について周知していますか（SA、単位＝%）〔属性別〕【事業場調査】

	n	許可書を保存しており、監視・断続的労働に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している	許可書を保存しており、監視・断続的労働に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している	許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない	許可書を保存していない、又は、保存しているかわからない	無回答	保存・計（※2）	周知・計（※3）
全体	1,884	22.0	66.6	8.9	1.7	0.9	97.5	88.6
＜事業場規模別＞								
1～9人	512	33.4	59.4	5.1	1.8	0.4	97.9	92.8
10～29人	422	24.9	60.7	11.1	2.1	1.2	96.7	85.5
30～49人	267	19.5	67.4	8.6	3.0	1.5	95.5	86.9
50～99人	370	10.8	75.4	11.6	1.4	0.8	97.8	86.2
100人以上	300	14.7	75.7	9.0	0.3	0.3	99.3	90.3
＜事業場形態別＞								
事業所（事務所）	350	26.3	65.7	7.4	0.3	0.3	99.4	92.0
営業所	60	38.3	53.3	3.3	5.0	0.0	95.0	91.7
店舗、飲食店	3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
工場、作業所	31	22.6	67.7	6.5	3.2	0.0	96.8	90.3
輸送・配送センター	5	40.0	60.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
病院、医療介護施設	787	17.8	69.4	10.4	1.5	0.9	97.6	87.2
学校、保育所	66	10.6	71.2	13.6	3.0	1.5	95.5	81.8
旅館、ホテル等の宿泊施設	76	30.3	56.6	6.6	5.3	1.3	93.4	86.8
その他	499	23.6	65.1	8.2	1.6	1.4	97.0	88.8
＜業務別＞								
修繕に関する業務	77	28.6	61.0	9.1	0.0	1.3	98.7	89.6
寄宿舎の賄い人、寮の管理人	379	23.0	63.9	8.4	4.2	0.5	95.3	86.8
警備員	436	20.0	70.6	8.0	1.4	0.0	98.6	90.6
役員専属運転手	52	21.2	75.0	3.8	0.0	0.0	100.0	96.2
その他	928	22.3	66.4	9.8	1.1	0.4	98.5	88.7

※1：令和６（2024）年４月１日現在での監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

※2：表頭の「保存・計」は、「許可書を保存しており、監視・断続的労働に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している」「許可書を保存しており、監視・断続的労働に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している」「許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない」の合計。

※3：表頭の「周知・計」は、「許可書を保存しており、監視・断続的労働に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している」「許可書を保存しており、監視・断続的労働に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している」の合計。

2-2. 監視・断続的労働に関する許可書に関する労働者の認知度

労働者調査では、「勤め先が労働基準監督署から受けている監視・断続的労働に関する許可書の内容（対象業務等）について知っていますか」と尋ねている。

それによれば、「許可の内容を概ね知っている」（59.9%）と「許可の内容を一部知っている」（11.7%）を合わせた「許可の内容を知っている・計」（以下同じ）の割合は、71.6%となっている。一方、「許可を受けていることは知っているが、許可書の内容までは知らない」は 20.9%である。「許可を受けているかどうか知らない」は 7.3%とわずかである（図表 2-3）。

「許可の内容を知っている・計」の割合を業務別にみると、「役員専属運転手」で 86.3%と最も高い。「許可の内容を概ね知っている」は 84.3%で、他の業務が 6 割前後であるのに比べて高くなっている。一方、他の業務も「許可の内容を知っている・計」の割合は 7 割台と高い

ものの、「許可を受けていることは知っているが、許可書の内容までは知らない」の割合は 2 割前後ある（図表 2-4）。

図表 2-3 監視・断続的労働に関する許可書の内容（対象業務等）について知っているか（SA、単位＝%）【労働者調査】

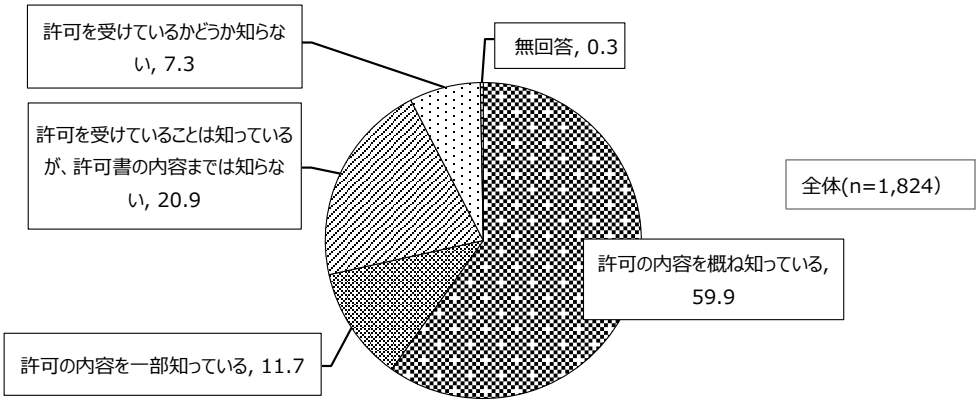

※令和６（2024）年４月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

図表 2-4 監視・断続的労働に関する許可書の内容（対象業務等）について知っているか（SA、単位＝%）〔業務別〕【労働者調査】

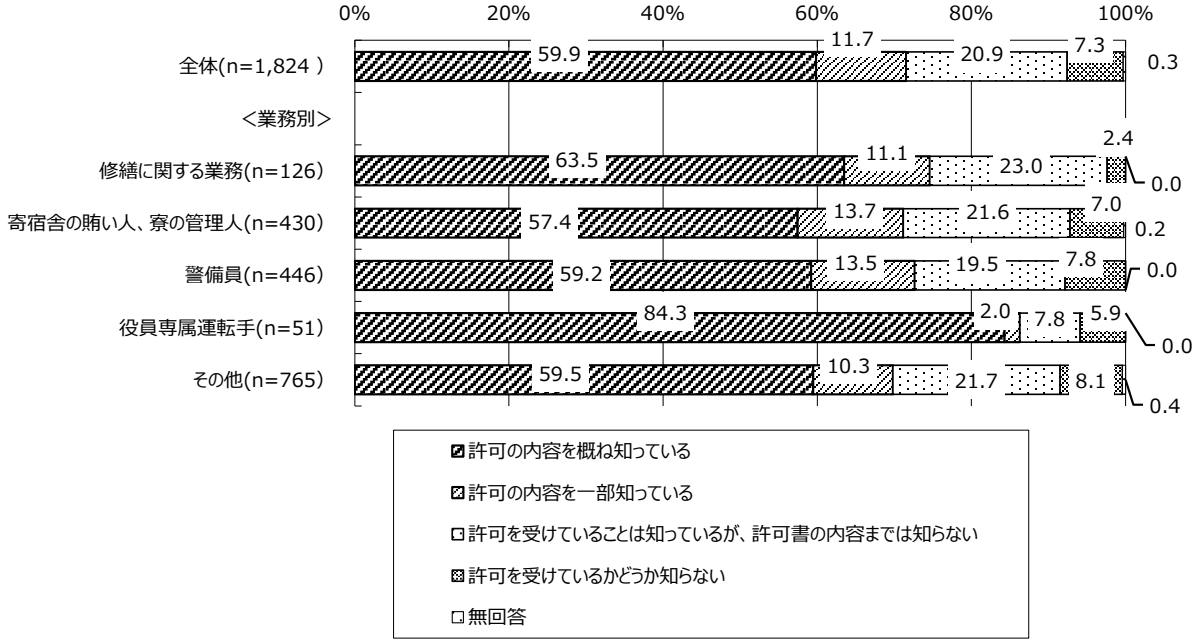

※令和６（2024）年４月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

事業場調査では、監視・断続的労働に関する許可書を保存、周知の状況を尋ねている（以下、「許可書の保存・周知別（事業場調査）」という）。そこで、これを労働者調査に接続[7]して、監視・断続的労働に関する許可書の認知度をみたものが図表 2-5 である。許可書の保存・周知別（事業場調査）にみると、許可書を周知している事業場ほど、労働者側の「許可の内容を知っている・計」の割合が高くなる傾向にある。

図表 2-5 監視・断続的労働に関する許可書の内容（対象業務等）について知っているか（SA、単位＝%）

〔事業場調査：許可書の保存・周知状況別〕【労働者調査】

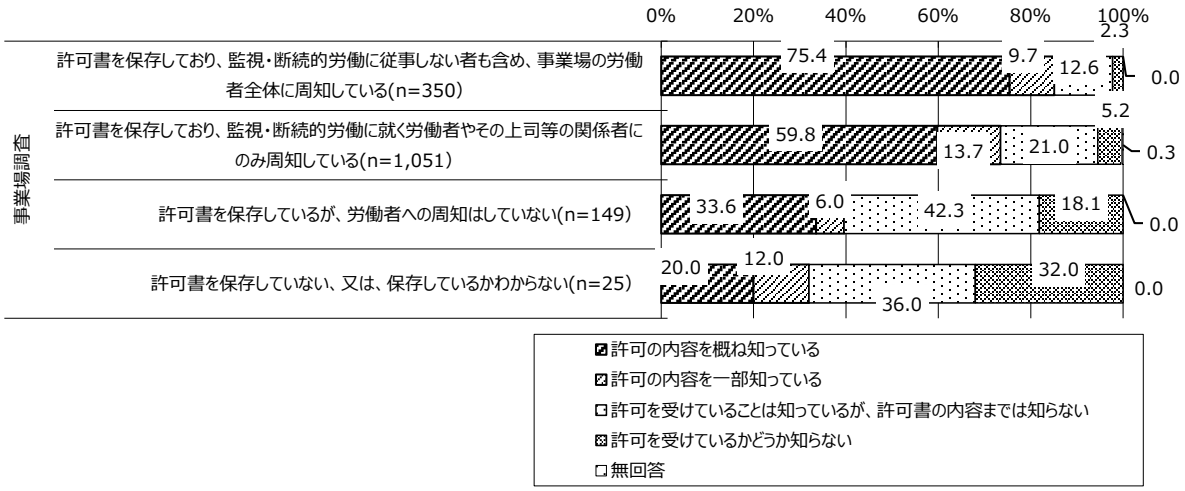

※令和6（2024）年4月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。表側は、事業場調査の許可書の保存・周知の設問（問５）を接続してクロス集計している。

3. 監視・断続的労働の働き方

3-1. 手待ち時間中に発生した作業、時間数の把握状況

(1) 手待ち時間中の作業を行った時間数の把握状況、把握の考え方

事業場調査では、断続的労働がある事業場（許可の種類（問 6）において、「断続のみ」「監視と断続の両方」と回答した事業場（n=1,863 が対象））に対して、「断続的労働に就く労働者について、手待ち時間（特に作業はなく待機していた時間。以下同じ。）中に、実際に作業（巡回や、来客対応など。以下同じ。）を行った時間数を把握していますか」と尋ねている。

それによれば、「手待ち時間中に発生した作業について、具体的な時間数まで把握している」（以下、「時間数までを把握している」という）は 52.7%であり、「手待ち時間中に作業が発生したことは把握しており、現状、具体的な時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい」が 26.5%、「手待ち時間中に作業が発生したことは把握しているが、現状、具体的な時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない」が 13.0%となっている。

[7] 労働者調査票は、事業場調査票を配付した事業場を通じて各 1 通を労働者に対して配付している。労働者調査票の回答と事業場調査票の回答は対の関係にあることから、労働者調査の回答結果に、事業場調査の回答結果を接続して集計することができる（以下同じ）。

これらを合わせた「手待ち時間中の作業の発生を把握している・計」（以下同じ）は 92.2%に及ぶ。時間数までを把握している割合は半数強である。なお、手待ち時間の発生までは把握しているが、時間数まで把握する意向がない事業場は 1 割強である。一方、「手待ち時間中に作業が発生したかどうかを把握していないが、今後は把握していきたい」（4.0%）、「手持ち時間中に作業が発生したかどうかを把握しておらず、今後も把握するつもりはない」（2.6%）であり、これらを合わせた「手待ち時間の発生を把握していない事業場・計」（以下同じ）は 6.6%と少数である（図表 3-1）。

図表 3-1　手待ち時間中の作業（巡回や、来客対応など）を行った時間数の把握状況、把握の考え方（SA、単位＝%）【事業場調査】

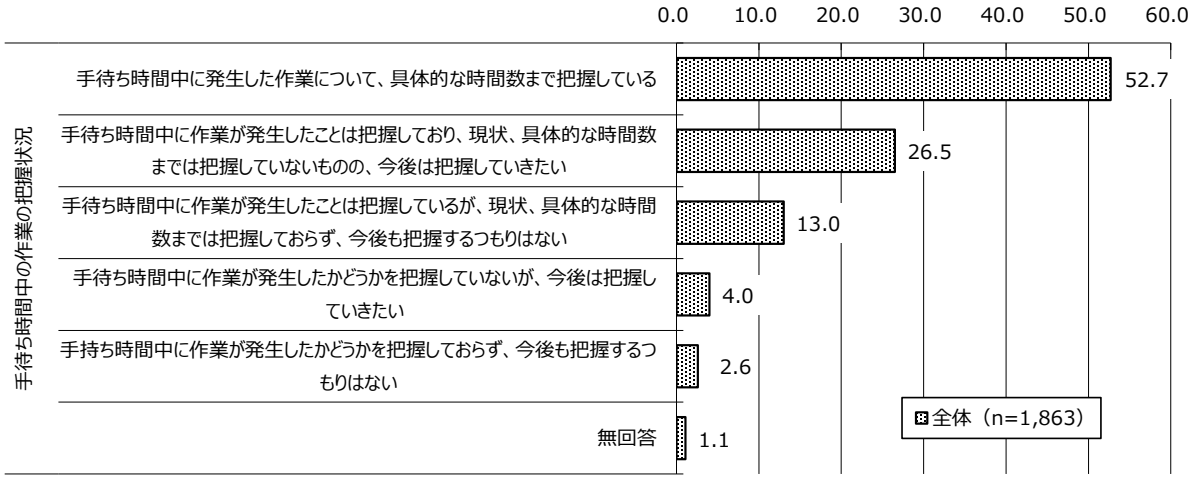

※令和６（2024）年４月１日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場のうち、断続的労働がある事業場を対象に集計。

これを事業場規模別にみると、いずれの規模においても、「手待ち時間中の作業の発生を把握している・計」の割合は 9 割台となっている。

事業場形態別（n=20 以上、「その他」除く）にみると、「手待ち時間中の作業の発生を把握している・計」は、「学校、保育所」「旅館、ホテル等の宿泊施設」で 7 割台であり、他の形態に比べてやや低い。

業務別（「その他」除く）にみると、いずれの業務も、「手待ち時間中の作業の発生を把握している・計」の割合は 9 割前後と高い（図表 3-2）。

これを許可書の保存・周知状況別にみると、許可書の周知をしている事業場の方が、手待ち時間中の作業の発生を把握している割合が高い（図表 3-3）。

図表 3-2　手待ち時間中の作業（巡回や、来客対応など）を行った時間数を把握状況、把握の考え方（SA、単位＝%）〔属性別〕【事業場調査】

	n	手待ち時間中に発生した作業について、具体的な時間数まで把握している	手待ち時間中に作業が発生したことは把握しており、現状、具体的な時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい	手待ち時間中に作業が発生したことは把握しているが、現状、具体的な時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない	手待ち時間中に作業が発生したかどうかを把握していないが、今後は把握していきたい	手持ち時間中に作業が発生したかどうかを把握しておらず、今後も把握するつもりはない	無回答	手待ち時間中の作業の発生を把握している・計（※2）
全体	1,863	52.7	26.5	13.0	4.0	2.6	1.1	92.2
＜事業場規模別＞								
1～9人	509	60.7	21.2	10.0	3.5	3.5	1.0	91.9
10～29人	420	47.9	32.1	12.1	3.6	1.7	2.6	92.1
30～49人	263	55.5	22.4	12.5	7.6	1.9	0.0	90.5
50～99人	362	50.6	28.2	16.3	2.5	1.7	0.8	95.0
100人以上	296	47.6	28.0	15.9	3.7	4.1	0.7	91.6
＜事業場形態別＞								
事業所（事務所）	342	51.8	24.9	17.5	3.8	1.5	0.6	94.2
営業所	60	41.7	31.7	11.7	3.3	11.7	0.0	85.0
店舗、飲食店	3	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	66.7
工場、作業所	30	40.0	33.3	10.0	13.3	3.3	0.0	83.3
輸送・配送センター	5	60.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0
病院、医療介護施設	780	54.7	27.9	12.4	2.1	1.2	1.7	95.1
学校、保育所	65	35.4	20.0	21.5	16.9	6.2	0.0	76.9
旅館、ホテル等の宿泊施設	76	36.8	28.9	10.5	5.3	18.4	0.0	76.3
その他	496	56.9	25.0	10.5	4.8	1.6	1.2	92.3
＜業務別＞								
修繕に関する業務	77	61.0	28.6	9.1	1.3	0.0	0.0	98.7
寄宿舎の賄い人、寮の管理人	375	53.6	23.7	12.5	6.1	1.9	2.1	89.9
警備員	428	47.7	28.7	13.6	5.8	3.7	0.5	90.0
役員専属運転手	52	61.5	21.2	15.4	0.0	1.9	0.0	98.1
その他	919	53.5	26.7	13.4	2.8	2.6	1.0	93.6

※1：令和６（2024）年４月１日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場のうち、断続的労働がある事業場を対象に集計。

※2：表頭の「手待ち時間中の作業の発生を把握している・計」は「手待ち時間中に発生した作業について、具体的な時間数まで把握している」「手待ち時間中に作業が発生したことは把握しており、現状、具体的な時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい」「手待ち時間中に作業が発生したことは把握しているが、現状、具体的な時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない」の合計。

図表 3-3　手待ち時間中の作業（巡回や、来客対応など）を行った時間数を把握状況、把握の考え方（SA、単位＝%）〔許可書の保存・周知状況別〕【事業場調査】

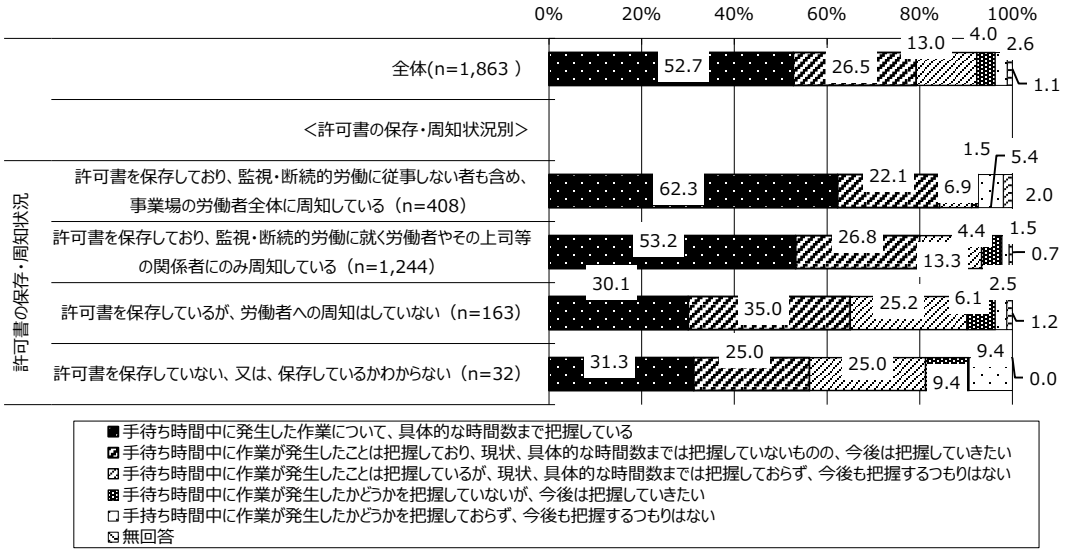

※令和６（2024）年４月１日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場のうち、断続的労働がある事業場を対象に集計。

(2)所定労働時間中に占める手待ち時間の割合

①所定労働時間中に占める手待ち時間の割合

事業場調査では、断続的労働がある事業場を対象に、「令和 6（2024）年 4 月において、拘束時間（所定労働時間）中に占める手待ち時間（特に作業はなく待機していた時間）の割合はどの程度でしたか。最も多くの労働者に当てはまるものを回答してください」[8]と尋ねている。一方、労働者調査においても、令和 6（2024）年 4 月の勤務時間中に占める手待ち時間[9]の割合について尋ねている。

事業場調査と労働者調査の結果をまとめたものが図表 3-4 である（事業場調査は無回答を除き集計。労働者調査は「手待ち時間のある業務に就いていない（監視業務にのみ従事し、断続的労働に就いていない）」及び無回答を除き集計）。設問上、手待ち時間が「ほぼ全て」であればすべて手待ち時間（特に作業はなく待機していた時間）ということになり、その割合が低くなるほど、手待ち時間に占める実作業時間の割合が高かったことを意味する[10]。

事業場調査では、「8 割以上 9 割未満」が 32.4%と最も高く、次いで、「7 割以上 8 割未満」（21.0%）、「ほぼ全て」（19.7%）などとなっている。

一方、労働者調査では、「8 割以上 9 割未満」が 30.1%と最も高く、次いで、「7 割以上 8 割未満」（20.5%）、「ほぼ全て」（14.7%）などとなっている。

---

[8] 事業場調査の調査票では、「令和 6（2024）年 4 月において、拘束時間（所定労働時間）中に占める手待ち時間の割合はどの程度でしたか。最も多くの労働者に当てはまるものを回答してください。ただし、手待ち時間中に実際に作業を行った時間は、把握している範囲で手待ち時間から除外してください。手待ち時間中に実際に作業を行った時間を把握していない場合には、手待ち時間として設定している時間の割合を回答してください」と記載している。

[9] 労働者調査の調査票では、「令和 6（2024）年 4 月に、勤務時間（所定労働時間）中に占める手待ち時間（特に作業はなく待機していた時間。以下同じ。）の割合はどの程度でしたか。勤務実績として当てはまるものを回答してください。ただし、手待ち時間中に実際に作業（巡回や、来客対応など。以下同じ。）を行った時間は、手待ち時間から除外して回答してください」と記載している。

[10] 断続的労働に従事する者の許可については、断続的労働とは休憩は少ないが手待ち時間が多い業務であり、修繕係等通常は業務閑散であるが事故に備えて待機するものや、寄宿舎の賄人等で手待ち時間が実作業時間を上回るものが許可の対象となっている。許可基準では、手待ち時間が実作業時間を上回る場合が許可の対象となっていることから、手待ち時間が 5 割未満の場合、実作業時間が 5 割以上となることから許可基準に満たないこととなるが、本調査は、令和 6（2024）年 4 月の 1 時点について聞いており、許可時点の手待ち時間・実作業時間とは異なることに留意。

図表 3-4 所定労働時間中に占める手待ち時間の割合（SA、単位＝%）【事業場調査・労働者調査】

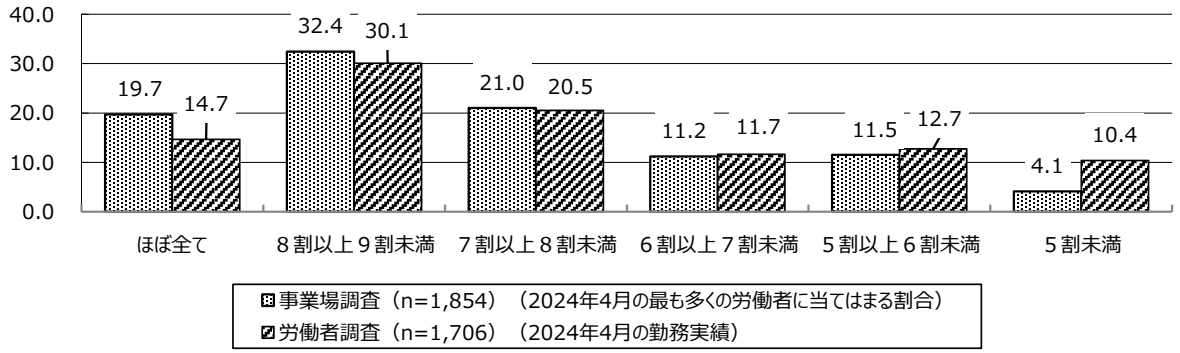

※事業場調査は、令和６（2024）年４月１日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場のうち、断続的労働がある事業場を対象に無回答を除き集計。労働者調査は、令和6（2024）年4月に監視・断続的労働に就いている者を対象に「手待ち時間のある業務に就いていない」及び無回答を除き集計。

②手待ち時間の割合「5 割未満」の理由（事業場調査）

事業場調査では、拘束時間（所定労働時間）中に占める手待ち時間の割合が「5 割未満」と回答した事業場に対して、手待ち時間の割合が、拘束時間（所定労働時間）中で 5 割に満たなくなった理由を尋ねている。それによれば、「その他」が 36.8%、「わからない・不明」が 22.4%と多く、具体的な回答としては、「許可当初から作業内容自体は変更されていないが、手待ち時間に行う作業の発生頻度が許可当初と比べて恒常的に増加しているため」が 10.5%、「許可当初から作業内容が変更されたため」が 7.9%、「臨時的な繁忙期のため」が 3.9%となっている [11]（図表 3-5）。

図表 3-5 手待ち時間の割合が、拘束時間（所定労働時間）中の５割に満たなくなった理由

（SA、単位＝%）【事業場調査】

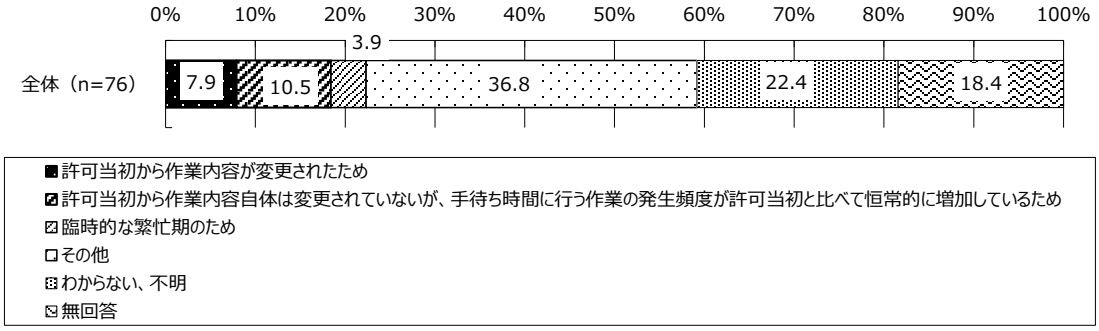

※令和６（2024）年４月１日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場のうち、断続的労働がある事業場において、拘束時間（所定労働時間）中に占める手待ち時間の割合が「5割未満」と回答した事業場を対象に集計。

[11] 手待ち時間の割合が「5 割未満」とする回答は 76 件と少ないことに留意。また、回答においても、「わからない・不明」が多い。「その他」の記載内容としては、「突発的事象が多いため：寮生のコロナ対応・相談事・建物の不備対応」「臨時的にお客様に対応することがある（時々）」「職員不足」「業務上の都合」「深夜帯に当るため」「当人が仕事を見付けて行うことも多い」などがあった。

3-2. 労働者側からみた作業時間の報告

労働者調査では、「勤務時間中、実際に作業を行った時間数について、会社側から報告を求められていますか（実績の有無にかかわらず、制度上どうなっているかでお答えください）」と尋ねている。それによれば、「報告を求められている」の割合は 54.7%であり、「報告を求められていない」は 38.8%、「わからない」が 5.6%となっている（図表 3-6）。

また、労働者調査では、「勤務時間中、実際に作業を行った時間数[12]について、会社側に報告していますか」とも尋ねている。それによれば、「報告している」が 67.2%であり、「報告していない」は 32.2%となっている。

これを会社側からの作業時間数の報告指示の有無別にみると、会社側から報告を求められていない者に比べ、報告を求められている者の方が「報告している」割合が高く、その割合は 95.7%に及ぶ。会社側から報告を求められている者のほとんどが、作業時間数を報告していることがうかがえる。一方、「報告を求められていない」場合、「報告している」割合は 29.5%である（図表 3-7）。

図表 3-6 勤務時間中、実際に作業を行った時間数について、会社側から報告を求められているか（SA、単位＝%）【労働者調査】

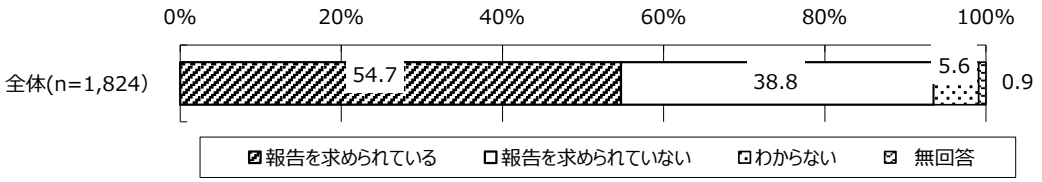

※令和６（2024）年４月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

図表 3-7 実際の作業時間数の会社側への報告の有無（SA、単位＝%）〔会社側からの作業時間数の報告指示別〕【労働者調査】

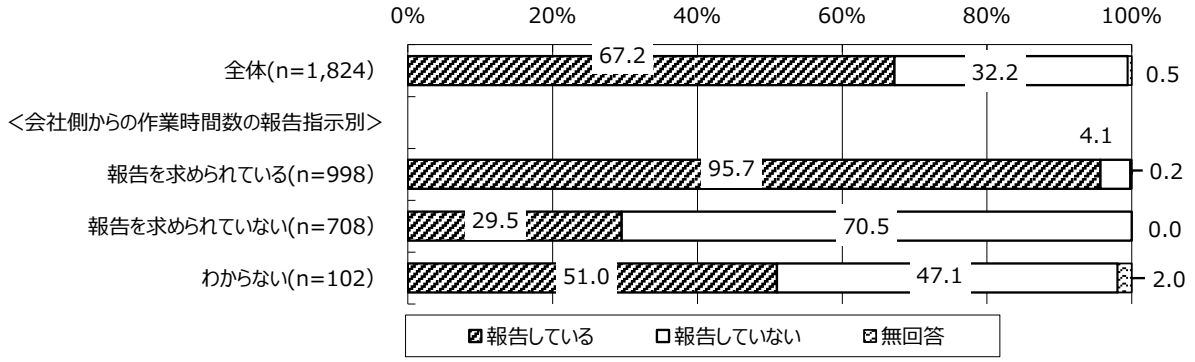

※令和６（2024）年４月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

[12] 調査票上では、本設問について、「作業日報、作業日誌などに作業を行った時間数も記載している場合には「報告している」を選んでください」と注記している。

参考として、会社側からの作業時間数の報告指示、及び、実際の作業時間数の会社側への報告の有無について、業務別にみたものが図表 3-8 である。

それによれば（「その他」除く）、作業時間数の「報告を求められている」とする割合が高いのは、「役員専属運転手」（76.5%）、「警備員」（59.2%）、「修繕に関する業務」（54.0%）であり、それらに比べて「寄宿舎の賄い人、寮の管理人」は 44.4%で低い（図表 3-8①）。

次に、作業時間数の会社への報告については、「報告している」割合が高いのは、「役員専属運転手」（78.4%）、「警備員」（75.1%）が 7 割台と高く、それらに比べて、「寄宿舎の賄い人、寮の管理人」は 54.7%で低くなっている（図表 3-8②）。

図表 3-8 勤務時間中の作業時間について会社側から報告を求められているかの有無、及び、作業時間数の会社への報告の有無（SA、単位＝%）〔業務別〕【労働者調査】

	①勤務時間中の作業時間について、会社に報告を求められているか(SA)					②勤務時間中の作業時間を、会社側に報告しているか(SA)			
	n	報告を求められている	報告を求められていない	わからない	無回答	n	報告している	報告していない	無回答
全体	1,824	54.7	38.8	5.6	0.9	1,824	67.2	32.2	0.5
＜業務別＞									
修繕に関する業務	126	54.0	42.9	2.4	0.8	126	65.1	34.1	0.8
寄宿舎の賄い人、寮の管理人	430	44.4	49.3	5.6	0.7	430	54.7	45.3	0.0
警備員	446	59.2	33.9	6.5	0.4	446	75.1	24.2	0.7
役員専属運転手	51	76.5	21.6	2.0	0.0	51	78.4	19.6	2.0
その他	765	57.0	36.5	5.6	0.9	765	69.5	30.2	0.3

※令和６（2024）年４月に監視･断続的労働に就いている者を対象に集計。

先述のとおり、勤務時間中の作業時間数について会社側から報告を求められている者ほど、会社に作業時間数を報告する傾向にあり、また、3-1(1)で見たように、許可書の周知をしている事業場の方が、手待ち時間中の作業の発生を把握している割合が高い。そこで、会社側からの作業時間数の報告指示、及び、実際の作業時間数の会社側への報告の有無について、事業場調査の許可書の保存・周知別、及び、手待ち時間中の作業の把握状況別にみたものが図表 3-9 である。

まず、許可書の保存・周知別（事業場調査）にみると、許可書を周知している事業場で働く者ほど、「報告を求められている」とする割合が高くなる傾向にある。また、許可書を周知している事業場で働く者ほど、作業時間数を会社側に報告している。

同様に、手待ち時間中の作業の把握状況別（事業場調査）にみると、作業の発生を把握していない事業場に比べて、発生した作業の時間数まで把握している事業場で働いている者ほど、「報告を求められている」とする割合が高くなる傾向にあり、また、作業時間数を会社側に報告している。

図表 3-9 勤務時間中の作業時間について会社側から報告を求められているかの有無、及び作業時間の会社への報告の有無（SA、単位＝%）〔事業場調査：許可書の保存・周知状況別、及び、手待ち時間中の作業の把握状況別〕

【労働者調査】

		勤務時間中の作業時間について、会社に報告を求められているか(SA)					勤務時間中の作業時間を、会社側に報告しているか(SA)			
		n	報告を求められている	報告を求められていない	わからない	無回答	n	報告している	報告していない	無回答
全体		1,824	54.7	38.8	5.6	0.9	1,824	67.2	32.2	0.5
事業場調査	＜許可書の保存・周知状況別（※2）＞									
	許可書を保存しており、監視・断続的労働に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している	350	66.9	28.3	4.3	0.6	350	75.1	24.9	0.0
	許可書を保存しており、監視・断続的労働に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している	1,051	52.6	41.7	4.9	0.8	1,051	66.3	33.3	0.4
	許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない	149	45.0	48.3	6.7	0.0	149	61.7	37.6	0.7
	許可書を保存していない、又は、保存しているかわからない	25	40.0	60.0	0.0	0.0	25	48.0	52.0	0.0
	＜手待ち時間中の作業の把握状況別（※3）＞									
	発生した作業の時間数まで把握	836	67.7	27.5	4.2	0.6	836	78.3	21.2	0.5
	発生した作業は把握しているが時間数は把握していない	623	42.2	51.8	5.5	0.5	623	57.0	42.9	0.2
	作業の発生を把握していない	93	24.7	65.6	7.5	2.2	93	43.0	57.0	0.0

※１：令和6（2024）年4月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

※2：表側は、事業場調査の許可書の保存・周知状況の設問（問７）を労働者調査に接続してクロス集計している。

※3：表側は、事業場調査の手待ち時間中の作業の把握状況の設問（問９）を労働者調査に接続してクロス集計している。「発生した作業の時間数まで把握」は、正確には「手待ち時間中に発生した作業について、具体的な時間数まで把握している」。「発生した作業は把握しているが時間数は把握していない」は、「手待ち時間中に作業が発生したことは把握しており、現状、具体的な時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい」「手待ち時間中に作業が発生したことは把握しているが、現状、具体的な時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない」の合計。「作業の発生を把握していない」は、「手待ち時間中に作業が発生したかどうかを把握していないが、今後は把握していきたい」「手持ち時間中に作業が発生したかどうかを把握しておらず、今後も把握するつもりはない」の合計。

4. 監視・断続的労働に対する健康・福祉を確保するための措置、労務管理

4-1. 監視・断続的労働に対する特別な対応

(1)監視・断続的労働に対する健康・福祉を確保するための措置

事業場調査では、①労働者の健康・福祉を確保するための措置として、監視・断続的労働に就く労働者にのみ特別に行っている対応の有無・考えを尋ねたうえで、「特別に行っている対応がある」事業場に対して、②監視・断続的労働に就く労働者にのみ行っている特別な対応の内容についても尋ねている。これらをまとめたものが図表 4-1 である。

監視・断続的労働に就く労働者にのみ特別に行っている対応の有無・考え（複数回答）について、「特別に行っている対応がある」とする割合は 16.3%となっている。「特別に行っている対応はないが、監視・断続的労働の業務に就かない労働者と同様の健康・福祉確保措置を実施している」は 49.4%であり、「特別に行っている対応はないが、今後、特別な健康・福祉確保措置の実施を考えていきたい」は 30.7%となっている（図表 4-1①）。

監視・断続的労働に就く労働者にのみ行っている特別な対応の内容（複数回答）については、「勤務状況及び健康状態に応じて、通常受診するもの以外に健康診断を実施する」が 71.7%と突出して高く、次いで、「勤務状況及び健康状態に応じて、産業医等による健康指導を行う」が 23.8%、「勤務状況及び健康状態に応じて、代償休息または特別な休暇を付与する」が 14.7%、「健康相談窓口を設置する」が 14.3%、「勤務状況及び健康状態に配慮し、必要な場合

に別の部署に配置転換する」が 12.4%、「その他」[13]が 9.4%となっている（図表 4-1②）。

図表 4-1 労働者の健康・福祉を確保するための措置として、監視・断続的労働に就く労働者にのみ特別に行っている対応の状況（単位＝%）【事業場調査】

【①監視・断続的労働に就く労働者にのみ特別に行っている対応の有無・考え（MA）】

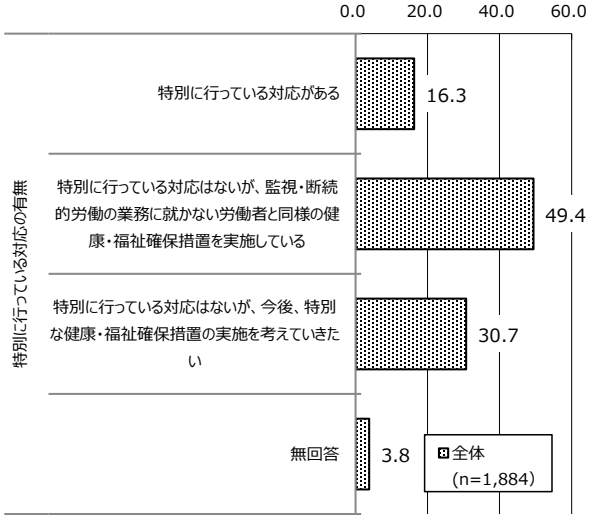

※令和６（2024）年４月１日現在での監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

【②監視・断続的労働に就く労働者にのみ行っている特別な対応の内容（MA）】

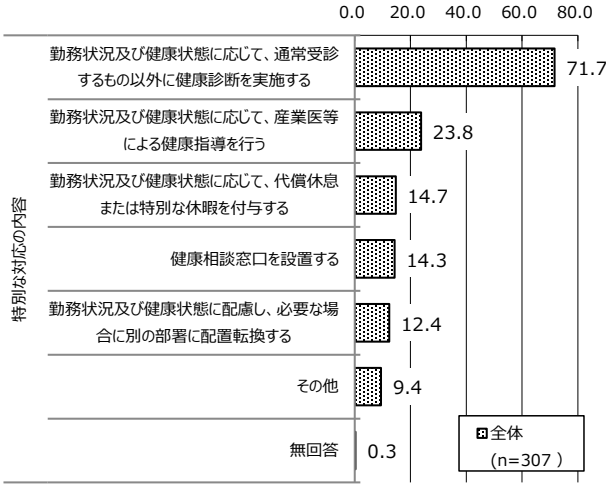

※令和６（2024）年４月１日現在での監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象のうち、監視・断続的労働に就く労働者にのみ「特別に行っている対応がある」と回答した事業場を対象に集計。

(2)監視・断続的労働に就くにあたり健康・福祉を確保するための特別の措置に関する要望

労働者調査では、監視・断続的労働に就くにあたり、会社側に対して、健康・福祉を確保するための特別の措置[14]を求めたいと思うか、と尋ねている。それによれば、「そう思う・計」（「非常にそう思う」「そう思う」の合計）は、37.2%となっている（図表 4-2）。

これを事業場形態別（n=20 以上）にみると、「そう思う・計」の割合が高いのは、「工場、作業所」「旅館、ホテル等の宿泊施設」などとなっている。

業務別（「その他」除く）にみると、「寄宿舎の賄い人、寮の管理人」で 40.7%と他に比べて高い。

勤務時間に占める手待ち時間の割合別にみると、手待ち時間の割合がおおむね低くなるほど、「そう思う・計」の割合が高くなる傾向にあり、「5 割未満」では 46.9%と最も高くなって

[13] 「その他」が 9.4%（29 件）あるが、「法定休暇以上の休暇付与（有給休暇）」「月／3 名の交代制」「連続勤務を 2 日までとしている（3 連勤以上はつけない）」「他部署と比べて休日を多く」「有給の取りやすさ、不調時の交代のしやすさ」「夏休み、春休み期間中は季節休暇を付与している」「時間内については給食を提供」「年 1 度の胸部レントゲンの受診費用の免除」「体、心の悩みなど、時々面談している」「外部によるストレスチェック診断、インフルエンザワクチン費用全額負担、毎月の疲労度チェックリストの提出」「保険をかけている」等の記載がみられた。

[14] 調査票上、「特別の措置とは、監視・断続的労働に就く労働者を対象として、法令で義務づけられているもの以外の健康診断や、産業医等による健康指導、代償休息、特別な休暇、健康相談窓口の設置などの対応を実施することをいいます」と注記している。

いる（図表 4-3）。

図表 4-2 監視・断続的労働に就くにあたり、会社側に対して、健康・福祉を確保するための特別の措置を求めたいと思いますか（SA、単位＝%）【労働者調査】

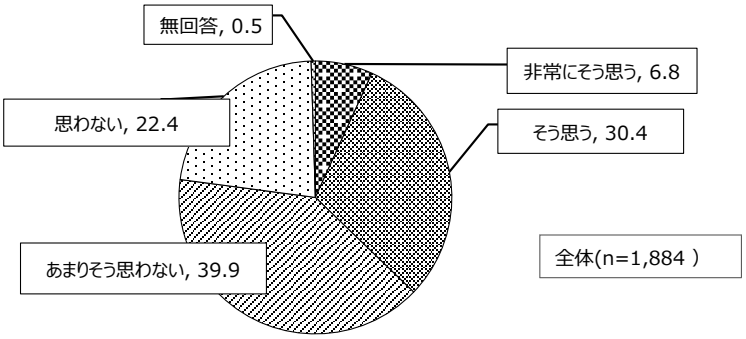

※令和６（2024）年４月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

図表 4-3 監視・断続的労働に就くにあたり、会社側に対して、健康・福祉を確保するための特別の措置を求めたいと思いますか（SA、単位＝%）〔事業場形態別、業務別、勤務時間に占める手待ち時間の割合別〕【労働者調査】

	監視・断続的労働に就くにあたり、会社側に対して、健康・福祉を確保するための特別の措置を求めたいと思いますか						そう思う・計	思わない・計
	n	非常にそう思う	そう思う	あまりそう思わない	思わない	無回答		
全体	1,824	6.8	30.4	39.9	22.4	0.5	37.2	62.3
＜事業場形態別（※3）＞								
事業所（事務所）	342	9.1	25.4	40.4	24.9	0.3	34.5	65.2
営業所	55	3.6	30.9	41.8	23.6	0.0	34.5	65.5
店舗、飲食店	3	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
工場、作業所	31	9.7	41.9	25.8	22.6	0.0	51.6	48.4
輸送・配送センター	5	0.0	40.0	40.0	20.0	0.0	40.0	60.0
病院、医療介護施設	709	4.8	31.9	39.5	23.3	0.6	36.7	62.8
学校、保育所	61	6.6	21.3	59.0	13.1	0.0	27.9	72.1
旅館、ホテル等の宿泊施設	70	5.7	35.7	45.7	11.4	1.4	41.4	57.1
その他	468	6.0	31.0	38.9	23.5	0.6	37.0	62.4
＜業務別＞								
修繕に関する業務	126	8.7	26.2	37.3	27.0	0.8	34.9	64.3
寄宿舎の賄い人、寮の管理人	430	10.2	30.5	41.9	17.2	0.2	40.7	59.1
警備員	446	6.7	29.8	41.7	21.5	0.2	36.5	63.2
役員専属運転手	51	3.9	17.6	47.1	31.4	0.0	21.6	78.4
その他	765	4.8	32.5	37.8	24.6	0.3	37.4	62.4
＜勤務時間に占める手待ち時間の割合別（※4）＞								
ほぼ全て	250	6.8	27.2	34.8	30.8	0.4	34.0	65.6
８割以上９割未満	513	5.1	28.7	42.7	23.6	0.0	33.7	66.3
７割以上８割未満	350	6.9	32.6	39.7	20.9	0.0	39.4	60.6
６割以上７割未満	199	5.5	26.6	48.7	19.1	0.0	32.2	67.8
５割以上６割未満	217	6.0	34.1	43.3	15.7	0.9	40.1	59.0
５割未満	177	13.6	33.3	37.3	15.8	0.0	46.9	53.1

※1：令和６（2024）年４月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。
※2：「そう思う・計」は、「非常にそう思う」「そう思う」の合計。「思わない・計」は「あまりそう思わない」「思わない」の合計。
※3：表側の「事業場形態別」は、事業場調査の設問を使用（事業場調査の設問を接続）。
※4：表側の「勤務時間に占める手待ち時間の割合別」は、「手待ち時間のある業務に就いていない」を記載割愛。

4-2. 監視・断続的労働の労務管理

(1)監視・断続的労働の労務管理をする上で重要なこと

事業場調査では、「監視・断続的労働について労務管理をする上で、どのようなことが重要だと考えていますか。現状気をつけている・工夫していること又は今後気をつけたい・工夫したいことで、最も当てはまるものを一つ選択してください」と尋ねている。それによれば、「拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずること」が 40.7%と最も高く、次いで、「許可を受けた時間帯以外に作業が発生した場合、その時間を適正に把握すること」(23.8%)、「手待ち時間を十分に確保できるよう（手待ち時間中に作業過多とならないよう）業務量を調整すること」(17.9%)、「許可書を保存し、その内容を企業内、事業場内で周知すること」(12.7%）が続く。

これを業務別（「その他」除く）にみると、「拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずること」の割合が高いのは、「役員専属運転手」(55.8%)、「警備員」(49.3%）などである。「許可を受けた時間帯以外に作業が発生した場合、その時間を適正に把握すること」は「寄宿舎の賄い人、寮の管理人」(32.5%）で他の業務に比べて高い。「手待ち時間を十分に確保できるよう（手待ち時間中に作業過多とならないよう）業務量を調整すること」は「修繕に関する業務」(24.7%）で他の業務に比べ高くなっている（図表 4-4)。

図表 4-4 監視・断続的労働の労務管理をする上で重要なこと(SA、単位＝%)〔業務別〕【事業場調査】

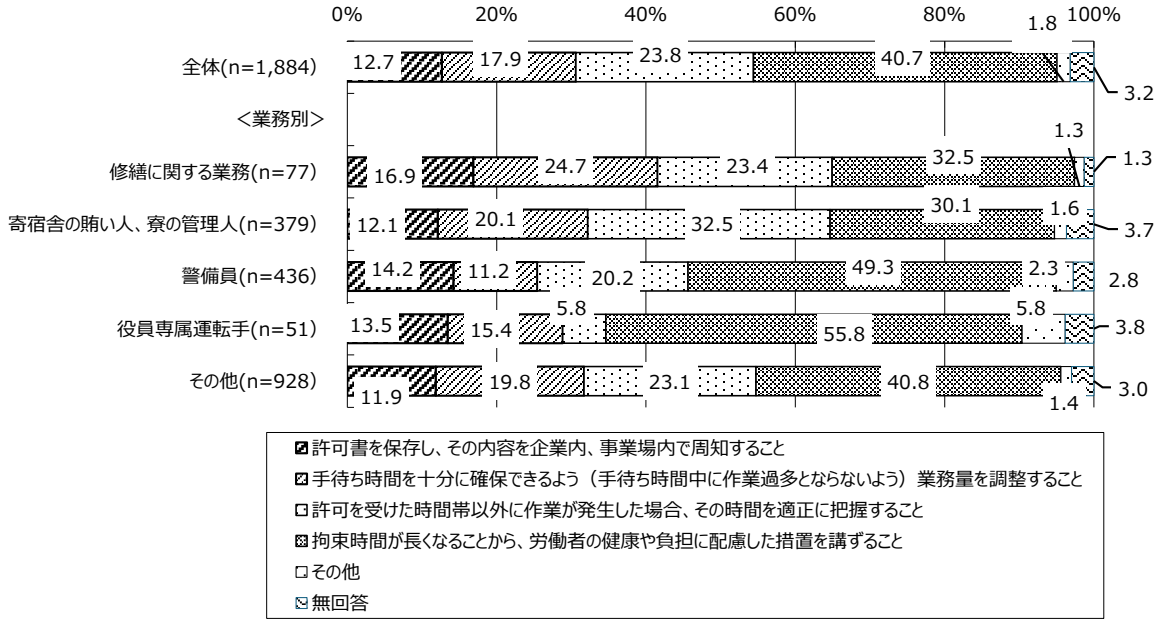

※事業場において、令和６（2024）年４月１日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

(2)監視・断続的労働について、労務管理を実現するために必要な制度

調査では、事業場調査、労働者調査のいずれも、「監視・断続的労働について、今後よりよい労務管理を実現していくためには、どのような制度が必要だと思いますか」と尋ねている。両調査の結果をまとめたものが図表 4-5 である。

それによれば、事業場調査、労働者調査いずれも、「特になし」(事業場 46.0%、労働者 59.6)の割合が最も高い。一方、必要な制度の具体的な項目としては、「拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」(事業場 40.0%、労働者 31.5%)の割合が最も高く、次いで、「許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい」(事業場 10.1%、労働者 8.8%)、「許可に明示的な有効期限をつけた方がよい(更新制とした方がよい)」(事業場 7.0%、労働者 6.3%)などとなっている。

両調査の割合を比較すると、「拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」で労働者調査に比べ事業場調査の方が 8.5 ポイント高くなっている。

図表 4-5 監視・断続的労働について、今後、よりよい労務管理を実現するために必要な制度

(MA、単位=%)【事業場調査・労働者調査】

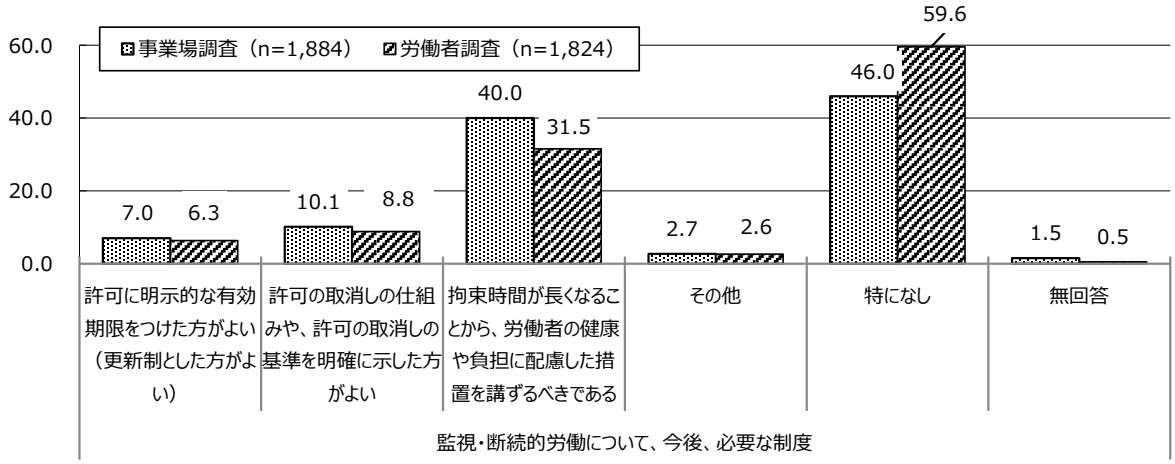

※事業場調査は、令和6(2024)年4月1日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。労働者調査は、令和6(2024)年4月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

事業場調査、労働者調査の結果についてそれぞれ業務別(「その他」除く)にみたものが図表 4-6 である。それによれば、事業場調査では、「拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」の割合は、「警備員」(43.1%)、「寄宿舎の賄い人、寮の管理人」(38.0%)で高くなっており、労働者調査においても、「寄宿舎の賄い人、寮の管理人」(37.2%)、「警備員」(35.4%)で高くなっている。

図表 4-6 監視・断続的労働について、今後、よりよい労務管理を実現するために必要な制度

（MA、単位＝%）〔業務別〕【事業場調査・労働者調査】

		監視・断続的労働について、今後、必要な制度 (MA)						
		n	許可に明示的な有効期限をつけた方がよい（更新制とした方がよい）	許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい	拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである	その他	特になし	無回答
事業場調査	全体	1,884	7.0	10.1	40.0	2.7	46.0	1.5
	＜業務別＞							
	修繕に関する業務	77	9.1	13.0	36.4	3.9	44.2	1.3
	寄宿舎の賄い人、寮の管理人	379	7.7	10.6	38.0	2.1	50.1	0.8
	警備員	436	5.0	8.5	43.1	4.6	40.4	1.8
	役員専属運転手	52	1.9	15.4	26.9	0.0	55.8	3.8
	その他	928	7.7	10.2	40.5	2.0	46.6	1.2
労働者調査	全体	1,824	6.3	8.8	31.5	2.6	59.6	0.5
	＜業務別＞							
	修繕に関する業務	126	4.8	10.3	27.0	0.8	61.9	1.6
	寄宿舎の賄い人、寮の管理人	430	7.0	9.5	37.2	4.2	53.0	0.0
	警備員	446	5.4	8.5	35.4	2.9	56.1	0.4
	役員専属運転手	51	3.9	9.8	13.7	0.0	82.4	0.0
	その他	765	6.8	8.2	28.1	2.1	63.7	0.4

※事業場調査は、令和６（2024）年４月１日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。労働者調査は、令和６（2024）年４月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

参考として、事業場調査について許可書の保存・周知状況別、労働者調査について許可書の内容の認知度別にみたものが図表 4-7 である。

まず、事業場調査において許可書の保存・周知状況別にみると、許可書を周知していない事業場であるほど、「拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」とする割合が高くなる傾向にある。

一方、労働者調査において許可書の内容の認知度別にみると、許可書の内容の認知度が低くなるほど、「拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」とする割合が高くなる傾向にある。

図表 4-7 監視・断続的労働について、今後、よりよい労務管理を実現するために必要な制度（MA、単位＝%）

〔事業場調査：許可書の保存・周知状況、労働者調査：許可書の内容の認知度〕【事業場調査・労働者調査】

		監視・断続的労働について、今後、必要な制度 (MA)						
		n	許可に明示的な有効期限をつけた方がよい（更新制とした方がよい）	許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい	拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである	その他	特になし	無回答
事業場調査	全体（事業場調査）	1,884	7.0	10.1	40.0	2.7	46.0	1.5
	＜許可書の保存・周知状況＞							
	許可書を保存しており、監視・断続的労働に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している	414	11.4	13.0	36.5	3.4	45.4	1.7
	許可書を保存しており、監視・断続的労働に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している	1,254	5.8	9.0	40.4	2.2	47.2	1.1
	許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない	167	4.2	12.0	43.7	3.6	39.5	1.8
	許可書を保存していない、又は、保存しているかわからない	32	9.4	9.4	50.0	6.3	43.8	3.1
労働者調査	全体（労働者調査）	1,824	6.3	8.8	31.5	2.6	59.6	0.5
	＜許可書の内容の認知度＞							
	許可の内容を概ね知っている	1,092	6.0	6.6	25.6	1.8	65.8	0.5
	許可の内容を一部知っている	213	6.1	12.2	37.6	2.8	52.6	0.5
	許可を受けていることは知っているが、許可書の内容までは知らない	381	6.6	12.1	40.9	4.7	49.1	0.8
	許可を受けているかどうか知らない	133	7.5	12.0	43.6	3.0	49.6	0.0

※事業場調査は、令和６（2024）年４月１日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。労働者調査は、令和６（2024）年４月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

また、勤務時間に占める手待ち時間の割合別にみたものが図表 4-8 である。事業場調査では、手待ち時間の割合がおおむね低くなるほど、「拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」「許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい」などの割合が高くなる傾向にある。とくに、「5 割未満」では、「拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」の割合は 55.3%と最も高い。なお、手待ち時間の割合が高くなるほど、「特になし」の割合は高くなり、「ほぼ全て」が手待ち時間の場合に「特になし」は 51.8%となっている。

一方、労働者調査においても同様の傾向であり、手待ち時間の割合がおおむね低くなるほど、「拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」「許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい」などの割合が高くなる傾向にある。手待ち時間の割合が高くなるほど、「特になし」の割合は高くなる（「ほぼ全て」で 70.4%）。

なお、健康・福祉を確保するための特別措置の要望別にみると、特別措置の要望で「思わない」に比べ「非常にそう思う」とする者ほど、いずれの項目の割合も高くなっている。とくに、「非常にそう思う」では、「拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」の割合が 68.5%と高くなっている（図表 4-9）。

図表 4-8 監視・断続的労働について、今後、よりよい労務管理を実現するために必要な制度（MA、単位＝%）

〔勤務時間に占める手待ち時間の割合別〕【事業場調査・労働者調査】

		監視・断続的労働について、今後、必要な制度 (MA)						
		n	許可に明示的な有効期限をつけた方がよい（更新制とした方がよい）	許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい	拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである	その他	特になし	無回答
事業場調査	全体（事業場調査）	1,884	7.0	10.1	40.0	2.7	46.0	1.5
	＜勤務時間に占める手待ち時間の割合別＞							
	ほぼ全て	365	6.0	8.2	33.4	2.5	51.8	1.6
	８割以上９割未満	601	7.2	8.8	41.9	2.8	44.4	0.7
	７割以上８割未満	390	4.1	9.0	37.9	2.1	49.5	1.8
	６割以上７割未満	208	5.3	11.1	40.4	3.8	44.2	1.9
	５割以上６割未満	214	13.6	15.9	44.9	2.3	42.5	0.0
	５割未満	76	11.8	17.1	55.3	2.6	26.3	3.9
労働者調査	全体（労働者調査）	1,824	6.3	8.8	31.5	2.6	59.6	0.5
	＜勤務時間に占める手待ち時間の割合別（※2）＞							
	ほぼ全て	250	5.2	7.2	21.2	0.4	70.4	0.0
	８割以上９割未満	513	3.9	5.5	27.5	2.3	66.7	0.2
	７割以上８割未満	350	7.4	8.3	31.1	2.9	60.3	0.3
	６割以上７割未満	199	4.5	10.6	38.2	1.0	53.3	0.5
	５割以上６割未満	217	6.9	10.1	37.8	2.8	51.6	0.5
	５割未満	177	14.7	17.5	46.3	9.0	39.5	0.6

※1：事業場調査は、令和６（2024）年４月１日現在で、監視・断続的労働を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。労働者調査は、令和６（2024）年４月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

※2：表側の労働者調査「勤務時間に占める手待ち時間の割合別」は、「手待ち時間のある業務に就いていない」を記載割愛。

図表 4-9 監視・断続的労働について、今後、よりよい労務管理を実現するために必要な制度（MA、単位＝%）

〔健康・福祉を確保するための特別措置の要望別〕【労働者調査】

	監視・断続的労働について、今後、必要な制度 (MA)						
	n	許可に明示的な有効期限をつけた方がよい（更新制とした方がよい）	許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい	拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである	その他	特になし	無回答
全体（労働者調査）	1,824	6.3	8.8	31.5	2.6	59.6	0.5
＜健康・福祉を確保するための特別措置の要望別＞							
非常にそう思う	124	25.8	23.4	68.5	12.9	19.4	0.8
そう思う	555	8.1	11.9	57.8	3.4	31.2	0.4
あまりそう思わない	727	4.4	7.6	19.5	1.5	71.4	0.1
思わない	409	1.2	2.4	5.9	0.5	90.5	0.2

※令和６（2024）年４月に監視・断続的労働に就いている者を対象に集計。

第3章　宿日直許可調査の調査結果の概要[15]

1. 回答者属性

1-1. 宿日直を行わせている事業場の回答属性

(1)事業場において取得している許可の種類

本調査は、労働基準法第 41 条第 3 号の適用において、平成 30 年、令和元年、令和 2 年及び令和 3 年の計 4 年間に、労働基準監督署への許可申請に対して宿日直許可（労働基準法施行規則第 23 条）が出された事業場の全数を対象としている。事業場調査では、調査時点（令和 6（2024）年 4 月 1 日現在）の事業場における宿直、日直の有無を尋ねており、宿直、日直いずれか 1 つでも「今も行わせている」事業場は 84.9%（n=1,963／全体 n=2,312。図表記載割愛）だった。

「宿日直を行っている事業場」において、取得している許可の種類では、「宿直のみ」が 64.3%、「日直のみ」が 2.8%、「宿直と日直の両方」が 32.7%である。「宿直の許可を取得している事業場」（「宿直のみ」と「宿直と日直の両方」の合計。「宿直がある事業場」という）は 97.0%（n=1,905）であり、「日直の許可を取得している事業場」（「日直のみ」と「宿直と日直の両方」の合計。「日直がある事業場」という）は 35.5%（n=697）である（図表 1-1）。

図表 1-1　事業場において取得している許可の種類（SA、単位＝%）【事業場調査】

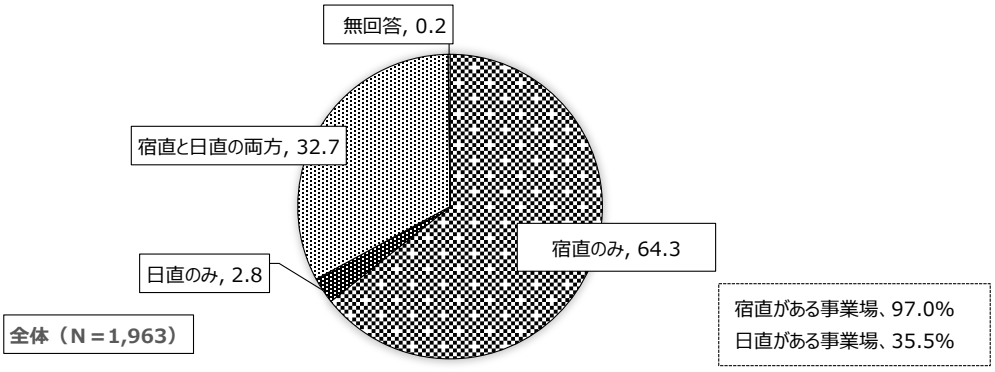

※事業場において、令和６（2024）年４月１日現在での宿直、日直を「今も行わせている」とする事業場を対象に集計。
「宿直がある事業場」は、「宿直のみ」「宿直と日直の両方」の合計（n=1,905）。「日直がある事業場」は「日直のみ」「宿直と日直の両方」の合計（n=697）。

以下では、宿日直を行っている事業場（「宿直のみ」「日直のみ」「宿直と日直の両方」のいずれか回答。n=1,960）を集計対象とする。事業場調査では、宿直、日直の許可を取得した時期について、「宿直」と「日直」に分けて尋ねている。取得時期が「わからない」及び、無回

[15] 以下の調査結果の集計においては、統計利用上の留意点として、集計結果で示す%表示は、表章単位未満を四捨五入してあるため、内容の合計（%表示の合計）は 100%にならない場合がある（図表中の合算も同様に合計と一致しない場合がある）。

答を除き集計したものが図表 1-2 である。調査対象は 2018 年～2021 年の計 4 年間に許可を得た事業場の全数であるが、2018～2021 年の 4 年間に取得した割合は、「宿直」で 89.7%、「日直」で 82.6%であり、2022 年～2024 年にも許可を取得した事業場がある。

図表 1-2 宿直、日直の許可を取得した時期（宿直、日直の別）（SA、単位＝%）【事業場調査】

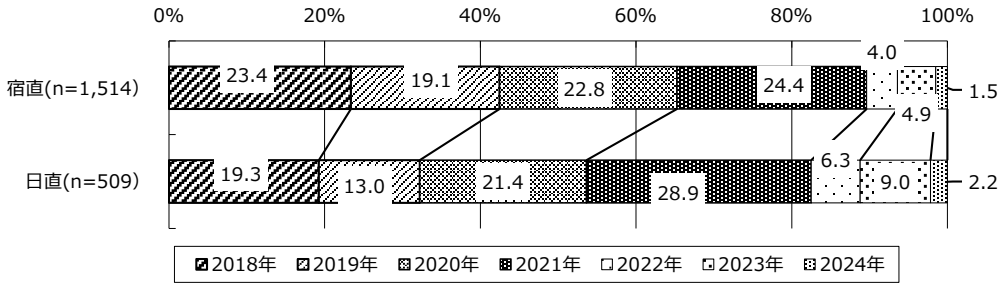

※事業場において、令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」とする事業場を対象に、「宿直」「日直」の別に、「わからない」及び、無回答を除き集計。

(2)宿直、日直を行っている企業・事業場の回答属性[16]

①企業全体の常用雇用労働者数及び、事業場の常用雇用労働者数

企業全体の常用労働者数は、「100～299 人」が 24.2%と最も高く、次いで、「1,000 人以上」が 18.5%、「50～99 人」が 13.7%などとなっている。

宿直、日直を行っている事業場の常用労働者数については、「10～29 人」が 28.8%と最も高く、次いで、「1～9 人」が 17.2%、「50～99 人」が 16.7%などとなっている。

事業場の常用労働者数「50 人未満」（「1～9 人」「10～29 人」「30～49 人」の合計）でみると 61.5%を占め、「100 人未満」（「1～9 人」「10～29 人」「30～49 人」「50～99 人」の合計）でみると 78.2%を占める（図表 1-3）。

[16] 本調査の調査対象は、平成 30 年、令和元年、令和 2 年及び令和 3 年の計 4 年間に許可を得た事業場であることから、調査時点（令和 6（2024）年 4 月 1 日現在）では、宿直、日直を行わせていない場合が想定される。調査票では、問 5 において、令和 6（2024）年 4 月 1 日現在での宿直、日直の有無が識別され、問 6 で許可の種類が識別されている。以下の事業場調査の集計では、令和 6（2024）年 4 月 1 日現在で、宿泊、日直いずれかを「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類（「宿直のみ」「日直のみ」「宿直と日直の両方」）を回答したサンプルを集計している（宿直、日直いずれかを行っている事業場 1,960 件、宿直を行っている事業場 1,905 件、日直を行っている事業場 697 件）。なお、問 1（企業全体の常用雇用労働者数）、問 2（事業場の常用雇用労働者数）、問 3（事業場の業種）、問 4（事業場の形態）については、全数回答の設問であるが、回答全数の集計結果については、第 1 章の回答事業場属性、及び、巻末の付属統計表を参照。

図表 1-3 企業全体の常用雇用労働者数及び、事業場の常用雇用労働者数（SA、単位＝%）【事業場調査】

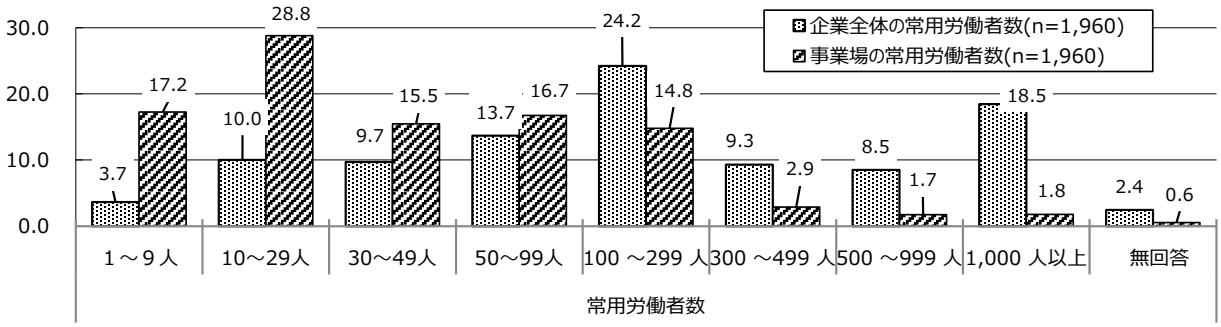

※令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

②宿日直を行っている事業場の業種及び、事業場の形態

宿日直を行っている事業場の業種については、「医療、福祉」が 63.1%と突出して高く、次いで、「電気・ガス・熱供給・水道業」が 9.3%、「サービス業（他に分類されないもの）」が 6.0%などとなっている（図表 1-4）。

図表 1-4 宿日直を行っている事業場の業種（SA、単位＝%）【事業場調査】

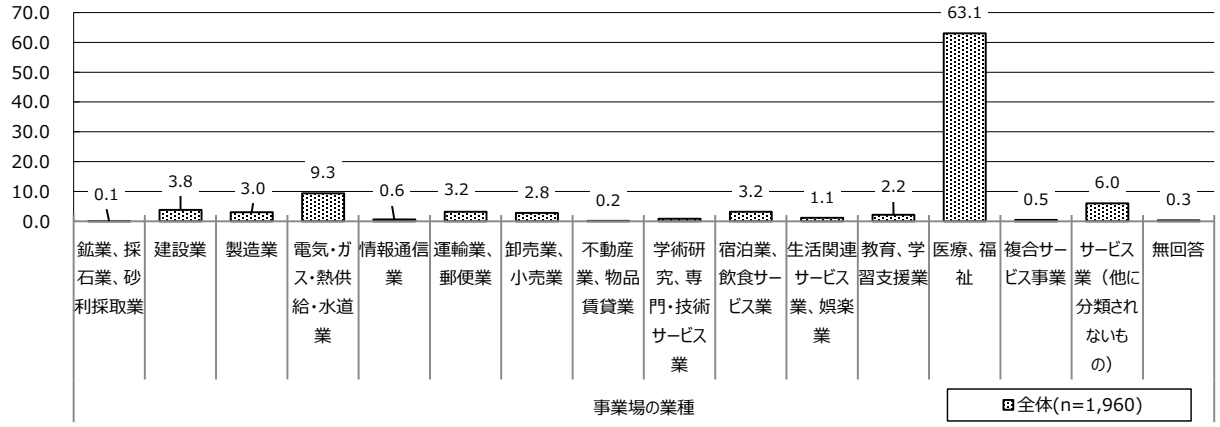

※令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

宿日直を行っている事業場の形態については、「病院、医療介護施設」が 46.6%と突出して高く、次いで、「その他」[17]が 18.9%、「事業所（事務所）」が 17.7%などとなっている（図表 1-5）。

[17] 「その他」が 18.9%（371 件）あるが、児童養護施設、母子生活支援施設、障害者福祉施設、障害者グループホーム、知的障害者施設、サービス付高齢者向け住宅などの福祉系の施設が比較的多く、温泉入浴施設、スポーツ施設、ゴルフ場、公園施設、スキー場、キャンプ場、動物園、乗馬クラブ、博物館などの娯楽・観光系の施設の記載も多い。また、LP ガス施設、浄水場、水処理施設、下水道施設、地熱発電所、雪氷用施設、揚水機場などのインフラ施設もみられる。そのほか、学生寮、寄宿舎、講習所、葬祭場、宗教施設、土地改良施設管理所、家畜市場、動物病院、コンピューターセンターなど様々な記載があった。

図表 1-5 宿日直を行っている事業場の形態（SA、単位＝%）【事業場調査】

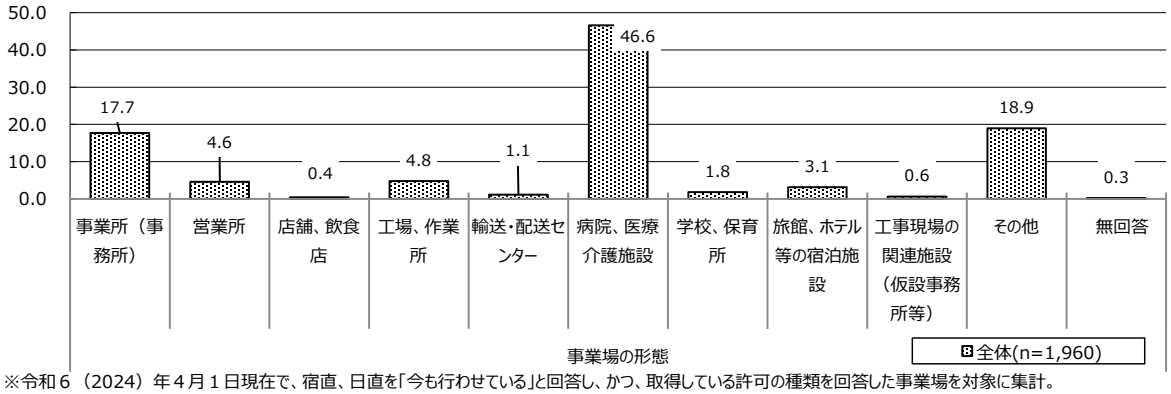

※令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

これを業種別でみたものが図表 1-6 である。業種ごと（n=20 以上）に最も割合が高い事業場形態（「その他」除く）をみると、「医療、福祉」では「病院、医療介護施設」、「宿泊業、飲食サービス業」では「旅館、ホテル等の宿泊施設」、「教育、学習支援業」では「学校、保育所」、「製造業」では「工場・作業所」となっている。それ以外の「建設業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「卸売業、小売業」「運輸業、郵便業」「サービス業（他に分類されないもの）」「生活関連サービス業、娯楽業」では、「事業所（事務所）」が最も割合が高い。

図表 1-6 宿日直を行っている事業場の形態（SA、単位＝%）〔業種別〕【事業場調査】

	n	宿直、日直を行なっている事業場の形態										
		事業所（事務所）	営業所	店舗、飲食店	工場、作業所	輸送・配送センター	病院、医療介護施設	学校、保育所	旅館、ホテル等の宿泊施設	工事現場の関連施設	その他	無回答
全 体	1,960	17.7	4.6	0.4	4.8	1.1	46.6	1.8	3.1	0.6	18.9	0.3
＜業種別＞												
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	75	60.0	5.3	0.0	18.7	0.0	0.0	0.0	0.0	16.0	0.0	0.0
製造業	59	13.6	0.0	0.0	83.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	1.7
電気・ガス・熱供給・水道業	183	57.4	26.2	0.0	7.1	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	8.2	0.0
情報通信業	12	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0
運輸業、郵便業	62	53.2	14.5	0.0	1.6	29.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0
卸売業、小売業	54	53.7	31.5	1.9	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	1.9
不動産業、物品賃貸業	3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	16	31.3	6.3	0.0	18.8	0.0	12.5	6.3	0.0	0.0	25.0	0.0
宿泊業、飲食サービス業	62	1.6	0.0	6.5	0.0	0.0	0.0	0.0	85.5	0.0	6.5	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	22	36.4	4.5	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
教育、学習支援業	43	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	65.1	7.0	0.0	20.9	0.0
医療、福祉	1,236	4.0	0.0	0.0	0.1	0.0	73.3	0.5	0.2	0.0	21.7	0.2
複合サービス事業	9	44.4	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	33.3	0.0
サービス業（他に分類されないもの）	118	35.6	7.6	0.8	7.6	2.5	4.2	0.8	1.7	0.0	39.0	0.0

※令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。業種（n=20 以上）において各項(事業場形態の「その他」除く)で最も大きい値に網。

参考として、事業場の常用雇用労働者数（以下、「事業場規模」という）を業種別及び、事業場形態別でみたものが図表 1-7 である。

事業場規模を業種別（n=20 以上）にみると、比較的小規模の事業場として、「29 人以下・計」の割合において全体より 5 ポイント以上高い業種は、「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「卸売業、小売業」「サービス業（他に分類されないもの）」「建設業」となっている。これらの業種で宿直、日直が行われている事業所には、比較的小規模の事業場が多いことが示唆される。一方、比較的大規模の「50 人以上・計」の割合において全体より 5 ポイント以上高い業種は、「製造業」「医療、福祉」となっている（ただし、「医療、福祉」は「29 人以下・計」も 39.3%あり、大規模事業場だけでなく、小規模事業場の割合も高い）。

同様に、事業場形態別（n=20 以上、「その他」除く）[18] にみると、「29 人以下・計」の割合において全体より 5 ポイント以上高い事業場形態は、「営業所」「旅館、ホテル等の宿泊施設」「事業所（事務所）」となっている。一方、「50 人以上・計」の割合において全体より 5 ポイント以上高い業種は、「病院、医療介護施設」「学校、保育所」となっている。

図表 1-7 事業場の常用雇用労働者数（SA、単位＝%）〔属性別〕【事業場調査】

	n	宿直、日直を行なっている事業場の常用労働者数						29人以下・計	50人以上・計
		1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100人以上	無回答		
全 体	1,960	17.2	28.8	15.5	16.7	21.2	0.6	46.0	38.0
＜業種別＞									
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
建設業	75	21.3	34.7	17.3	16.0	10.7	0.0	56.0	26.7
製造業	59	0.0	18.6	18.6	25.4	37.3	0.0	18.6	62.7
電気・ガス・熱供給・水道業	183	23.5	43.2	12.6	12.0	8.2	0.5	66.7	20.2
情報通信業	12	8.3	25.0	33.3	8.3	25.0	0.0	33.3	33.3
運輸業、郵便業	62	4.8	37.1	30.6	17.7	8.1	1.6	41.9	25.8
卸売業、小売業	54	27.8	37.0	25.9	9.3	0.0	0.0	64.8	9.3
不動産業、物品賃貸業	3	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	16	43.8	25.0	6.3	6.3	18.8	0.0	68.8	25.0
宿泊業、飲食サービス業	62	27.4	43.5	16.1	6.5	3.2	3.2	71.0	9.7
生活関連サービス業、娯楽業	22	22.7	45.5	13.6	18.2	0.0	0.0	68.2	18.2
教育、学習支援業	43	9.3	37.2	14.0	23.3	16.3	0.0	46.5	39.5
医療、福祉	1,236	16.1	23.2	14.6	18.2	27.3	0.6	39.3	45.6
複合サービス事業	9	22.2	44.4	0.0	22.2	11.1	0.0	66.7	33.3
サービス業（他に分類されないもの）	118	20.3	42.4	13.6	13.6	10.2	0.0	62.7	23.7
＜事業場形態別＞									
事業所（事務所）	347	14.7	39.2	19.0	15.3	11.5	0.3	53.9	26.8
営業所	90	34.4	40.0	10.0	8.9	4.4	2.2	74.4	13.3
店舗、飲食店	8	0.0	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0
工場、作業所	94	16.0	31.9	14.9	16.0	21.3	0.0	47.9	37.2
輸送・配送センター	22	4.5	18.2	36.4	27.3	13.6	0.0	22.7	40.9
病院、医療介護施設	914	8.9	20.2	13.9	20.6	36.0	0.4	29.1	56.6
学校、保育所	36	8.3	16.7	19.4	33.3	22.2	0.0	25.0	55.6
旅館、ホテル等の宿泊施設	61	29.5	44.3	13.1	6.6	3.3	3.3	73.8	9.8
工事現場の関連施設	12	25.0	41.7	16.7	16.7	0.0	0.0	66.7	16.7
その他	371	36.4	34.5	15.4	10.5	2.7	0.5	70.9	13.2

※事業場において、令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」とする事業場を対象に集計。「29人以下・計」は「1～9人」と「10～29人」の合計。「50人以上・計」は、「50～99人」と「100人以上」の合計。業種、事業場形態（n=20以上、事業場形態「その他」除く）において、「29人以下・計」「50人以上・計」において、全体より5ポイント以上高い値に網。

[18] 以下では、クロス集計の内容を記載する場合、表側は n=20 以上とする。また、表側の「その他」は、様々なものがあることから文章記載を割愛する。

③宿日直に就かせている労働者の職種

宿日直に就かせている労働者の職種（複数回答）については、「医療、福祉関連の職」が 53.3%と突出して高く、次いで、「管理職」が 28.0%、「事務職」が 24.0%、「専門・技術・研究職」が 14.0%、「その他」[19]が 13.5%などとなっている（図表 1-8）。

図表 1-8 宿日直に就かせている労働者の職種（MA、単位＝%）【事業場調査】

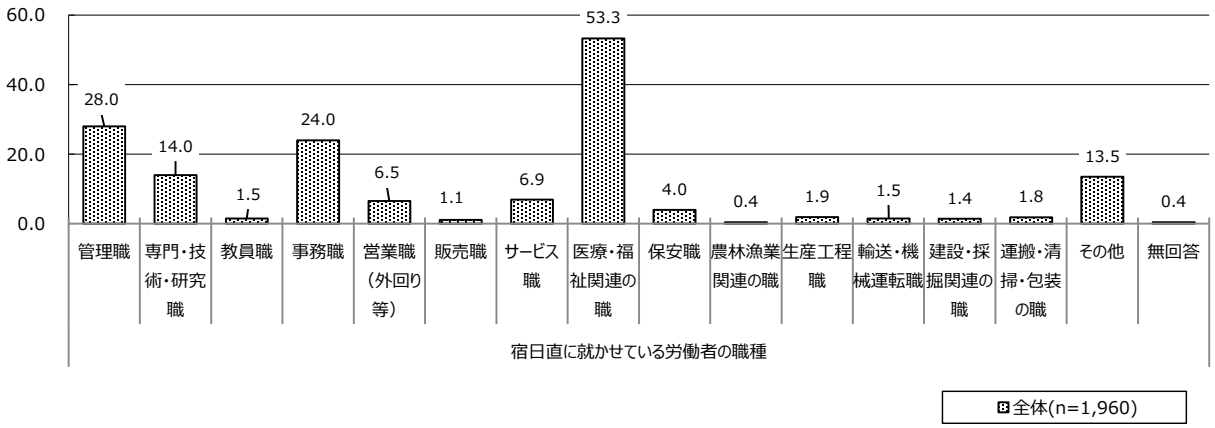

※令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

参考として、宿日直に就かせている労働者の職種（複数回答）を業種別及び、事業場形態別でみたものが図表 1-9 である（図表では、宿日直に就かせている労働者の職種の特徴を示すため、上位 2 位まで網をかけている）。

業種別（n=20 以上）にみて、上位 2 位までの職種（「その他」除く）を列挙すると、【建設業】では「専門・技術・研究職」「建設・採掘関連の職」、【製造業】では「生産工程職」「管理職」「専門・技術・研究職」、【電気・ガス・熱供給・水道業】では「専門・技術・研究職」「管理職」、【運輸業、郵便業】では「事務職」「輸送・機械運転職」「管理職」、【卸売業、小売業】では「営業職（外回り等）」「管理職」、【宿泊業、飲食サービス業】と【生活関連サービス業、娯楽業】ではいずれも「サービス職」「管理職」、【教育、学習支援業】では「教員職」「事務職」、【医療、福祉】では「医療・福祉関連の職」「管理職」、【サービス業（他に分類されないもの）】では「管理職」「事務職」となっている。

事業場形態別（n=20 以上、「その他」除く）にみて、上位 2 位までの職種（「その他」除く）を列挙すると、【事業所（事務所）】では「専門・技術・研究職」「管理職」、【営業所】では「営業職（外回り等）」「管理職」、【工場、作業所】では「管理職」「専門・技術・研究職」、【輸送・配送センター】では「輸送・機械運転職」「事務職」、【病院、医療介護施設】では「医療・福

[19] その他が 13.5%（365 件）あるが、宿直業務の記載が比較的多い（具体的には、施錠、電話対応、構内巡視、緊急時受付対応、宿直員、世話人、ナイトフロントなどの記載が目立つ）。そのほか、舎監、調理員・栄養士、公園管理作業員、教習指導員、鉄道の保線業務、ガスモレ緊急対応、油槽所作業、ガス配送・充填員、下水道維持管理、雪氷対策作業など様々な記載があった。

祉関連の職」「事務職」、【学校、保育所】では「教員職」「事務職」、【旅館、ホテル等の宿泊施設】では「サービス職」「管理職」となっている。

図表 1-9 宿日直に就かせている労働者の職種（MA、単位＝%）〔属性別〕【事業場調査】

	n	宿直、日直に就かせている労働者の職種															
		管理職	専門・技術・研究職	教員職	事務職	営業職（外回り等）	販売職	サービス職	医療・福祉関連の職	保安職	農林漁業関連の職	生産工程職	輸送・機械運転職	建設・採掘関連の職	運搬・清掃・包装の職	その他	無回答
全 体	1,960	28.0	14.0	1.5	24.0	6.5	1.1	6.9	53.3	4.0	0.4	1.9	1.5	1.4	1.8	13.5	0.4
＜業種別＞																	
鉱業、採石業、砂利採取業	1	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	75	33.3	41.3	-	12.0	1.3	-	4.0	-	1.3	-	-	-	34.7	-	10.7	-
製造業	59	52.5	35.6	-	32.2	5.1	-	-	-	6.8	1.7	52.5	-	-	-	8.5	-
電気・ガス・熱供給・水道業	183	39.3	48.6	-	21.9	35.0	3.8	5.5	-	19.7	1.1	2.2	1.6	-	2.7	7.1	0.5
情報通信業	12	-	91.7	-	8.3	16.7	-	-	-	8.3	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	62	25.8	37.1	-	48.4	1.6	1.6	1.6	-	8.1	-	-	25.8	-	22.6	14.5	-
卸売業、小売業	54	63.0	20.4	-	37.0	77.8	14.8	20.4	-	18.5	3.7	1.9	3.7	-	5.6	1.9	-
不動産業、物品賃貸業	3	33.3	-	-	33.3	66.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33.3	-
学術研究、専門・技術サービス業	16	12.5	43.8	6.3	12.5	-	-	18.8	-	-	-	-	-	-	-	31.3	-
宿泊業、飲食サービス業	62	27.4	6.5	-	24.2	3.2	3.2	61.3	-	1.6	-	-	-	-	3.2	21.0	-
生活関連サービス業、娯楽業	22	50.0	4.5	-	22.7	9.1	-	72.7	-	-	-	-	-	-	-	13.6	-
教育、学習支援業	43	20.9	9.3	55.8	39.5	-	-	7.0	-	-	-	-	-	-	-	25.6	2.3
医療、福祉	1,236	22.9	4.0	0.3	21.8	0.2	0.1	1.9	83.8	1.1	-	-	0.2	-	0.5	12.5	0.3
複合サービス事業	9	44.4	33.3	-	55.6	-	-	11.1	-	-	-	-	-	-	22.2	11.1	-
サービス業（他に分類されないもの）	118	34.7	16.1	-	30.5	4.2	2.5	21.2	5.1	5.9	2.5	0.8	5.1	0.8	2.5	33.1	0.8
＜事業場形態別＞																	
事業所（事務所）	347	38.3	40.6	-	26.5	17.3	2.6	7.8	11.8	8.6	1.2	1.2	0.9	2.9	2.6	11.5	-
営業所	90	48.9	17.8	-	32.2	55.6	4.4	18.9	-	17.8	-	-	4.4	-	4.4	7.8	1.1
店舗、飲食店	8	50.0	12.5	-	25.0	12.5	25.0	87.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
工場、作業所	94	41.5	38.3	-	20.2	6.4	3.2	-	1.1	8.5	3.2	34.0	3.2	8.5	1.1	7.4	1.1
輸送・配送センター	22	27.3	4.5	-	59.1	-	-	-	-	13.6	-	-	68.2	-	50.0	9.1	-
病院、医療介護施設	914	21.8	4.5	-	24.0	0.3	0.1	1.3	85.7	1.4	-	-	0.1	-	0.7	10.1	0.3
学校、保育所	36	22.2	8.3	63.9	33.3	-	-	-	13.9	-	-	-	-	-	-	16.7	2.8
旅館、ホテル等の宿泊施設	61	29.5	6.6	-	19.7	3.3	-	55.7	3.3	3.3	-	-	-	-	4.9	19.7	-
工事現場の関連施設	12	16.7	16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75.0	-	8.3	-
その他	371	25.6	7.3	1.6	19.7	1.1	0.8	10.2	56.6	1.3	0.3	-	0.8	-	0.3	26.4	0.3

※令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。n数ゼロは－で表記。表側の業種、事業場形態（n=20以上、事業場形態「その他」除く）において、各項目（職種「その他」除く）の上位2位までの値に網。

(3)宿直、日直の人数（①1回あたりの宿日直の人数、②1か月の宿日直人数の合計）

①1回あたりの宿日直の人数

事業場調査では、「事業場において、宿日直に就かせている人数は何人ですか。令和 6(2024)年 4 月の 1 か月の実績において、①1 回あたりの宿日直の人数、②1 か月の宿日直人数の合計について、宿直、日直の別に記入してください。（1 か月の宿日直人数の合計については、宿日直業務に就く労働者の頭数（延べ人数ではありません）で回答してください。）」[20]と尋ねている。

1 回あたりの宿直、日直の人数について無回答を除き集計したものが図表 1-10 である。それによれば、1 回あたりの宿直の人数は、「1 人」が 80.7%で最も高く、次いで、「2 人」が 10.2%などとなっている。一方、1 回あたりの日直の人数も、「1 人」が 70.7%と最も高く、次いで、「2 人」が 14.4%などとなっている。

参考として、これを事業場規模別、事業場形態別にみたものが図表 1-11 である。事業場規

[20] 調査票では、本設問は、例示をあげており、「例：4 月に、A さんが 3 回、B さんが 2 回、C さんが 1 回、各回につき 1 人で宿直業務に就いた場合は、「1 回あたりの宿直の人数」は、1 人。「1 か月の宿直人数の合計」は、（A さん、B さん、C さんの）3 人と回答してください（日直についても同様です。）」と記載している。

模別にみると、1 回あたりの宿直の人数の平均値は、事業場規模が大きくなるほど、おおむね高くなる傾向にある。一方、1 回あたりの日直の人数の平均値は、「1～9 人」「10～29 人」（いずれも 1.3 人）に比べ、それ以上の規模において高くなっており、とくに「30～49 人」（2.5 人）、「100 人以上」（1.9 人）で高くなっている。

次に、事業場形態別（n=20 以上、「その他」除く）にみると、いずれの形態においても、宿直、日直いずれも、人数の平均値はほとんどが 1 人台である（n 数が少ない事業場形態があることに留意）。

図表 1-10　1 回あたりの宿直、日直の人数（単位＝%）【事業場調査】

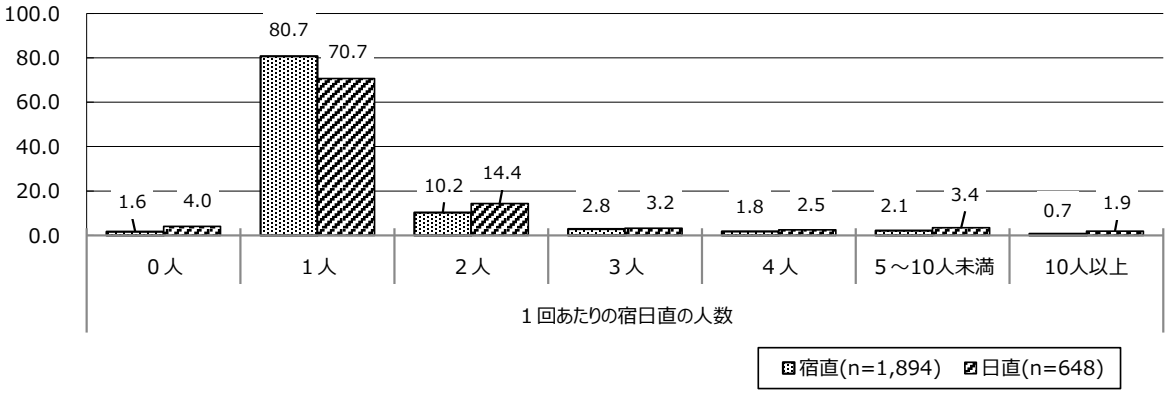

※令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に無回答を除き集計（宿直【平均値：1.39人、中央値：1人】、日直【平均値：1.69人、中央値：1人】）。

図表 1-11　1 回あたりの宿直、日直の人数（単位＝%）〔属性別〕【事業場調査】

		1回あたりの宿直の人数									1回あたりの日直の人数							
	n	0人	1人	2人	3人	4人	5～10人未満	10人以上	平均値（人数）	n	0人	1人	2人	3人	4人	5～10人未満	10人以上	平均値（人数）
全 体	1,894	1.6	80.7	10.2	2.8	1.8	2.1	0.7	1.4	648	4.0	70.7	14.4	3.2	2.5	3.4	1.9	1.7
＜事業場規模別＞																		
1～9人	330	1.8	93.9	3.0	0.9	0.3	0.0	0.0	1.0	64	3.1	78.1	9.4	3.1	4.7	1.6	0.0	1.3
10～29人	539	2.6	84.2	10.6	1.7	0.2	0.7	0.0	1.2	138	8.7	64.5	17.4	5.1	2.9	1.4	0.0	1.3
30～49人	291	1.7	72.2	13.7	3.1	5.8	3.4	0.0	1.5	68	2.9	57.4	23.5	2.9	1.5	5.9	5.9	2.5
50～99人	311	1.3	81.7	8.7	2.9	2.3	2.9	0.3	1.4	97	3.1	80.4	12.4	0.0	2.1	0.0	2.1	1.4
100人以上	412	0.5	70.6	14.3	5.6	1.9	4.1	2.9	1.9	281	2.5	71.9	12.5	3.6	2.1	5.3	2.1	1.9
＜事業場形態別＞																		
事業所（事務所）	323	2.5	67.2	20.7	2.8	3.1	2.5	1.2	1.6	153	9.2	51.0	26.1	4.6	3.9	3.3	2.0	1.7
営業所	85	0.0	91.8	5.9	0.0	1.2	1.2	0.0	1.2	38	0.0	71.1	13.2	7.9	5.3	2.6	0.0	1.6
店舗、飲食店	8	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
工場、作業所	87	0.0	81.6	10.3	1.1	0.0	4.6	2.3	1.6	59	5.1	74.6	11.9	1.7	0.0	5.1	1.7	1.5
輸送・配送センター	17	35.3	47.1	5.9	0.0	5.9	5.9	0.0	1.2	19	15.8	68.4	10.5	0.0	5.3	0.0	0.0	1.1
病院、医療介護施設	901	1.2	85.5	7.7	2.8	0.9	1.3	0.7	1.3	312	1.0	79.5	9.6	2.9	1.3	3.8	1.9	1.7
学校、保育所	31	0.0	54.8	12.9	16.1	6.5	9.7	0.0	2.1	12	16.7	75.0	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9
旅館、ホテル等の宿泊施設	61	0.0	90.2	6.6	3.3	0.0	0.0	0.0	1.1	7	0.0	42.9	42.9	0.0	14.3	0.0	0.0	1.9
工事現場の関連施設	12	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	5	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
その他	364	1.6	79.4	9.6	3.0	3.3	2.7	0.3	1.4	42	2.4	71.4	11.9	2.4	4.8	2.4	4.8	2.3

※令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に無回答を除き集計。

②1か月の宿直人数、日直人数の合計

1 か月の宿直人数、日直人数の合計について無回答を除き集計したものが図表 1-12 である。それによれば、1 か月の宿直人数は、「5～10 人未満」が 30.7%と最も高く、次いで、「1～5 人未満」が 19.2%、「10～15 人未満」が 16.4%、「30～35 人未満」が 9.7%などとなっている。一方、1 か月の日直人数は、「5～10 人未満」が 39.1%、「1～5 人未満」が 28.3%、「10～15 人未満」が 10.1%、「15～20 人未満」が 6.3%、「40 人以上」が 4.9%などとなっている。

参考として、これを事業場規模別、事業場形態別にみたものが図表 1-13 である。事業場規模別にみると、1 か月の宿直人数の平均値は、事業場規模が大きくなるほど、おおむね高くなる傾向にある。分布をみると、おおむね事業場規模が小さくなるほど、「1～10 人未満・計」（「1～5 人未満」「5～10 人未満」の合計）の割合が高くなる傾向にある一方で、おおむね事業場規模が大きくなるほど「15 人以上・計」（「15～20 人未満」「20～40 人未満」「40 人以上」の合計）の割合が高くなる傾向にある。

一方、1 か月の日直人数の平均値は、「1～9 人」（6.2 人）に比べ、それ以上の規模において高くなっており、とくに「30～49 人」（18.4 人）、「100 人以上」（14.0 人）で高くなっている。

次に、事業場形態別（n=20 以上、「その他」除く）にみると、1 か月の宿直人数の平均値が高いのは、「工場、作業所」（23.5 人）、「事務所（事業所）」（19.8 人）、「学校、保育所」（18.8 人）などとなっている。一方、1 か月の日直人数の平均値を事業場形態別（n＝20 以上、「その他」除く）にみると、「工場、作業所」（13.5 人）が最も高い。

図表 1-12 1 か月の宿直人数、日直人数の合計（単位＝%）【事業場調査】

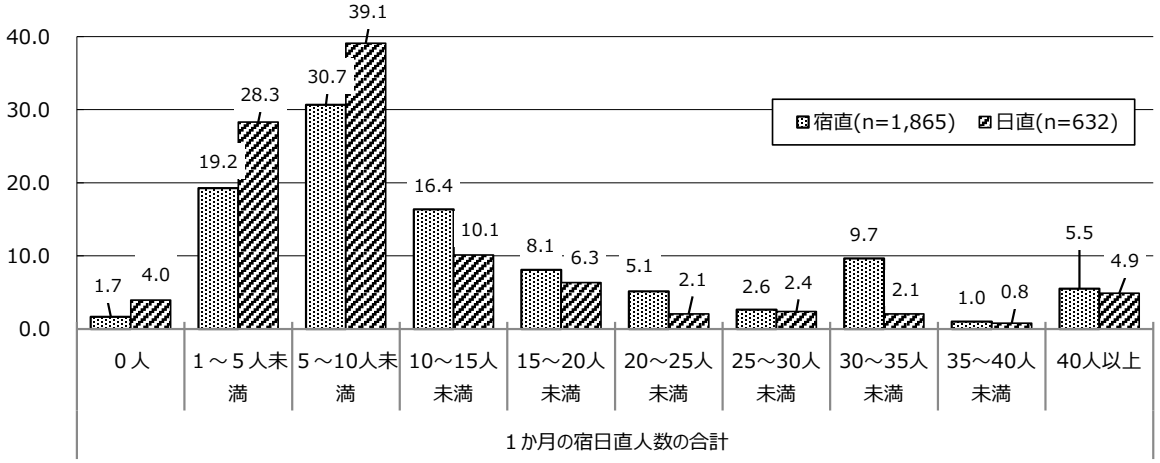

※令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に無回答を除き集計（宿直【平均値：16.03人、中央値：9人】、日直【平均値：11.78人、中央値：7人】）。

図表 1-13 1か月の宿直人数、日直人数の合計（単位＝%）〔事業場規模別、事業場形態別〕【事業場調査】

	n	1か月の宿直人数の合計								n	1か月の日直人数の合計							
		0人	1～5人未満	5～10人未満	満10～15人未	満15～20人未	満20～40人未	40人以上	平均値（人数）		0人	1～5人未満	5～10人未満	満10～15人未	満15～20人未	満20～40人未	40人以上	平均値（人数）
全 体	1,865	1.7	19.2	30.7	16.4	8.1	18.4	5.5	16.0	632	4.0	28.3	39.1	10.1	6.3	7.3	4.9	11.8
＜事業場規模別＞																		
1～9人	326	1.8	28.2	46.9	11.0	3.7	8.0	0.3	8.3	62	3.2	50.0	40.3	1.6	1.6	1.6	1.6	6.2
10～29人	532	2.6	21.4	32.0	21.1	7.9	13.3	1.7	11.3	136	8.8	25.0	35.3	15.4	8.8	5.1	1.5	8.9
30～49人	288	1.7	15.3	25.7	13.2	6.9	30.6	6.6	18.7	66	3.0	22.7	36.4	9.1	10.6	13.6	4.5	18.4
50～99人	306	1.3	20.9	29.4	12.4	9.2	21.2	5.6	15.5	95	3.2	41.1	31.6	12.6	4.2	4.2	3.2	8.4
100人以上	402	0.5	10.4	19.4	19.9	12.2	23.4	14.2	27.3	273	2.2	22.0	44.0	8.8	5.9	9.2	8.1	14.0
＜事業場形態別＞																		
事業所（事務所）	316	2.5	15.8	24.1	17.1	7.0	23.4	10.1	19.8	147	9.5	21.8	33.3	8.2	14.3	6.8	6.1	11.8
営業所	85	0.0	17.6	42.4	20.0	5.9	12.9	1.2	11.2	38	0.0	36.8	31.6	18.4	5.3	7.9	0.0	8.5
店舗、飲食店	8	0.0	12.5	62.5	12.5	0.0	12.5	0.0	9.4	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	10.0
工場、作業所	88	0.0	11.4	31.8	9.1	13.6	23.9	10.2	23.5	58	5.2	24.1	37.9	10.3	8.6	5.2	8.6	13.5
輸送・配送センター	15	40.0	20.0	13.3	6.7	0.0	13.3	6.7	13.7	17	17.6	41.2	23.5	5.9	0.0	11.8	0.0	5.9
病院、医療介護施設	886	1.2	17.8	31.5	17.9	8.5	19.0	4.1	15.5	305	0.7	29.2	44.3	10.5	3.0	7.5	4.9	11.4
学校、保育所	30	0.0	23.3	13.3	20.0	13.3	20.0	10.0	18.8	12	16.7	33.3	16.7	25.0	0.0	8.3	0.0	7.4
旅館、ホテル等の宿泊施設	61	0.0	50.8	31.1	4.9	1.6	9.8	1.6	8.1	7	0.0	42.9	42.9	0.0	0.0	0.0	14.3	13.0
工事現場の関連施設	12	0.0	25.0	41.7	8.3	25.0	0.0	0.0	8.5	5	0.0	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0
その他	359	1.7	22.0	32.9	15.3	8.1	14.8	5.3	14.5	42	2.4	31.0	42.9	4.8	7.1	9.5	2.4	19.4

※令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に無回答を除き集計。

1-2. 宿日直に就いている労働者の属性

(1)宿日直に就いている労働者の性別、年齢

労働者調査において、宿日直に就いている労働者の性別をみると、男性が 79.9%、女性が 19.6%などとなっている。男女比では、男性が 8 割弱を占めている（図表 1-14）[21]。

図表 1-14 宿日直に就いている労働者の性別（SA、単位＝%）【労働者調査】

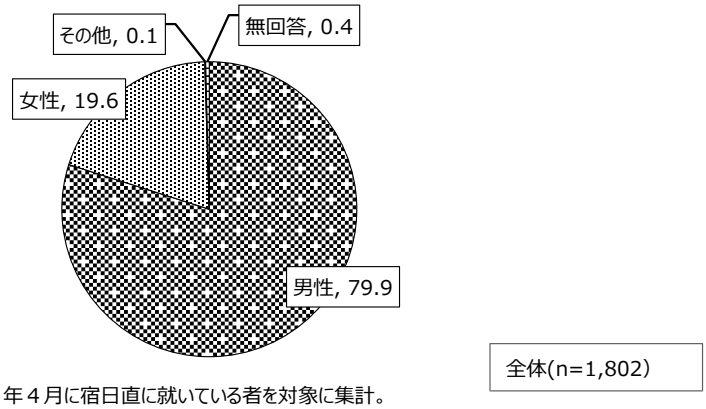

※令和６（2024）年４月に宿日直に就いている者を対象に集計。

[21] 労働者調査は、各事業場を通じて 1 通配布されている（管理職除く）。各事業場において、宿日直に従事する労働者が複数いる場合もあることから、以下の労働者調査の集計は、回収された調査回答の集計であることに留意がいる。

労働者調査において、宿日直に就いている労働者の年齢をみると、全体では 40 代が 31.4%と最も高く、次いで、50 代が 26.2%、30 代が 18.3%などとなっている。

これを性別にみると、男性は、40 代が 32.5%と最も高く、次いで、50 代が 24.8%、30 代が 18.8%などとなっている。女性は、50 代が 32.9%と最も高く、次いで、40 代が 26.9%、30 代が 16.1%などとなっている（図表 1-15）。性別で分布に大きな違いはみられないが、男性に比べ女性の方が 50 代の割合が高く、女性に比べ男性の方が 40 代の割合がやや高い。

図表 1-15 宿日直に就いている労働者の年齢（単位＝%）〔性別〕【労働者調査】

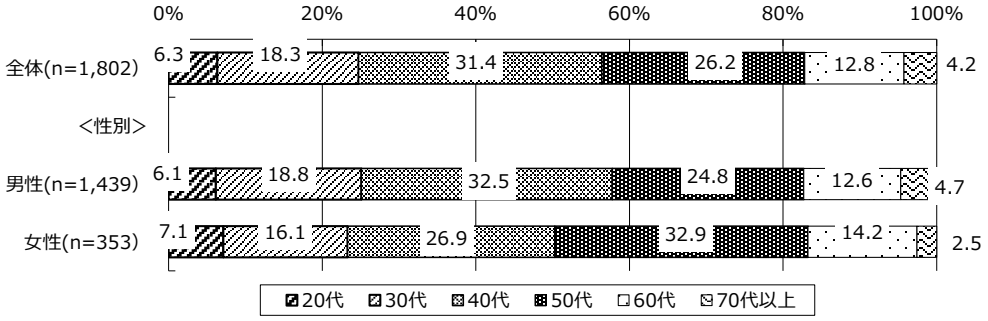

※令和６（2024）年４月に宿日直に就いている者を対象に集計。表側の性別は、男性、女性のみ記載（以下同じ）。

(2)通常就いている業務

通常就いている業務は、「医療、福祉関連の職」が 41.1%と突出して高く、次いで、「事務職」が 20.1%、「専門・技術・研究職」が 10.4%などとなっている（図表 1-16）。

これを性別にみると、「医療、福祉関連の職」は、男性が 35.0%、女性が 66.0%となっており、男性に比べ女性の方が高い（図表 1-17）。

図表 1-16 通常就いている業務（SA、単位＝%）【労働者調査】

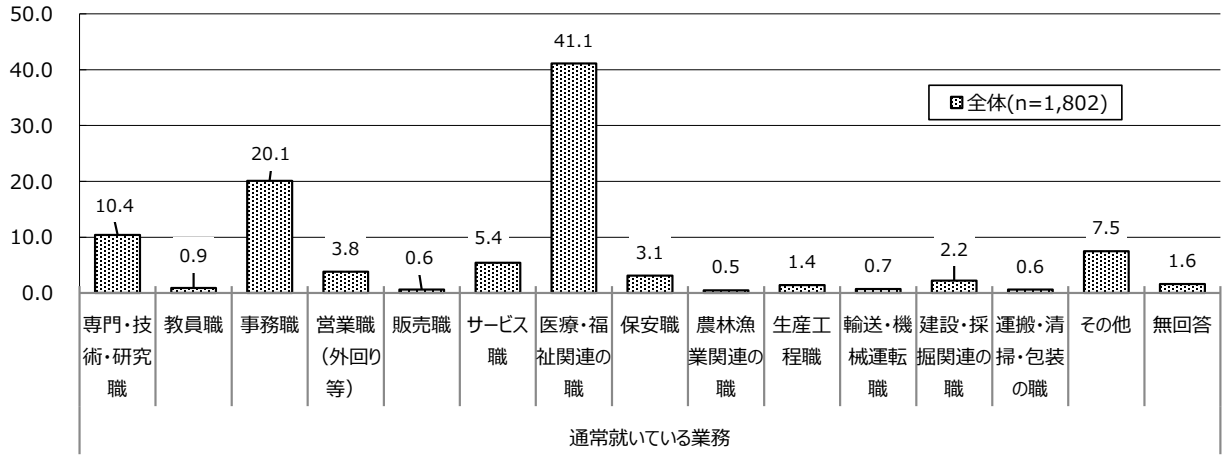

※令和６（2024）年４月に宿日直に就いている者を対象に集計。

図表 1-17 通常就いている業務（SA、単位＝%）〔性別〕【労働者調査】

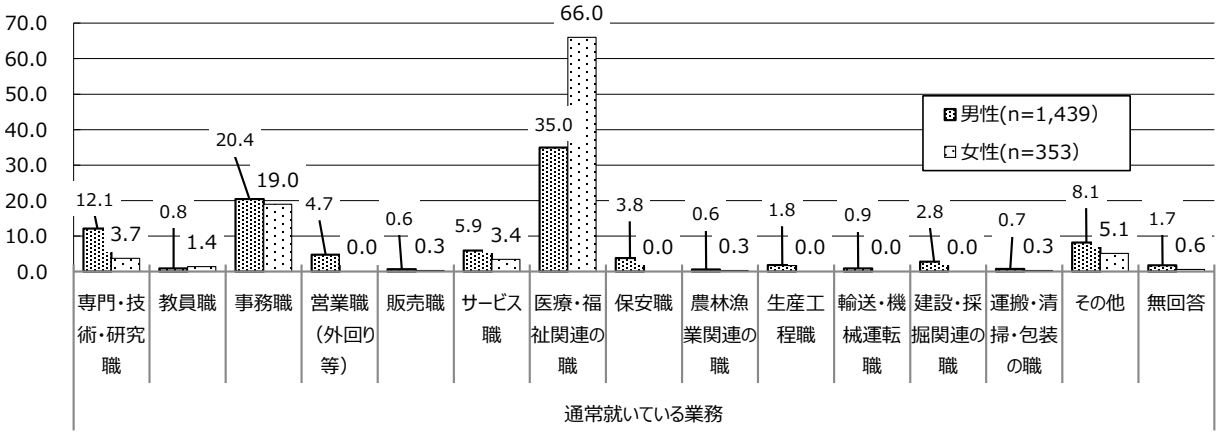

※令和６（2024）年４月に宿日直に就いている者を対象に集計。

(3)現在働いている会社での就労形態

現在働いている会社での就労形態は、「正社員」が 83.0%と大半を占めている。非正社員についてみると、「パート・アルバイト」が 9.5%、「契約社員」が 3.1%、「嘱託社員」が 2.1%などとなっている。

これを性別にみると、分布にほとんど差はみられないものの、「パート・アルバイト」は男性に比べ女性の方がやや高い。

性・年齢別にみると、男女いずれも、「正社員」の割合は年齢が低くなるほど高い。それ以外の就労形態では、男女いずれも、「60 代以上」において「パート・アルバイト」の割合が 4 割弱と高くなっており、「契約社員」「嘱託社員」もそれより低い年齢層に比べ高くなっている（図表 1-18）。

図表 1-18 宿日直に就いている労働者の就労形態（SA、単位＝%）〔属性別〕【労働者調査】

		n	正社員	契約社員	嘱託社員	パート・アルバイト	その他	無回答
全体		1,802	83.0	3.1	2.1	9.5	1.8	0.4
＜性別＞								
男性		1,439	83.4	3.1	2.4	9.1	1.9	0.1
女性		353	82.4	3.1	1.1	11.6	1.4	0.3
＜性・年齢別＞								
男性	40代以下	827	94.9	0.7	0.2	3.4	0.6	0.1
	50代	357	93.8	1.4	0.6	2.8	1.4	0.0
	60代以上	248	30.6	13.7	12.1	37.1	6.5	0.0
女性	40代以下	177	92.1	1.7	0.6	5.1	0.0	0.6
	50代	116	87.9	2.6	0.0	7.8	1.7	0.0
	60代以上	59	42.4	8.5	5.1	39.0	5.1	0.0

※令和６（2024）年４月に宿日直に就いている者を対象に集計。

(4)現在働いている会社での勤続年数

現在働いている会社での勤続年数は、全体計では、「5 年以上 10 年未満」が 22.8%と最も高く、次いで、「20 年以上」が 22.4%、「1 年以上 5 年未満」が 22.1%、「10 年以上 15 年未満」が 17.6%などとなっている。「5 年以上・計」(「5 年以上 10 年未満」「10 年以上 15 年未満」「15 年以上 20 年未満」「20 年以上」の合計。以下同じ)は 74.9%である。

就労形態別にみると、「5 年以上・計」は、「正社員」が 80.1%、「非正社員」が 50.7%となっており、「正社員」の方が勤続年数は長い傾向にある。「非正社員」の分布をみると、「1 年以上 5 年未満」が 42.3%で最も割合が高く、次いで、「5 年以上 10 年未満」が 24.5%などとなっている(図表 1-19)。

図表 1-19 宿日直に就いている労働者の現在働いている会社での勤続年数

(SA、単位＝%)〔就労形態別〕【労働者調査】

	n	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上	無回答	5年以上・計
全体	1,802	2.5	22.1	22.8	17.6	12.2	22.4	0.5	74.9
<就労形態別>									
正社員	1,496	1.7	18.0	22.5	18.9	13.4	25.3	0.2	80.1
非正社員	298	6.7	42.3	24.5	11.7	6.0	8.4	0.3	50.7

※令和6(2024)年4月に宿日直に就いている者を対象に集計。表頭の「5年以上・計」は、「5年以上10年未満」「10年以上15年未満」「15年以上20年未満」「20年以上」の合計。表側の就労形態の「非正社員」は、契約社員、嘱託社員、パート・アルバイト、その他の合計。

(5)宿直、日直のいずれに就いているか

労働者調査では、「令和 6(2024)年 4 月において、勤め先の宿日直許可に基づき、宿直と日直[22]のどちらに就いていますか」と尋ねている。それによれば、「宿直のみ」は 68.6%、「日直のみ」は 5.3%となっており、「宿直と日直の両方」は 23.4%となっている。「宿直・計」(「宿直のみ」と「宿直と日直の両方」の合計)は 92.0%(n＝1,658)、「日直・計」(「日直のみ」と「宿直と日直の両方」の合計)は 28.7%(n＝516)である。

これを性別にみると、両者でほとんど差はみられないが、女性に比べ男性の方が「宿直と日直の両方」の割合がやや高い。一方、男性に比べ女性の方が「日直のみ」の割合がやや高い。

年齢別にみると、60 代以上はそれ以下の年齢層に比べ、「宿直のみ」の割合がやや高い一方で、「宿直と日直の両方」の割合がやや低くなっている。

就労形態別にみると、正社員に比べ非正社員の方が「宿直のみ」の割合が高い。一方、非正社員に比べ正社員の方が、「宿直と日直の両方」「日直のみ」の割合が高い(図表 1-20)。

[22] 調査票では、「緊急時に備えて、事業場内で、夜間に待機等を行うことを「宿直」、昼間から待機等を行うことを「日直」といいます。また、一般的にはこれらをまとめて「宿日直」といいます」と注記している。

図表 1-20　令和6（2024）年４月において、勤め先の宿日直許可に基づき、宿直と日直のどちらに就いているか

（SA、単位＝％）〔属性別〕【労働者調査】

	n	令和６（2024）年４月において、勤め先の宿日直許可に基づき、宿直と日直のどちらに就いているか				宿直・計	日直・計
		宿直のみ	日直のみ	宿直と日直の両方	無回答		
全体	1,802	68.6	5.3	23.4	2.7	92.0	28.7
＜性別＞							
男性	1,439	69.1	4.1	24.1	2.7	93.2	28.2
女性	353	67.4	9.9	20.1	2.5	87.5	30.0
＜年齢＞							
40代以下	1,008	68.5	5.0	24.4	2.2	92.9	29.4
50代	473	66.8	6.1	24.1	3.0	90.9	30.2
60代以上	307	72.6	5.2	18.9	3.3	91.5	24.1
＜就労形態＞							
正社員	1,496	66.5	5.8	24.6	3.1	91.1	30.4
非正社員	298	79.2	2.7	17.1	1.0	96.3	19.8

※令和６（2024）年４月に宿日直に就いている者を対象に集計。表頭の「宿直・計」は、「宿直のみ」「宿直と日直の両方」の合計。「日直・計」は「日直のみ」「宿直と日直の両方」の合計。

2. 宿日直許可書の保存、周知の状況

2-1. 宿日直許可書の保存、周知の状況

事業場調査では、「宿日直許可書[23]を保存し、事業場内で周知するなどして、労働者に許可を受けた内容について周知していますか」と尋ねている。

それによれば、「許可書を保存しており、宿日直に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している」（33.8%）、「許可書を保存しており、宿日直に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している」（48.9%）、「許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない」（13.3%）を合わせた「許可書を保存している事業場」（以下、「保存・計」という）は96.0%に及び、「許可書を保存していない、又は、保存しているかわからない」とする事業場は3.5%と少ない。

「許可書を周知している事業場」（以下、「許可書を保存しており、宿日直に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している」と「許可書を保存しており、宿日直に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している」の合計。以下、「周知・計」という）は82.7%と8割強を占めている（図表2-1）。

[23] 調査票では、「宿日直許可書とは、労働基準監督署から「断続的な宿直又は日直勤務許可書」、「断続的な宿直勤務許可書」、「断続的な日直勤務許可書」等の名称で事業場に対して交付されているものです」と記載している。

図表 2-1 宿日直許可書を保存し、事業場内で周知するなどして、労働者に許可を受けた内容について周知していますか（SA、単位＝%）【事業場調査】

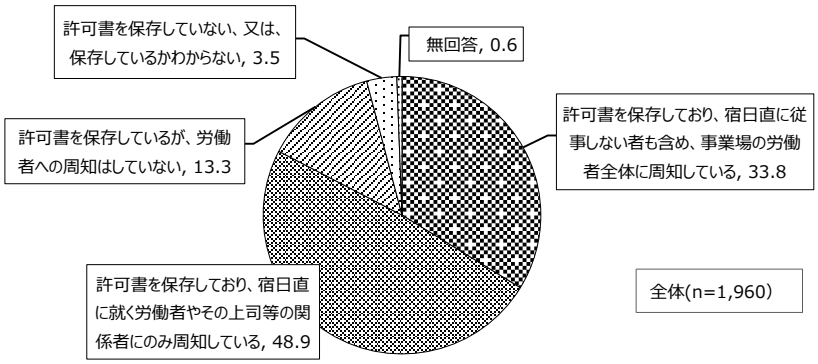

※令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

これを事業場規模別にみると、いずれの規模においても、許可書の「保存・計」の割合は 9 割台となっている。許可書の「周知・計」の割合も 8 割台と高い。許可書の「周知・計」の割合について事業場形態別（n=20 以上、「その他」除く）にみると、いずれの形態でも、7 割以上と大半の事業場で周知がなされている（図表 2-2）。

図表 2-2 宿日直許可書を保存し、事業場内で周知するなどして、労働者に許可を受けた内容について周知していますか（SA、単位＝%）〔属性別〕【事業場調査】

	n	許可書を保存しており、宿日直に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している	許可書を保存しており、宿日直に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している	許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない	許可書を保存していない、又は、保存しているかわからない	無回答	保存・計（※2）	周知・計（※3）
全体	1,960	33.8	48.9	13.3	3.5	0.6	96.0	82.7
＜事業場規模別＞								
1～9人	338	40.8	41.4	10.1	6.8	0.9	92.3	82.2
10～29人	564	40.8	39.5	15.1	3.9	0.7	95.4	80.3
30～49人	303	36.0	50.2	10.2	3.3	0.3	96.4	86.1
50～99人	328	24.1	59.8	13.7	1.8	0.6	97.6	83.8
100人以上	416	24.5	58.2	15.4	1.7	0.2	98.1	82.7
＜事業場形態別＞								
事業所（事務所）	347	43.2	39.8	13.0	4.0	0.0	96.0	83.0
営業所	90	48.9	28.9	10.0	10.0	2.2	87.8	77.8
店舗、飲食店	8	37.5	25.0	12.5	25.0	0.0	75.0	62.5
工場、作業所	94	42.6	44.7	7.4	5.3	0.0	94.7	87.2
輸送・配送センター	22	40.9	54.5	0.0	0.0	4.5	95.5	95.5
病院、医療介護施設	914	26.8	56.2	14.2	2.2	0.5	97.3	83.0
学校、保育所	36	25.0	58.3	13.9	2.8	0.0	97.2	83.3
旅館、ホテル等の宿泊施設	61	24.6	59.0	11.5	4.9	0.0	95.1	83.6
工事現場の関連施設	12	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
その他	371	37.5	42.6	15.4	3.8	0.8	95.4	80.1

※1：令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

※2：表頭の「保存・計」は、「許可書を保存しており、宿日直に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している」「許可書を保存しており、宿日直に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している」「許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない」の合計。

※3：表頭の「周知・計」は、「許可書を保存しており、宿日直に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している」「許可書を保存しており、宿日直に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知しているの合計。

2-2. 宿日直許可書に関する労働者の認知度

労働者調査では、「勤め先が労働基準監督署から受けている宿日直許可書の内容（対象業務等）について知っていますか」と尋ねている。それによれば、「許可の内容を概ね知っている」（65.5%）と「許可の内容を一部知っている」（10.2%）を合わせた「許可の内容を知っている・計」（以下同じ）の割合は、75.7%となっている。一方、「許可を受けていることは知っているが、許可書の内容までは知らない」は 18.9%である。「許可を受けているかどうか知らない」は 4.2%とわずかである（図表 2-3）。

「許可の内容を知っている・計」の割合について、職種別（n=20 以上、「その他」除く）にみると、ほとんどの職種で 7～8 割となっている。全体より 5 ポイント以上高い職種は、「建設・採掘関連の職」「事務職」「専門・技術・研究職」である（図表 2-4）。

図表 2-3 宿日直許可書の内容（対象業務等）について知っているか（SA、単位＝%）【労働者調査】

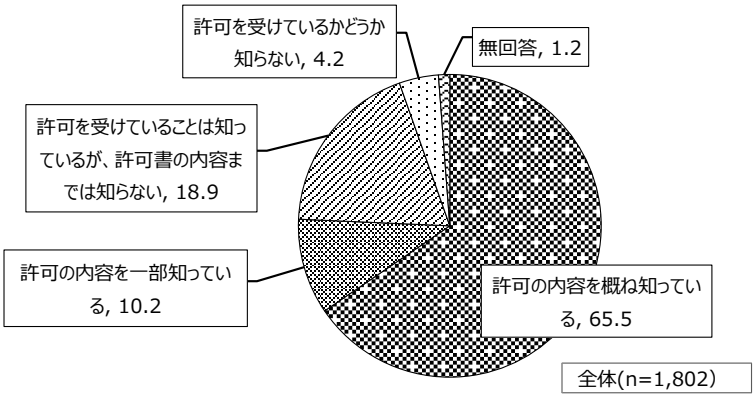

※令和６（2024）年４月に宿日直に就いている者を対象に集計。

図表 2-4 宿日直許可書の内容（対象業務等）について知っているか（SA、単位＝%）〔職種別〕【労働者調査】

	n	許可の内容を概ね知っている	許可の内容を一部知っている	許可を受けていることは知っているが、許可書の内容までは知らない	許可を受けているかどうか知らない	無回答	「許可の内容を知っている・計」
全体	1,802	65.5	10.2	18.9	4.2	1.2	75.7
<職種別>							
専門・技術・研究職	187	70.6	12.3	12.8	4.3	0.0	82.9
教員職	17	52.9	0.0	47.1	0.0	0.0	52.9
事務職	363	76.9	8.0	9.9	3.3	1.9	84.8
営業職（外回り等）	69	73.9	5.8	13.0	7.2	0.0	79.7
販売職	10	50.0	10.0	20.0	20.0	0.0	60.0
サービス職	97	67.0	12.4	15.5	5.2	0.0	79.4
医療・福祉関連の職	741	59.5	10.8	24.2	4.3	1.2	70.3
保安職	55	56.4	14.5	27.3	1.8	0.0	70.9
農林漁業関連の職	9	55.6	22.2	22.2	0.0	0.0	77.8
生産工程職	26	61.5	15.4	23.1	0.0	0.0	76.9
輸送・機械運転職	13	69.2	7.7	15.4	7.7	0.0	76.9
建設・採掘関連の職	40	82.5	5.0	7.5	5.0	0.0	87.5
運搬・清掃・包装の職	11	72.7	27.3	0.0	0.0	0.0	100.0
その他	136	61.0	8.1	24.3	5.1	1.5	69.1

※令和６（2024）年４月に宿日直に就いている者を対象に集計。「許可の内容を知っている・計」は「許可の内容を概ね知っている」「許可の内容を一部知っている」の合計。「許可の内容を知っている・計」について、表側の「職種」（n=20以上、「その他」除く）において全体より5ポイント以上高い数値に網。

事業場調査では、宿日直許可書を保存、周知の状況を尋ねている（以下、「許可書の保存・周知状況別（事業場調査）」という）。そこで、参考として、これを労働者調査に接続して、宿日直許可書の認知度をみたものが図表 2-5 である。許可書の保存・周知状況別（事業場調査）にみると、許可書を周知している事業場ほど、労働者側の「許可の内容を知っている・計」の割合が高くなる傾向にある。

図表 2-5 宿日直許可書の内容（対象業務等）について知っているか（SA、単位＝%）

〔事業場調査：許可書の保存・周知状況別〕【労働者調査】

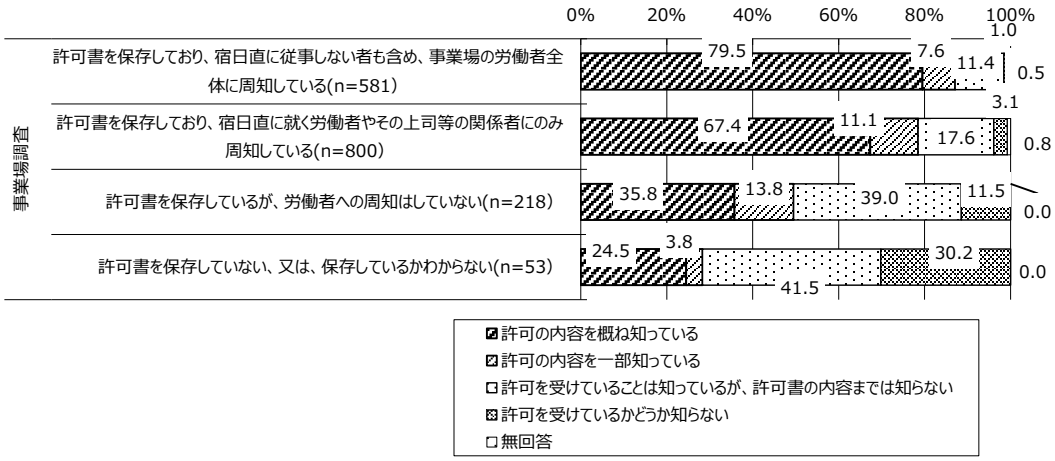

※令和６（2024）年４月に宿日直に就いている者を対象に集計。表側は、事業場調査の許可書の保存・周知の設問（問9）を接続してクロス集計している。

3. 宿直、日直の働き方

3-1. 宿日直中に従事している業務

(1)宿日直中に従事している業務

調査では、事業場調査、労働者調査のいずれも、宿日直で従事している業務について尋ねている。両調査の結果をまとめたものが図表 3-1 である。

事業場調査では、令和 6（2024）年 4 月の実績において、宿日直に就く労働者に、通常、宿日直中にどのような業務に従事させているかを尋ねている。それによれば、「非常事態に備えた待機」が 41.7%と最も割合が高く、次いで、「定時の事業場内の見回り」が 32.2%、「緊急の文書や電話の収受」が 11.0%、「商品等の盗難の防止、火災の防止」が 1.2%、「その他」が 7.3%[24]となっている。

一方、労働者調査でも、令和 6（2024）年 4 月実績において、宿日直中の主な業務として行

[24] 事業場調査の「その他」が 7.3%（143 件）あるが、「受注、郵便物等引き取り、正門開閉」「戸締りの点検、電話対応、来客対応」「消灯チェック」「寮見回り」など、宿日直時の施設運営面での作業の記載が目立つ。また、「定時の介護、見守り」「寝かしつけ、夜尿起こし、おむつ取替」等や「配電設備の事故復旧・停電対応」「設備の事故対応」等の記載もあった。なお、後述の労働者調査も同様に聞いているが、「その他」については、おおむね事業場調査と同趣旨の内容の記載がみられた。

っているものを尋ねており、「非常事態に備えた待機」が 38.6%と最も割合が高く、次いで、「定時の事業場内の見回り」が 34.1%、「緊急の文書や電話の収受」が 11.8%、「商品等の盗難の防止、火災の防止」が 0.8%、「その他」が 8.3%となっている。

図表 3-1 宿日直中に従事している業務（SA、単位＝%）【事業場調査・労働者調査】

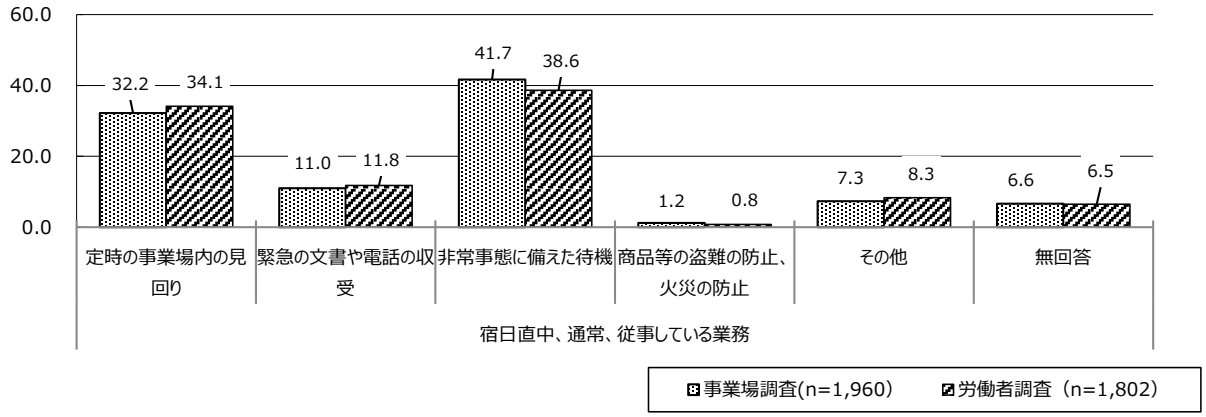

※事業場調査は、令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。設問では、「宿日直に就く労働者に、通常、宿日直中にどのような業務に従事させていますか。令和６（2024）年４月の実績から、最も当てはまるものを回答してください」と尋ねている。労働者調査は、令和６（2024）年４月に宿日直に就いている者を対象に集計。設問では、「あなたは、宿日直中、主にどのような業務を行っていますか。令和６（2024）年４月の実績から、最も当てはまるものを回答してください」と尋ねている。

(2)宿日直中に従事している業務（属性別）

事業場調査による業務の構成割合について、属性別にみたものが図表 3-2 である（「商品等の盗難の防止、火災の防止」は n=23 で少ないことに留意）。

事業場規模別にみると、事業場規模によって、各業務の割合で傾向はみられないが、「非常事態に備えた待機」は、100 人以上の大規模事業場で 6 割と最も割合が高い。

業種別（n=20 以上）にみると、「定時の事業場内の見回り」は、「宿泊業、飲食サービス業」「教育、学習支援業」「生活関連サービス業、娯楽業」などの業種で割合が高くなっている。「緊急の文書や電話の収受」は、「建設業」「卸売業、小売業」などで割合が高い。「非常事態に備えた待機」は、「電気・ガス・熱供給・水道業」「医療、福祉」「製造業」「運輸業、郵便業」などで割合が高くなっている。

事業場形態別（n=20 以上、「その他」除く）にみると、「定時の事業場内の見回り」は「旅館、ホテル等の宿泊施設」「学校、保育所」などで割合が高くなっている。「非常事態に備えた待機」は、「病院、医療介護施設」「営業所」「工場、作業所」「事業所（事務所）」で割合が高くなっている。「商品等の盗難の防止、火災の防止」は「輸送・配送センター」で割合が最も高い。

図表 3-2 宿日直中に従事している業務（SA、単位＝%）〔属性別〕【事業場調査】

	n	定時の事業場内の見回り	緊急の文書や電話の収受	非常事態に備えた待機	商品等の盗難の防止、火災の防止	その他	無回答
全体	1,960	32.2	11.0	41.7	1.2	7.3	6.6
＜事業場規模別＞							
1～9人	338	33.7	10.4	43.8	0.6	6.5	5.0
10～29人	564	33.9	12.4	37.6	1.1	8.9	6.2
30～49人	303	34.7	13.5	33.3	2.6	7.9	7.9
50～99人	328	41.8	10.1	32.0	1.2	6.4	8.5
100人以上	416	19.0	8.4	60.3	0.7	6.3	5.3
＜業種別＞							
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
建設業	75	16.0	37.3	30.7	1.3	13.3	1.3
製造業	59	28.8	16.9	40.7	0.0	10.2	3.4
電気・ガス・熱供給・水道業	183	13.7	19.1	51.9	0.0	10.9	4.4
情報通信業	12	0.0	66.7	16.7	0.0	16.7	0.0
運輸業、郵便業	62	16.1	21.0	37.1	21.0	4.8	0.0
卸売業、小売業	54	22.2	29.6	25.9	5.6	11.1	5.6
不動産業、物品賃貸業	3	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	16	50.0	18.8	25.0	0.0	0.0	6.3
宿泊業、飲食サービス業	62	50.0	3.2	30.6	1.6	8.1	6.5
生活関連サービス業、娯楽業	22	40.9	18.2	22.7	0.0	9.1	9.1
教育、学習支援業	43	46.5	14.0	16.3	2.3	14.0	7.0
医療、福祉	1,236	36.4	4.7	45.6	0.0	5.3	8.1
複合サービス事業	9	22.2	33.3	33.3	0.0	0.0	11.1
サービス業（他に分類されないもの）	118	28.0	22.9	28.0	3.4	14.4	3.4
＜事業場形態別＞							
事業所（事務所）	347	22.2	23.3	36.9	0.9	12.4	4.3
営業所	90	10.0	33.3	45.6	2.2	5.6	3.3
店舗、飲食店	8	12.5	12.5	50.0	12.5	12.5	0.0
工場、作業所	94	26.6	20.2	41.5	0.0	8.5	3.2
輸送・配送センター	22	9.1	9.1	22.7	54.5	4.5	0.0
病院、医療介護施設	914	33.7	5.4	48.0	0.0	4.6	8.3
学校、保育所	36	50.0	11.1	27.8	0.0	11.1	0.0
旅館、ホテル等の宿泊施設	61	52.5	1.6	26.2	3.3	9.8	6.6
工事現場の関連施設	12	25.0	41.7	25.0	0.0	8.3	0.0
その他	371	41.8	6.2	35.6	0.8	8.4	7.3

※令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。各業務（「その他」除く）について、表側の業種（n=20以上）、事業場形態（n=20以上、「その他」除く）ごとに最も割合が高い値に網。

一方、各業務（「その他」及び、n 数（n=14）が少ない「商品等の盗難の防止、火災の防止」を除く）について、労働者調査によるその業務の構成割合が全体の構成割合より 5 ポイント以上高い職種（n=20 以上、「その他」除く）を列挙すると、「定時の事業場内の見回り」では「保安職」「サービス職」、「緊急の文書や電話の収受」では「建設・採掘関連の職」「生産工程職」「営業職（外回り等）」「事務職」、「非常事態に備えた待機」では「営業職（外回り等）」「専門・技術・研究職」「医療・福祉関連の職」となっている（図表 3-3）。

図表 3-3 宿日直中に従事している業務（SA、単位＝%）〔職種別〕【労働者調査】

	n	定時の事業場内の見回り	緊急の文書や電話の収受	非常事態に備えた待機	商品等の盗難の防止、火災の防止	その他	無回答
全体	1,802	34.1	11.8	38.6	0.8	8.3	6.5
＜職種別＞							
専門・技術・研究職	187	26.2	16.0	49.2	0.0	7.0	1.6
教員職	17	35.3	5.9	47.1	0.0	11.8	0.0
事務職	363	35.5	22.0	24.8	0.6	6.9	10.2
営業職（外回り等）	69	4.3	24.6	49.3	1.4	14.5	5.8
販売職	10	40.0	0.0	40.0	10.0	0.0	10.0
サービス職	97	50.5	7.2	24.7	1.0	8.2	8.2
医療・福祉関連の職	741	34.1	3.5	48.9	0.1	6.9	6.5
保安職	55	52.7	12.7	27.3	1.8	3.6	1.8
農林漁業関連の職	9	66.7	11.1	0.0	11.1	0.0	11.1
生産工程職	26	26.9	26.9	26.9	0.0	19.2	0.0
輸送・機械運転職	13	30.8	15.4	7.7	38.5	7.7	0.0
建設・採掘関連の職	40	12.5	50.0	27.5	2.5	7.5	0.0
運搬・清掃・包装の職	11	36.4	9.1	54.5	0.0	0.0	0.0
その他	136	43.4	7.4	22.8	0.0	19.1	7.4

※令和６（2024）年４月に宿日直に就いている者を対象に集計。各業務（「その他」除く）について、表側の「職種」（n=20以上、「その他」除く）において全体より5ポイント以上高い数値に網。

(3)宿日直中の業務が宿日直許可を取得した当時と同じか

①宿日直中の業務が宿日直許可を取得した当時と同じか（事業場調査）

事業場調査では、宿日直中の業務について、宿日直許可を取得した当時に、従事させることとしていた業務と同じであるかを尋ねている。それによれば、「同じである」が 97.2%とほとんどを占め、「異なる」は 0.7%とわずかであり、「わからない」も 1.8%と少数である。

これを宿日直中の業務別にみると、いずれの業務も「同じである」が大半を占めている（図表 3-4）。

図表 3-4 宿日直中に従事している業務は、宿日直許可を取得した当時に、従事させることとしていた業務と同じか（SA、単位＝%）〔宿日直中の業務別〕【事業場調査】

	n	同じである	異なる	わからない	無回答
全体	1,960	97.2	0.7	1.8	0.2
＜宿日直中の業務別＞					
定時の事業場内の見回り	631	98.3	0.3	1.4	0.0
緊急の文書や電話の収受	216	97.7	0.0	2.3	0.0
非常事態に備えた待機	818	97.2	1.0	1.7	0.1
商品等の盗難の防止、火災の防止	23	87.0	4.3	8.7	0.0
その他	143	97.9	1.4	0.7	0.0

※事業場において、令和6年（2024年）4月実績で従事されていた業務「事業場調査については、令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場を対象に集計。

②宿日直中の業務は事業場が許可された業務と同じか（労働者調査）

一方、労働者調査においても、宿日直中の業務について、事業場が許可された業務と同じであるかを尋ねている。それによれば、労働者調査においても、「許可された業務と同じであっ

た」が 86.1%と大半を占めている。「許可された業務と異なっていた」は 0.4%とわずかである。ただし、「わからない」は 10.3%ある。

これを宿日直中の業務別にみると、いずれの業務も「許可された業務と同じであった」が大半を占めていることに違いはない（図表 3-5）。

図表 3-5 宿日直中に従事している業務は、事業場が許可された業務と同じですか

（SA、単位＝%）〔宿日直中の業務別〕【労働者調査】

	n	許可された業務と同じであった	許可された業務と異なっていた	わからない	無回答
全体	1,802	86.1	0.4	10.3	3.2
＜宿日直中の業務別＞					
定時の事業場内の見回り	615	92.4	0.2	6.7	0.8
緊急の文書や電話の収受	212	86.3	0.9	11.3	1.4
非常事態に備えた待機	695	85.2	0.6	12.8	1.4
商品等の盗難の防止、火災の防止	14	100.0	0.0	0.0	0.0
その他	149	81.2	0.0	14.8	4.0

※令和６（2024）年４月に宿日直に就いている者を対象に集計。

3-2. 宿日直中の拘束時間

(1)宿直、日直の拘束時間

事業場調査では、令和 6（2024）年 4 月における宿日直の 1 回あたりの拘束時間（宿日直の開始から終了までの時間数）について、宿直、日直の別に尋ねている。一方、労働者調査においても、令和 6（2024）年 4 月における宿日直の拘束時間（宿日直の開始から終了までの時間数）について、宿直、日直の別に尋ねている [25]。

宿直の 1 回あたりの拘束時間について無回答を除き集計すると、事業場調査では平均値が 12.71 時間、中央値が 14 時間、労働者調査では平均値が 12.90 時間、中央値が 14 時間となっている。分布をみると、事業場調査、労働者調査いずれも「14～15 時間」が 4 割弱と最も高くなっている（図表 3-6）。

[25] 事業場調査、労働者調査いずれも、調査票では、拘束時間の時間数（数値）で聞いている（端数がある場合、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てで、整数で記載するように注記）。

図表 3-6 宿直の1回あたりの拘束時間／時間（単位＝%）【事業場調査・労働者調査】

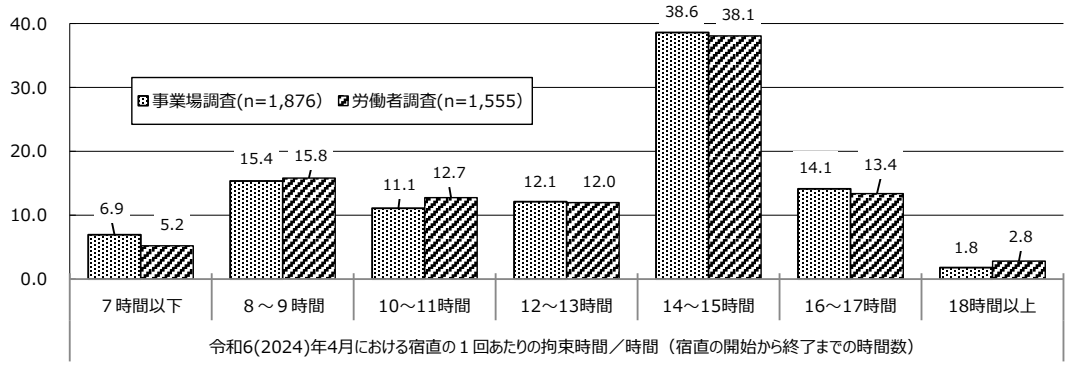

※事業場調査は、令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を「宿直のみ」若しくは「宿直と日直の両方」と回答した事業場（＝宿直のある事業場）において、宿直についての1回あたりの時間数を回答した事業場を対象に、無回答を除き集計（宿直【平均値：12.71時間、中央値：14時間】）。労働者調査は、令和６（2024）年４月において、勤め先の宿日直許可に基づき、「宿直のみ」「宿直と日直の両方」のいずれかに就いたとした者を対象に、無回答を除き集計（宿直【平均値：12.90時間、中央値：14時間】）。

日直の 1 回あたりの拘束時間についてまとめたものが図表 3-7 である。無回答を除き集計しところ、事業場調査では平均値が 9.05 時間、中央値が 9 時間、労働者調査では平均値が 9.07 時間、中央値が 8 時間となっている。分布をみると、事業場調査、労働者調査いずれも、「8 時間」が 4 割台と最も高く、次いで、「9 時間」が 4 割弱となっている。

図表 3-7 日直の1回あたりの拘束時間／時間（単位＝%）【事業場調査・労働者調査】

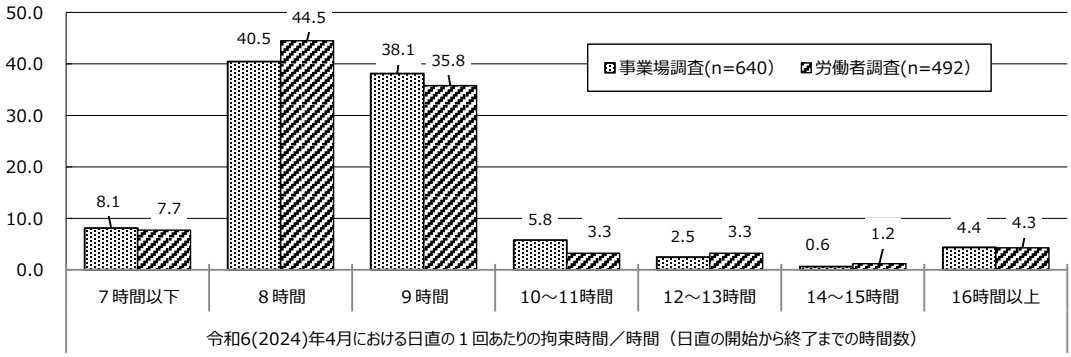

※事業場調査は、令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を「日直のみ」若しくは「宿直と日直の両方」と回答した事業場（＝日直のある事業場）において、宿直についての1回あたりの時間数を回答した事業場を対象に、無回答を除き集計（日直【平均値：9.05時間、中央値：9時間】）。労働者調査は、令和６（2024）年４月において、勤め先の宿日直許可に基づき、「日直のみ」「宿直と日直の両方」のいずれかに就いたとした者を対象に、無回答を除き集計（日直【平均値：9.07時間、中央値：8時間】）。

参考として、宿日直の拘束時間の平均値を事業場規模別、事業場形態別、宿日直中の業務別にみたものが図表 3-8 である（以下の平均値のなかには、n 数が少ないものがあることに留意）。

宿直の拘束時間を事業場規模別にみると、事業場調査、労働者調査いずれも、事業場規模が

大きくなるほど、拘束時間の平均値はやや高くなる傾向にある。一方、日直の拘束時間は、いずれの規模においても 8～9 時間台となっている。

事業場形態別（「その他」除く）にみると、事業場調査において、宿直では、平均値が最も高いのは、「営業所」で 13.7 時間となっており、そのほか「事業所（事務所）」「工場、作業所」「病院、医療介護施設」「輸送・配送センター」も 13 時間台となっている。逆に、「旅館、ホテル等の宿泊施設」は 9.8 時間と他に比べて低い。一方、日直では、「輸送・配送センター」が 11.25 時間と最も高く、次いで「店舗、飲食店」が 10.00 時間と高くなっている。以上の傾向は、労働者調査においてもおおむね同じである。

宿日直中の業務別（「その他」除く）にみると、事業場調査において、宿直では、いずれの業務も 12 時間台である。一方、労働者調査では、「商品等の盗難の防止、火災の防止」「緊急の文書や電話の収受」「非常事態に備えた待機」で 13 時間台であり、事業場調査のこれらの業務の平均値に比べやや高い。日直では、事業場調査では、いずれの業務も 8～9 時間台であるが、労働者調査では、「商品等の盗難の防止、火災の防止」が 11.6 時間とやや高くなっている。

図表 3-8　宿直、日直の１回あたりの拘束時間／時間の平均値〔属性別〕【事業場調査・労働者調査】

	①宿直の１回あたりの拘束時間／時間						②日直の１回あたりの拘束時間／時間					
	事業場調査			労働者調査			事業場調査			労働者調査		
	n	平均値	標準偏差	n	平均値	標準偏差	n	平均値	標準偏差	n	平均値	標準偏差
＜事業場規模別＞												
1～9人	329	12.0	3.511	299	12.0	3.545	66	8.38	2.653	58	8.36	2.783
10～29人	535	12.2	3.873	472	12.1	3.881	129	9.02	3.329	118	9.12	3.440
30～49人	286	12.5	3.939	252	12.4	3.886	68	8.84	3.393	64	8.72	3.383
50～99人	305	13.1	3.317	258	13.1	3.382	96	9.39	3.851	77	8.77	2.933
100人以上	410	13.9	3.040	310	13.8	3.229	280	9.16	3.363	201	9.02	3.237
＜事業場形態別＞												
事業所（事務所）	320	13.2	3.477	294	13.2	3.501	146	9.02	3.393	132	9.05	3.538
営業所	85	13.7	3.405	80	13.7	3.479	39	8.18	3.251	39	8.18	3.251
店舗、飲食店	8	10.0	2.563	8	10.0	2.563	2	10.00	2.828	2	10.00	2.828
工場、作業所	88	13.2	3.503	81	13.3	3.421	57	9.49	3.135	52	9.13	2.377
輸送・配送センター	11	13.1	2.166	9	13.1	2.205	16	11.25	5.373	12	10.58	4.757
病院、医療介護施設	899	13.2	3.329	711	13.1	3.416	315	9.11	3.215	225	8.89	2.885
学校、保育所	31	11.0	3.674	27	11.2	3.509	11	7.18	2.483	7	6.29	2.752
旅館、ホテル等の宿泊施設	61	9.8	3.816	55	9.8	3.965	7	7.86	0.378	7	7.86	0.378
工事現場の関連施設	12	12.1	3.118	10	12.1	3.143	5	8.40	0.548	5	8.40	0.548
その他	356	11.3	3.949	323	11.3	3.935	42	8.81	4.174	38	8.92	4.377
＜宿日直中の業務別＞												
定時の事業場内の見回り	608	12.5	3.622	547	12.6	3.659	142	9.14	3.693	143	8.96	2.967
緊急の文書や電話の収受	195	12.9	3.179	173	13.3	3.787	80	8.63	3.050	77	8.68	3.050
非常事態に備えた待機	804	12.8	3.681	634	13.1	3.585	317	9.26	3.576	188	9.32	3.437
商品等の盗難の防止、火災の防止	14	12.0	3.234	9	13.6	3.087	15	9.80	2.274	10	11.60	4.600
その他	134	12.5	4.174	122	12.9	4.398	53	8.47	2.729	51	8.59	2.229

※事業場調査は、令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場において、令和６（2024）年４月において、①宿直については、宿直がある事業場において1回あたりの時間数を回答した事業場を対象に無回答を除き集計しており、②日直については、日直がある事業場いおいて1回あたりの時間数を回答した事業場を対象に無回答を除き集計。労働者調査は、令和６（2024）年４月において、勤め先の宿日直許可に基づき、①宿直については宿直に就いている者、②日直については、日直に就いている者を対象に、無回答を除き集計。労働者調査の表側「事業場規模、事業場形態」は、事業場調査の事業場規模、事業場形態の回答を接続して集計している。

(2)宿日直の拘束時間が許可された時間数と同じだったか

①宿日直の拘束時間が許可された時間数と同じだったか（事業場調査）

事業場調査では、拘束時間数が、宿日直許可を受けた時点での宿日直の拘束時間数と同じかどうかについて、宿直、日直の別に尋ねている。それによれば、宿直では、「同じである」が

92.6%と大半を占め、「短くなっている」が 3.4%、「長くなっている」が 0.7%となっており、「わからない」は 2.4%である。一方、日直においても、「同じである」が 85.2%と大半を占め、「短くなっている」が 1.9%、「長くなっている」が 0.1%となっており、「わからない」は 3.7%である。宿直、日直いずれも「同じである」とする割合がほとんどを占めていることに違いはなく、一方、「長くなっている」とする事業場はほとんどない（図表 3-9）。

事業場調査では、宿直、日直のいずれかにおいて、宿日直の時間数が、宿日直許可を受けた時点での宿日直の拘束時間数より「長くなっている」と回答した事業場に対して、「宿日直の拘束時間が長くなっているのは何故ですか」（複数回答）と尋ねている。「長くなっている」とする事業場は 14 件と少なく、「人員配置の都合」が 50.0%（7 件）、「所定労働時間、施設の営業時間の変更に伴う対応」が 14.3%（2 件）となっている（図表 3-10）[26]。

図表 3-9 宿日直の時間数は、宿日直許可を受けた時点での宿日直の拘束時間数と同じか（SA、単位＝%）【事業場調査】

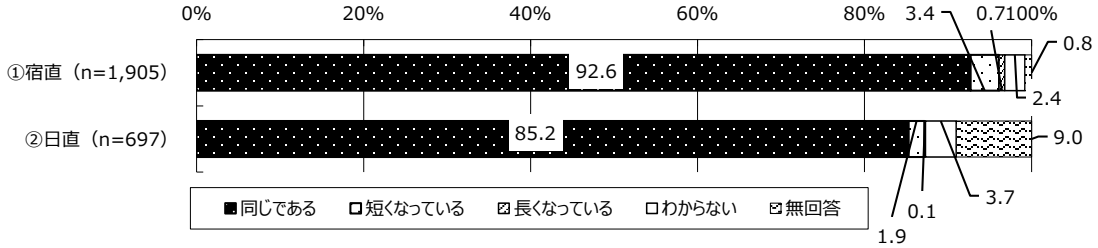

※令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場において、①宿直については、宿直がある事業場を対象に、②日直については、日直がある事業場を対象に集計。

図表 3-10 宿日直の拘束時間が長くなっているのは何故ですか（MA、単位＝%）【事業場調査】

調査数（全体）	宿日直の拘束時間が長くなっている理由				
	所定労働時間、施設の営業時間の変更に伴う対応	人員配置の都合（上記１以外）	取引先の都合（上記１以外）	その他	わからない
14 100.0	2 14.3	7 50.0	- -	5 35.7	- -

※令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場において、宿直、日直のいずれかにおいて、宿日直の時間数が、宿日直許可を受けた時点での宿日直の拘束時間数より「長くなっている」と回答した事業場を対象に集計（上段＝n数、下段＝%）。

②宿日直の拘束時間が許可された時間数と同じだったか（労働者調査）

労働者調査では、令和 6（2024）年 4 月に就いた宿日直について、宿直（n＝1,658）、日直（n＝516）の別に、拘束時間（宿日直の開始から終了までの時間数、時刻）は、許可された時間数（時刻）と同じだったかについて尋ねている。それによれば、宿直では、「許可された時

[26]「その他」が 5 件あるが、「通常業務の増加」「当初想定していたよりも、現場の状況やその日の都合で長くなっていた」などの記載があった。

間と同じであった」が 85.7%と大半を占め、「許可された時間より短かった」が 1.5%、「許可された時間より長かった」が 1.3%となっており、「宿直許可書の許可された時間数がわからない・知らない」は 11.0%となっている（図表 3-11①）。

日直においても、「許可された時間と同じであった」が 82.8%と大半を占め、「許可された時間より短かった」が 1.2%、「許可された時間より長かった」が 1.0%となっており、「宿直許可書の許可された時間数がわからない・知らない」は 12.0%となっている（図表 3-11②）。

宿直、日直ともに不明が 1 割程度あるものの、8 割が許可された時間と同じとしており、「許可された時間より長かった」とする者はほとんどいない。

図表 3-11　令和 6（2024）年 4 月に就いた宿日直について、拘束時間（宿日直の開始から終了までの時間数、時刻）は、許可された時間数（時刻）と同じか（単位＝%）【労働者調査】

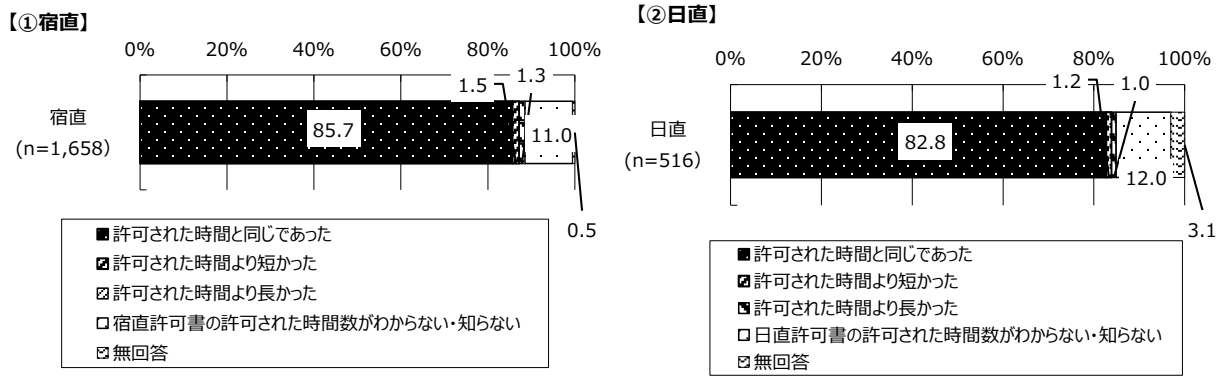

※令和 6（2024）年 4 月に宿直に就いている者を対象に集計。

※令和 6（2024）年 4 月に日直に就いている者を対象に集計。

(3)宿日直が許可回数を超えることがあるか

①宿日直が許可回数を超えることがあるか（事業場調査）

事業場調査では、宿直について、令和 6（2024）年 4 月に、1 週間のうちに就いた宿直の回数が、宿直許可で許可された回数を超えた労働者の有無とその頻度について尋ねている（調査票では、「労働者全体において、許可された回数を超えて宿直に就かせた延べ回数（4 月の 1 か月間でみた各週の超えた回数の合計）と記載）。それによれば、「許可された回数を超えて宿直に就かせた労働者はいない」が 85.7%で大半を占めており、超えた頻度の回答は、「1 回超えた」が 4.3%、「2 回超えた」が 2.6%、「3 回以上超えた」が 3.7%となっている（図表 3-12①）。

一方、日直についても、令和 6（2024）年 4 月に就いた日直の回数が、日直許可で許可された回数を超えた労働者の有無、及びその頻度について尋ねている（調査票では「労働者全体において、許可された回数を超えて日直に就かせた延べ回数」と記載）。それによれば、「許可された回数を超えて日直に就かせた労働者はいない」が 77.0%と大半を占めており、超えた頻

度の回答は、「1 回超えた」が 3.6%、「2 回超えた」が 1.1%、「3 回以上超えた」が 1.7%となっている（図表 3-12②）。

図表 3-12　令和6（2024）年4月における1週間のうちに就いた宿日直の回数が許可された回数を超えた労働者の有無、頻度（SA、単位＝%）【事業場調査】

【①宿直：労働者全体の許可された回数を超えて宿直に就かせた延べ回数】

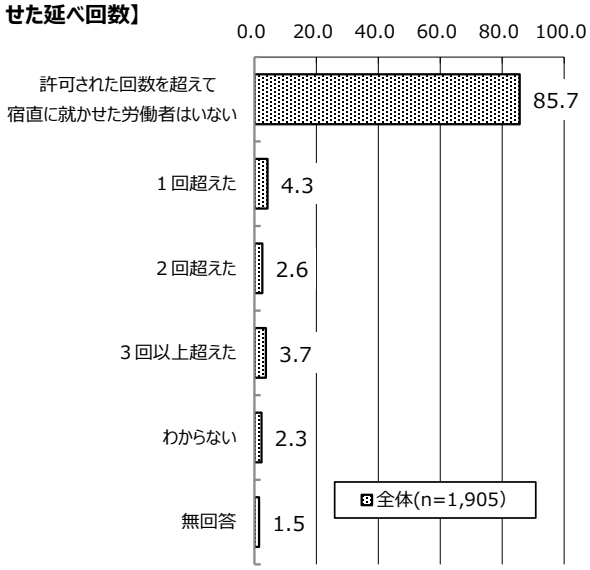

※令和6（2024）年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場において、宿直がある事業場を対象に集計。

【②日直：労働者全体の許可された回数を超えて日直に就かせた延べ回数】

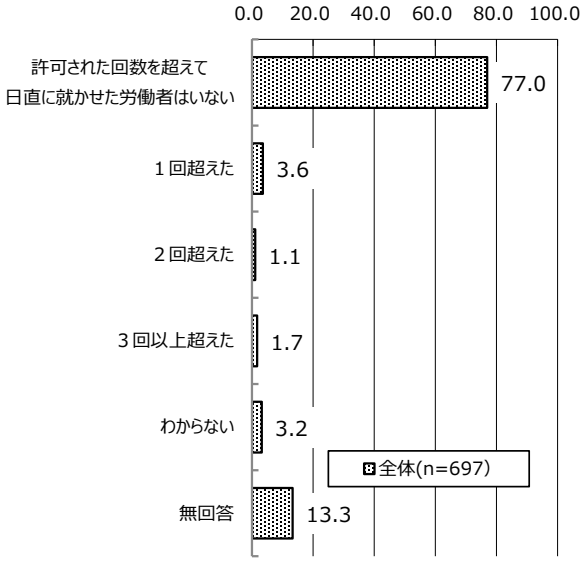

※令和6（2024）年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場において、日直がある事業場を対象に集計。

事業場調査では、宿直、日直において、許可された回数を「1 回超えた」「2 回超えた」「3 回以上超えた」と回答した事業場に対して、「宿日直許可の回数を超えた分の宿日直はどのように取り扱いましたか。又はどのように取り扱うことを考えていますか」と尋ねている。それによれば、「実際に、許可回数を超えて宿日直に就いた時間帯全部に対して、別途賃金（必要な割増賃金を含む。）を支払った」（以下、「別途賃金を支払った」という）とする割合は 32.7%だった。一方、「宿日直手当のみを支給し、許可回数を超えて宿日直に就いた時間帯全部に対して別途の賃金は支払っていないが、今後支払うようにしたい」は 21.0%であり、「宿日直手当のみを支給し、許可回数を超えて宿日直に就いた時間帯全部に対して別途の賃金は支払っていないし、今後も支払うつもりはない」が 44.4%だった（図表 3-13）。

これを企業全体の従業員規模別にみると、300 人以上の規模において、「別途賃金を支払った」割合が 4 割台となっており、他に比べて高くなっている。

宿直許可の許可回数を超えた頻度別にみると、「別途賃金を支払った」割合は、「3 回以上超えた」で 38.0%と最も割合が高い。日直許可の許可回数を超えた頻度別にみても同様の傾向である（n 数が少ないことに留意）（図表 3-14）。

図表 3-13 宿日直許可の回数を超えた分の宿日直の取り扱い（SA、単位＝%）【事業場調査】

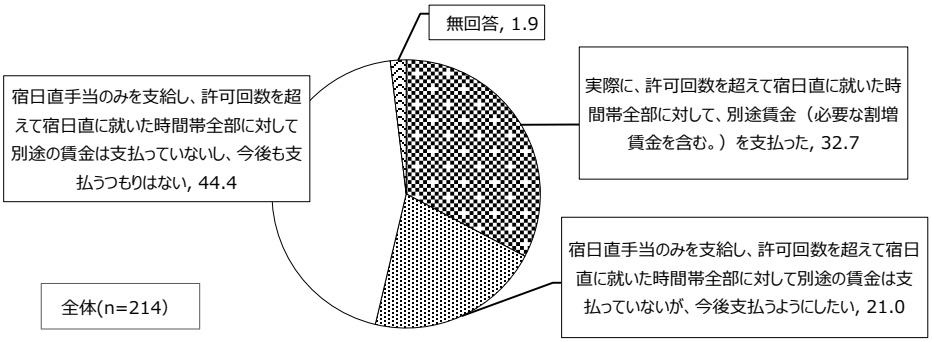

※令和６（2024）年４月に、宿直がある事業場、日直がある事業場それぞれにおいて、許可された回数を超えた（「１回超えた」「２回超えた」「３回以上超えた」）と回答した事業場を対象に集計。

図表 3-14 宿日直許可の回数を超えた分の宿日直の取り扱い（SA、単位＝%）〔企業全体の従業員規模別、宿直許可の許可回数を超えた頻度別、日直許可の許可回数を超えた頻度別〕【事業場調査】

	n	実際に、許可回数を超えて宿日直に就いた時間帯全部に対して、別途賃金（必要な割増賃金を含む。）を支払った	宿日直手当のみを支給し、許可回数を超えて宿日直に就いた時間帯全部に対して別途の賃金は支払っていないが、今後支払うようにしたい	宿日直手当のみを支給し、許可回数を超えて宿日直に就いた時間帯全部に対して別途の賃金は支払っていないし、今後も支払うつもりはない	無回答
全体	214	32.7	21.0	44.4	1.9
＜企業全体の従業員規模別＞					
100人未満	73	27.4	20.5	49.3	2.7
100～300人未満	53	24.5	28.3	45.3	1.9
300人以上	84	44.0	15.5	40.5	0.0
＜宿直許可の許可回数を超えた頻度＞					
１回超えた	81	32.1	24.7	40.7	2.5
２回超えた	49	22.4	26.5	49.0	2.0
３回以上超えた	71	38.0	12.7	47.9	1.4
＜日直許可の許可回数を超えた頻度＞					
１回超えた	25	44.0	16.0	40.0	0.0
２回超えた	8	37.5	25.0	37.5	0.0
３回以上超えた	12	66.7	8.3	25.0	0.0

※令和６（2024）年４月に、宿直がある事業場、日直がある事業場それぞれにおいて、許可された回数を超えた（「１回超えた」「２回超えた」「３回以上超えた」）と回答した事業場を対象に集計。

②宿日直に就いた回数が宿日直許可書の内容に沿っていたか（労働者調査）

労働者調査では、令和６（2024）年４月に就いた宿日直について、宿直、日直の別に、「宿日直に就いた回数は、宿日直許可書の内容に沿っていたか」を尋ねている。それによれば、宿直では、「許可されたとおりである」が 77.8%と８割弱を占め、「許可された回数より少ない」が 6.6%、「許可された回数より多い」が 1.7%となっており、「宿直許可書の許可された回数がわからない・知らない」は 12.9%となっている。

日直においても、「許可されたとおりである」が 77.3%と８割弱を占め、「許可された回数より少ない」が 4.5%、「許可された回数より多い」が 0.8%となっており、「宿直許可書の許可された回数がわからない・知らない」は 14.9%となっている。

宿直、日直ともに不明が１割程度あるものの、８割弱が許可された回数と同じとしており、「許可された回数より多い」とする者はほとんどいない（図表 3-15）。

図表 3-15　令和6（2024）年4月に就いた宿日直について、宿日直に就いた回数は、宿日直許可書の内容に沿っていましたか（SA、単位＝%）【労働者調査】

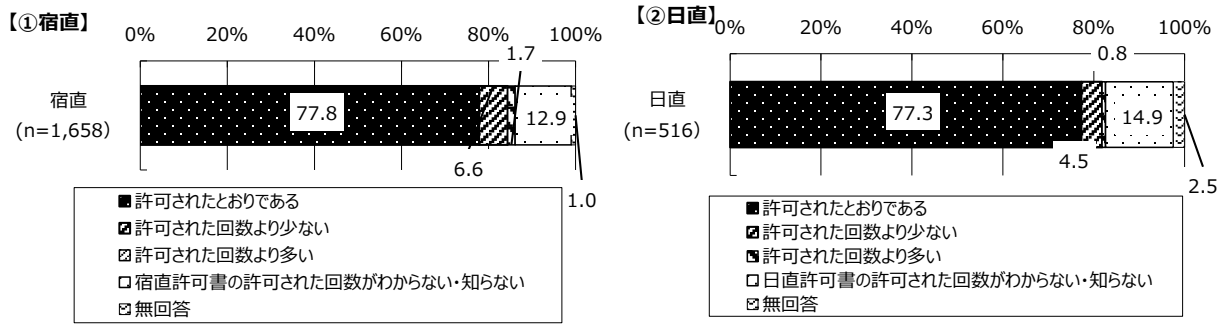

※令和６（2024）年４月に宿直に就いている者を対象に集計。

※令和６（2024）年４月に日直に就いている者を対象に集計。

3-3. 宿日直中の通常業務・緊急対応

(1)宿日直中の通常業務・緊急対応（事業場調査）

①宿日直中の通常業務・緊急対応の実績の把握状況

事業場調査では、令和６（2024）年４月に、宿日直に就く労働者が、宿日直中に、突発的な事情で、通常業務（所定労働時間において実施している業務と同じ業務のこと。当日の業務の後始末、翌日の勤務の準備などを含む）や、緊急事態への対応（単なる取次ぎを除く）を行うことがあったかを尋ねている（以下、「通常業務・緊急対応」という）。

それによれば、宿直については、「1. 宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」（以下、「通常業務・緊急対応の時間数まで把握」）が 43.2%と最も高く、次いで、「4. 宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はなかった（通常業務・緊急対応を行ったことについて報告を求めており、その報告がなかった場合など）」（以下、「通常業務・緊急対応の実績なし」）も 40.5%となっている。

「通常業務・緊急対応の実績あり（時間数の把握なし）」の割合は 12.9%である（「2. 宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はあり、現状、その対応に要した時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい」（9.3%）と「3. 宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があるが、現状、その対応に要した時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない」（3.6%）の合計。以下同じ）。「通常業務・緊急対応を把握していない」とする割合は 2.1%と少数である（「5. 宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握していないが、今後は把握していきたい」（1.6%）と「6. 宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握しておらず、今後も把握するつもりはない」（0.5%）の合計。以下同じ）（図表 3-16①）。

一方、日直についても、「日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」（以下、「1. 通常業務・緊急対応の時間数まで把握」）が 38.2%と最も高く、次いで、「4. 日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実

績はなかった（通常業務・緊急対応を行ったことについて報告を求めており、その報告がなかった場合など）」（以下、「通常業務・緊急対応の実績なし」）も 36.0%となっている。

「通常業務・緊急対応の実績あり（時間数の把握なし）」の割合は 13.4%である（「2. 日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はあり、現状、その対応に要した時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい」（9.2%）と「3. 日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があるが、現状、その対応に要した時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない」（4.2%）の合計。以下同じ）。「通常業務・緊急対応を把握していない」とする割合は 3.6%と少数である（「5. 日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握していないが、今後は把握していきたい」（2.6%）と「6. 日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握しておらず、今後も把握するつもりはない」（1.0%）の合計。以下同じ）（図表 3-16②）。

「実績あり・計」（「通常業務・緊急対応の時間数まで把握」「通常業務・緊急対応の実績あり（時間数の把握なし）」の合計。以下同じ）でみると、宿直が 56.1%、日直が 51.6%となっている。宿直、日直いずれも半数程度が、通常業務・緊急対応の実績があるとしている。

図表 3-16 宿日直中の通常業務・緊急対応の実績の把握状況（SA、単位＝%）【事業場調査】

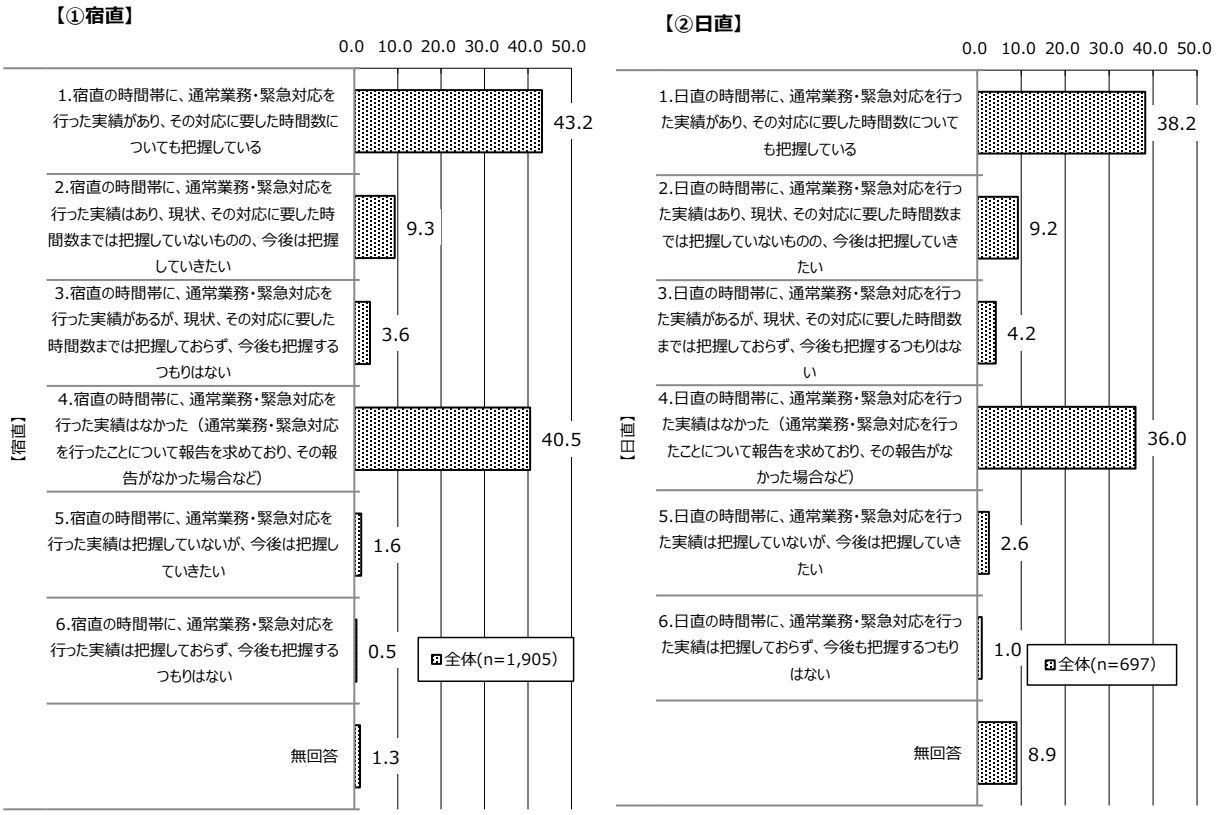

※令和6（2024）年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場において、宿直がある事業場を対象に集計。

※令和6（2024）年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場において、日直がある事業場を対象に集計。

参考として、宿日直中の通常業務・緊急対応の実績の把握状況について属性別にみたものが図表 3-17 である。先述のとおり、「通常業務・緊急対応を行った実績はなかった」の割合は宿直で 4 割、日直で 4 割弱あることから、以下では、「通常業務・緊急対応の実績なし」の属性別の特徴を把握したうえで、実績がある事業場の「通常業務・緊急対応の時間数まで把握」の割合についてみる（以下では、日直の n 数が少ないことから、宿直（図表 3-17①）について記載する）。

宿直中の通常業務・緊急対応について業種別（n=20 以上）にみると、「通常業務・緊急対応の実績なし」の割合が高い業種は、「製造業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「教育、学習支援業」「建設業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」など（いずれも 5 割以上）である。

逆に、「実績あり・計」の割合が高い業種は、「電気・ガス・熱供給・水道業」「医療、福祉」「サービス業（他に分類されないもの）」「生活関連サービス業、娯楽業」（いずれも 5 割以上）である。これらの業種では、比較的、通常業務・緊急対応がみられるようである。

通常業務・緊急対応の実績があり「通常業務・緊急対応の時間数まで把握」をしている業種としては、「電気・ガス・熱供給・水道業」（78.9%）、「サービス業（他に分類されないもの）」（46.1%）、「医療、福祉」（41.1%）の割合が高い。

次に、事業場形態別（n=20 以上、「その他」除く）にみると、「通常業務・緊急対応の実績なし」の割合が高い事業場形態は、「工場、作業所」「学校、保育所」「旅館、ホテル等の宿泊施設」となっている。逆に、「実績あり・計」の割合が高い事業場形態は、「営業所」「事業所（事務所）」「病院、医療介護施設」である。通常業務・緊急対応の実績があり「通常業務・緊急対応の時間数まで把握」をしている割合は、「営業所」（72.1%）、「事業所（事務所）」（54.3%）、「病院、医療介護施設」（43.1%）で高い。

さらに、宿日直中の業務別（「その他」除く）にみると、宿直において、「通常業務・緊急対応の実績なし」の割合は「商品等の盗難の防止、火災の防止」が 75.0%と最も高い。一方、通常業務・緊急対応の「実績あり・計」の割合は、「非常事態に備えた待機」で 62.6%と最も高く、次いで、「緊急の文書や電話の収受」で 52.3%、「定時の事業場内の見回り」で 49.8%、「商品等の盗難の防止、火災の防止」で 20.0%となっている。「通常業務・緊急対応の時間数まで把握」の割合は、「非常事態に備えた待機」で 48.3%と他に比べて高くなっている。

図表 3-17 宿日直中の通常業務・緊急対応の実績の把握状況（SA、単位＝%）〔属性別〕【事業場調査】

	①宿直							②日直						
	n	通常業務・緊急対応の時間数まで把握	通常業務・緊急対応の実績あり（時間数の把握なし）	通常業務・緊急対応の実績なし	通常業務・緊急対応を把握していない	無回答	実績あり・計	n	通常業務・緊急対応の時間数まで把握	通常業務・緊急対応の実績あり（時間数の把握なし）	通常業務・緊急対応の実績なし	通常業務・緊急対応を把握していない	無回答	実績あり・計
全体	1,905	43.2	12.9	40.5	2.1	1.3	56.1	697	38.2	13.4	36.0	3.6	8.9	51.6
＜業種別＞														
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
建設業	72	31.9	6.9	54.2	4.2	2.8	38.9	49	24.5	12.2	59.2	4.1	0.0	36.7
製造業	57	19.3	7.0	71.9	1.8	0.0	26.3	32	28.1	6.3	59.4	3.1	3.1	34.4
電気・ガス・熱供給・水道業	175	78.9	5.1	15.4	0.0	0.6	84.0	94	61.7	9.6	18.1	1.1	9.6	71.3
情報通信業	11	81.8	9.1	9.1	0.0	0.0	90.9	4	25.0	25.0	50.0	0.0	0.0	50.0
運輸業、郵便業	53	39.6	0.0	58.5	0.0	1.9	39.6	29	20.7	0.0	75.9	0.0	3.4	20.7
卸売業、小売業	48	37.5	0.0	58.3	2.1	2.1	37.5	28	21.4	10.7	53.6	7.1	7.1	32.1
不動産業、物品賃貸業	3	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
学術研究、専門・技術サービス業	16	37.5	0.0	50.0	12.5	0.0	37.5	6	16.7	0.0	83.3	0.0	0.0	16.7
宿泊業、飲食サービス業	62	21.0	22.6	50.0	3.2	3.2	43.5	6	33.3	16.7	0.0	16.7	33.3	50.0
生活関連サービス業、娯楽業	22	40.9	9.1	50.0	0.0	0.0	50.0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
教育、学習支援業	37	35.1	5.4	56.8	2.7	0.0	40.5	17	29.4	5.9	47.1	0.0	17.6	35.3
医療、福祉	1,222	41.1	16.0	39.7	2.0	1.2	57.0	386	36.8	16.8	30.8	4.7	10.9	53.6
複合サービス事業	8	37.5	12.5	37.5	0.0	12.5	50.0	4	0.0	25.0	75.0	0.0	0.0	25.0
サービス業（他に分類されないもの）	115	46.1	9.6	39.1	4.3	0.9	55.7	37	54.1	10.8	29.7	0.0	5.4	64.9
＜事業場形態別＞														
事業所（事務所）	324	54.3	5.9	36.1	1.9	1.9	60.2	156	44.9	12.2	34.6	2.6	5.8	57.1
営業所	86	72.1	3.5	23.3	1.2	0.0	75.6	43	60.5	7.0	20.9	2.3	9.3	67.4
店舗、飲食店	8	25.0	12.5	62.5	0.0	0.0	37.5	2	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0
工場、作業所	88	27.3	5.7	65.9	1.1	0.0	33.0	60	23.3	5.0	66.7	1.7	3.3	28.3
輸送・配送センター	17	17.6	0.0	76.5	0.0	5.9	17.6	19	15.8	0.0	78.9	0.0	5.3	15.8
病院、医療介護施設	908	43.1	17.1	36.2	2.6	1.0	60.1	341	37.2	18.5	29.6	5.0	9.7	55.7
学校、保育所	32	34.4	0.0	65.6	0.0	0.0	34.4	13	38.5	0.0	53.8	0.0	7.7	38.5
旅館、ホテル等の宿泊施設	61	23.0	23.0	47.5	3.3	3.3	45.9	7	42.9	28.6	14.3	0.0	14.3	71.4
工事現場の関連施設	12	16.7	8.3	66.7	8.3	0.0	25.0	5	40.0	20.0	40.0	0.0	0.0	60.0
その他	364	37.1	12.9	46.7	1.4	1.9	50.0	51	31.4	3.9	41.2	3.9	19.6	35.3
＜宿日直中の業務別＞														
定時の事業場内の見回り	614	37.9	11.9	47.1	1.5	1.6	49.8	163	34.4	9.2	40.5	0.6	15.3	43.6
緊急の文書や電話の収受	197	43.1	9.1	42.6	4.1	1.0	52.3	88	34.1	13.6	39.8	3.4	9.1	47.7
非常事態に備えた待機	812	48.3	14.3	34.4	2.2	0.9	62.6	335	41.8	17.0	30.1	4.5	6.6	58.8
商品等の盗難の防止、火災の防止	20	10.0	10.0	75.0	0.0	5.0	20.0	18	5.6	5.6	83.3	0.0	5.6	11.1
その他	137	48.2	10.2	40.1	1.5	0.0	58.4	56	42.9	7.1	41.1	3.6	5.4	50.0

※１：令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場において、①宿直については、宿直がある事業場を対象に、②日直については、日直がある事業場を対象に集計。

※２：表頭の「通常業務・緊急対応の時間数まで把握」は、正確には「1.宿直（日直）の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」。「通常業務・緊急対応の実績あり（時間数把握なし）」は、「2.宿直（日直）の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はあり、現状、その対応に要した時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい」と「3.宿直（日直）の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があるが、現状、その対応に要した時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない」の合計。「通常業務・緊急対応を行った実績なし」は、正確には「4.宿直（日直）の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はなかった（通常業務・緊急対応を行ったことについて報告を求めており、その報告がなかった場合など）」。「通常業務・緊急対応を把握していない」は、「5.宿直（日直）の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握していないが、今後は把握していきたい」と「6.宿直（日直）の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握しておらず、今後も把握するつもりはない」の合計。「実績あり・計」は、「通常業務・緊急対応の時間数まで把握」「通常業務・緊急対応の実績あり（時間数把握なし）」の合計。

※３：表側の業種、事業場形態（n=20以上、「その他」除く）ごとに、最も割合が高い値に網。

②通常業務・緊急対応を行った日数

事業場調査では、宿直、日直において、通常業務・緊急対応の実績がある事業場[27]に対して、

[27] 事業場調査の調査票問 12 において、宿直、日直それぞれにおいて、「1. 宿（日）直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」「2. 宿（日）直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はあり、現状、その対応に要した時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい」「3. 宿（日）直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があるが、現状、その対応に要した時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない」と回答した事業場（すなわち、通常業務・緊

宿直、日直の別に、「令和 6（2024）年 4 月に、宿日直に就く労働者が、宿日直中に、通常業務・緊急対応を行ったのは何日程度ありましたか。宿日直に就く労働者全員の合計で、最も当てはまるものをお答えください。」[28]と尋ねている。無回答を除き集計したものが図表 3-18 である。

宿直中に通常業務・緊急対応を行った日数は、「月 4 日未満」が 65.1%と最も割合が高く、次いで、「月 4 日～7 日」が 12.3%、「月 20 日以上」が 11.0%などとなっている（図表 3-18①）。

一方、日直中に通常業務・緊急対応を行った日数は、「月 1 日」が 35.6%と最も割合が高く、次いで、「月 3 日～4 日」が 20.7%、「月 9 日以上」が 17.0%などとなっている（図表 3-18②）。

図表 3-18 宿（日）直の時間帯に通常業務・緊急対応を行った実績がある事業場における、宿日直中の通常業務・緊急対応を行った日数（SA、単位＝%）【事業場調査】

【①宿直：宿直中に通常業務・緊急対応を行った全員の延べ日数】

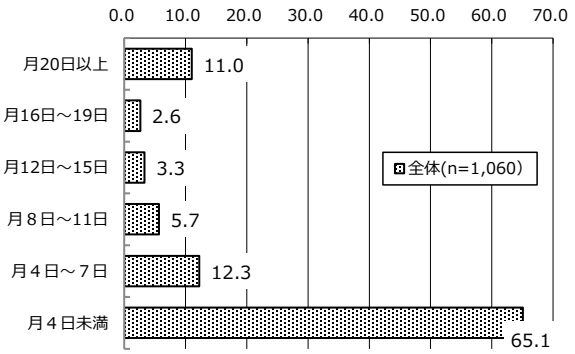

※宿直のある事業場において、令和6（2024）年4月に宿直中の通常業務・緊急対応の実績がある事業場（「１．宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」、「２．宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はあり、現状、その対応に要した時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい」又は「３．宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があるが、現状、その対応に要した時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない」と回答した事業場）を対象に無回答を除き集計。

【②日直：日直中に通常業務・緊急対応を行った全員の延べ日数】

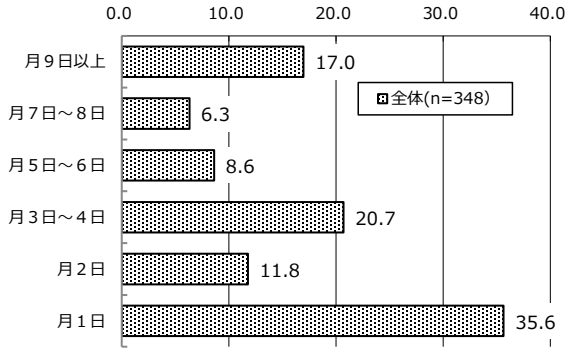

※日直のある事業場において、令和6（2024）年4月に日直中の通常業務・緊急対応の実績がある事業場（「１．日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」、「２．日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はあり、現状、その対応に要した時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい」又は「３．日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があるが、現状、その対応に要した時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない」と回答した事業場）を対象に無回答を除き集計。

宿（日）直中の通常業務・緊急対応を行った日数を事業場規模、宿日直中の業務別にみたものが図表 3-19 である。宿直中の通常業務・緊急対応を行った日数を事業場規模別にみると、「月 4 日以上・計」（「月 20 日以上」「月 16 日～19 日」「月 12 日～15 日」「月 8 日～11 日」「月 4 日～7 日」の合計）の割合は、事業場規模が大きくなるほど、おおむね高くなる傾向に

急対応の実績がある事業場）が設問の調査対象となっている。

[28] 調査票の設問文では、全員の延べ日数で当てはまるもの 1 つを選択するよう求めており、「1 回の宿日直中に複数回の通常業務・緊急対応が発生しても、1 日として数える」と注記している。また例も記載されとり、「例：4 月に、D さんが 2 回（日）、E さんが 1 回（日）、それぞれ宿直中に通常業務・緊急対応を行った場合、合計月 3 回（日）として、全員の延べ日数としてお答えください（日直についても同様です。）」と記載している。

ある。とくに「月 4 日以上・計」の割合が 55.6%と高い 100 人以上規模でその内訳をみると、「月 4～11 日」が 24.3%と最も高く、次いで、「月 20 日以上」が 20.5%、「月 12～19 日」が 10.8%となっている。規模の大きな事業場で、通常業務・緊急対応が多いことがうかがえる（図表 3-19①）。

一方、日直中の通常業務・緊急対応を行った日数を事業場規模別にみると、「月 2 日以上・計」（「月 9 日以上」「月 7 日～8 日」「月 5 日～6 日」「月 3 日～4 日」「月 2 日」の合計）の割合は、事業場規模が大きくなるほど、高くなる傾向にある。ただし、「月 9 日以上」の割合は、いずれの規模も 1～2 割で大きな違いはみられない（図表 3-19②）。

宿日直中の業務別（「その他」除く）にみると、宿直について「月 4 日以上・計」の割合は、「非常事態に備えた待機」が 42.5%と他の業務に比べて高い（図表 3-19①）。日直でも「月 2 日以上・計」の割合は「非常事態に備えた待機」が 68.3%と他の業務に比べて高くなっている（図表 3-19②）。

図表 3-19 宿（日）直の時間帯に通常業務・緊急対応を行った実績がある事業場における、宿日直中の通常業務・緊急対応を行った日数（SA、単位＝%）〔属性別〕【事業場調査】

	①宿直						②日直					
	n	月２０日以上	月１２～１９日	月４～１１日	月４日未満	月４日以上・計	n	月９日以上	月５日～８日	月２日～４日	月１日	月２日以上・計
全体	1,060	11.0	5.9	17.9	65.1	34.9	348	17.0	14.9	32.5	35.6	64.4
＜事業場規模別＞												
1～9人	159	5.7	1.9	17.0	75.5	24.5	31	16.1	6.5	25.8	51.6	48.4
10～29人	304	10.2	4.9	14.5	70.4	29.6	76	17.1	15.8	28.9	38.2	61.8
30～49人	156	5.8	4.5	16.7	73.1	26.9	36	22.2	19.4	22.2	36.1	63.9
50～99人	179	8.4	5.6	16.8	69.3	30.7	46	10.9	10.9	43.5	34.8	65.2
100人以上	259	20.5	10.8	24.3	44.4	55.6	159	17.6	16.4	34.6	31.4	68.6
＜宿日直中の業務別＞												
定時の事業場内の見回り	303	8.6	3.0	14.5	73.9	26.1	70	14.3	11.4	30.0	44.3	55.7
緊急の文書や電話の収受	103	10.7	2.9	20.4	66.0	34.0	42	14.3	21.4	28.6	35.7	64.3
非常事態に備えた待機	504	12.7	7.7	22.0	57.5	42.5	189	18.0	14.8	35.4	31.7	68.3
商品等の盗難の防止、火災の防止	4	0.0	0.0	25.0	75.0	25.0	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
その他	80	16.3	10.0	7.5	66.3	33.8	26	19.2	19.2	26.9	34.6	65.4

※１：宿直（日直）のある事業場において、令和6（2024）年4月に宿直（日直）中の通常業務・緊急対応の実績がある事業場（「１．宿直（日直）の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」、「２．宿直（日直）の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はあり、現状、その対応に要した時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい」又は「３．宿直（日直）の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があるが、現状、その対応に要した時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない」と回答した事業場）を対象に無回答を除き集計。

※2：表頭における①宿直の「月12～19日」は「月16日～月19日」「月12日～月15日」の合計、「月4～11日」は「月8日～11日」「月4日～7日」の合計。また、「月4日以上・計」は「月20日以上」「月12～19日」「月4～11日」の合計。

※3：表頭における②日直の「月5～8日」は「月7日～8日」「月5日～6日」の合計、「月2～4日」は「月3日～4日」「月2日」の合計。また、「月2日以上・計」は「9日以上」「月5～8日」「月2～4日」の合計。

③通常業務・緊急対応を行った時間に対する措置

事業場調査では、宿直、日直において、「宿（日）直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」と回答した事業場（すなわち、「通常業務・緊急対応の時間数まで把握」している事業場）に対して、「宿日直中に、通常業務・緊急対応を行った時間に対して、通常の宿日直手当とは別に、どのような措置を講じましたか。又は講じていきたいと思っていますか」と尋ねている。

それによれば、「宿日直手当に加えて、実際に、通常業務・緊急対応を行った時間数に対して、別途賃金（時間外労働又は深夜労働に対する割増賃金を含む。）を支給した」（以下、「別途賃金を支給」という）は 70.6%となっており、「宿日直手当のみを支給し、通常業務・緊急対応を行った時間数に対して別途の賃金は支払っていないが、今後支払うようにしたい」が 7.2%、「宿日直手当のみを支給し、通常業務・緊急対応を行った時間数に対して別途の賃金は支払っていないし、今後も支払うつもりはない」が 17.9%だった（図表 3-20）。

これを企業全体の従業員規模別にみると、「別途賃金を支給」の割合は、300 人以上で 80.9%と他の規模に比べて高くなっている。

宿直中に通常業務・緊急対応を行った日数別に「別途賃金を支給」の割合をみると、「月 4 日未満」（67.8%）に比べ、「月 20 日以上」「月 12～19 日」「月 4～11 日」は 7～8 割と高くなっている。日直中に通常業務・緊急対応を行った日数別では、「月 1 日」「月 2 日～4 日」が 6～7 割であるのに比べ、「月 9 日以上」「月 5 日～8 日」は 8 割台と高くなっている（図表 3-21）。

図表 3-20 宿日直中に、通常業務・緊急対応を行った時間に対して、通常の宿日直手当とは別に、どのような措置を講じたか（SA、単位＝%）【事業場調査】

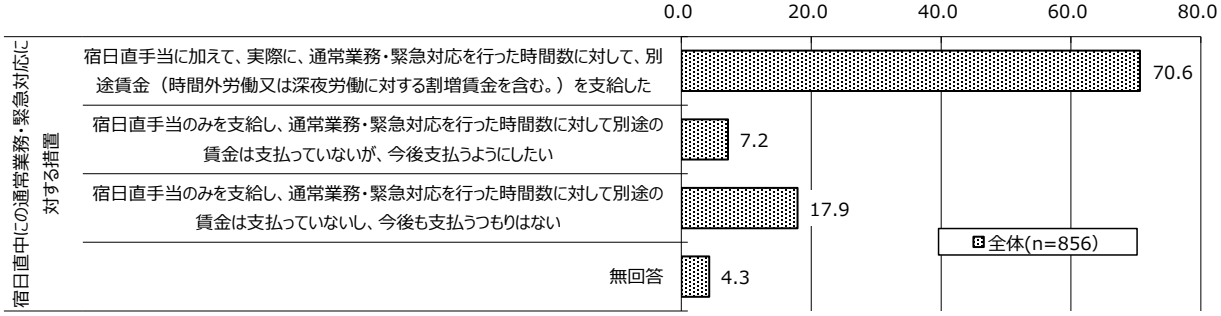

※令和6（2024）年4月の宿日直中の通常業務・緊急対応について、「１．宿直（日直）の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」と回答した事業場を対象に集計。

図表 3-21　宿日直中に、通常業務・緊急対応を行った時間に対して、通常の宿日直手当とは別に、どのような措置を講じたか（SA、単位＝%）〔企業全体の従業員規模別、宿直中に通常業務・緊急対応を行った日数別、日直中に通常業務・緊急対応を行った日数別〕【事業場調査】

	n	宿日直手当に加えて、実際に、通常業務・緊急対応を行った時間数に対して、別途賃金（時間外労働又は深夜労働に対する割増賃金を含む。）を支給した	宿日直手当のみを支給し、通常業務・緊急対応を行った時間数に対して別途の賃金は支払っていないが、今後支払うようにしたい	宿日直手当のみを支給し、通常業務・緊急対応を行った時間数に対して別途の賃金は支払っていないし、今後も支払うつもりはない	無回答
全体	856	70.6	7.2	17.9	4.3
＜企業全体の従業員規模別＞					
100人未満	287	63.4	10.1	22.0	4.5
100～300人未満	184	65.2	7.6	23.9	3.3
300人以上	361	80.9	3.9	11.1	4.2
＜宿直中に通常業務・緊急対応を行った日数＞					
月２０日以上	91	79.1	1.1	17.6	2.2
月１２～１９日	48	83.3	4.2	10.4	2.1
月４～１１日	145	75.2	3.4	17.9	3.4
月４日未満	541	67.8	9.6	18.3	4.3
＜日直中に通常業務・緊急対応を行った日数＞					
月９日以上	50	86.0	0.0	10.0	4.0
月５日～８日	36	83.3	0.0	11.1	5.6
月２日～４日	78	64.1	3.8	25.6	6.4
月１日	100	71.0	8.0	18.0	3.0

※令和6（2024）年4月の宿日直中の通常業務・緊急対応について、「１．宿直（日直）の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」と回答した事業場を対象に集計。

(2)宿日直中での通常業務・緊急対応の発生状況（労働者調査）

①宿日直中での通常業務・緊急対応の発生状況

労働者調査においても、宿直、日直に就いている者に対して、令和 6（2024）年 4 月における通常業務・緊急対応[29]の発生状況を尋ねている。

宿直中の通常業務・緊急対応の発生状況については、「全く発生しなかった」が 58.0%と過半数を占めている。発生した場合を頻度別にみると、「宿直 4 回につき 1 回以下であった」が 27.0%、「宿直 3 回につき 1 回は発生した」が 4.0%、「宿直 2 回につき 1 回は発生した」が 3.9%、「ほぼ毎回発生した」が 6.5%となっている（図表 3-22①）。

日直中の通常業務・緊急対応の発生状況においても、「発生しなかった」が 64.1%と過半数を占め、「発生した」は 33.7%となっている（図表 3-22②）

[29] 調査票では、宿直、日直に就いている者に対して、宿（日）直中に、「通常業務（所定労働時間において実施している業務と同じ業務のこと。当日の業務の後始末、翌日の勤務の準備などを含む）や、緊急事態への対応（単なる取次ぎを除く。）（以下、「通常業務・緊急対応」という）は発生したか」と尋ねている。「通常業務・緊急対応」の定義は、労働者調査、事業場調査でおおむね同じである。

図表 3-22　令和6（2024）年4月における、宿日直中での通常業務・緊急対応の発生状況

（SA、単位＝%）【労働者調査】

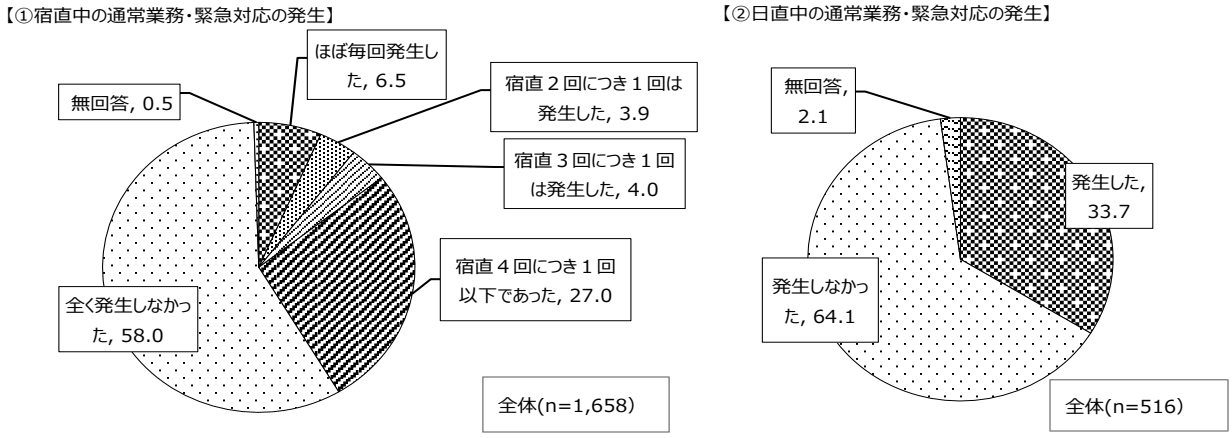

※令和6（2024）年4月に宿直に就いている者を対象に集計。

※令和6（2024）年4月に日直に就いている者を対象に集計。

②宿日直中での通常業務・緊急対応が発生した場合の 1 日あたりの平均的な時間数

労働者調査では、宿直で通常業務・緊急対応が発生した者（「ほぼ毎回発生した」「宿直 2 回につき 1 回は発生した」「宿直 3 回につき 1 回は発生した」「宿直 4 回につき 1 回以下であった」と回答した者）及び、日直で通常業務・緊急対応が「発生した」者に対して、それぞれ、「令和 6（2024）年 4 月に就いた宿直（日直）について、通常業務・緊急対応が発生した日において、これらに対応した時間はどのぐらいでしたか。1 日あたりの平均的な時間数を回答してください」と尋ねている。宿直と日直の通常業務・緊急対応の時間数をまとめたものが図表 3-23 である。

それによれば、宿直での通常業務・緊急対応の時間数は、「1 日あたり平均 30 分以上 1 時間未満」が 31.7%と最も割合が高く、次いで、「1 日あたり平均 30 分未満」が 30.9%となっており、1 時間未満で約 6 割を占めている。1 時間以上の時間数の分布をみると、「1 日あたり平均 1 時間以上 1 時間 30 分未満」が 15.7%、「1 日あたり平均 1 時間 30 分以上 2 時間未満」が 8.3%、「1 日あたり平均 2 時間以上 2 時間 30 分未満」が 4.2%、「1 日あたり平均 2 時間 30 分以上 3 時間未満」が 3.9%、「1 日あたり平均 3 時間以上」が 4.1%となっている。

日直での通常業務・緊急対応の時間数は、「1 日あたり平均 30 分以上 1 時間未満」が 28.2%と最も割合が高く、次いで、「1 日あたり平均 30 分未満」が 20.7%となっており、1 時間未満で約半数を占めている。1 時間以上の時間数の分布をみると、「1 日あたり平均 1 時間以上 1 時間 30 分未満」が 20.1%、「1 日あたり平均 1 時間 30 分以上 2 時間未満」が 11.5%、「1 日あたり平均 2 時間以上 2 時間 30 分未満」が 2.9%、「1 日あたり平均 2 時間 30 分以上 3 時間未満」が 5.2%、「1 日あたり平均 3 時間以上」が 10.9%となっている。

宿直と日直の時間数を比較すると、日直に比べ宿直の方が 1 時間未満の割合が 13.7 ポイント高い一方で、「1 日あたり平均 3 時間以上」の割合が 6.8 ポイント低くなっている。

図表 3-23　令和 6（2024）年 4 月における、宿日直中での通常業務・緊急対応が発生した日における対応した時間（SA、単位＝%）【労働者調査】

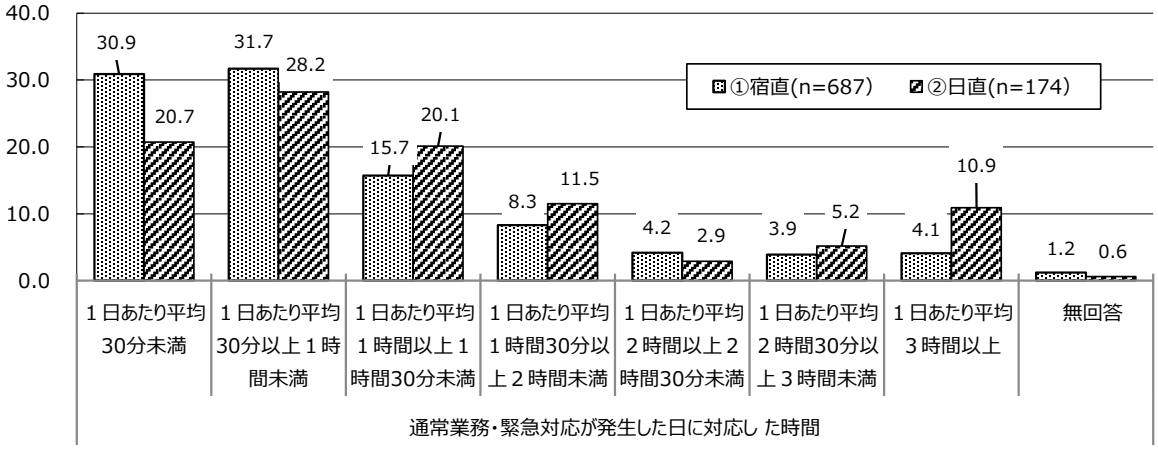

※①宿直については、令和6（2024）年4月に宿直に就いている者のうち、宿直で通常業務・緊急対応が発生した者（「ほぼ毎回発生した」、「宿直2回につき1回は発生した」、「宿直3回につき1回は発生した」又は「宿直4回につき1回以下であった」と回答した者）を対象に集計。②日直については、令和6（2024）年4月に日直に就いている者のうち、日直で通常業務・緊急対応が「発生した」と回答した者を対象に集計。

宿直と日直の通常業務・緊急対応の時間数について、宿日直中の業務別（「その他」除く）にみたものが図表 3-24 である。宿直について業務別にみると、「1 時間以上・計」（「1 日あたり平均 1 時間以上 1 時間 30 分未満」「1 日あたり平均 1 時間 30 分以上 2 時間未満」「1 日あたり平均 2 時間以上 2 時間 30 分未満」「1 日あたり平均 2 時間 30 分以上 3 時間未満」「1 日あたり平均 3 時間以上」の合計）の割合は、「非常事態に備えた待機」が 39.4%と他よりも高い。日直について業務別にみると、「1 時間以上・計」の割合は、「緊急の文書や電話の収受」が 65.2%、「非常事態に備えた待機」が 51.2%と高くなっている。

図表 3-24　令和 6（2024）年 4 月における、宿直中（日直中）での通常業務・緊急対応が発生した日における対応した時間（SA、単位＝%）〔宿日直中の業務別〕【労働者調査】

	①宿直							②日直						
	n	1日あたり平均1時間未満	1日あたり平均1時間以上2時間未満	1日あたり平均2時間以上3時間未満	1日あたり平均3時間以上	無回答	1時間以上・計	n	1日あたり平均1時間未満	1日あたり平均1時間以上2時間未満	1日あたり平均2時間以上3時間未満	1日あたり平均3時間以上	無回答	1時間以上・計
＜宿日直中の業務別＞														
定時の事業場内の見回り	190	70.5	18.4	7.9	1.6	1.6	27.9	30	60.0	30.0	6.7	3.3	0.0	40.0
緊急の文書や電話の収受	88	72.7	19.3	6.8	1.1	0.0	27.3	23	34.8	39.1	8.7	17.4	0.0	65.2
非常事態に備えた待機	317	59.6	26.8	8.2	4.4	0.9	39.4	86	47.7	32.6	9.3	9.3	1.2	51.2
商品等の盗難の防止、火災の防止	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	62	45.2	27.4	11.3	16.1	0.0	54.8	24	37.5	33.3	4.2	25.0	0.0	62.5

※①宿直については、令和6（2024）年4月に宿直に就いている者のうち、宿直で通常業務・緊急対応が発生した者（「ほぼ毎回発生した」、「宿直2回につき1回は発生した」、「宿直3回につき1回は発生した」又は「宿直4回につき1回以下であった」と回答した者）を対象に集計。②日直については、令和6（2024）年4月に日直に就いている者のうち、日直で通常業務・緊急対応が「発生した」と回答した者を対象に集計。表頭の「1日あたり平均1時間未満」は「１日あたり平均30分未満」「１日あたり平均30分以上１時間未満」の合計。「1日あたり平均1時間以上2時間未満」は「１日あたり平均１時間以上１時間30分未満」「１日あたり平均１時間30分以上２時間未満」の合計。「1日あたり平均2時間以上3時間未満」は「１日あたり平均２時間以上２時間30分未満」「１日あたり平均２時間30分以上３時間未満」の合計。「１時間以上・計」は、「1日あたり平均1時間以上2時間未満」「1日あたり平均2時間以上3時間未満」「1日あたり平均3時間以上」の合計。

③宿日直中での通常業務・緊急対応の報告状況

労働者調査では、宿日直中に通常業務・緊急対応が発生した場合に、その実績や時間数について、会社側から報告を求められているかについて尋ねている。それによれば、「報告を求められている」が 86.0%と大半を占めている。一方、「報告を求められていない」は 7.2%、「わからない」は 4.3%である（図表 3-25）。

図表 3-25 宿日直中に通常業務・緊急対応が発生した際、その実績や時間数について会社側から報告を求められているか（SA、単位＝%）【労働者調査】

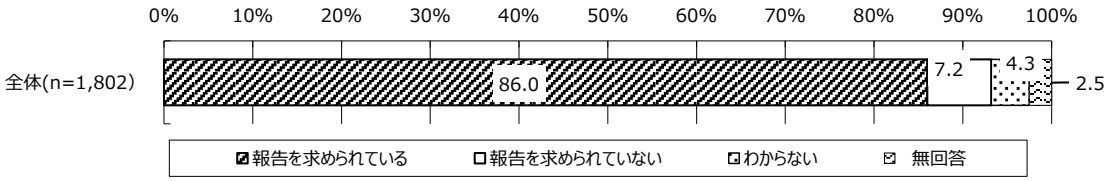

※令和６（2024）年４月に宿日直に就いている者を対象に集計。

労働者調査では、「宿日直中に通常業務・緊急対応が発生した場合には、会社側に報告していますか。（作業日報、作業日誌などに通常業務・緊急対応を行った時間数も記載している場合には「報告している」を選んでください）」と尋ねている。それによれば、「報告している」が 82.0%と大半を占めている。「これまでに就いた宿日直で通常業務・緊急対応が発生したことはない」が 11.4%であり、「報告していない」は 4.3%である。

これを会社側から宿日直中の通常業務・緊急対応の報告が求められているかの別にみると、「報告している」割合は、報告を求められている場合、87.6%であるのに対して、報告を求められていない場合、50.8%となっている（図表 3-26）。

図表 3-26 宿日直中に通常業務・緊急対応が発生した場合には、会社側に報告していますか（SA、単位＝%）【労働者調査】

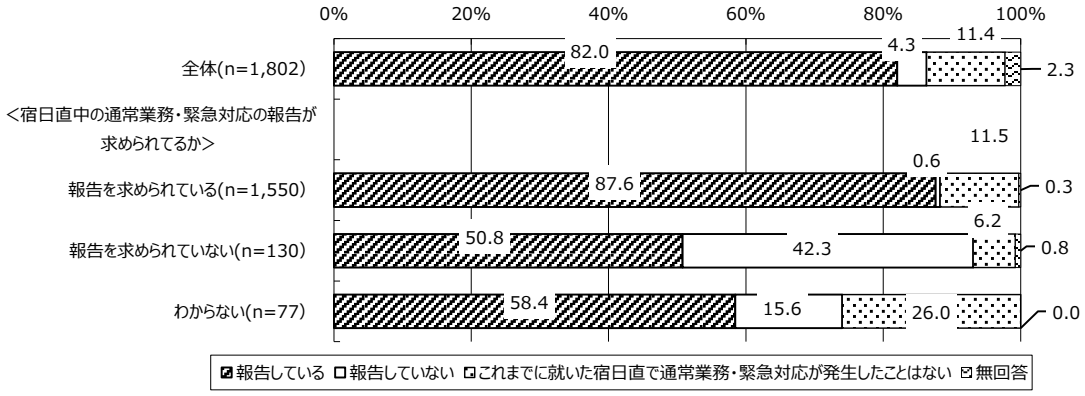

※令和６（2024）年４月に宿日直に就いている者を対象に集計。

なお、事業場調査では、宿日直許可書の保存、周知の状況（以下、「許可書の保存・周知状況」という）や、宿日直時の通常業務・緊急対応の把握状況を尋ねている。参考として、これらを労働者調査に接続[30]して、会社側から報告を求められているかの有無をみたものが図表3-27である。

許可書の保存・周知状況別にみると、許可書を周知している事業場ほど、労働者側の「報告を求められている」の割合が高くなる傾向にある。

また、宿直時の通常業務・緊急対応の把握状況別にみると、「報告を求められている」の割合は、「通常業務・緊急対応を把握していない」（65.6%）において最も低く、「通常業務・緊急対応の実績あり（時間数の把握なし）」（73.8%）、「通常業務・緊急対応の実績なし」（88.7%）、「通常業務・緊急対応の時間数まで把握」（91.5%）の順に高くなっていく。

同様に、日直時の通常業務・緊急対応の把握状況別にみると、「報告を求められている」の割合は、「通常業務・緊急対応を把握していない」（52.9%）において最も低く、次いで、「通常業務・緊急対応の実績あり（時間数の把握なし）」（74.3%）で低くなっており、「通常業務・緊急対応の時間数まで把握」「通常業務・緊急対応の実績なし」では9割弱と高くなっている（日直はn数が少ないことに留意）。

図表 3-27 宿日直中に通常業務・緊急対応が発生した際、その実績や時間数について会社側から報告を求められているか（SA、単位＝%）〔事業場調査：許可書の保存・周知状況別、通常業務・緊急対応の把握状況別〕【労働者調査】

		n	報告を求められている	報告を求められていない	わからない	無回答
事業場調査	＜許可書の保存・周知状況別（※1）＞					
	許可書を保存しており、宿日直に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している	581	90.4	4.8	3.6	1.2
	許可書を保存しており、宿日直に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している	800	87.5	7.5	3.5	1.5
	許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない	218	82.6	9.6	7.3	0.5
	許可書を保存していない、又は、保存しているかわからない	53	66.0	24.5	7.5	1.9
	＜（宿直）通常業務・緊急対応の把握状況別（※2）＞					
	（宿直）通常業務・緊急対応の時間数まで把握	717	91.5	4.5	2.8	1.3
	（宿直）通常業務・緊急対応の実績あり（時間数の把握なし）	195	73.8	17.9	6.7	1.5
	（宿直）通常業務・緊急対応の実績なし	656	88.7	5.3	4.9	1.1
	（宿直）通常業務・緊急対応を把握していない	32	65.6	25.0	6.3	3.1
	＜（日直）通常業務・緊急対応の把握状況別（※2）＞					
	（日直）通常業務・緊急対応の時間数まで把握	221	89.1	7.2	2.7	0.9
	（日直）通常業務・緊急対応の実績あり（時間数の把握なし）	70	74.3	24.3	1.4	0.0
	（日直）通常業務・緊急対応の実績なし	205	89.8	5.4	3.9	1.0
	（日直）通常業務・緊急対応を把握していない	17	52.9	41.2	5.9	0.0

※1：表側の〈許可証の保存・周知状況別〉は、令和6（2024）年4月に宿日直に就いている者のうち、事業場調査の許可書の保存・周知状況の回答（問9）と接続できた者を対象にクロス集計している。

※2：表側の〈（宿直）通常業務・緊急対応の状況別〉は、令和6（2024）年4月に宿直に就いている者のうち、事業場調査の宿直時の通常業務・緊急対応の状況の回答（問12から作成）と接続できた者を対象にクロス集計している。

※3：表側の〈（日直）通常業務・緊急対応の状況別〉は、令和6（2024）年4月に日直に就いている者のうち、事業場調査の日直時の通常業務・緊急対応の状況の回答（問12から作成）と接続できた者を対象にクロス集計している。

[30] 労働者調査票は、事業場調査票を配付した事業場を通じて各1通を労働者に対して配付している。労働者調査票の回答と事業場調査票の回答は対の関係にあることから、労働者調査の回答結果に、事業場調査の回答結果を接続して集計することができる（以下同じ）。

4. 宿日直における労働者の健康・福祉を確保するための措置、労務管理

4-1. 宿日直における労働者の健康・福祉を確保するための措置

(1)宿日直における労働者の健康・福祉を確保するための措置

事業場調査では、①労働者の健康・福祉を確保するための措置として、宿日直を行う労働者にのみ特別に行っている対応・考えを尋ねたうえで、「特別に行っている対応がある」事業場に対して、②宿日直を行う労働者にのみ行っている特別な対応の内容についても尋ねている。これらをまとめたものが図表 4-1 である。

労働者の健康・福祉を確保するための措置（複数回答）として、宿日直を行う労働者にのみ「特別に行っている対応がある」とする割合は 15.4%となっている。「特別に行っている対応はないが、宿日直に就かない労働者と同様の健康・福祉確保措置を実施している」は 45.6%であり、「特別に行っている対応はないが、今後、特別な健康・福祉確保措置の実施を考えていきたい」は 37.7%となっている（図表 4-1①）。

宿日直を行う労働者にのみ行っている特別な対応の内容（複数回答）については、「勤務状況及び健康状態に応じて、通常受診するもの以外に健康診断を実施する」が 63.2%と突出して高く、次いで、「勤務状況及び健康状態に応じて、産業医等による健康指導を行う」が 22.5%、「勤務状況及び健康状態に応じて、代償休息または特別な休暇を付与する」が 21.5%、「勤務状況及び健康状態に配慮し、必要な場合に別の部署に配置転換する」が 11.3%、「健康相談窓口を設置する」が 7.0%であり、「その他」[31]は 8.9%となっている（図表 4-1②）。

[31] 調査票上、「特別の措置とは、宿日直に就く労働者を対象として、法令で義務づけられているもの以外の健康診断や、産業医等による健康指導、代償休息、特別な休暇、健康相談窓口の設置などの対応を実施することをいいます」と注記している。「その他」が 8.9%（27 件）あるが、「代休の付与」「原則宿直の翌日は午後の勤務免除」「インターバル、次の日は休日。宿直日出勤は 12 時とする」「残業をやらさない」などの休日、休暇関連等の記載のほか、「持病のある職員には勤務軽減」等の記載がみられた。

図表 4-1 ①労働者の健康・福祉を確保するための措置として、宿日直を行う労働者にのみ特別に行っている対応・考え、及び、②宿日直を行う労働者にのみ行っている特別な対応（単位＝%）【事業場調査】

【①労働者の健康・福祉を確保するための措置(MA)】

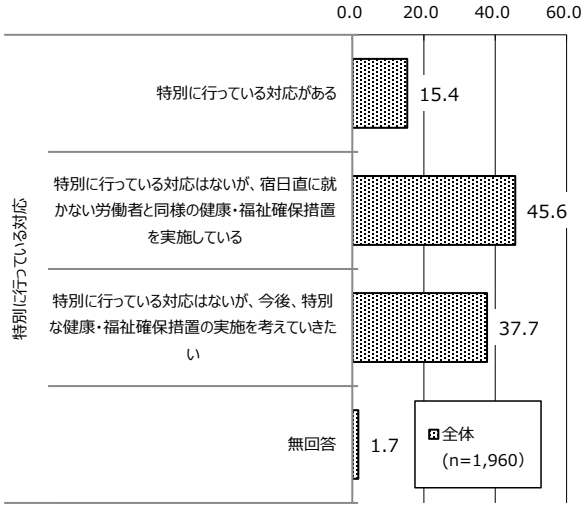

※令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場（宿日直がある事業場）を対象に集計。

【②宿日直を行う労働者のみに行っている特別な対応(MA)】

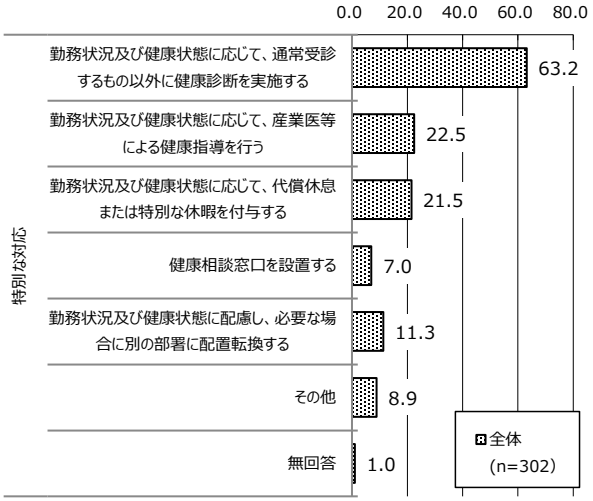

※令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場（宿日直がある事業場）のうち、宿日直を行う労働者にのみ「特別に行っている対応がある」と回答した事業場を対象に集計。

(2)宿日直に就いている者からみて、会社側への健康・福祉を確保するための特別の措置の要望

労働者調査では、宿日直に就くにあたり、会社側に対して、健康・福祉を確保するための特別の措置を求めたいと思うか、と尋ねている。それによれば、「そう思う・計」（「非常にそう思う」「そう思う」の合計）は、42.4%となっている（図表 4-2）。

これを職種別（n=20 以上、「その他」除く）にみると、「そう思う・計」の割合が高いのは、「営業職（外回り等）」「建設・採掘関連の職」「保安職」「医療・福祉関連の職」などとなっている。

宿日直中の業務別（「その他」除く）にみると、「非常事態に備えた待機」で 44.9%と他に比べて高い（図表 4-3）。

宿直中の通常業務・緊急対応の発生別にみると、通常業務・緊急対応が「全く発生しなかった」に比べて、おおむね通常業務・緊急対応の発生頻度が多くなるほど、「そう思う・計」の割合が高くなる傾向にある。

次に、日直中の通常業務・緊急対応の発生別にみると、通常業務・緊急対応が「発生しなかった」に比べて、「発生した」の方が、「そう思う・計」の割合が高い（図表 4-4）。

図表 4-2 宿日直に就くにあたり、会社側に対して、健康・福祉を確保するための特別の措置を求めたいと思いますか（SA、単位＝%）【労働者調査】

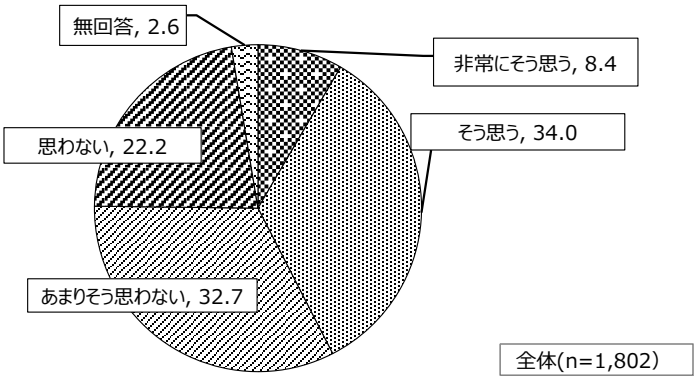

※令和６（2024）年４月に宿日直に就いている者を対象に集計。

図表 4-3 宿日直に就くにあたり、会社側に対して、健康・福祉を確保するための特別の措置を求めたいと思いますか（SA、単位＝%）〔属性別〕【労働者調査】

	n	非常にそう思う	そう思う	あまりそう思わない	思わない	無回答	そう思う・計
全体	1,802	8.4	34.0	32.7	22.2	2.6	42.4
＜職種別＞							
専門・技術・研究職	187	4.3	35.3	29.9	28.3	2.1	39.6
教員職	17	11.8	41.2	35.3	11.8	0.0	52.9
事務職	363	8.0	32.5	32.0	24.5	3.0	40.5
営業職（外回り等）	69	10.1	44.9	34.8	10.1	0.0	55.1
販売職	10	0.0	20.0	40.0	40.0	0.0	20.0
サービス職	97	6.2	28.9	35.1	28.9	1.0	35.1
医療・福祉関連の職	741	10.1	36.2	32.1	19.6	2.0	46.3
保安職	55	14.5	32.7	30.9	18.2	3.6	47.3
農林漁業関連の職	9	0.0	11.1	44.4	33.3	11.1	11.1
生産工程職	26	0.0	15.4	42.3	38.5	3.8	15.4
輸送・機械運転職	13	0.0	7.7	69.2	15.4	7.7	7.7
建設・採掘関連の職	40	10.0	40.0	30.0	12.5	7.5	50.0
運搬・清掃・包装の職	11	0.0	63.6	18.2	18.2	0.0	63.6
その他	136	5.9	30.9	32.4	25.7	5.1	36.8
＜宿日直中の業務＞							
定時の事業場内の見回り	615	7.3	34.5	34.3	23.3	0.7	41.8
緊急の文書や電話の収受	212	5.2	33.0	36.3	23.6	1.9	38.2
非常事態に備えた待機	695	9.5	35.4	32.7	21.2	1.3	44.9
商品等の盗難の防止、火災の防止	14	0.0	21.4	71.4	7.1	0.0	21.4
その他	149	10.1	32.2	24.8	28.2	4.7	42.3

※令和６（2024）年４月に宿日直に就いている者を対象に集計。「そう思う・計」は、「非常にそう思う」「そう思う」の合計。

図表 4-4　宿日直に就くにあたり、会社側に対して、健康・福祉を確保するための特別の措置を求めたいと思いますか

（SA、単位＝%）〔通常業務・緊急対応の発生別〕【労働者調査】

	n	非常にそう思う	そう思う	あまりそう思わない	思わない	無回答	そう思う・計
全体	1,802	8.4	34.0	32.7	22.2	2.6	42.4
＜宿直中の通常業務・緊急対応の発生＞							
ほぼ毎回発生した	107	15.9	42.1	28.0	13.1	0.9	57.9
宿直２回につき１回は発生した	65	13.8	35.4	27.7	21.5	1.5	49.2
宿直３回につき１回は発生した	67	9.0	44.8	28.4	14.9	3.0	53.7
宿直４回につき１回以下であった	448	9.2	39.3	33.0	17.4	1.1	48.4
全く発生しなかった	962	7.2	30.9	34.7	26.2	1.0	38.0
＜日直中の通常業務・緊急対応の発生＞							
発生した	174	17.2	33.3	30.5	18.4	0.6	50.6
発生しなかった	331	8.5	33.2	36.0	22.1	0.3	41.7

※令和６（2024）年４月に宿日直に就いている者を対象に集計。「そう思う・計」は、「非常にそう思う」「そう思う」の合計。

4-2. 宿日直における労働者の労務管理

(1)宿日直について労務管理をする上で重要なこと

事業場調査では、「宿日直について労務管理をする上で、どのようなことが重要だと考えていますか。現状気をつけている・工夫していること又は今後気をつけたい・工夫したいことで、最も当てはまるものを一つ選択してください」と尋ねている。それによれば、「シフトを作成する上で、各労働者の予定調整を図ること」が 31.3%と最も高く、次いで、「通常業務・緊急対応を行った場合、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずること」（14.8%）、「労働者が宿日直中に十分な睡眠をとれるよう宿直室の環境などを整えること」（14.0%）、「通常業務・緊急対応を行った場合、その時間について適正な労働時間把握を行うこと」（11.7%）などが続く（図表 4-5）。

図表 4-5　宿日直について労務管理をする上で、どのようなことが重要だと考えていること

（SA、単位＝%）【事業場調査】

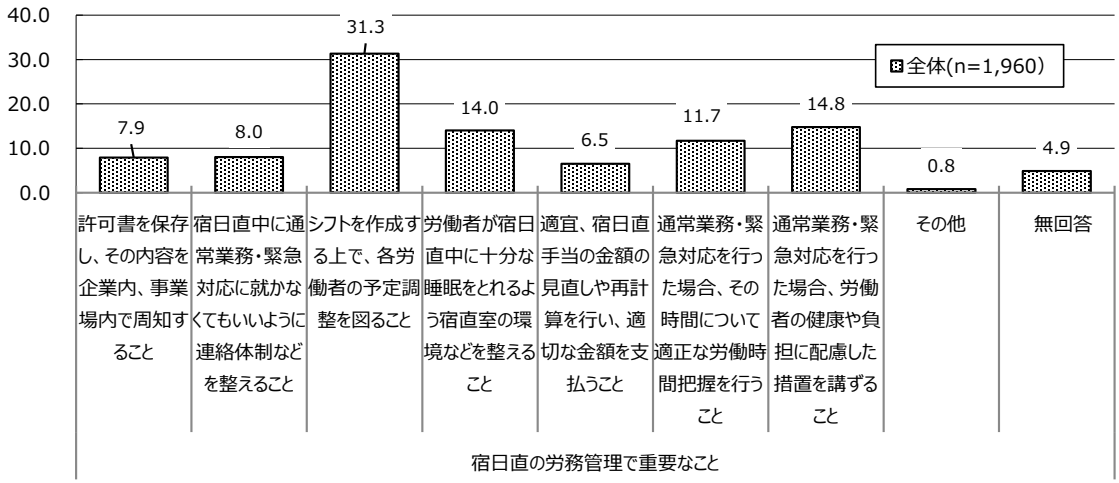

※令和６（2024）年４月１日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場（宿日直がある事業場）を対象に集計。

(2)宿日直について、労務管理を実現するために必要な制度

調査では、事業場調査、労働者調査のいずれも、「宿日直について、今後、よりよい労務管理を実現していくためには、どのような制度が必要だと思いますか」と尋ねている[32]。両調査の結果をまとめたものが図表 4-6 である。

事業場調査では、必要な制度の具体的な項目としては、「特定の労働者が集中的に宿日直に入ることがないよう、適切なシフト作成・運用に労働者も協力するべきである」が 30.9%と最も割合が高く、次いで、「許可の内容を超えた宿日直（回数、時間数）や、通常業務・緊急対応を行った日については、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」が 28.2%、「宿日直手当の計算方法を見直し、手当額がもっと高くなるようにした方がよい」が 17.1%などとなっている。「特になし」は 27.3%である。

一方、労働者調査では、「宿日直手当の計算方法を見直し、手当額がもっと高くなるようにした方がよい」が 36.5%と最も高く、次いで、「許可の内容を超えた宿日直（回数、時間数）や、通常業務・緊急対応を行った日については、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」が 21.8%、「特定の労働者が集中的に宿日直に入ることがないよう、適切なシフト作成・運用に労働者も協力するべきである」が 20.5%、「労働者の睡眠時間を確保するための措置を講ずるべきである」が 15.9%などとなっている。「特になし」は 33.3%である。

両調査の割合を比較すると、労働者調査に比べ事業場調査の方が「特定の労働者が集中的に宿日直に入ることがないよう、適切なシフト作成・運用に労働者も協力するべきである」（10.4 ポイント）、「許可の内容を超えた宿日直（回数、時間数）や、通常業務・緊急対応を行った日については、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」（6.4 ポイント）で高くなっている。一方、事業場調査に比べ労働者調査の方が「宿日直手当の計算方法を見直し、手当額がもっと高くなるようにした方がよい」（19.4 ポイント）で高くなっている。

[32] 調査票では、事業場調査における選択肢「許可の内容を超えた宿日直（回数、時間数）や、通常業務・緊急対応を行った日については、別途休暇を与えるなど長時間労働とならないための措置を行い、労働者の健康や負担に配慮すべきである」に対応する選択肢が、労働者調査では、「許可の内容を超えた宿日直（回数、時間数）や、通常業務・緊急対応を行った日については、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」となっており、労働者調査には「別途休暇を与えるなど長時間労働とならないための措置を行い、」の文言はないが、図表 4-6 では、同趣旨であることから、労働者調査票の選択肢の文言を表示している。

図表 4-6 宿日直について、今後、よりよい労務管理を実現するために必要な制度

（MA、単位＝%）【事業場調査・労働者調査】

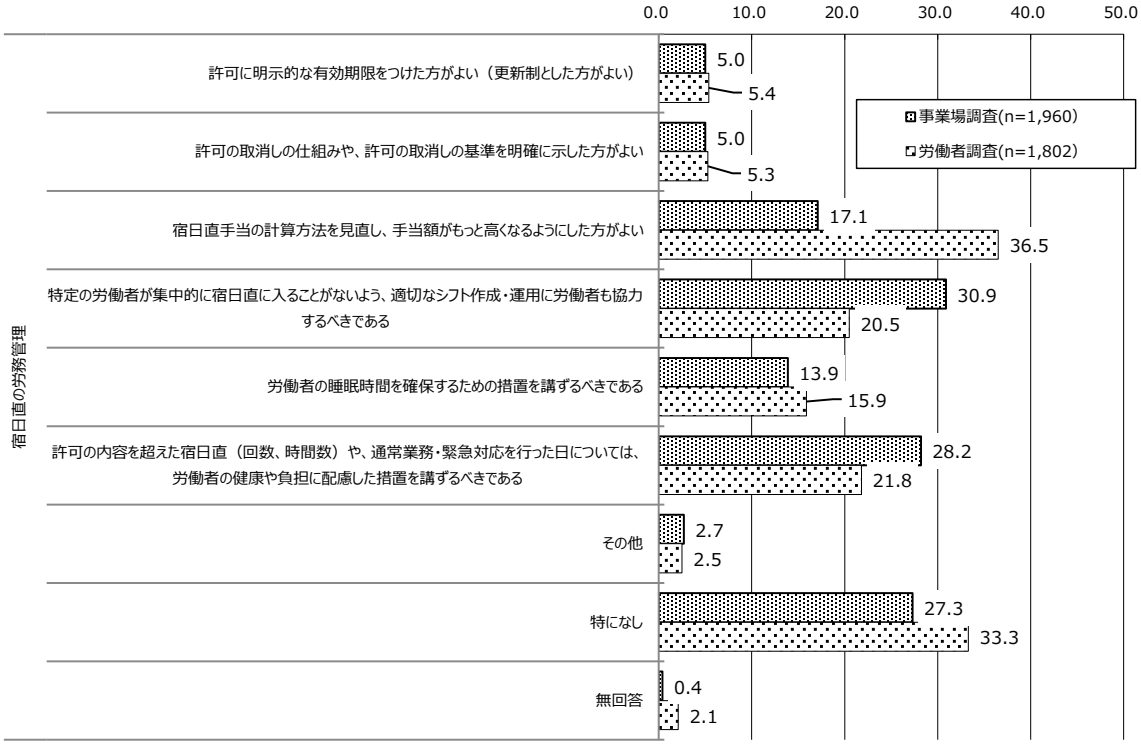

※事業場調査は、令和6（2024）年4月1日現在で、宿直、日直を「今も行わせている」と回答し、かつ、取得している許可の種類を回答した事業場」（宿日直がある事業場）を対象に集計。労働者調査は、令和6（2024）年4月に宿日直に就いている者を対象に集計。調査票では、事業場調査における選択肢「許可の内容を超えた宿日直（回数、時間数）や、通常業務・緊急対応を行った日については、別途休暇を与えるなど長時間労働とならないための措置を行い、労働者の健康や負担に配慮すべきである」に対応する選択肢が、労働者調査では「許可の内容を超えた宿日直（回数、時間数）や、通常業務・緊急対応を行った日については、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」となっているが、ここでは労働者調査の文言を表示している。

参考として、労働者調査の結果について、宿日直中の通常業務・緊急対応の発生別にみたものが図表 4-7 である。宿直中の通常業務・緊急対応の発生別にみると、「全く発生しなかった」に比べて通常業務・緊急対応の発生頻度が多くなるほど、「宿日直手当の計算方法を見直し、手当額がもっと高くなるようにした方がよい」「許可の内容を超えた宿日直（回数、時間数）や、通常業務・緊急対応を行った日については、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」「労働者の睡眠時間を確保するための措置を講ずるべきである」などの割合がおおむね高くなる傾向にある。

日直中の通常業務・緊急対応の発生別にみると、必要な制度のいずれの項目においても、通常業務・緊急対応が「発生しなかった」に比べて、「発生した」の方が高くなっている。とくに「宿日直手当の計算方法を見直し、手当額がもっと高くなるようにした方がよい」「許可の内容を超えた宿日直（回数、時間数）や、通常業務・緊急対応を行った日については、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」「労働者の睡眠時間を確保するための措置を講ずるべきである」「特定の労働者が集中的に宿日直に入ることがないよう、適切なシフト作成・運用に労働者も協力するべきである」などで差が大きい。

図表 4-7 宿日直について、今後、よりよい労務管理を実現するために必要な制度（MA、単位＝%）

〔宿日直中の通常業務・緊急対応の発生別〕【労働者調査】

	n	許可に明示的な有効期限をつけた方がよい（更新制とした方がよい）	許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい	宿日直手当の計算方法を見直し、手当額がもっと高くなるようにした方がよい	特定の労働者が集中的に宿日直に入ることがないよう、適切なシフト作成・運用に労働者も協力するべきである	労働者の睡眠時間を確保するための措置を講ずるべきである	許可の内容を超えた宿日直（回数、時間数）や、通常業務・緊急対応を行った日については、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである	その他	特になし	無回答
全体	1,802	5.4	5.3	36.5	20.5	15.9	21.8	2.5	33.3	2.1
＜宿直中の通常業務・緊急対応の発生＞										
ほぼ毎回発生した	107	11.2	13.1	50.5	19.6	29.0	38.3	3.7	20.6	0.9
宿直２回につき１回は発生した	65	7.7	4.6	49.2	20.0	13.8	21.5	10.8	27.7	1.5
宿直３回につき１回は発生した	67	6.0	3.0	41.8	17.9	23.9	29.9	4.5	22.4	1.5
宿直４回につき１回以下であった	448	6.5	6.0	40.0	21.0	15.8	27.5	2.9	31.9	0.7
全く発生しなかった	962	4.7	4.8	33.3	20.8	15.1	17.7	1.6	37.0	0.5
＜日直中の通常業務・緊急対応の発生＞										
発生した	174	6.9	8.0	50.0	24.1	24.1	32.8	5.2	20.7	0.0
発生しなかった	331	4.5	5.7	39.3	19.0	14.2	21.5	1.2	36.0	0.3

※令和６（2024）年４月に宿日直に就いている者を対象に集計。

労働者調査の結果について、健康・福祉を確保するための特別措置の要望別にみると、特別措置の要望で「思わない」に比べ「非常にそう思う」とする者ほど、いずれの項目の割合も高くなっている。とくに、「非常にそう思う」では、「宿日直手当の計算方法を見直し、手当額がもっと高くなるようにした方がよい」（65.8%）、「許可の内容を超えた宿日直（回数、時間数）や、通常業務・緊急対応を行った日については、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである」（50.7%）の割合が高い（図表 4-8）。

図表 4-8 宿日直について、今後、よりよい労務管理を実現するために必要な制度（MA、単位＝%）

〔健康・福祉を確保するための特別措置の要望別〕【労働者調査】

	n	許可に明示的な有効期限をつけた方がよい（更新制とした方がよい）	許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい	宿日直手当の計算方法を見直し、手当額がもっと高くなるようにした方がよい	特定の労働者が集中的に宿日直に入ることがないよう、適切なシフト作成・運用に労働者も協力するべきである	労働者の睡眠時間を確保するための措置を講ずるべきである	許可の内容を超えた宿日直（回数、時間数）や、通常業務・緊急対応を行った日については、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである	その他	特になし	無回答
全体	1,802	5.4	5.3	36.5	20.5	15.9	21.8	2.5	33.3	2.1
＜健康・福祉を確保するための特別措置の要望別＞										
非常にそう思う	152	12.5	11.8	65.8	31.6	35.5	50.7	7.2	9.9	0.0
そう思う	613	8.0	7.7	46.8	25.4	23.3	31.5	2.6	16.6	0.3
あまりそう思わない	590	3.2	4.2	31.7	20.7	11.7	15.3	1.7	38.0	0.2
思わない	400	2.5	1.3	20.8	10.0	5.0	7.5	2.0	63.5	0.0

※令和６（2024）年４月に宿日直に就いている者を対象に集計。

資料１

調査票

監視・断続的労働の許可事業場における勤務に関する意識調査
（事業場調査票）

厚生労働省　要請研究

＜調査への御協力のお願い＞

１．この調査は、厚生労働省所管の調査研究機関である独立行政法人 労働政策研究・研修機構（※）が、厚生労働省労働基準局からの研究要請を受けて、実施するものです（※https://www.jil.go.jp/）。

２．働き方改革関連法の法案審議における衆議院附帯決議において、「管理監督者など労働基準法第四十一条各号に該当する労働者の実態について調査するものとすること」とされています。このうち、同条第３号の**監視・断続的労働の許可から一定期間経過した事業場における運用実態及び監視・断続的労働に関する意識・認識を明らかにするため**、調査を実施しています。結果は、今後の労働政策を立案する上での重要な資料として、有効に活用してまいります。御多忙のところ誠に恐縮ですが、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

３．本調査は、**平成 30（2018）年１月１日～令和３（2021）年 12 月 31 日の４年間に、労働基準監督署への許可申請に対して監視・断続的労働の許可（労働基準法施行規則第 34 条）が出された事業場の全数に配布しています。**以下の設問では、令和６(2024)年４月１日時点で適用を受けている許可に基づき、特に断りのない場合、令和６（2024）年４月１日時点の内容で（設問によっては４月の１か月間の状況について）回答してください。

４．**御回答いただいた内容は統計以外の目的で使用することは一切なく**、御回答は統計的に処理され、貴社の企業名・事業場名はもとより、**個別の内容が特定されることは一切ございませんので、ありのままを御記入ください。**

５．**この調査は事業場を単位としています**。企業全体についての設問以外は、貴事業場（＝封筒宛名の事業場）の状況をお答えください。

６．貴事業場において、労働基準監督署からの監視・断続的労働の許可の取得に携わった方、もしくは、人事・総務、又は従業員の労務管理を行っている御担当者様に、御記入をお願いいたします。

７．設問への御回答は、「１つに○」「該当全てに○」「数値を記入」など、指定された回答方法に沿って御記入ください。また、「その他」を選択された場合は、具体的な内容を（　　）内に御記入ください。

８．御記入が終わりましたら、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れ、**2024 年９月２日（月）**までに、郵便ポストに御投函ください。

９．調査票の発送、回収、入力は、実施機関である株式会社サーベイリサーチセンターに委託しています。

御不明な点は専用フリーダイヤルまでお問合せください。ＦＡＸや電子メールでも受け付けています。

【お問合せ窓口】TEL＜専用フリーダイヤル・無料＞ 0120-901-844
（土日祝日を除く9:00～12:00／13:00～18:00）
FAX：03-5615-9264／E-mail：kyokajigyo[at]surece.co.jp
【調査主体】独立行政法人　労働政策研究・研修機構（担当：調査部／奥田）
【調査票の発送・回収・入力委託先】株式会社サーベイリサーチセンター（担当：社会情報部／桑野、根岸）

【本調査は、オンラインでも御回答いただけます。】
PCやスマートフォンからの御回答はアンケート回答専用ウェブページ
＜＜https://en.surece.co.jp/danzoku01/＞＞　を御利用ください。
下記のＩＤ・パスワードでログインしてください。右記のＱＲコードからもアクセスできます。
ＩＤ　　パスワード

【QR コード】

(*) QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

Ⅰ　貴社の企業・事業場の概要についてお聞きします。

問１：貴事業場を含め貴社全体（本社、支社、工場、営業所等を合わせた全体）の常用労働者（※１）数について該当する区分１つに○をつけてください（令和６（2024）年４月１日現在）。（最も近い１つに○）

１．１～９人	２．10～29 人	３．30～49 人	４．50～99 人
５．100～299 人	６．300～499 人	７．500～999 人	８.1,000 人以上

（※１）本調査では、常用労働者とは、貴事業場に直接雇用されている労働者で、期間を定めずに、又は１か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます（他事業場に派遣している派遣労働者も含む。なお、別企業に出向している者は含めない。）。

問２：貴事業場の常用労働者数について該当する区分１つに〇をつけてください（令和６（2024）年４月１日現在）。
（最も近い１つに〇）

１．１～９人	２．10～29 人	３．30～49 人	４．50～99 人
５．100～299 人	６．300～499 人	７．500～999 人	８．1,000 人以上

問３：貴事業場の業種について該当する区分１つに〇をつけてください。（**最も近い１つに〇**）

１．鉱業、採石業、砂利採取業	２．建設業	３．製造業
４．電気・ガス・熱供給・水道業	５．情報通信業	６．運輸業、郵便業
７．卸売業、小売業	８．金融業、保険業	９．不動産業、物品賃貸業
10．学術研究、専門・技術サービス業	11．宿泊業、飲食サービス業	12．生活関連サービス業、娯楽業
13．教育、学習支援業	14．医療、福祉	15．複合サービス事業
16．サービス業（他に分類されないもの）		

問４：貴事業場の形態について該当する区分１つに〇をつけてください。（**最も近い１つに〇**）

１．事業所（事務所）	２．営業所	３．店舗、飲食店
４．工場、作業所	５．輸送・配送センター	６．病院、医療介護施設
７．学校、保育所	８．旅館、ホテル等の宿泊施設	９．工事現場の関連施設（仮設事務所等）
10．その他（具体的に：　　）		

Ⅱ　貴事業場が許可を受けた監視・断続的労働（※２）についてお聞きします。

（※２）監視・断続的労働に従事する者の労働時間等に関する規定の適用除外の許可について
事業場が労働基準監督署長の許可を受けることにより、労働基準法で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用を除外することができます（深夜労働に関する規定の適用は除外されないため、深夜労働時間（午後 10 時から午前５時まで）に対しては２割５分以上の割増賃金の支払いが必要です。）。

問５：貴事業場において、令和６（2024）年４月１日現在での監視・断続的労働の有無を回答してください。（１つに〇）

１．今も行わせている　　２．今は行わせていない（過去に監視・断続的労働があったが、現在はない）

「２．今は行わせていない」を選択された事業場は、調査はこれで終了です。添付の返信用封筒（切手不要）に入れ、2024 年９月２日（月）までにポストに御投函ください。

「１．今も行わせている」（現在、監視・断続的労働に就いている労働者がいる）と回答した事業場は以下の設問にお答えください。

問６：貴事業場において、取得している許可の種類は以下のどれにあたりますか。（１つに〇）

以下の設問は、令和６（2024）年４月１日時点で適用を受けている監視・断続的労働許可を基にお答えください。

１．監視のみ
２．断続のみ
３．監視と断続の両方

付問：その監視・断続的労働の許可を取得したのはいつですか（監視、断続の別に、取得した許可ごとに１つに〇　該当項目がない場合は、空欄でかまいません（例：監視がない場合は、その回答欄は空欄）。

	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	わからない
（監視）➡	1	2	3	4	5	6	7	8
（断続）➡	1	2	3	4	5	6	7	8

Ⅲ　貴事業場の監視・断続的労働の業務についてお聞きします。

（※３）許可を取得した監視・断続的労働の業務の状況について、お答えください。監視の許可と断続的労働の許可の双方を取得している場合は、以下の問は断続的労働について回答してください。

問７：監視・断続的労働に関する許可書（※４）を保存し、事業場内で周知するなどして、労働者に許可を受けた内容について周知していますか。（１つに〇）

１．許可書を保存しており、監視・断続的労働に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している（事業場の全労働者が監視・断続的労働に就いていて、全員に周知している場合は、こちらを選択してください。）

２．許可書を保存しており、監視・断続的労働に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している

３．許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない

４．許可書を保存していない、又は、保存しているかわからない

（※４）監視・断続的労働に関する許可書とは、労働基準監督署から「監視に従事する者に対する適用除外許可書」、「断続的労働に従事する者に対する適用除外許可書」等の名称で事業場に対して交付されているものです。

問８：監視・断続的労働に就く労働者に、通常、どのような業務に従事させていますか。令和６（2024）年４月の実績から、最も当てはまるものを回答してください。（１つに〇）

１．修繕に関する業務（通常は閑散であるが、事故発生時に備えて待機する業務）

２．寄宿舎の賄い人、寮の管理人

３．警備員

４．役員専属運転手

５．その他（具体的に：　　）

（問９と問 10 は、断続的労働がある事業場（問６で「２．断続のみ」、「３．監視と断続の両方」と回答した事業場）にお聞きします。それ以外の監視のみの事業場（問６で「１．監視のみ」と回答した事業場）は問 11 へお進みください。）

問９：断続的労働に就く労働者について、手待ち時間（特に作業はなく待機していた時間。以下同じ。）中に、実際に作業（巡回や、来客対応など。以下同じ。）を行った時間数を把握していますか。把握の状況や、把握に対する考え方を回答してください。（１つに〇）

１．手待ち時間中に発生した作業について、具体的な時間数まで把握している

２．手待ち時間中に作業が発生したことは把握しており、現状、具体的な時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい

３．手待ち時間中に作業が発生したことは把握しているが、現状、具体的な時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない

４．手待ち時間中に作業が発生したかどうかを把握していないが、今後は把握していきたい

５．手持ち時間中に作業が発生したかどうかを把握しておらず、今後も把握するつもりはない

問 10：令和６（2024）年４月において、拘束時間（所定労働時間）中に占める手待ち時間の割合はどの程度でしたか。最も多くの労働者に当てはまるものを回答してください。

ただし、手待ち時間中に実際に作業を行った時間は、把握している範囲で手待ち時間から除外してください。手待ち時間中に実際に作業を行った時間を把握していない場合には、手待ち時間として設定している時間の割合を回答してください。（１つに〇）

１．ほぼ全て

２．８割以上９割未満

３．７割以上８割未満

４．６割以上７割未満

５．５割以上６割未満

６．５割未満 ⟶ 付問へ（それ以外の事業場は問 11 へ）

（問 10 で「６．５割未満」と回答した事業場にお聞きします。それ以外の事業場は問 11 へお進みください）

付問：令和６（2024）年４月に、手待ち時間の割合が、拘束時間（所定労働時間）中の５割に満たなくなった理由は何ですか。最も当てはまるものを回答してください。（１つに〇）

１．許可当初から作業内容が変更されたため
２．許可当初から作業内容自体は変更されていないが、手待ち時間に行う作業の発生頻度が許可当初と比べて恒常的に増加しているため
３．臨時的な繁忙期のため
４．その他（具体的に：　　）
５．わからない、不明

（全ての監視・断続的労働がある事業場がお答えください）

問 11：労働者の健康・福祉を確保するための措置として、監視・断続的労働に就く労働者にのみ特別に行っている対応（※５）はありますか。又は何かしら対応を実施していく考えはありますか。（該当全てに〇）

１．特別に行っている対応がある
２．特別に行っている対応はないが（選択肢１以外）、監視・断続的労働の業務に就かない労働者と同様の健康・福祉確保措置（医師による面接指導、勤務間インターバルの確保など）を実施している
３．特別に行っている対応はないが（選択肢１以外）、今後、特別な健康・福祉確保措置の実施を考えていきたい

（※５）特別に行っている対応とは、法令で義務付けられているもの以外で行っている措置をいいます。これまでに措置を実施した実績がなくても、何らかの社内基準を満たせば措置を実施することとしている（ルールを定めている）場合には、選択肢１を選択してください。

（問 11 で「１．特別に行っている対応がある」と回答した事業場にお聞きします。それ以外の事業場は問 12 へお進みください）

付問：監視・断続的労働に就く労働者にのみ行っている特別な対応とは何ですか。（該当全てに〇）

１．勤務状況及び健康状態に応じて、通常受診するもの以外に健康診断を実施する
２．勤務状況及び健康状態に応じて、産業医等による健康指導を行う
３．勤務状況及び健康状態に応じて、代償休息または特別な休暇を付与する
４．健康相談窓口を設置する
５．勤務状況及び健康状態に配慮し、必要な場合に別の部署に配置転換する
６．その他（具体的に：　　）

問 12：監視・断続的労働について労務管理をする上で、どのようなことが重要だと考えていますか。現状気をつけている・工夫していること又は今後気をつけたい・工夫したいことで、最も当てはまるものを一つ選択してください。（１つに〇）

１．許可書を保存し、その内容を企業内、事業場内で周知すること
２．手待ち時間を十分に確保できるよう（手待ち時間中に作業過多とならないよう）業務量を調整すること
３．許可を受けた時間帯以外に作業が発生した場合、その時間を適正に把握すること
４．拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずること
５．その他（具体的に：　　）

問 13：監視・断続的労働について、今後よりよい労務管理を実現していくためには、どのような制度が必要だと思いますか。当てはまるものを全て選択してください。（該当全てに〇）

１．許可に明示的な有効期限をつけた方がよい（更新制とした方がよい）
２．許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい
３．拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである
４．その他（具体的に：　　）
５．特になし（１～４とは同時選択不可）

★★御回答いただき、誠に有り難うございました。★★

同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、２０２４年９月２日（月）までに郵便ポストに御投函ください。

監視・断続的労働に就く労働者に関する意識調査
（労働者調査票）　厚生労働省　要請研究

＜調査への御協力のお願い＞

１．この調査は、厚生労働省所管の調査研究機関である独立行政法人　労働政策研究・研修機構（※）が、厚生労働省労働基準局からの研究要請を受けて、実施するものです（※https://www.jil.go.jp/）。

２．働き方改革関連法の法案審議における衆議院附帯決議において、「管理監督者など労働基準法第四十一条各号に該当する労働者の実態について調査するものとすること」とされています。このうち、同条第３号の**監視・断続的労働の許可から一定期間経過した事業場における運用実態及び監視・断続的労働に関する意識・認識を明らかにするため**、調査を実施しています。結果は、今後の労働政策を立案する上での重要な資料として、有効に活用してまいります。御多忙のところ誠に恐縮ですが、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

３．本調査は、**平成 30（2018）年１月１日～令和３（2021）年 12 月 31 日の４年間に、労働基準監督署への許可申請に対して監視・断続的労働の許可（労働基準法施行規則第 34 条）が出された事業場の全数を通じて、監視・断続的労働に就く労働者（管理職を除く。令和６（2024）年４月に監視又は断続的労働のいずれかに従事した者に限る。）に御回答いただくようお願いしております。**以下の設問では、特に断りのない場合、令和６（2024）年４月１日時点の内容で（設問によっては４月の１か月間の状況について）回答してください。

４．**御回答いただいた内容は統計以外の目的で使用することは一切なく**、御回答は統計的に処理され、**個別の内容が特定されることは一切ございませんので、ありのままを御記入ください。**

５．設問への御回答は、「１つに○」「該当全てに○」「数値を記入」など、指定された回答方法に沿って御記入ください。また、「その他」を選択された場合は、具体的な内容を（　　）内に御記入ください。

６．御記入が終わりましたら、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れ、**2024 年９月２日（月）**までに、郵便ポストに御投函ください。

７．調査票の発送、回収、入力は、実施機関である株式会社サーベイリサーチセンターに委託しています。

御不明な点は専用フリーダイヤルまでお問合せください。ＦＡＸや電子メールでも受け付けています。

【お問合せ窓口】TEL＜専用フリーダイヤル・無料＞0120-901-844
（土日祝日を除く9:00～12:00／13:00～18:00）
FAX：03-5615-9264／E-mail：kyokajigyo[at]surece.co.jp
【調査主体】独立行政法人　労働政策研究・研修機構（担当：調査部／奥田）
【調査票の発送・回収・入力委託先】株式会社サーベイリサーチセンター（担当：社会情報部／桑野、根岸）

【本調査は、オンラインでも御回答いただけます。】
PCやスマートフォンからの御回答はアンケート回答専用ウェブページ
＜＜https://en.surece.co.jp/danzoku02/＞＞　を御利用ください。
下記のＩＤ・パスワードでログインしてください。右記のＱＲコードからもアクセスできます。
ＩＤ　　パスワード

【QR コード】

(*) QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

Ⅰ　あなた自身についてお聞きします。

問１：あなたの性別をお答えください。（１つに〇）

１．男性	２．女性	３．その他

問２：令和６（2024）年４月１日現在のあなたの満年齢を御記入ください。

満 [　　] 歳

問３：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（１つに〇）

１．正社員	２．契約社員	３．嘱託社員	４．パート・アルバイト
５．その他（具体的に：　　）			

問４：現在働いている会社での勤続年数はどのぐらいですか。（１つに〇）

１．１年未満	２．１年以上５年未満	３．５年以上10年未満	４．10年以上15年未満
５．15年以上20年未満	６．20年以上		

Ⅱ　監視・断続的労働（※１）の業務についてお聞きします。

（※１）監視・断続的労働に従事する者の労働時間等に関する規定の適用除外の許可について
　事業場が労働基準監督署長の許可を受けることにより、労働基準法で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用を除外することができます(深夜労働に関する規定の適用は除外されないため、深夜労働時間(午後10時から午前５時まで)に対しては２割５分以上の割増賃金の支払いが必要です。)。

問５：あなたは、お勤め先が労働基準監督署から受けている監視・断続的労働に関する許可書（※２）の内容（対象業務等）について知っていますか。（１つに〇）

１．許可の内容を概ね知っている
２．許可の内容を一部知っている
３．許可を受けていることは知っているが、許可書（※２）の内容までは知らない
４．許可を受けているかどうか知らない

(※２)監視・断続的労働に関する許可書とは、労働基準監督署から「監視に従事する者に対する適用除外許可書」、「断続的労働に従事する者に対する適用除外許可書」等の名称で事業場に対して交付されているものです。

問６：あなたは監視・断続的労働として、通常どのような業務に就いていますか。**（最も近いもの１つに〇）**

１．修繕に関する業務（通常は閑散であるが、事故発生時に備えて待機する業務）
２．寄宿舎の賄い人、寮の管理人
３．警備員
４．役員専属運転手
５．その他（具体的に：　　）

問７：令和６（2024）年４月に、勤務時間（所定労働時間）中に占める手待ち時間（特に作業はなく待機していた時間。以下同じ。）の割合はどの程度でしたか。勤務実績として当てはまるものを回答してください。ただし、手待ち時間中に実際に作業（巡回や、来客対応など。以下同じ。）を行った時間は、手待ち時間から除外して回答してください。（１つに〇）

１．ほぼ全て
２．８割以上９割未満
３．７割以上８割未満
４．６割以上７割未満
５．５割以上６割未満
６．５割未満
７．手待ち時間のある業務に就いていない（監視業務にのみ従事し、断続的労働に就いていない）

問８：勤務時間中、実際に作業を行った時間数について、会社側から報告を求められていますか。（実績の有無にかかわらず、制度上どうなっているかでお答えください。）（１つに〇）

１．報告を求められている	２．報告を求められていない	３．わからない

問９：勤務時間中、実際に作業を行った時間数について、会社側に報告していますか。（作業日報、作業日誌などに作業を行った時間数も記載している場合には「報告している」を選んでください。）（１つに〇）

１．報告している	２．報告していない

問 10：監視・断続的労働に就くにあたり、会社側に対して、健康・福祉を確保するための特別の措置（※３）を求めたいと思いますか。最も当てはまるものを回答してください。（１つに〇 ）

１．非常にそう思う

２．そう思う

３．あまりそう思わない

４．思わない

（※３）特別の措置とは、監視・断続的労働に就く労働者を対象として、法令で義務づけられているもの以外の健康診断や、産業医等による健康指導、代償休息、特別な休暇、健康相談窓口の設置などの対応を実施することをいいます。

問 11：監視・断続的労働について、今後よりよい労務管理を実現していくためには、どのような制度が必要だと思いますか。当てはまるものを全て選択してください。**（該当全てに〇）**

１．許可に明示的な有効期限をつけた方がよい（更新制とした方がよい）

２．許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい

３．拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである

４．その他（具体的に：　　）

５．特になし（１～４とは同時選択不可）

★★御回答いただき、誠に有り難うございました。★★

同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、２０２４年９月２日（月）までに郵便ポストに御投函ください。

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査
（事業場調査票）

厚生労働省　要請研究

＜調査への御協力のお願い＞

１．この調査は、厚生労働省所管の調査研究機関である独立行政法人 労働政策研究・研修機構（※）が、厚生労働省労働基準局からの研究要請を受けて、実施するものです（※https://www.jil.go.jp/）。

２．働き方改革関連法の法案審議における衆議院附帯決議において、「管理監督者など労働基準法第四十一条各号に該当する労働者の実態について調査するものとすること」とされています。このうち、同条第３号の**断続的な宿直又は日直勤務の許可から一定期間経過した事業場における運用実態及び宿日直に関する意識・認識を明らかにするため**、調査を実施しています。結果は、今後の労働政策を立案する上での重要な資料として、有効に活用してまいります。御多忙のところ誠に恐縮ですが、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

３．本調査は、**平成 30（2018）年１月１日～令和３（2021）年 12 月 31 日の４年間に、労働基準監督署への許可申請に対して宿日直許可（労働基準法施行規則第 23 条）が出された事業場の全数に配布しています。**以下の設問では、令和６(2024)年４月１日時点で適用を受けている許可に基づき、特に断りのない場合、令和６（2024）年４月１日時点の内容で（設問によっては４月の１か月間の状況について）回答してください。

４．**平成 30（2018）年１月１日～令和３（2021）年 12 月 31 日の４年間に、貴事業場において、職種や部署、業務ごとに異なる内容の許可を受けた場合には、そのうち、令和６（2024）年４月１日時点で宿日直を行わせている職種や部署、業務における許可に基づき御回答ください。該当する許可が複数ある場合は、いずれか一つの許可に基づき御回答ください。**

５．**御回答いただいた内容は統計以外の目的で使用することは一切なく**、御回答は統計的に処理され、貴社の企業名・事業場名はもとより、**個別の内容が特定されることは一切ございませんので、ありのままを御記入ください。**

６．**この調査は事業場を単位としています**。企業全体についての設問以外は、貴事業場（＝封筒宛名の事業場）の状況をお答えください。

７．貴事業場において、労働基準監督署からの宿日直許可の取得に携わった方、もしくは、人事・総務、又は従業員の労務管理を行っている御担当者様に、御記入をお願いいたします。

８．設問への御回答は、「１つに○」「該当全てに○」「数値を記入」など、指定された回答方法に沿って御記入ください。また、「その他」を選択された場合は、具体的な内容を（　　）内に御記入ください。

９．御記入が終わりましたら、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れ、**2024 年９月２日（月）**までに、郵便ポストに御投函ください。

１０．調査票の発送、回収、入力は、実施機関である株式会社サーベイリサーチセンターに委託しています。

御不明な点は専用フリーダイヤルまでお問合せください。ＦＡＸや電子メールでも受け付けています。

【お問合せ窓口】TEL＜専用フリーダイヤル・無料＞ 0120-901-844
（土日祝日を除く9:00～12:00／13:00～18:00）
FAX：03-5615-9264／E-mail：kyokajigyo[at]surece.co.jp
【調査主体】独立行政法人　労働政策研究・研修機構（担当：調査部／奥田）
【調査票の発送・回収・入力委託先】株式会社サーベイリサーチセンター（担当：社会情報部／桑野、根岸）

【本調査は、オンラインでも御回答いただけます。】
PCやスマートフォンからの御回答はアンケート回答専用ウェブページ
＜＜https://en.surece.co.jp/syuku03/＞＞　を御利用ください。
下記のＩＤ・パスワードでログインしてください。右記のＱＲコードからもアクセスできます。
ＩＤ　　パスワード

【QR コード】

(*) QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

Ⅰ　貴社の企業・事業場の概要についてお聞きします。

問１：貴事業場を含め貴社全体（本社、支社、工場、営業所等を合わせた全体）の常用労働者（※１）数について該当する区分１つに○をつけてください（令和６（2024）年４月１日現在）。**（最も近い１つに○）**

１．１～９人	２．10～29 人	３．30～49 人	４．50～99 人
５．100～299 人	６．300～499 人	７．500～999 人	８．1,000 人以上

（※１）本調査では、常用労働者とは、貴事業場に直接雇用されている労働者で、期間を定めずに、又は１か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます（他事業場に派遣している派遣労働者も含む。なお、別企業に出向している者は含めない。）。

問２：貴事業場の常用労働者数について該当する区分１つに○をつけてください（令和６（2024）年４月１日現在）。
（最も近い１つに○）

１．１～９人	２．10～29 人	３．30～49 人	４．50～99 人
５．100～299 人	６．300～499 人	７．500～999 人	８．1,000 人以上

問３：貴事業場の業種について該当する区分１つに○をつけてください。**（最も近い１つに○）**

１．鉱業、採石業、砂利採取業	２．建設業	３．製造業
４．電気・ガス・熱供給・水道業	５．情報通信業	６．運輸業、郵便業
７．卸売業、小売業	８．金融業、保険業	９．不動産業、物品賃貸業
10．学術研究、専門・技術サービス業	11．宿泊業、飲食サービス業	12．生活関連サービス業、娯楽業
13．教育、学習支援業	14．医療、福祉	15．複合サービス事業
16．サービス業（他に分類されないもの）		

問４：貴事業場の形態について該当する区分１つに○をつけてください。**（最も近い１つに○）**

１．事業所（事務所）	２．営業所	３．店舗、飲食店
４．工場、作業所	５．輸送・配送センター	６．病院、医療介護施設
７．学校、保育所	８．旅館、ホテル等の宿泊施設	９．工事現場の関連施設（仮設事務所等）
10．その他（具体的：　　）		

Ⅱ　貴事業場が許可を受けた宿日直（※２）についてお聞きします。

（※２）宿日直許可について
　事業場が労働基準監督署長の許可を受けることにより、労働基準法で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用を除外することができます（深夜労働に関する規定の適用は除外されないため、深夜労働時間（午後 10 時から午前５時まで）に対しては２割５分以上の割増賃金の支払いが必要です。）。

問５：貴事業場において、令和６（2024）年４月１日現在での宿日直の有無を回答してください。（１つに○）

	今も行わせている	今は行わせていない
宿直　→	1	2
日直　→	1	2

宿直、日直いずれも、「２．今は行わせていない」を選択された事業場は、調査はこれで終了です。添付の返信用封筒（切手不要）に入れ、2024 年９月２日（月）までにポストに御投函ください。

宿直、日直のいずれか一つでも「１．今も行わせている」（現在、宿直、又は日直に就いている労働者がいる）と回答した事業場は以下の設問にお答えください。

問６：貴事業場において、取得している許可の種類は以下のどれにあたりますか（１つに○）。

以下の設問は、令和６（2024）年４月１日時点で適用を受けている宿日直許可を基にお答えください。

１．宿直のみ
２．日直のみ
３．宿直と日直の両方

付問：その宿日直許可を取得したのはいつですか（宿直、日直の別に、取得した許可ごとに１つに○）。

	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	わからない
（宿直）➡	1	2	3	4	5	6	7	8
（日直）➡	1	2	3	4	5	6	7	8

宿直、日直の別に聞く設問では、該当項目がない場合は、空欄でかまいません（例：宿直がない場合は、その回答欄は空欄。以下同じ。）。

問７：貴事業場において、宿日直に就かせている人数は何人ですか。令和６（2024）年４月の１か月の実績において、①１回あたりの宿日直の人数、②１か月の宿日直人数の合計について、宿直、日直の別に記入してください。（１か月の宿日直人数の合計については、宿日直業務に就く労働者の頭数（延べ人数ではありません）で回答してください。）

例：４月に、Ａさんが３回、Ｂさんが２回、Ｃさんが１回、各回につき１人で宿直業務に就いた場合は、
「１回あたりの宿直の人数」は、１人
「１か月の宿直人数の合計」は、（Ａさん、Ｂさん、Ｃさんの）３人
と回答してください（日直についても同様です。）。

（宿直）➡	①　１回あたりの宿直の人数　＿＿＿＿人	②　１か月の宿直人数の合計　＿＿＿＿人
（日直）➡	①　１回あたりの日直の人数　＿＿＿＿人	②　１か月の日直人数の合計　＿＿＿＿人

問８：貴事業場において、宿日直に就かせている労働者の職種について、以下から当てはまるものを全て回答してください。（該当全てに〇）

１．管理職	２．専門・技術・研究職	３．教員職
４．事務職	５．営業職（外回り等）	６．販売職
７．サービス職	８．医療・福祉関連の職	９．保安職
10．農林漁業関連の職	11．生産工程職	12．輸送・機械運転職
13．建設・採掘関連の職	14．運搬・清掃・包装の職	15．その他（具体的に：　　）

Ⅲ　貴事業場の宿日直の業務についてお聞きします。

問９：宿日直許可書（※３）を保存し、事業場内で周知するなどして、労働者に許可を受けた内容について周知していますか。（１つに〇）

１．許可書を保存しており、宿日直に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している（事業場の全労働者が宿日直に就いていて、全員に周知している場合は、こちらを選択してください。）
２．許可書を保存しており、宿日直に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している
３．許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない
４．許可書を保存していない、又は、保存しているかわからない

（※３）宿日直許可書とは、労働基準監督署から「断続的な宿直又は日直勤務許可書」、「断続的な宿直勤務許可書」、「断続的な日直勤務許可書」等の名称で事業場に対して交付されているものです。

問 10：宿日直に就く労働者に、通常、宿日直中にどのような業務に従事させていますか。令和６（2024）年４月の実績から、最も当てはまるものを回答してください。（１つに〇）

１．定時の事業場内の見回り
２．緊急の文書や電話の収受
３．非常事態（社会福祉施設における利用者の急病や医療機関における急患の発生などを含む。）に備えた待機
４．商品等の盗難の防止、火災の防止
５．その他（具体的に：　　）

問 11：**問 10** で回答した業務は、宿日直許可を取得した当時に、従事させることとしていた業務と同じですか。（１つに〇）

１．同じである
２．異なる
３．わからない

問 12：令和６（2024）年４月に、宿日直に就く労働者が、宿日直中に、突発的な事情で、通常業務（所定労働時間において実施している業務と同じ業務のこと。当日の業務の後始末、翌日の勤務の準備などを含む。）や、緊急事態への対応（単なる取次ぎを除く。）（以下、これらを合わせて「通常業務・緊急対応」という。）を行うことはありましたか。こうした実績の把握の状況や、実績の把握に対する考え方を回答してください。（各項目１つに○）

（宿直について）

1．宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している
2．宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はあり、現状、その対応に要した時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい
3．宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があるが、現状、その対応に要した時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない
4．宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はなかった（通常業務・緊急対応を行ったことについて報告を求めており、その報告がなかった場合など）
5．宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握していないが、今後は把握していきたい
6．宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握しておらず、今後も把握するつもりはない

（日直について）

1．日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している
2．日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はあり、現状、その対応に要した時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい
3．日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があるが、現状、その対応に要した時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない
4．日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はなかった（通常業務・緊急対応を行ったことについて報告を求めており、その報告がなかった場合など）
5．日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握していないが、今後は把握していきたい
6．日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握しておらず、今後も把握するつもりはない

（問 12 で「１．宿（日）直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」、「２．宿（日）直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はあり、現状、その対応に要した時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい」又は「３．宿（日）直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があるが、現状、その対応に要した時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない」と回答した事業場にお聞きします。それ以外の事業場は問 13 へお進みください）

付問１：令和６（2024）年４月に、宿日直に就く労働者が、宿日直中に、通常業務・緊急対応を行ったのは何日程度ありましたか。宿日直に就く労働者全員の合計で、最も当てはまるものをお答えください。（全員の延べ日数で当てはまるもの１つに○。１回の宿日直中に複数回の通常業務・緊急対応が発生しても、１日として数えてください。）

例：４月に、Ｄさんが２回（日）、Ｅさんが１回（日）、それぞれ宿直中に通常業務・緊急対応を行った場合、合計月３回（日）として、全員の延べ日数としてお答えください（日直についても同様です。）。

（宿直について）宿直中に通常業務・緊急対応を行った全員の延べ日数をお答えください。

1．月 20 日以上
2．月 16 日～19 日
3．月 12 日～15 日
4．月８日～11 日
5．月４日～７日
6．月４日未満

（日直について）日直中に通常業務・緊急対応を行った全員の延べ日数をお答えください。

1．月９日以上
2．月７日～８日
3．月５日～６日
4．月３日～４日
5．月２日
6．月１日

（問 12 で「１．宿（日）直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している」と回答した事業場にお聞きします。それ以外の事業場は問 13 へお進みください。）

付問２：宿日直中に、通常業務・緊急対応を行った時間に対して、通常の宿日直手当とは別に、どのような措置を講じましたか。又は講じていきたいと思っていますか。当てはまるものを選んでください。（１つに○ ）

１．宿日直手当に加えて、実際に、通常業務・緊急対応を行った時間数に対して、別途賃金（時間外労働又は深夜労働に対する割増賃金を含む。）を支給した
２．宿日直手当のみを支給し、通常業務・緊急対応を行った時間数に対して別途の賃金は支払っていないが、今後支払うようにしたい
３．宿日直手当のみを支給し、通常業務・緊急対応を行った時間数に対して別途の賃金は支払っていないし、今後も支払うつもりはない

（全ての宿日直がある事業場がお答えください）

問 13：令和６（2024）年４月における宿日直の１回あたりの拘束時間（宿日直の開始から終了までの時間数）は何時間ですか（※４）。

（宿直）➡	１回あたりの時間数 ＿＿＿＿時間
（日直）➡	１回あたりの時間数 ＿＿＿＿時間

（※４）端数がある場合、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てで、整数で御記載ください。

問 14：問 13 で回答した時間数は、宿日直許可を受けた時点での宿日直の拘束時間数と同じですか。（各項目１つに○ ）

（宿直について）

１．同じである
２．短くなっている
３．長くなっている
４．わからない

（日直について）

１．同じである
２．短くなっている
３．長くなっている
４．わからない

（問 14 で「３．長くなっている」と回答した事業場にお聞きします。それ以外の事業場は問 15 へお進みください。）

付問：宿日直の拘束時間が長くなっているのは何故ですか。（該当全てに○ ）

１．所定労働時間、施設の営業時間の変更に伴う対応
２．人員配置の都合（上記１以外）
３．取引先の都合（上記１以外）
４．その他（具体的に：　　）
５．わからない

（宿直がある事業場（問６で「１．宿直のみ」、「３．宿直と日直の両方」と回答した事業場）にお聞きします。それ以外の事業場は問 16 へお進みください。）

問 15：令和６（2024）年４月に、１週間のうちに就いた宿直の回数が、宿直許可で許可された回数を超えた労働者はいましたか。また、その頻度はどのぐらいでしたか。労働者全体において、許可された回数を超えて宿直に就かせた延べ回数（４月の１か月間でみた各週の超えた回数の合計）をお答えください。（全員の延べ回数で当てはまるもの１つに○ ）

例：４月の第１週にＦさんが就いた宿直の回数が許可回数を１回超え、第３週にＧさんが就いた宿直の回数が許可回数を１回超えた場合、合計で月２回超えたとして、選択肢３を選んでください。

１． 許可された回数を超えて宿直に就かせた労働者はいない
２．１回超えた
３．２回超えた
４．３回以上超えた
５．わからない

（日直がある事業場（問６で「２．日直のみ」、「３．宿直と日直の両方」と回答した事業場）にお聞きします。それ以外の事業場は問 17 へお進みください。）

問 16：令和６（2024）年４月に就いた日直の回数が、日直許可で許可された回数を超えた労働者はいましたか。また、その頻度はどのぐらいでしたか。労働者全体において、許可された回数を超えて日直に就かせた延べ回数をお答えください。（全員の延べ回数で当てはまるもの１つに○ ）

例：４月にＨさんが就いた日直の回数が許可回数を１回超え、Ｉさんが就いた日直の回数が許可回数を１回超えた場合、合計で月２回超えたとして、選択肢３を選んでください。

１． 許可された回数を超えて日直に就かせた労働者はいない
２．１回超えた
３．２回超えた
４．３回以上超えた
５．わからない

（問 15 又は問 16 で「２．１回超えた」「３．２回超えた」「４．３回以上超えた」と回答した事業場にお聞きします。それ以外の事業場は問 17 へお進みください。）

付問：宿日直許可の回数を超えた分の宿日直はどのように取り扱いましたか。又はどのように取り扱うことを考えていますか。（１つに○）

１．実際に、許可回数を超えて宿日直に就いた時間帯全部に対して、別途賃金（必要な割増賃金を含む。）を支払った
２．宿日直手当のみを支給し、許可回数を超えて宿日直に就いた時間帯全部に対して別途の賃金は支払っていないが、今後支払うようにしたい
３．宿日直手当のみを支給し、許可回数を超えて宿日直に就いた時間帯全部に対して別途の賃金は支払っていないし、今後も支払うつもりはない

（全ての宿日直がある事業場がお答えください）

問 17：労働者の健康・福祉を確保するための措置として、宿日直を行う労働者にのみ特別に行っている対応（※５）はありますか。又は何かしら対応を実施していく考えはありますか。（該当全てに〇）

１．特別に行っている対応がある
２．特別に行っている対応はないが（選択肢１以外）、宿日直に就かない労働者と同様の健康・福祉確保措置（医師による面接指導、勤務間インターバルの確保など）を実施している
３．特別に行っている対応はないが（選択肢１以外）、今後、特別な健康・福祉確保措置の実施を考えていきたい

（※５）特別に行っている対応とは、法令で義務付けられているもの以外で行っている措置をいいます。これまでに措置を実施した実績がなくても、何らかの社内基準を満たせば措置を実施することとしている（ルールを定めている）場合には、選択肢１を選択してください。

（問 17 で「１．特別に行っている対応がある」と回答した事業場にお聞きします。それ以外の事業場は問 18 へお進みください）

付問：宿日直を行う労働者にのみ行っている特別な対応とは何ですか。（該当全てに〇）

１．勤務状況及び健康状態に応じて、通常受診するもの以外に健康診断を実施する
２．勤務状況及び健康状態に応じて、産業医等による健康指導を行う
３．勤務状況及び健康状態に応じて、代償休息または特別な休暇を付与する
４．健康相談窓口を設置する
５．勤務状況及び健康状態に配慮し、必要な場合に別の部署に配置転換する
６．その他（具体的に：　　）

問 18：宿日直について労務管理をする上で、どのようなことが重要だと考えていますか。現状気をつけている・工夫していること又は今後気をつけたい・工夫したいことで、最も当てはまるものを一つ選択してください。（１つに〇）

１．許可書を保存し、その内容を企業内、事業場内で周知すること
２．宿日直中に通常業務・緊急対応に就かなくてもいいように連絡体制などを整えること
３．シフトを作成する上で、各労働者の予定調整を図ること
４．労働者が宿日直中に十分な睡眠をとれるよう宿直室の環境などを整えること
５．適宜、宿日直手当の金額の見直しや再計算を行い、適切な金額を支払うこと
６．通常業務・緊急対応を行った場合、その時間について適正な労働時間把握を行うこと
７．通常業務・緊急対応を行った場合、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずること
８．その他（具体的に：　　）

問 19：宿日直について、今後よりよい労務管理を実現していくためには、どのような制度が必要だと思いますか。当てはまるものを全て選択してください。（該当全てに〇）

１．許可に明示的な有効期限をつけた方がよい（更新制とした方がよい）
２．許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい
３．宿日直手当の計算方法を見直し、手当額がもっと高くなるようにした方がよい
４．特定の労働者が集中的に宿日直に入ることがないよう、適切なシフト作成・運用に労働者も協力するべきである
５．労働者の睡眠時間を確保するための措置を講ずるべきである
６．許可の内容を超えた宿日直（回数、時間数）や、通常業務・緊急対応を行った日については、別途休暇を与えるなど長時間労働とならないための措置を行い、労働者の健康や負担に配慮すべきである
７．その他（具体的に：　　）
８．特になし（１～７とは同時選択不可）

★★御回答いただき、誠に有り難うございました。★★

同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、２０２４年９月２日（月）までに郵便ポストに御投函ください。

宿日直に就く労働者に関する意識調査
（労働者調査票）

厚生労働省　要請研究

＜調査への御協力のお願い＞

１．この調査は、厚生労働省所管の調査研究機関である独立行政法人 労働政策研究・研修機構（※）が、厚生労働省労働基準局からの研究要請を受けて、実施するものです（※https://www.jil.go.jp/）。

２．働き方改革関連法の法案審議における衆議院附帯決議において、「管理監督者など労働基準法第四十一条各号に該当する労働者の実態について調査するものとすること」とされています。このうち、同条第３号の**断続的な宿直又は日直勤務の許可から一定期間経過した事業場における運用実態及び宿日直に関する意識・認識を明らかにするため**、調査を実施しています。結果は、今後の労働政策を立案する上での重要な資料として、有効に活用してまいります。御多忙のところ誠に恐縮ですが、御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

３．本調査は、**平成 30（2018）年１月１日～令和３（2021）年 12 月 31 日の４年間に、労働基準監督署への許可申請に対して宿日直許可（労働基準法施行規則第 23 条）が出された事業場の全数を通じて、宿日直に就く労働者（管理職を除く。令和６（2024）年４月に宿直又は日直のいずれかに従事した者に限る。）に御回答いただくようお願いしております。**以下の設問では、特に断りのない場合、令和６（2024）年４月１日時点の内容で（設問によっては４月の１か月間の状況について）回答してください。

４．**平成 30（2018）年１月１日～令和３（2021）年 12 月 31 日の４年間に、職種や部署、業務ごとに異なる内容の許可を受けた場合には、宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）において回答することとした宿日直許可に基づき、宿日直に就く労働者について御回答いただくようお願いしております。**

５．**御回答いただいた内容は統計以外の目的で使用することは一切なく**、御回答は統計的に処理され、**個別の内容が特定されることは一切ございませんので、ありのままを御記入ください。**

６．設問への御回答は、「１つに○」「該当全てに○」「数値を記入」など、指定された回答方法に沿って御記入ください。また、「その他」を選択された場合は、具体的な内容を（　　）内に御記入ください。

７．御記入が終わりましたら、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れ、**2024 年９月２日（月）**までに、郵便ポストに御投函ください。

８．調査票の発送、回収、入力は、実施機関である株式会社サーベイリサーチセンターに委託しています。

御不明な点は専用フリーダイヤルまでお問合せください。ＦＡＸや電子メールでも受け付けています。

【お問合せ窓口】TEL＜専用フリーダイヤル・無料＞ 0120-901-844
（土日祝日を除く9:00～12:00／13:00～18:00）
FAX：03-5615-9264／E-mail：kyokajigyo[at]surece.co.jp
【調査主体】独立行政法人　労働政策研究・研修機構（担当：調査部／奥田）
【調査票の発送・回収・入力委託先】株式会社サーベイリサーチセンター（担当：社会情報部／桑野、根岸）

【本調査は、オンラインでも御回答いただけます。】
PCやスマートフォンからの御回答はアンケート回答専用ウェブページ
＜＜https://en.surece.co.jp/syuku04/＞＞　を御利用ください。
下記のＩＤ・パスワードでログインしてください。右記のＱＲコードからもアクセスできます。
ＩＤ　　パスワード

【QR コード】

(*) QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

Ⅰ　あなた自身についてお聞きします。

問１：あなたの性別をお答えください。（１つに○）

１．男性　　２．女性　　３．その他

問２：令和６年（2024）年４月１日現在のあなたの満年齢を御記入ください。

満 [　　] 歳

問３：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（１つに○）

１．正社員　　２．契約社員　　３．嘱託社員　　４．パート・アルバイト
５．その他（具体的に：　　）

問４：現在働いている会社での勤続年数はどのぐらいですか。（１つに○）

１．１年未満　　２．１年以上５年未満　　３．５年以上 10 年未満　　４．10 年以上 15 年未満
５．15 年以上 20 年未満　　６．20 年以上

問５：あなたは、通常どのような業務に就いていますか。（最も近いもの１つに○）

１．専門・技術・研究職	２．教員職	３．事務職
４．営業職（外回り等）	５．販売職	６．サービス職
７．医療・福祉関連の職	８．保安職	９．農林漁業関連の職
10．生産工程職	11．輸送・機械運転職	12．建設・採掘関連の職
13．運搬・清掃・包装の職	14．その他（具体的に：　　）	

Ⅱ　宿直又は日直（※１）についてお聞きします。

（※１）宿日直許可について
事業場が労働基準監督署長の許可を受けることにより、労働基準法で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用を除外することができます(深夜労働に関する規定の適用は除外されないため、深夜労働時間(午後 10 時から午前５時まで)に対しては２割５分以上の割増賃金の支払いが必要です。)。

問６：あなたは、令和６（2024）年４月において、お勤め先の宿日直許可に基づき、宿直と日直（※２）のどちらに就いていますか。（１つに○）

（※２）緊急時に備えて、事業場内で、夜間に待機等を行うことを「宿直」、昼間から待機等を行うことを「日直」といいます。また、一般的にはこれらをまとめて「宿日直」といいます。

１．宿直のみ
２．日直のみ
３．宿直と日直の両方

付問：その宿日直の拘束時間（宿日直の開始から終了までの時間数）は何時間ですか（※３）。宿直、日直の別にご記入ください。

	宿日直時の拘束時間（宿日直の開始から終了まで）
（宿直）➡	①　１回あたり　　時間
（日直）➡	②　１回あたり　　時間

（※３）端数がある場合、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てで、整数で御記載ください。

宿直、日直の別に聞く設問では、該当項目がない場合は、空欄でかまいません（例：宿直がない場合は、その回答欄は空欄。以下同じ。）。

問７：あなたは、お勤め先が労働基準監督署から受けている宿日直許可書（※４）の内容（対象業務等）について知っていますか。（１つに○）

１．許可の内容を概ね知っている
２．許可の内容を一部知っている
３．許可を受けていることは知っているが、許可書（※４）の内容までは知らない
４．許可を受けているかどうか知らない

（※４）宿日直許可書とは、労働基準監督署から「断続的な宿直又は日直勤務許可書」、「断続的な宿直勤務許可書」、「断続的な日直勤務許可書」等の名称で事業場に対して交付されているものです。

問８：あなたは、宿日直中、主にどのような業務を行っていますか。令和６（2024）年４月の実績から、最も当てはまるものを回答してください。（１つに○）

１．定時の事業場内の見回り
２．緊急の文書や電話の収受
３．非常事態（社会福祉施設における利用者の急病や医療機関における急患の発生などを含む。）に備えた待機
４．商品等の盗難の防止、火災の防止
５．その他（具体的に：　　）

問９：**問８**で回答した業務は、事業場が許可された業務と同じですか。（１つに○）

１．許可された業務と同じであった　　２．許可された業務と異なっていた　　３．わからない

問 10：令和６（2024）年４月に就いた宿日直について、拘束時間（宿日直の開始から終了までの時間数、時刻）は、許可された時間数（時刻）と同じでしたか。（各項目１つに〇）

（問６で宿直に就いていると回答した方）

１．許可された時間と同じであった
２．許可された時間より短かった
３．許可された時間より長かった
４．宿直許可書の許可された時間数がわからない・知らない

（問６で日直に就いていると回答した方）

１．許可された時間と同じであった
２．許可された時間より短かった
３．許可された時間より長かった
４．日直許可書の許可された時間数がわからない・知らない

問 11：令和６（2024）年４月に就いた宿日直について、宿日直に就いた回数は、宿日直許可書の内容に沿っていましたか。（各項目１つに〇）

（問６で宿直に就いていると回答した方）

１．許可されたとおりである
２．許可された回数より少ない
３．許可された回数より多い
４．宿直許可書の許可された回数がわからない・知らない

（問６で日直に就いていると回答した方）

１．許可されたとおりである
２．許可された回数より少ない
３．許可された回数より多い
４．日直許可書の許可された回数がわからない・知らない

（宿直に就いていると回答した方（問６で「１．宿直のみ」、「３．宿直と日直の両方」と回答された方）にお伺いします。それ以外の方は問 13 へお進みください。）

問 12：令和６（2024）年４月に、宿直中に、通常業務（所定労働時間において実施している業務と同じ業務のこと。当日の業務の後始末、翌日の勤務の準備などを含む。）や、緊急事態への対応（単なる取次ぎを除く。）（以下、これらを合わせて「通常業務・緊急対応」という。）は、どの程度発生しましたか。（１回の宿直中に複数回の通常業務・緊急対応が発生した場合は、１回として数えてください。）（１つに〇）

１．ほぼ毎回発生した
２．宿直２回につき１回は発生した
３．宿直３回につき１回は発生した
４．宿直４回につき１回以下であった
５．全く発生しなかった

（問 12 で「１．ほぼ毎回発生した」、「２．宿直２回につき１回は発生した」、「３．宿直３回につき１回は発生した」、「４．宿直４回につき１回以下であった」と回答した方にお聞きします。それ以外の方は問 13 へお進みください。）

付問：令和６（2024）年４月に就いた宿直について、通常業務・緊急対応が発生した日において、これらに対応した時間はどのぐらいでしたか。１日あたりの平均的な時間数を回答してください。（１つに〇。１回の宿直中に複数回の通常業務・緊急対応が発生した場合、１日あたりの合計で平均的な時間数をお答えください。）

１．１日あたり平均 30 分未満
２．１日あたり平均 30 分以上１時間未満
３．１日あたり平均１時間以上１時間 30 分未満
４．１日あたり平均１時間 30 分以上２時間未満
５．１日あたり平均２時間以上２時間 30 分未満
６．１日あたり平均２時間 30 分以上３時間未満
７．１日あたり平均３時間以上

（日直に就いていると回答した方（問６で「２．日直のみ」、「３．宿直と日直の両方」と回答された方）にお伺いします。それ以外の方は問 14 へお進みください。）

問 13：令和６（2024）年４月に、日直中に、通常業務（所定労働時間において実施している業務と同じ業務のこと。当日の業務の後始末、翌日の勤務の準備などを含む。）や、緊急事態への対応（単なる取次ぎを除く。）（以下、これらを合わせて「通常業務・緊急対応」という。）は発生しましたか。（１つに〇）

１．発生した
２．発生しなかった

（問 13 で「１．発生した」と回答した方にお聞きします。それ以外の方は問 14 へお進みください）

付問：令和６（2024）年４月に就いた日直について、通常業務・緊急対応が発生した日において、これらに対応した時間はどのぐらいでしたか。１日あたりの平均的な時間数を回答してください。（１つに〇。１回の日直中に複数回の通常業務・緊急対応が発生した場合、１日あたりの合計で平均的な時間数をお答えください。）

１．１日あたり平均 30 分未満
２．１日あたり平均 30 分以上１時間未満
３．１日あたり平均１時間以上１時間 30 分未満
４．１日あたり平均１時間 30 分以上２時間未満
５．１日あたり平均２時間以上２時間 30 分未満
６．１日あたり平均２時間 30 分以上３時間未満
７．１日あたり平均３時間以上

問 14：宿日直中に通常業務・緊急対応が発生した場合には、その実績や時間数について、会社側から報告を求められていますか。（実績の有無にかかわらず、制度上どうなっているかでお答えください。）（１つに〇）

１．報告を求められている	２．報告を求められていない	３．わからない

問 15：宿日直中に通常業務・緊急対応が発生した場合には、会社側に報告していますか。（作業日報、作業日誌などに通常業務・緊急対応を行った時間数も記載している場合には「報告している」を選んでください。）（１つに〇）

１．報告している	２．報告していない	３．これまでに就いた宿日直で通常業務・緊急対応が発生したことはない

問 16：宿日直に就くにあたり、会社側に対して、健康・福祉を確保するための特別の措置（※５）を求めたいと思いますか。最も当てはまるものを回答してください。（１つに〇）

１．非常にそう思う	２．そう思う	３．あまりそう思わない	４．思わない

（※５）特別の措置とは、宿日直に就く労働者を対象として、法令で義務づけられているもの以外の健康診断や、産業医等による健康指導、代償休息、特別な休暇、健康相談窓口の設置などの対応を実施することをいいます。

問 17：宿日直について、今後よりよい労務管理を実現していくためには、どのような制度が必要だと思いますか。当てはまるものを全て選択してください。（該当全てに〇）

１．許可に明示的な有効期限をつけた方がよい（更新制とした方がよい）
２．許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい
３．宿日直手当の計算方法を見直し、手当額がもっと高くなるようにした方がよい
４．特定の労働者が集中的に宿日直に入ることがないよう、適切なシフト作成・運用に労働者も協力するべきである
５．労働者の睡眠時間を確保するための措置を講ずるべきである
６．許可の内容を超えた宿日直（回数、時間数）や、通常業務・緊急対応を行った日については、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである
７．その他（具体的に：　　）
８．特になし（１～７とは同時選択不可）

★★御回答いただき、誠に有り難うございました。★★

同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、２０２４年９月２日（月）までに郵便ポストに御投函ください。

資料２

付属統計表

付属統計表
【監視・断続的労働の許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査）】

統計利用上の注意

１．調査結果の合計には規模等が不明の企業を含む。

２．上段には実数、下段には構成比を掲載した。

３．構成比は、表章単位未満を四捨五入してあるので、内容の合計が総計に一致しないこともある。

監視・断続的労働の許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）

Ⅰ　貴社の企業・事業場の概要についてお聞きします。

問1：貴事業場を含め貴社全体の常用労働者数について、該当する区分1つに〇をつけてください（令和6（2024）年４月１日現在）。（最も近い1つに〇）

		調査数	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1,000人以上	無回答
全 体		2382	78	205	222	372	633	229	222	322	99
		100.0	3.3	8.6	9.3	15.6	26.6	9.6	9.3	13.5	4.2
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに〇をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに〇）	1～9人	656	77	58	59	74	188	40	42	84	34
		100.0	11.7	8.8	9.0	11.3	28.7	6.1	6.4	12.8	5.2
	10～29人	528	－	141	54	69	105	44	34	58	23
		100.0	－	26.7	10.2	13.1	19.9	8.3	6.4	11.0	4.4
	30～49人	339	－	－	104	68	70	25	26	26	20
		100.0	－	－	30.7	20.1	20.6	7.4	7.7	7.7	5.9
	50～99人	459	－	－	－	160	126	52	53	57	11
		100.0	－	－	－	34.9	27.5	11.3	11.5	12.4	2.4
	100～299人	292	－	－	－	－	140	52	40	52	8
		100.0	－	－	－	－	47.9	17.8	13.7	17.8	2.7
	300～499人	53	－	－	－	－	－	15	16	21	1
		100.0	－	－	－	－	－	28.3	30.2	39.6	1.9
	500～999人	23	－	－	－	－	－	－	10	13	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	43.5	56.5	－
	1,000人以上	11	－	－	－	－	－	－	－	11	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－
	無回答	21	1	6	5	1	4	1	1	－	2
		100.0	4.8	28.6	23.8	4.8	19.0	4.8	4.8	－	9.5
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	25	－	1	3	2	2	2	－	14	1
		100.0	－	4.0	12.0	8.0	8.0	8.0	－	56.0	4.0
	製造業	54	－	5	4	3	14	8	4	16	－
		100.0	－	9.3	7.4	5.6	25.9	14.8	7.4	29.6	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	71	3	10	7	6	11	14	7	11	2
		100.0	4.2	14.1	9.9	8.5	15.5	19.7	9.9	15.5	2.8
	情報通信業	1	－	－	－	－	－	－	－	1	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－
	運輸業、郵便業	37	－	－	7	9	12	3	1	4	1
		100.0	－	－	18.9	24.3	32.4	8.1	2.7	10.8	2.7
	卸売業、小売業	20	－	－	3	1	3	3	6	4	－
		100.0	－	－	15.0	5.0	15.0	15.0	30.0	20.0	－
	金融業、保険業	5	－	－	－	－	－	2	2	1	－
		100.0	－	－	－	－	－	40.0	40.0	20.0	－
	不動産業、物品賃貸業	38	5	1	7	3	3	－	2	17	－
		100.0	13.2	2.6	18.4	7.9	7.9	－	5.3	44.7	－
	学術研究、専門・技術サービス業	16	－	1	－	1	－	1	4	9	－
		100.0	－	6.3	－	6.3	－	6.3	25.0	56.3	－
	宿泊業、飲食サービス業	134	7	26	18	18	27	1	4	26	7
		100.0	5.2	19.4	13.4	13.4	20.1	0.7	3.0	19.4	5.2
	生活関連サービス業、娯楽業	23	－	5	2	1	10	2	1	2	－
		100.0	－	21.7	8.7	4.3	43.5	8.7	4.3	8.7	－
	教育、学習支援業	97	3	9	12	15	22	4	3	27	2
		100.0	3.1	9.3	12.4	15.5	22.7	4.1	3.1	27.8	2.1
	医療、福祉	1333	43	106	133	255	377	132	133	90	64
		100.0	3.2	8.0	10.0	19.1	28.3	9.9	10.0	6.8	4.8
	複合サービス事業	30	－	1	5	1	7	1	4	10	1
		100.0	－	3.3	16.7	3.3	23.3	3.3	13.3	33.3	3.3
	サービス業（他に分類されないもの）	481	16	39	17	55	142	54	51	87	20
		100.0	3.3	8.1	3.5	11.4	29.5	11.2	10.6	18.1	4.2
	無回答	17	1	1	4	2	3	2	－	3	1
		100.0	5.9	5.9	23.5	11.8	17.6	11.8	－	17.6	5.9
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	事業所（事務所）	495	17	38	38	69	89	61	49	116	18
		100.0	3.4	7.7	7.7	13.9	18.0	12.3	9.9	23.4	3.6
	営業所	76	－	1	2	8	15	11	13	24	2
		100.0	－	1.3	2.6	10.5	19.7	14.5	17.1	31.6	2.6
	店舗、飲食店	10	1	1	－	5	1	－	－	1	1
		100.0	10.0	10.0	－	50.0	10.0	－	－	10.0	10.0
	工場、作業所	49	－	4	6	3	13	8	5	9	1
		100.0	－	8.2	12.2	6.1	26.5	16.3	10.2	18.4	2.0
	輸送・配送センター	7	－	－	2	1	1	2	－	－	1
		100.0	－	－	28.6	14.3	14.3	28.6	－	－	14.3
	病院、医療介護施設	952	19	63	76	175	301	104	99	71	44
		100.0	2.0	6.6	8.0	18.4	31.6	10.9	10.4	7.5	4.6
	学校、保育所	80	1	3	9	15	17	4	4	24	3
		100.0	1.3	3.8	11.3	18.8	21.3	5.0	5.0	30.0	3.8
	旅館、ホテル等の宿泊施設	101	6	29	16	9	22	1	3	10	5
		100.0	5.9	28.7	15.8	8.9	21.8	1.0	3.0	9.9	5.0
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	2	－	－	－	－	1	－	－	1	－
		100.0	－	－	－	－	50.0	－	－	50.0	－
	その他	601	34	65	72	85	170	38	49	65	23
		100.0	5.7	10.8	12.0	14.1	28.3	6.3	8.2	10.8	3.8
	無回答	9	－	1	1	2	3	－	－	1	1
		100.0	－	11.1	11.1	22.2	33.3	－	－	11.1	11.1

監視・断続的労働の許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅰ　貴社の企業・事業場の概要についてお聞きします。
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）

		調査数	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1,000人以上	無回答
全 体		2382	656	528	339	459	292	53	23	11	21
		100.0	27.5	22.2	14.2	19.3	12.3	2.2	1.0	0.5	0.9
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	656	656	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－
	10～29人	528	－	528	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－
	30～49人	339	－	－	339	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－
	50～99人	459	－	－	－	459	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－
	100～299人	292	－	－	－	－	292	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－
	300～499人	53	－	－	－	－	－	53	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－
	500～999人	23	－	－	－	－	－	－	23	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－
	1,000人以上	11	－	－	－	－	－	－	－	11	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－
	無回答	21	－	－	－	－	－	－	－	－	21
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	25	7	3	3	10	1	1	－	－	－
		100.0	28.0	12.0	12.0	40.0	4.0	4.0	－	－	－
	製造業	54	5	4	5	9	19	3	4	3	2
		100.0	9.3	7.4	9.3	16.7	35.2	5.6	7.4	5.6	3.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	71	20	36	10	2	2	－	－	－	1
		100.0	28.2	50.7	14.1	2.8	2.8	－	－	－	1.4
	情報通信業	1	－	－	－	－	－	－	－	1	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－
	運輸業、郵便業	37	3	7	11	12	4	－	－	－	－
		100.0	8.1	18.9	29.7	32.4	10.8	－	－	－	－
	卸売業、小売業	20	4	8	4	1	3	－	－	－	－
		100.0	20.0	40.0	20.0	5.0	15.0	－	－	－	－
	金融業、保険業	5	－	－	－	3	1	－	1	－	－
		100.0	－	－	－	60.0	20.0	－	20.0	－	－
	不動産業、物品賃貸業	38	15	5	2	1	1	14	－	－	－
		100.0	39.5	13.2	5.3	2.6	2.6	36.8	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	16	5	5	2	4	－	－	－	－	－
		100.0	31.3	31.3	12.5	25.0	－	－	－	－	－
	宿泊業、飲食サービス業	134	67	46	13	1	4	－	－	1	2
		100.0	50.0	34.3	9.7	0.7	3.0	－	－	0.7	1.5
	生活関連サービス業、娯楽業	23	6	8	3	3	1	2	－	－	－
		100.0	26.1	34.8	13.0	13.0	4.3	8.7	－	－	－
	教育、学習支援業	97	14	14	17	26	22	－	－	2	2
		100.0	14.4	14.4	17.5	26.8	22.7	－	－	2.1	2.1
	医療、福祉	1333	274	323	220	333	159	11	4	2	7
		100.0	20.6	24.2	16.5	25.0	11.9	0.8	0.3	0.2	0.5
	複合サービス事業	30	14	3	1	3	3	3	1	1	1
		100.0	46.7	10.0	3.3	10.0	10.0	10.0	3.3	3.3	3.3
	サービス業（他に分類されないもの）	481	214	63	46	49	72	19	13	1	4
		100.0	44.5	13.1	9.6	10.2	15.0	4.0	2.7	0.2	0.8
	無回答	17	8	3	2	2	－	－	－	－	2
		100.0	47.1	17.6	11.8	11.8	－	－	－	－	11.8
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	495	132	96	67	72	73	29	18	3	5
		100.0	26.7	19.4	13.5	14.5	14.7	5.9	3.6	0.6	1.0
	営業所	76	11	15	11	17	13	9	－	－	－
		100.0	14.5	19.7	14.5	22.4	17.1	11.8	－	－	－
	店舗、飲食店	10	7	3	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	70.0	30.0	－	－	－	－	－	－	－
	工場、作業所	49	5	6	8	8	13	3	1	3	2
		100.0	10.2	12.2	16.3	16.3	26.5	6.1	2.0	6.1	4.1
	輸送・配送センター	7	3	1	3	－	－	－	－	－	－
		100.0	42.9	14.3	42.9	－	－	－	－	－	－
	病院、医療介護施設	952	137	205	154	296	143	9	4	2	2
		100.0	14.4	21.5	16.2	31.1	15.0	0.9	0.4	0.2	0.2
	学校、保育所	80	7	6	16	25	22	1	－	2	1
		100.0	8.8	7.5	20.0	31.3	27.5	1.3	－	2.5	1.3
	旅館、ホテル等の宿泊施設	101	45	40	12	1	2	－	－	－	1
		100.0	44.6	39.6	11.9	1.0	2.0	－	－	－	1.0
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	2	－	－	1	1	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	50.0	50.0	－	－	－	－	－
	その他	601	308	154	64	38	26	2	－	1	8
		100.0	51.2	25.6	10.6	6.3	4.3	0.3	－	0.2	1.3
	無回答	9	1	2	3	1	－	－	－	－	2
		100.0	11.1	22.2	33.3	11.1	－	－	－	－	22.2

監視・断続的労働の許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅰ　貴社の企業・事業場の概要についてお聞きします。
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）

		調査数	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）	無回答
全 体		2382	－	25	54	71	1	37	20	5	38	16	134	23	97	1333	30	481	17
		100.0	－	1.0	2.3	3.0	0.0	1.6	0.8	0.2	1.6	0.7	5.6	1.0	4.1	56.0	1.3	20.2	0.7
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	656	－	7	5	20	－	3	4	－	15	5	67	6	14	274	14	214	8
		100.0	－	1.1	0.8	3.0	－	0.5	0.6	－	2.3	0.8	10.2	0.9	2.1	41.8	2.1	32.6	1.2
	10～29人	528	－	3	4	36	－	7	8	－	5	5	46	8	14	323	3	63	3
		100.0	－	0.6	0.8	6.8	－	1.3	1.5	－	0.9	0.9	8.7	1.5	2.7	61.2	0.6	11.9	0.6
	30～49人	339	－	3	5	10	－	11	4	－	2	2	13	3	17	220	1	46	2
		100.0	－	0.9	1.5	2.9	－	3.2	1.2	－	0.6	0.6	3.8	0.9	5.0	64.9	0.3	13.6	0.6
	50～99人	459	－	10	9	2	－	12	1	3	1	4	1	3	26	333	3	49	2
		100.0	－	2.2	2.0	0.4	－	2.6	0.2	0.7	0.2	0.9	0.2	0.7	5.7	72.5	0.7	10.7	0.4
	100～299人	292	－	1	19	2	－	4	3	1	1	－	4	1	22	159	3	72	－
		100.0	－	0.3	6.5	0.7	－	1.4	1.0	0.3	0.3	－	1.4	0.3	7.5	54.5	1.0	24.7	－
	300～499人	53	－	1	3	－	－	－	－	－	14	－	－	2	－	11	3	19	－
		100.0	－	1.9	5.7	－	－	－	－	－	26.4	－	－	3.8	－	20.8	5.7	35.8	－
	500～999人	23	－	－	4	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	4	1	13	－
		100.0	－	－	17.4	－	－	－	－	4.3	－	－	－	－	－	17.4	4.3	56.5	－
	1,000人以上	11	－	－	3	－	1	－	－	－	－	－	1	－	2	2	1	1	－
		100.0	－	－	27.3	－	9.1	－	－	－	－	－	9.1	－	18.2	18.2	9.1	9.1	－
	無回答	21	－	－	2	1	－	－	－	－	－	－	2	－	2	7	1	4	2
		100.0	－	－	9.5	4.8	－	－	－	－	－	－	9.5	－	9.5	33.3	4.8	19.0	9.5
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	25	－	25	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	54	－	－	54	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	71	－	－	－	71	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	情報通信業	1	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	37	－	－	－	－	－	37	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売業、小売業	20	－	－	－	－	－	－	20	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融業、保険業	5	－	－	－	－	－	－	－	5	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	38	－	－	－	－	－	－	－	－	38	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	16	－	－	－	－	－	－	－	－	－	16	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－
	宿泊業、飲食サービス業	134	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	134	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－
	生活関連サービス業、娯楽業	23	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	23	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－
	教育、学習支援業	97	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	97	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－
	医療、福祉	1333	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1333	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－
	複合サービス事業	30	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	30	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－
	サービス業（他に分類されないもの）	481	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	481	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－
	無回答	17	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	17
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	495	－	21	15	41	1	23	9	3	20	7	8	7	5	78	20	231	6
		100.0	－	4.2	3.0	8.3	0.2	4.6	1.8	0.6	4.0	1.4	1.6	1.4	1.0	15.8	4.0	46.7	1.2
	営業所	76	－	1	－	9	－	11	6	1	3	－	1	1	－	1	3	37	2
		100.0	－	1.3	－	11.8	－	14.5	7.9	1.3	3.9	－	1.3	1.3	－	1.3	3.9	48.7	2.6
	店舗、飲食店	10	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	9	1	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	90.0	10.0	－	－	－	－	－
	工場、作業所	49	－	1	36	4	－	－	－	－	－	－	－	2	－	2	－	4	－
		100.0	－	2.0	73.5	8.2	－	－	－	－	－	－	－	4.1	－	4.1	－	8.2	－
	輸送・配送センター	7	－	－	－	2	－	3	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－
		100.0	－	－	－	28.6	－	42.9	14.3	－	－	－	－	－	－	－	－	14.3	－
	病院、医療介護施設	952	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	931	3	15	2
		100.0	－	－	－	0.1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	97.8	0.3	1.6	0.2
	学校、保育所	80	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	72	5	－	3	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	90.0	6.3	－	3.8	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	101	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	93	－	4	2	－	2	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	92.1	－	4.0	2.0	－	2.0	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	2	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－
		100.0	－	50.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	50.0	－
	その他	601	－	1	3	14	－	－	3	1	15	9	23	12	14	311	4	187	4
		100.0	－	0.2	0.5	2.3	－	－	0.5	0.2	2.5	1.5	3.8	2.0	2.3	51.7	0.7	31.1	0.7
	無回答	9	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	2	3	－	－	3
		100.0	－	－	－	－	－	－	11.1	－	－	－	－	－	22.2	33.3	－	－	33.3

監視・断続的労働の許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅰ　貴社の企業・事業場の概要についてお聞きします。
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）

		調査数	事業所（事務所）	営業所	店舗、飲食店	工場、作業所	輸送・配送センター	病院、医療介護施設	学校、保育所	旅館、ホテル等の宿泊施設	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	その他	無回答
全 体		2382	495	76	10	49	7	952	80	101	2	601	9
		100.0	20.8	3.2	0.4	2.1	0.3	40.0	3.4	4.2	0.1	25.2	0.4
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	656	132	11	7	5	3	137	7	45	－	308	1
		100.0	20.1	1.7	1.1	0.8	0.5	20.9	1.1	6.9	－	47.0	0.2
	10～29人	528	96	15	3	6	1	205	6	40	－	154	2
		100.0	18.2	2.8	0.6	1.1	0.2	38.8	1.1	7.6	－	29.2	0.4
	30～49人	339	67	11	－	8	3	154	16	12	1	64	3
		100.0	19.8	3.2	－	2.4	0.9	45.4	4.7	3.5	0.3	18.9	0.9
	50～99人	459	72	17	－	8	－	296	25	1	1	38	1
		100.0	15.7	3.7	－	1.7	－	64.5	5.4	0.2	0.2	8.3	0.2
	100～299人	292	73	13	－	13	－	143	22	2	－	26	－
		100.0	25.0	4.5	－	4.5	－	49.0	7.5	0.7	－	8.9	－
	300～499人	53	29	9	－	3	－	9	1	－	－	2	－
		100.0	54.7	17.0	－	5.7	－	17.0	1.9	－	－	3.8	－
	500～999人	23	18	－	－	1	－	4	－	－	－	－	－
		100.0	78.3	－	－	4.3	－	17.4	－	－	－	－	－
	1,000人以上	11	3	－	－	3	－	2	2	－	－	1	－
		100.0	27.3	－	－	27.3	－	18.2	18.2	－	－	9.1	－
	無回答	21	5	－	－	2	－	2	1	1	－	8	2
		100.0	23.8	－	－	9.5	－	9.5	4.8	4.8	－	38.1	9.5
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	25	21	1	－	1	－	－	－	－	1	1	－
		100.0	84.0	4.0	－	4.0	－	－	－	－	4.0	4.0	－
	製造業	54	15	－	－	36	－	－	－	－	－	3	－
		100.0	27.8	－	－	66.7	－	－	－	－	－	5.6	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	71	41	9	－	4	2	1	－	－	－	14	－
		100.0	57.7	12.7	－	5.6	2.8	1.4	－	－	－	19.7	－
	情報通信業	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	37	23	11	－	－	3	－	－	－	－	－	－
		100.0	62.2	29.7	－	－	8.1	－	－	－	－	－	－
	卸売業、小売業	20	9	6	－	－	1	－	－	－	－	3	1
		100.0	45.0	30.0	－	－	5.0	－	－	－	－	15.0	5.0
	金融業、保険業	5	3	1	－	－	－	－	－	－	－	1	－
		100.0	60.0	20.0	－	－	－	－	－	－	－	20.0	－
	不動産業、物品賃貸業	38	20	3	－	－	－	－	－	－	－	15	－
		100.0	52.6	7.9	－	－	－	－	－	－	－	39.5	－
	学術研究、専門・技術サービス業	16	7	－	－	－	－	－	－	－	－	9	－
		100.0	43.8	－	－	－	－	－	－	－	－	56.3	－
	宿泊業、飲食サービス業	134	8	1	9	－	－	－	－	93	－	23	－
		100.0	6.0	0.7	6.7	－	－	－	－	69.4	－	17.2	－
	生活関連サービス業、娯楽業	23	7	1	1	2	－	－	－	－	－	12	－
		100.0	30.4	4.3	4.3	8.7	－	－	－	－	－	52.2	－
	教育、学習支援業	97	5	－	－	－	－	－	72	4	－	14	2
		100.0	5.2	－	－	－	－	－	74.2	4.1	－	14.4	2.1
	医療、福祉	1333	78	1	－	2	－	931	5	2	－	311	3
		100.0	5.9	0.1	－	0.2	－	69.8	0.4	0.2	－	23.3	0.2
	複合サービス事業	30	20	3	－	－	－	3	－	－	－	4	－
		100.0	66.7	10.0	－	－	－	10.0	－	－	－	13.3	－
	サービス業（他に分類されないもの）	481	231	37	－	4	1	15	3	2	1	187	－
		100.0	48.0	7.7	－	0.8	0.2	3.1	0.6	0.4	0.2	38.9	－
	無回答	17	6	2	－	－	－	2	－	－	－	4	3
		100.0	35.3	11.8	－	－	－	11.8	－	－	－	23.5	17.6
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	495	495	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	営業所	76	－	76	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	店舗、飲食店	10	－	－	10	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－
	工場、作業所	49	－	－	－	49	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－
	輸送・配送センター	7	－	－	－	－	7	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－
	病院、医療介護施設	952	－	－	－	－	－	952	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－
	学校、保育所	80	－	－	－	－	－	－	80	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	101	－	－	－	－	－	－	－	101	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	2	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－
	その他	601	－	－	－	－	－	－	－	－	－	601	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－
	無回答	9	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	9
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0

監視・断続的労働の許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅱ　貴事業場が許可を受けた監視・断続的労働についてお聞きします。
問5：貴事業場において、令和6（2024）年4月1日現在での監視・断続的労働の有無を回答してください。（1つに〇）

		調査数	今も行わせている	今は行わせていない（過去に監視・断続的労働があったが、現在はない）
全　体		2382	1928	454
		100.0	80.9	19.1
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに〇をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに〇）	1～9人	656	524	132
		100.0	79.9	20.1
	10～29人	528	433	95
		100.0	82.0	18.0
	30～49人	339	270	69
		100.0	79.6	20.4
	50～99人	459	384	75
		100.0	83.7	16.3
	100～299人	292	248	44
		100.0	84.9	15.1
	300～499人	53	32	21
		100.0	60.4	39.6
	500～999人	23	18	5
		100.0	78.3	21.7
	1,000人以上	11	6	5
		100.0	54.5	45.5
	無回答	21	13	8
		100.0	61.9	38.1
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－
		－	－	－
	建設業	25	18	7
		100.0	72.0	28.0
	製造業	54	36	18
		100.0	66.7	33.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	71	57	14
		100.0	80.3	19.7
	情報通信業	1	－	1
		100.0	－	100.0
	運輸業、郵便業	37	30	7
		100.0	81.1	18.9
	卸売業、小売業	20	16	4
		100.0	80.0	20.0
	金融業、保険業	5	3	2
		100.0	60.0	40.0
	不動産業、物品賃貸業	38	21	17
		100.0	55.3	44.7
	学術研究、専門・技術サービス業	16	15	1
		100.0	93.8	6.3
	宿泊業、飲食サービス業	134	104	30
		100.0	77.6	22.4
	生活関連サービス業、娯楽業	23	15	8
		100.0	65.2	34.8
	教育、学習支援業	97	76	21
		100.0	78.4	21.6
	医療、福祉	1333	1141	192
		100.0	85.6	14.4
	複合サービス事業	30	24	6
		100.0	80.0	20.0
	サービス業（他に分類されないもの）	481	358	123
		100.0	74.4	25.6
	無回答	17	14	3
		100.0	82.4	17.6
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	事業所（事務所）	495	360	135
		100.0	72.7	27.3
	営業所	76	61	15
		100.0	80.3	19.7
	店舗、飲食店	10	3	7
		100.0	30.0	70.0
	工場、作業所	49	32	17
		100.0	65.3	34.7
	輸送・配送センター	7	5	2
		100.0	71.4	28.6
	病院、医療介護施設	952	812	140
		100.0	85.3	14.7
	学校、保育所	80	67	13
		100.0	83.8	16.3
	旅館、ホテル等の宿泊施設	101	78	23
		100.0	77.2	22.8
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	2	－	2
		100.0	－	100.0
	その他	601	503	98
		100.0	83.7	16.3
	無回答	9	7	2
		100.0	77.8	22.2

監視・断続的労働の許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅱ　貴事業場が許可を受けた監視・断続的労働についてお聞きします。
問6：貴事業場において、取得している許可の種類は以下のどれにあたりますか。（1つに○）

		調査数	監視のみ	断続のみ	監視と断続の両方	無回答
全 体		1928	21	1554	309	44
		100.0	1.1	80.6	16.0	2.3
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	524	3	426	83	12
		100.0	0.6	81.3	15.8	2.3
	10～29人	433	2	349	71	11
		100.0	0.5	80.6	16.4	2.5
	30～49人	270	4	213	50	3
		100.0	1.5	78.9	18.5	1.1
	50～99人	384	8	317	45	14
		100.0	2.1	82.6	11.7	3.6
	100～299人	248	3	193	50	2
		100.0	1.2	77.8	20.2	0.8
	300～499人	32	－	27	3	2
		100.0	－	84.4	9.4	6.3
	500～999人	18	－	16	2	－
		100.0	－	88.9	11.1	－
	1,000人以上	6	1	3	2	－
		100.0	16.7	50.0	33.3	－
	無回答	13	－	10	3	－
		100.0	－	76.9	23.1	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－
	建設業	18	－	18	－	－
		100.0	－	100.0	－	－
	製造業	36	2	26	7	1
		100.0	5.6	72.2	19.4	2.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	57	－	32	24	1
		100.0	－	56.1	42.1	1.8
	情報通信業	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	30	1	24	4	1
		100.0	3.3	80.0	13.3	3.3
	卸売業、小売業	16	－	14	2	－
		100.0	－	87.5	12.5	－
	金融業、保険業	3	－	3	－	－
		100.0	－	100.0	－	－
	不動産業、物品賃貸業	21	－	20	1	－
		100.0	－	95.2	4.8	－
	学術研究、専門・技術サービス業	15	－	14	1	－
		100.0	－	93.3	6.7	－
	宿泊業、飲食サービス業	104	－	84	17	3
		100.0	－	80.8	16.3	2.9
	生活関連サービス業、娯楽業	15	－	12	2	1
		100.0	－	80.0	13.3	6.7
	教育、学習支援業	76	－	68	8	－
		100.0	－	89.5	10.5	－
	医療、福祉	1141	12	929	171	29
		100.0	1.1	81.4	15.0	2.5
	複合サービス事業	24	－	13	10	1
		100.0	－	54.2	41.7	4.2
	サービス業（他に分類されないもの）	358	6	289	56	7
		100.0	1.7	80.7	15.6	2.0
	無回答	14	－	8	6	－
		100.0	－	57.1	42.9	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	360	8	275	67	10
		100.0	2.2	76.4	18.6	2.8
	営業所	61	－	40	20	1
		100.0	－	65.6	32.8	1.6
	店舗、飲食店	3	－	3	－	－
		100.0	－	100.0	－	－
	工場、作業所	32	1	24	6	1
		100.0	3.1	75.0	18.8	3.1
	輸送・配送センター	5	－	3	2	－
		100.0	－	60.0	40.0	－
	病院、医療介護施設	812	7	663	117	25
		100.0	0.9	81.7	14.4	3.1
	学校、保育所	67	1	60	5	1
		100.0	1.5	89.6	7.5	1.5
	旅館、ホテル等の宿泊施設	78	－	66	10	2
		100.0	－	84.6	12.8	2.6
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－
	その他	503	3	414	82	4
		100.0	0.6	82.3	16.3	0.8
	無回答	7	1	6	－	－
		100.0	14.3	85.7	－	－

監視・断続的労働の許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅱ　貴事業場が許可を受けた監視・断続的労働についてお聞きします。
問6付問：（監視）許可を取得した時期

		調査数	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	わからない	無回答
全 体		330	35	26	22	33	12	18	9	99	76
		100.0	10.6	7.9	6.7	10.0	3.6	5.5	2.7	30.0	23.0
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	86	6	6	4	6	2	4	4	33	21
		100.0	7.0	7.0	4.7	7.0	2.3	4.7	4.7	38.4	24.4
	10～29人	73	7	5	2	10	6	4	－	20	19
		100.0	9.6	6.8	2.7	13.7	8.2	5.5	－	27.4	26.0
	30～49人	54	9	5	4	4	1	1	3	16	11
		100.0	16.7	9.3	7.4	7.4	1.9	1.9	5.6	29.6	20.4
	50～99人	53	9	3	6	6	1	3	1	12	12
		100.0	17.0	5.7	11.3	11.3	1.9	5.7	1.9	22.6	22.6
	100～299人	53	3	6	6	6	2	4	1	15	10
		100.0	5.7	11.3	11.3	11.3	3.8	7.5	1.9	28.3	18.9
	300～499人	3	－	－	－	－	－	－	－	2	1
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	66.7	33.3
	500～999人	2	－	－	－	1	－	－	－	－	1
		100.0	－	－	－	50.0	－	－	－	－	50.0
	1,000人以上	3	1	－	－	－	－	－	－	1	1
		100.0	33.3	－	－	－	－	－	－	33.3	33.3
	無回答	3	－	1	－	－	－	2	－	－	－
		100.0	－	33.3	－	－	－	66.7	－	－	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	9	4	－	2	2	－	－	－	－	1
		100.0	44.4	－	22.2	22.2	－	－	－	－	11.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	24	3	2	1	2	－	2	－	6	8
		100.0	12.5	8.3	4.2	8.3	－	8.3	－	25.0	33.3
	情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	5	－	－	－	1	－	－	－	3	1
		100.0	－	－	－	20.0	－	－	－	60.0	20.0
	卸売業、小売業	2	－	－	－	－	1	－	－	1	－
		100.0	－	－	－	－	50.0	－	－	50.0	－
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	1	－	－	－	－	－	－	－	1	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－
	学術研究、専門・技術サービス業	1	－	－	－	－	－	－	－	1	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－
	宿泊業、飲食サービス業	17	1	3	2	1	2	1	－	3	4
		100.0	5.9	17.6	11.8	5.9	11.8	5.9	－	17.6	23.5
	生活関連サービス業、娯楽業	2	1	－	－	－	－	1	－	－	－
		100.0	50.0	－	－	－	－	50.0	－	－	－
	教育、学習支援業	8	－	1	－	－	－	－	－	5	2
		100.0	－	12.5	－	－	－	－	－	62.5	25.0
	医療、福祉	183	19	18	10	21	7	5	4	54	45
		100.0	10.4	9.8	5.5	11.5	3.8	2.7	2.2	29.5	24.6
	複合サービス事業	10	1	－	－	1	1	4	－	3	－
		100.0	10.0	－	－	10.0	10.0	40.0	－	30.0	－
	サービス業（他に分類されないもの）	62	6	2	7	3	1	5	5	21	12
		100.0	9.7	3.2	11.3	4.8	1.6	8.1	8.1	33.9	19.4
	無回答	6	－	－	－	2	－	－	－	1	3
		100.0	－	－	－	33.3	－	－	－	16.7	50.0
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	75	3	7	5	10	2	7	2	19	20
		100.0	4.0	9.3	6.7	13.3	2.7	9.3	2.7	25.3	26.7
	営業所	20	1	－	1	1	1	3	1	10	2
		100.0	5.0	－	5.0	5.0	5.0	15.0	5.0	50.0	10.0
	店舗、飲食店	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	工場、作業所	7	4	－	1	1	－	－	－	－	1
		100.0	57.1	－	14.3	14.3	－	－	－	－	14.3
	輸送・配送センター	2	－	－	－	－	－	－	－	2	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－
	病院、医療介護施設	124	20	9	9	16	5	3	3	28	31
		100.0	16.1	7.3	7.3	12.9	4.0	2.4	2.4	22.6	25.0
	学校、保育所	6	1	1	－	－	－	1	－	1	2
		100.0	16.7	16.7	－	－	－	16.7	－	16.7	33.3
	旅館、ホテル等の宿泊施設	10	1	1	1	1	1	1	－	2	2
		100.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	－	20.0	20.0
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	85	5	8	5	4	3	3	3	37	17
		100.0	5.9	9.4	5.9	4.7	3.5	3.5	3.5	43.5	20.0
	無回答	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0

監視・断続的労働の許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅱ　貴事業場が許可を受けた監視・断続的労働についてお聞きします。
問6付問：（断続）許可を取得した時期

		調査数	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	わからない	無回答
全 体		1863	303	254	261	242	78	100	75	213	337
		100.0	16.3	13.6	14.0	13.0	4.2	5.4	4.0	11.4	18.1
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	509	67	93	85	70	19	22	15	60	78
		100.0	13.2	18.3	16.7	13.8	3.7	4.3	2.9	11.8	15.3
	10～29人	420	80	39	55	64	15	24	14	51	78
		100.0	19.0	9.3	13.1	15.2	3.6	5.7	3.3	12.1	18.6
	30～49人	263	54	31	38	24	8	10	13	28	57
		100.0	20.5	11.8	14.4	9.1	3.0	3.8	4.9	10.6	21.7
	50～99人	362	65	44	41	40	18	26	19	35	74
		100.0	18.0	12.2	11.3	11.0	5.0	7.2	5.2	9.7	20.4
	100～299人	243	24	37	29	41	13	13	13	28	45
		100.0	9.9	15.2	11.9	16.9	5.3	5.3	5.3	11.5	18.5
	300～499人	30	5	4	5	－	2	3	－	9	2
		100.0	16.7	13.3	16.7	－	6.7	10.0	－	30.0	6.7
	500～999人	18	4	4	5	3	－	－	－	1	1
		100.0	22.2	22.2	27.8	16.7	－	－	－	5.6	5.6
	1,000人以上	5	2	1	－	－	－	－	－	1	1
		100.0	40.0	20.0	－	－	－	－	－	20.0	20.0
	無回答	13	2	1	3	－	3	2	1	－	1
		100.0	15.4	7.7	23.1	－	23.1	15.4	7.7	－	7.7
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	18	1	3	7	2	2	－	－	－	3
		100.0	5.6	16.7	38.9	11.1	11.1	－	－	－	16.7
	製造業	33	11	6	7	5	1	1	1	－	1
		100.0	33.3	18.2	21.2	15.2	3.0	3.0	3.0	－	3.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	56	14	5	11	4	－	5	1	7	9
		100.0	25.0	8.9	19.6	7.1	－	8.9	1.8	12.5	16.1
	情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	28	2	3	1	7	2	4	1	5	3
		100.0	7.1	10.7	3.6	25.0	7.1	14.3	3.6	17.9	10.7
	卸売業、小売業	16	4	－	2	6	2	1	－	1	－
		100.0	25.0	－	12.5	37.5	12.5	6.3	－	6.3	－
	金融業、保険業	3	1	－	1	1	－	－	－	－	－
		100.0	33.3	－	33.3	33.3	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	21	4	3	4	3	1	1	1	1	3
		100.0	19.0	14.3	19.0	14.3	4.8	4.8	4.8	4.8	14.3
	学術研究、専門・技術サービス業	15	1	－	3	5	2	－	－	1	3
		100.0	6.7	－	20.0	33.3	13.3	－	－	6.7	20.0
	宿泊業、飲食サービス業	101	11	13	25	17	6	4	4	10	11
		100.0	10.9	12.9	24.8	16.8	5.9	4.0	4.0	9.9	10.9
	生活関連サービス業、娯楽業	14	1	1	5	3	－	1	2	－	1
		100.0	7.1	7.1	35.7	21.4	－	7.1	14.3	－	7.1
	教育、学習支援業	76	4	6	17	9	4	5	4	10	17
		100.0	5.3	7.9	22.4	11.8	5.3	6.6	5.3	13.2	22.4
	医療、福祉	1100	191	141	115	134	46	63	50	136	224
		100.0	17.4	12.8	10.5	12.2	4.2	5.7	4.5	12.4	20.4
	複合サービス事業	23	4	1	5	1	－	4	－	5	3
		100.0	17.4	4.3	21.7	4.3	－	17.4	－	21.7	13.0
	サービス業（他に分類されないもの）	345	54	71	57	40	12	11	11	35	54
		100.0	15.7	20.6	16.5	11.6	3.5	3.2	3.2	10.1	15.7
	無回答	14	－	1	1	5	－	－	－	2	5
		100.0	－	7.1	7.1	35.7	－	－	－	14.3	35.7
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	342	65	51	58	35	11	21	13	31	57
		100.0	19.0	14.9	17.0	10.2	3.2	6.1	3.8	9.1	16.7
	営業所	60	6	2	10	11	3	4	1	16	7
		100.0	10.0	3.3	16.7	18.3	5.0	6.7	1.7	26.7	11.7
	店舗、飲食店	3	－	－	1	1	－	1	－	－	－
		100.0	－	－	33.3	33.3	－	33.3	－	－	－
	工場、作業所	30	8	3	9	4	1	－	1	2	2
		100.0	26.7	10.0	30.0	13.3	3.3	－	3.3	6.7	6.7
	輸送・配送センター	5	1	－	－	1	－	－	－	3	－
		100.0	20.0	－	－	20.0	－	－	－	60.0	－
	病院、医療介護施設	780	131	97	78	104	32	43	35	91	169
		100.0	16.8	12.4	10.0	13.3	4.1	5.5	4.5	11.7	21.7
	学校、保育所	65	4	7	15	8	4	3	4	5	15
		100.0	6.2	10.8	23.1	12.3	6.2	4.6	6.2	7.7	23.1
	旅館、ホテル等の宿泊施設	76	7	10	22	13	3	2	4	6	9
		100.0	9.2	13.2	28.9	17.1	3.9	2.6	5.3	7.9	11.8
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	496	80	82	68	64	24	26	17	58	77
		100.0	16.1	16.5	13.7	12.9	4.8	5.2	3.4	11.7	15.5
	無回答	6	1	2	－	1	－	－	－	1	1
		100.0	16.7	33.3	－	16.7	－	－	－	16.7	16.7

監視・断続的労働の許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の監視・断続的労働の業務についてお聞きします。
問7：監視・断続的労働に関する許可書を保存し、事業場内で周知するなどして、労働者に許可を受けた内容について周知していますか。（1つに○）

		調査数	許可書を保存しており、監視・断続的労働に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している	許可書を保存しており、監視・断続的労働に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している	許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない	許可書を保存していない、又は、保存しているかわからない	無回答
全　体		1884	414	1254	167	32	17
		100.0	22.0	66.6	8.9	1.7	0.9
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	512	171	304	26	9	2
		100.0	33.4	59.4	5.1	1.8	0.4
	10～29人	422	105	256	47	9	5
		100.0	24.9	60.7	11.1	2.1	1.2
	30～49人	267	52	180	23	8	4
		100.0	19.5	67.4	8.6	3.0	1.5
	50～99人	370	40	279	43	5	3
		100.0	10.8	75.4	11.6	1.4	0.8
	100～299人	246	30	193	21	1	1
		100.0	12.2	78.5	8.5	0.4	0.4
	300～499人	30	10	18	2	－	－
		100.0	33.3	60.0	6.7	－	－
	500～999人	18	3	11	4	－	－
		100.0	16.7	61.1	22.2	－	－
	1,000人以上	6	1	5	－	－	－
		100.0	16.7	83.3	－	－	－
	無回答	13	2	8	1	－	2
		100.0	15.4	61.5	7.7	－	15.4
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－
	建設業	18	3	14	1	－	－
		100.0	16.7	77.8	5.6	－	－
	製造業	35	4	27	4	－	－
		100.0	11.4	77.1	11.4	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	56	22	25	8	1	－
		100.0	39.3	44.6	14.3	1.8	－
	情報通信業	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	29	4	23	1	－	1
		100.0	13.8	79.3	3.4	－	3.4
	卸売業、小売業	16	6	10	－	－	－
		100.0	37.5	62.5	－	－	－
	金融業、保険業	3	－	2	1	－	－
		100.0	－	66.7	33.3	－	－
	不動産業、物品賃貸業	21	10	10	1	－	－
		100.0	47.6	47.6	4.8	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	15	4	9	2	－	－
		100.0	26.7	60.0	13.3	－	－
	宿泊業、飲食サービス業	101	30	60	7	3	1
		100.0	29.7	59.4	6.9	3.0	1.0
	生活関連サービス業、娯楽業	14	3	11	－	－	－
		100.0	21.4	78.6	－	－	－
	教育、学習支援業	76	6	56	9	4	1
		100.0	7.9	73.7	11.8	5.3	1.3
	医療、福祉	1112	233	744	108	15	12
		100.0	21.0	66.9	9.7	1.3	1.1
	複合サービス事業	23	13	7	3	－	－
		100.0	56.5	30.4	13.0	－	－
	サービス業（他に分類されないもの）	351	74	245	21	9	2
		100.0	21.1	69.8	6.0	2.6	0.6
	無回答	14	2	11	1	－	－
		100.0	14.3	78.6	7.1	－	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	350	92	230	26	1	1
		100.0	26.3	65.7	7.4	0.3	0.3
	営業所	60	23	32	2	3	－
		100.0	38.3	53.3	3.3	5.0	－
	店舗、飲食店	3	1	2	－	－	－
		100.0	33.3	66.7	－	－	－
	工場、作業所	31	7	21	2	1	－
		100.0	22.6	67.7	6.5	3.2	－
	輸送・配送センター	5	2	3	－	－	－
		100.0	40.0	60.0	－	－	－
	病院、医療介護施設	787	140	546	82	12	7
		100.0	17.8	69.4	10.4	1.5	0.9
	学校、保育所	66	7	47	9	2	1
		100.0	10.6	71.2	13.6	3.0	1.5
	旅館、ホテル等の宿泊施設	76	23	43	5	4	1
		100.0	30.3	56.6	6.6	5.3	1.3
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－
	その他	499	118	325	41	8	7
		100.0	23.6	65.1	8.2	1.6	1.4
	無回答	7	1	5	－	1	－
		100.0	14.3	71.4	－	14.3	－

監視・断続的労働の許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の監視・断続的労働の業務についてお聞きします。
問8：監視・断続的労働に就く労働者に、通常、どのような業務に従事させていますか。令和6（2024）年4月の実績から、最も当てはまるものを回答してください。（1つに○）

		調査数	修繕に関する業務（通常は閑散であるが、事故発生時に備えて待機する業務）	寄宿舎の賄い人、寮の管理人	警備員	役員専属運転手	その他	無回答
全　体		1884	77	379	436	52	928	12
		100.0	4.1	20.1	23.1	2.8	49.3	0.6
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	512	20	194	67	17	213	1
		100.0	3.9	37.9	13.1	3.3	41.6	0.2
	10～29人	422	28	89	79	3	218	5
		100.0	6.6	21.1	18.7	0.7	51.7	1.2
	30～49人	267	13	32	72	1	145	4
		100.0	4.9	12.0	27.0	0.4	54.3	1.5
	50～99人	370	12	29	105	8	215	1
		100.0	3.2	7.8	28.4	2.2	58.1	0.3
	100～299人	246	3	24	88	14	116	1
		100.0	1.2	9.8	35.8	5.7	47.2	0.4
	300～499人	30	－	4	14	3	9	－
		100.0	－	13.3	46.7	10.0	30.0	－
	500～999人	18	－	2	7	5	4	－
		100.0	－	11.1	38.9	27.8	22.2	－
	1,000人以上	6	－	3	－	1	2	－
		100.0	－	50.0	－	16.7	33.3	－
	無回答	13	1	2	4	－	6	－
		100.0	7.7	15.4	30.8	－	46.2	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－
	建設業	18	3	－	－	4	11	－
		100.0	16.7	－	－	22.2	61.1	－
	製造業	35	－	4	16	8	7	－
		100.0	－	11.4	45.7	22.9	20.0	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	56	10	－	11	－	34	1
		100.0	17.9	－	19.6	－	60.7	1.8
	情報通信業	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	29	2	1	6	6	13	1
		100.0	6.9	3.4	20.7	20.7	44.8	3.4
	卸売業、小売業	16	1	－	7	3	5	－
		100.0	6.3	－	43.8	18.8	31.3	－
	金融業、保険業	3	－	－	－	2	1	－
		100.0	－	－	－	66.7	33.3	－
	不動産業、物品賃貸業	21	2	10	1	－	8	－
		100.0	9.5	47.6	4.8	－	38.1	－
	学術研究、専門・技術サービス業	15	－	－	8	－	7	－
		100.0	－	－	53.3	－	46.7	－
	宿泊業、飲食サービス業	101	3	35	10	－	53	－
		100.0	3.0	34.7	9.9	－	52.5	－
	生活関連サービス業、娯楽業	14	－	3	5	－	6	－
		100.0	－	21.4	35.7	－	42.9	－
	教育、学習支援業	76	1	51	19	1	4	－
		100.0	1.3	67.1	25.0	1.3	5.3	－
	医療、福祉	1112	46	180	191	－	685	10
		100.0	4.1	16.2	17.2	－	61.6	0.9
	複合サービス事業	23	1	4	12	4	2	－
		100.0	4.3	17.4	52.2	17.4	8.7	－
	サービス業（他に分類されないもの）	351	6	91	143	24	87	－
		100.0	1.7	25.9	40.7	6.8	24.8	－
	無回答	14	2	－	7	－	5	－
		100.0	14.3	－	50.0	－	35.7	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	350	16	30	123	46	134	1
		100.0	4.6	8.6	35.1	13.1	38.3	0.3
	営業所	60	9	4	28	1	18	－
		100.0	15.0	6.7	46.7	1.7	30.0	－
	店舗、飲食店	3	－	1	2	－	－	－
		100.0	－	33.3	66.7	－	－	－
	工場、作業所	31	1	3	18	1	8	－
		100.0	3.2	9.7	58.1	3.2	25.8	－
	輸送・配送センター	5	－	－	2	－	3	－
		100.0	－	－	40.0	－	60.0	－
	病院、医療介護施設	787	35	102	170	－	474	6
		100.0	4.4	13.0	21.6	－	60.2	0.8
	学校、保育所	66	1	44	17	－	4	－
		100.0	1.5	66.7	25.8	－	6.1	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	76	2	13	8	－	53	－
		100.0	2.6	17.1	10.5	－	69.7	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－
	その他	499	13	178	65	4	234	5
		100.0	2.6	35.7	13.0	0.8	46.9	1.0
	無回答	7	－	4	3	－	－	－
		100.0	－	57.1	42.9	－	－	－

監視・断続的労働の許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の監視・断続的労働の業務についてお聞きします。
問9：断続的労働に就く労働者について、手待ち時間中に実際に作業を行った時間数を把握していますか。把握の状況や、把握に対する考え方を回答してください。（1つに○）

		調査数	手待ち時間中に発生した作業について、具体的な時間数まで把握している	手待ち時間中に作業が発生したことは把握しており、現状、具体的な時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい	手待ち時間中に作業が発生したことは把握しているが、現状、具体的な時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない	手待ち時間中に作業が発生したかどうかを把握していないが、今後は把握していきたい	手持ち時間中に作業が発生したかどうかを把握しておらず、今後も把握するつもりはない	無回答
全　体		1863	982	494	243	75	48	21
		100.0	52.7	26.5	13.0	4.0	2.6	1.1
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	509	309	108	51	18	18	5
		100.0	60.7	21.2	10.0	3.5	3.5	1.0
	10～29人	420	201	135	51	15	7	11
		100.0	47.9	32.1	12.1	3.6	1.7	2.6
	30～49人	263	146	59	33	20	5	－
		100.0	55.5	22.4	12.5	7.6	1.9	－
	50～99人	362	183	102	59	9	6	3
		100.0	50.6	28.2	16.3	2.5	1.7	0.8
	100～299人	243	123	68	37	8	5	2
		100.0	50.6	28.0	15.2	3.3	2.1	0.8
	300～499人	30	11	6	4	3	6	－
		100.0	36.7	20.0	13.3	10.0	20.0	－
	500～999人	18	5	8	4	－	1	－
		100.0	27.8	44.4	22.2	－	5.6	－
	1,000人以上	5	2	1	2	－	－	－
		100.0	40.0	20.0	40.0	－	－	－
	無回答	13	2	7	2	2	－	－
		100.0	15.4	53.8	15.4	15.4	－	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－
	建設業	18	6	3	9	－	－	－
		100.0	33.3	16.7	50.0	－	－	－
	製造業	33	14	10	6	1	2	－
		100.0	42.4	30.3	18.2	3.0	6.1	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	56	37	7	8	4	－	－
		100.0	66.1	12.5	14.3	7.1	－	－
	情報通信業	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	28	18	7	2	－	1	－
		100.0	64.3	25.0	7.1	－	3.6	－
	卸売業、小売業	16	8	3	4	－	1	－
		100.0	50.0	18.8	25.0	－	6.3	－
	金融業、保険業	3	1	－	2	－	－	－
		100.0	33.3	－	66.7	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	21	7	7	5	1	1	－
		100.0	33.3	33.3	23.8	4.8	4.8	－
	学術研究、専門・技術サービス業	15	7	2	5	－	1	－
		100.0	46.7	13.3	33.3	－	6.7	－
	宿泊業、飲食サービス業	101	44	28	9	6	14	－
		100.0	43.6	27.7	8.9	5.9	13.9	－
	生活関連サービス業、娯楽業	14	6	4	－	4	－	－
		100.0	42.9	28.6	－	28.6	－	－
	教育、学習支援業	76	26	17	12	16	5	－
		100.0	34.2	22.4	15.8	21.1	6.6	－
	医療、福祉	1100	600	314	127	31	10	18
		100.0	54.5	28.5	11.5	2.8	0.9	1.6
	複合サービス事業	23	10	10	3	－	－	－
		100.0	43.5	43.5	13.0	－	－	－
	サービス業（他に分類されないもの）	345	192	80	46	12	12	3
		100.0	55.7	23.2	13.3	3.5	3.5	0.9
	無回答	14	6	2	5	－	1	－
		100.0	42.9	14.3	35.7	－	7.1	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	342	177	85	60	13	5	2
		100.0	51.8	24.9	17.5	3.8	1.5	0.6
	営業所	60	25	19	7	2	7	－
		100.0	41.7	31.7	11.7	3.3	11.7	－
	店舗、飲食店	3	2	－	－	1	－	－
		100.0	66.7	－	－	33.3	－	－
	工場、作業所	30	12	10	3	4	1	－
		100.0	40.0	33.3	10.0	13.3	3.3	－
	輸送・配送センター	5	3	1	1	－	－	－
		100.0	60.0	20.0	20.0	－	－	－
	病院、医療介護施設	780	427	218	97	16	9	13
		100.0	54.7	27.9	12.4	2.1	1.2	1.7
	学校、保育所	65	23	13	14	11	4	－
		100.0	35.4	20.0	21.5	16.9	6.2	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	76	28	22	8	4	14	－
		100.0	36.8	28.9	10.5	5.3	18.4	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－
	その他	496	282	124	52	24	8	6
		100.0	56.9	25.0	10.5	4.8	1.6	1.2
	無回答	6	3	2	1	－	－	－
		100.0	50.0	33.3	16.7	－	－	－

監視・断続的労働の許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の監視・断続的労働の業務についてお聞きします。
問10：令和6（2024）年4月において、拘束時間中に占める手待ち時間の割合はどの程度でしたか。最も多くの労働者に当てはまるものを回答してください。

		調査数	ほぼ全て	8割以上9割未満	7割以上8割未満	6割以上7割未満	5割以上6割未満	5割未満	無回答
全　体		1863	365	601	390	208	214	76	9
		100.0	19.6	32.3	20.9	11.2	11.5	4.1	0.5
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	509	87	111	109	72	111	17	2
		100.0	17.1	21.8	21.4	14.1	21.8	3.3	0.4
	10～29人	420	88	147	81	40	40	21	3
		100.0	21.0	35.0	19.3	9.5	9.5	5.0	0.7
	30～49人	263	64	98	55	19	15	11	1
		100.0	24.3	37.3	20.9	7.2	5.7	4.2	0.4
	50～99人	362	79	143	76	30	20	12	2
		100.0	21.8	39.5	21.0	8.3	5.5	3.3	0.6
	100～299人	243	39	84	56	34	20	9	1
		100.0	16.0	34.6	23.0	14.0	8.2	3.7	0.4
	300～499人	30	1	10	4	8	2	5	－
		100.0	3.3	33.3	13.3	26.7	6.7	16.7	－
	500～999人	18	1	3	6	5	3	－	－
		100.0	5.6	16.7	33.3	27.8	16.7	－	－
	1,000人以上	5	1	1	1	－	2	－	－
		100.0	20.0	20.0	20.0	－	40.0	－	－
	無回答	13	5	4	2	－	1	1	－
		100.0	38.5	30.8	15.4	－	7.7	7.7	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	18	2	12	2	1	1	－	－
		100.0	11.1	66.7	11.1	5.6	5.6	－	－
	製造業	33	6	6	7	8	3	3	－
		100.0	18.2	18.2	21.2	24.2	9.1	9.1	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	56	17	20	13	3	1	2	－
		100.0	30.4	35.7	23.2	5.4	1.8	3.6	－
	情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	28	4	5	12	5	－	2	－
		100.0	14.3	17.9	42.9	17.9	－	7.1	－
	卸売業、小売業	16	7	1	4	1	2	1	－
		100.0	43.8	6.3	25.0	6.3	12.5	6.3	－
	金融業、保険業	3	－	－	1	1	1	－	－
		100.0	－	－	33.3	33.3	33.3	－	－
	不動産業、物品賃貸業	21	－	7	1	4	9	－	－
		100.0	－	33.3	4.8	19.0	42.9	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	15	－	6	5	3	－	1	－
		100.0	－	40.0	33.3	20.0	－	6.7	－
	宿泊業、飲食サービス業	101	8	21	20	6	38	8	－
		100.0	7.9	20.8	19.8	5.9	37.6	7.9	－
	生活関連サービス業、娯楽業	14	－	2	3	5	1	2	1
		100.0	－	14.3	21.4	35.7	7.1	14.3	7.1
	教育、学習支援業	76	7	16	16	16	12	9	－
		100.0	9.2	21.1	21.1	21.1	15.8	11.8	－
	医療、福祉	1100	276	399	204	90	94	30	7
		100.0	25.1	36.3	18.5	8.2	8.5	2.7	0.6
	複合サービス事業	23	5	2	6	1	6	3	－
		100.0	21.7	8.7	26.1	4.3	26.1	13.0	－
	サービス業（他に分類されないもの）	345	30	99	94	60	46	15	1
		100.0	8.7	28.7	27.2	17.4	13.3	4.3	0.3
	無回答	14	3	5	2	4	－	－	－
		100.0	21.4	35.7	14.3	28.6	－	－	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	342	54	110	91	38	33	14	2
		100.0	15.8	32.2	26.6	11.1	9.6	4.1	0.6
	営業所	60	14	16	8	16	3	3	－
		100.0	23.3	26.7	13.3	26.7	5.0	5.0	－
	店舗、飲食店	3	－	1	1	－	1	－	－
		100.0	－	33.3	33.3	－	33.3	－	－
	工場、作業所	30	7	7	6	4	2	4	－
		100.0	23.3	23.3	20.0	13.3	6.7	13.3	－
	輸送・配送センター	5	1	3	1	－	－	－	－
		100.0	20.0	60.0	20.0	－	－	－	－
	病院、医療介護施設	780	206	300	146	52	52	20	4
		100.0	26.4	38.5	18.7	6.7	6.7	2.6	0.5
	学校、保育所	65	6	14	16	11	10	8	－
		100.0	9.2	21.5	24.6	16.9	15.4	12.3	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	76	6	17	20	4	24	5	－
		100.0	7.9	22.4	26.3	5.3	31.6	6.6	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	496	71	131	101	82	86	22	3
		100.0	14.3	26.4	20.4	16.5	17.3	4.4	0.6
	無回答	6	－	2	－	1	3	－	－
		100.0	－	33.3	－	16.7	50.0	－	－

監視・断続的労働の許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の監視・断続的労働の業務についてお聞きします。
問10付問：令和6（2024）年4月に、手待ち時間の割合が、拘束時間（所定労働時間）中の5割に満たなくなった理由は何ですか。最も当てはまるものを回答してください。（1つに〇）

		調査数	許可当初から作業内容が変更されたため	許可当初から作業内容自体は変更されていないが、手待ち時間に行う作業の発生頻度が許可当初と比べて恒常的に増加しているため	臨時的な繁忙期のため	その他	わからない、不明	無回答
全　体		76 100.0	6 7.9	8 10.5	3 3.9	28 36.8	17 22.4	14 18.4
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに〇をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに〇）	1～9人	17 100.0	1 5.9	3 17.6	2 11.8	6 35.3	2 11.8	3 17.6
	10～29人	21 100.0	1 4.8	4 19.0	－ －	4 19.0	6 28.6	6 28.6
	30～49人	11 100.0	1 9.1	－ －	－ －	10 90.9	－ －	－ －
	50～99人	12 100.0	1 8.3	－ －	1 8.3	3 25.0	6 50.0	1 8.3
	100～299人	9 100.0	1 11.1	1 11.1	－ －	3 33.3	3 33.3	1 11.1
	300～499人	5 100.0	1 20.0	－ －	－ －	1 20.0	－ －	3 60.0
	500～999人	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	1,000人以上	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	無回答	1 100.0	－ －	－ －	－ －	1 100.0	－ －	－ －
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	鉱業、採石業、砂利採取業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	建設業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	製造業	3 100.0	－ －	－ －	－ －	2 66.7	－ －	1 33.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	2 100.0	－ －	－ －	－ －	1 50.0	1 50.0	－ －
	情報通信業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	運輸業、郵便業	2 100.0	－ －	1 50.0	－ －	－ －	1 50.0	－ －
	卸売業、小売業	1 100.0	－ －	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －
	金融業、保険業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	不動産業、物品賃貸業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	学術研究、専門・技術サービス業	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	1 100.0	－ －
	宿泊業、飲食サービス業	8 100.0	－ －	3 37.5	－ －	4 50.0	1 12.5	－ －
	生活関連サービス業、娯楽業	2 100.0	－ －	－ －	－ －	2 100.0	－ －	－ －
	教育、学習支援業	9 100.0	－ －	－ －	－ －	8 88.9	1 11.1	－ －
	医療、福祉	30 100.0	4 13.3	2 6.7	1 3.3	7 23.3	8 26.7	8 26.7
	複合サービス事業	3 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	3 100.0
	サービス業（他に分類されないもの）	15 100.0	2 13.3	1 6.7	2 13.3	4 26.7	4 26.7	2 13.3
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	事業所（事務所）	14 100.0	1 7.1	2 14.3	－ －	1 7.1	4 28.6	6 42.9
	営業所	3 100.0	－ －	1 33.3	－ －	－ －	2 66.7	－ －
	店舗、飲食店	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	工場、作業所	4 100.0	－ －	－ －	－ －	3 75.0	－ －	1 25.0
	輸送・配送センター	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	病院、医療介護施設	20 100.0	3 15.0	1 5.0	－ －	5 25.0	6 30.0	5 25.0
	学校、保育所	8 100.0	－ －	－ －	－ －	8 100.0	－ －	－ －
	旅館、ホテル等の宿泊施設	5 100.0	－ －	2 40.0	－ －	3 60.0	－ －	－ －
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	その他	22 100.0	2 9.1	2 9.1	3 13.6	8 36.4	5 22.7	2 9.1

監視・断続的労働の許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の監視・断続的労働の業務についてお聞きします。
問11：労働者の健康・福祉を確保するための措置として、特別に行っている対応はありますか。又は対応を実施していく考えはありますか。（該当全てに○）

		調査数	特別に行っている対応がある	特別に行っている対応はないが、監視・断続的労働の業務に就かない労働者と同様の健康・福祉確保措置（医師による面接指導、勤務間インターバルの確保など）を実施している	特別に行っている対応はないが、今後、特別な健康・福祉確保措置の実施を考えていきたい	無回答
全　体		1884	307	930	578	71
		100.0	16.3	49.4	30.7	3.8
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	512	104	186	201	21
		100.0	20.3	36.3	39.3	4.1
	10～29人	422	70	203	136	13
		100.0	16.6	48.1	32.2	3.1
	30～49人	267	34	148	72	13
		100.0	12.7	55.4	27.0	4.9
	50～99人	370	52	214	93	13
		100.0	14.1	57.8	25.1	3.5
	100～299人	246	39	138	60	9
		100.0	15.9	56.1	24.4	3.7
	300～499人	30	7	13	9	1
		100.0	23.3	43.3	30.0	3.3
	500～999人	18	－	16	2	－
		100.0	－	88.9	11.1	－
	1,000人以上	6	1	4	1	－
		100.0	16.7	66.7	16.7	－
	無回答	13	－	8	4	1
		100.0	－	61.5	30.8	7.7
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－
	建設業	18	2	14	3	－
		100.0	11.1	77.8	16.7	－
	製造業	35	11	20	3	1
		100.0	31.4	57.1	8.6	2.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	56	9	20	27	－
		100.0	16.1	35.7	48.2	－
	情報通信業	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	29	5	17	4	3
		100.0	17.2	58.6	13.8	10.3
	卸売業、小売業	16	－	12	4	－
		100.0	－	75.0	25.0	－
	金融業、保険業	3	－	3	－	－
		100.0	－	100.0	－	－
	不動産業、物品賃貸業	21	5	8	8	－
		100.0	23.8	38.1	38.1	－
	学術研究、専門・技術サービス業	15	5	10	－	－
		100.0	33.3	66.7	－	－
	宿泊業、飲食サービス業	101	33	39	26	3
		100.0	32.7	38.6	25.7	3.0
	生活関連サービス業、娯楽業	14	2	7	4	1
		100.0	14.3	50.0	28.6	7.1
	教育、学習支援業	76	10	44	20	2
		100.0	13.2	57.9	26.3	2.6
	医療、福祉	1112	159	573	336	45
		100.0	14.3	51.5	30.2	4.0
	複合サービス事業	23	3	10	5	5
		100.0	13.0	43.5	21.7	21.7
	サービス業（他に分類されないもの）	351	62	145	134	10
		100.0	17.7	41.3	38.2	2.8
	無回答	14	1	8	4	1
		100.0	7.1	57.1	28.6	7.1
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	350	70	185	83	13
		100.0	20.0	52.9	23.7	3.7
	営業所	60	11	25	22	2
		100.0	18.3	41.7	36.7	3.3
	店舗、飲食店	3	1	2	－	－
		100.0	33.3	66.7	－	－
	工場、作業所	31	8	16	3	4
		100.0	25.8	51.6	9.7	12.9
	輸送・配送センター	5	－	2	3	－
		100.0	－	40.0	60.0	－
	病院、医療介護施設	787	103	434	218	33
		100.0	13.1	55.1	27.7	4.2
	学校、保育所	66	9	41	15	1
		100.0	13.6	62.1	22.7	1.5
	旅館、ホテル等の宿泊施設	76	30	24	20	2
		100.0	39.5	31.6	26.3	2.6
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－
	その他	499	74	197	212	16
		100.0	14.8	39.5	42.5	3.2
	無回答	7	1	4	2	－
		100.0	14.3	57.1	28.6	－

監視・断続的労働の許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の監視・断続的労働の業務についてお聞きします。
問11付問：監視・断続的労働に就く労働者にのみ行っている特別な対応とは何ですか。（該当全てに○）

		調査数	勤務状況及び健康状態に応じて、通常受診するもの以外に健康診断を実施する	勤務状況及び健康状態に応じて、産業医等による健康指導を行う	勤務状況及び健康状態に応じて、代償休息または特別な休暇を付与する	健康相談窓口を設置する	勤務状況及び健康状態に配慮し、必要な場合に別の部署に配置転換する	その他	無回答
全　体		307	220	73	45	44	38	29	1
		100.0	71.7	23.8	14.7	14.3	12.4	9.4	0.3
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	104	61	14	22	16	11	18	－
		100.0	58.7	13.5	21.2	15.4	10.6	17.3	－
	10～29人	70	57	11	5	4	8	3	1
		100.0	81.4	15.7	7.1	5.7	11.4	4.3	1.4
	30～49人	34	27	8	4	3	2	3	－
		100.0	79.4	23.5	11.8	8.8	5.9	8.8	－
	50～99人	52	37	19	6	6	7	3	－
		100.0	71.2	36.5	11.5	11.5	13.5	5.8	－
	100～299人	39	32	18	3	11	5	1	－
		100.0	82.1	46.2	7.7	28.2	12.8	2.6	－
	300～499人	7	6	3	5	4	5	－	－
		100.0	85.7	42.9	71.4	57.1	71.4	－	－
	500～999人	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	1,000人以上	1	－	－	－	－	－	1	－
		100.0	－	－	－	－	－	100.0	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	2	2	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－
	製造業	11	7	2	1	3	2	－	－
		100.0	63.6	18.2	9.1	27.3	18.2	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	9	8	3	2	3	1	－	－
		100.0	88.9	33.3	22.2	33.3	11.1	－	－
	情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	5	4	3	1	－	－	－	－
		100.0	80.0	60.0	20.0	－	－	－	－
	卸売業、小売業	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	5	3	－	－	－	1	1	－
		100.0	60.0	－	－	－	20.0	20.0	－
	学術研究、専門・技術サービス業	5	1	－	－	4	－	4	－
		100.0	20.0	－	－	80.0	－	80.0	－
	宿泊業、飲食サービス業	33	15	2	1	2	2	14	1
		100.0	45.5	6.1	3.0	6.1	6.1	42.4	3.0
	生活関連サービス業、娯楽業	2	1	1	－	1	1	－	－
		100.0	50.0	50.0	－	50.0	50.0	－	－
	教育、学習支援業	10	6	4	4	3	1	1	－
		100.0	60.0	40.0	40.0	30.0	10.0	10.0	－
	医療、福祉	159	135	39	15	15	14	6	－
		100.0	84.9	24.5	9.4	9.4	8.8	3.8	－
	複合サービス事業	3	1	2	－	－	－	－	－
		100.0	33.3	66.7	－	－	－	－	－
	サービス業（他に分類されないもの）	62	36	17	21	13	16	3	－
		100.0	58.1	27.4	33.9	21.0	25.8	4.8	－
	無回答	1	1	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	70	46	15	16	7	9	1	－
		100.0	65.7	21.4	22.9	10.0	12.9	1.4	－
	営業所	11	7	6	4	5	6	－	－
		100.0	63.6	54.5	36.4	45.5	54.5	－	－
	店舗、飲食店	1	1	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－
	工場、作業所	8	5	2	1	2	1	－	－
		100.0	62.5	25.0	12.5	25.0	12.5	－	－
	輸送・配送センター	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	病院、医療介護施設	103	89	37	14	12	8	3	－
		100.0	86.4	35.9	13.6	11.7	7.8	2.9	－
	学校、保育所	9	7	1	2	1	1	1	－
		100.0	77.8	11.1	22.2	11.1	11.1	11.1	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	30	12	2	1	2	2	14	1
		100.0	40.0	6.7	3.3	6.7	6.7	46.7	3.3
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	74	52	10	7	15	11	10	－
		100.0	70.3	13.5	9.5	20.3	14.9	13.5	－
	無回答	1	1	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－

監視・断続的労働の許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の監視・断続的労働の業務についてお聞きします。
問12：監視・断続的労働について労務管理をする上で、どのようなことが重要だと考えていますか。最も当てはまるものを一つ選択してください。（1つに〇）

		調査数	許可書を保存し、その内容を企業内、事業場内で周知すること	手待ち時間を十分に確保できるよう（手待ち時間中に作業過多とならないよう）業務量を調整すること	許可を受けた時間帯以外に作業が発生した場合、その時間を適正に把握すること	拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずること	その他	無回答
全　体		1884	239	338	448	766	33	60
		100.0	12.7	17.9	23.8	40.7	1.8	3.2
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに〇をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに〇）	1～9人	512	62	86	139	198	6	21
		100.0	12.1	16.8	27.1	38.7	1.2	4.1
	10～29人	422	72	84	92	153	7	14
		100.0	17.1	19.9	21.8	36.3	1.7	3.3
	30～49人	267	32	41	70	116	4	4
		100.0	12.0	15.4	26.2	43.4	1.5	1.5
	50～99人	370	41	70	77	164	9	9
		100.0	11.1	18.9	20.8	44.3	2.4	2.4
	100～299人	246	26	43	57	107	1	12
		100.0	10.6	17.5	23.2	43.5	0.4	4.9
	300～499人	30	4	7	6	7	6	－
		100.0	13.3	23.3	20.0	23.3	20.0	－
	500～999人	18	1	4	－	13	－	－
		100.0	5.6	22.2	－	72.2	－	－
	1,000人以上	6	1	1	2	2	－	－
		100.0	16.7	16.7	33.3	33.3	－	－
	無回答	13	－	2	5	6	－	－
		100.0	－	15.4	38.5	46.2	－	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－
	建設業	18	1	3	4	10	－	－
		100.0	5.6	16.7	22.2	55.6	－	－
	製造業	35	1	10	7	15	－	2
		100.0	2.9	28.6	20.0	42.9	－	5.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	56	12	8	5	30	1	－
		100.0	21.4	14.3	8.9	53.6	1.8	－
	情報通信業	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	29	3	6	2	14	3	1
		100.0	10.3	20.7	6.9	48.3	10.3	3.4
	卸売業、小売業	16	6	－	2	8	－	－
		100.0	37.5	－	12.5	50.0	－	－
	金融業、保険業	3	－	1	－	2	－	－
		100.0	－	33.3	－	66.7	－	－
	不動産業、物品賃貸業	21	4	4	2	10	－	1
		100.0	19.0	19.0	9.5	47.6	－	4.8
	学術研究、専門・技術サービス業	15	1	2	1	11	－	－
		100.0	6.7	13.3	6.7	73.3	－	－
	宿泊業、飲食サービス業	101	13	36	16	28	1	7
		100.0	12.9	35.6	15.8	27.7	1.0	6.9
	生活関連サービス業、娯楽業	14	2	1	1	9	－	1
		100.0	14.3	7.1	7.1	64.3	－	7.1
	教育、学習支援業	76	4	14	14	43	－	1
		100.0	5.3	18.4	18.4	56.6	－	1.3
	医療、福祉	1112	140	214	280	421	16	41
		100.0	12.6	19.2	25.2	37.9	1.4	3.7
	複合サービス事業	23	4	3	3	13	－	－
		100.0	17.4	13.0	13.0	56.5	－	－
	サービス業（他に分類されないもの）	351	46	36	104	148	12	5
		100.0	13.1	10.3	29.6	42.2	3.4	1.4
	無回答	14	2	－	7	4	－	1
		100.0	14.3	－	50.0	28.6	－	7.1
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	事業所（事務所）	350	60	55	57	168	4	6
		100.0	17.1	15.7	16.3	48.0	1.1	1.7
	営業所	60	12	4	6	31	6	1
		100.0	20.0	6.7	10.0	51.7	10.0	1.7
	店舗、飲食店	3	－	1	－	2	－	－
		100.0	－	33.3	－	66.7	－	－
	工場、作業所	31	1	8	6	15	－	1
		100.0	3.2	25.8	19.4	48.4	－	3.2
	輸送・配送センター	5	1	－	1	3	－	－
		100.0	20.0	－	20.0	60.0	－	－
	病院、医療介護施設	787	99	143	205	301	13	26
		100.0	12.6	18.2	26.0	38.2	1.7	3.3
	学校、保育所	66	4	11	10	41	－	－
		100.0	6.1	16.7	15.2	62.1	－	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	76	7	30	8	26	1	4
		100.0	9.2	39.5	10.5	34.2	1.3	5.3
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－
	その他	499	54	82	155	177	9	22
		100.0	10.8	16.4	31.1	35.5	1.8	4.4
	無回答	7	1	4	－	2	－	－
		100.0	14.3	57.1	－	28.6	－	－

監視・断続的労働の許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の監視・断続的労働の業務についてお聞きします。
問13：監視・断続的労働について、今後よりよい労務管理を実現していくためには、どのような制度が必要だと思いますか。当てはまるものを全て選択してください。（該当全てに○）

		調査数	許可に明示的な有効期限をつけた方がよい（更新制とした方がよい）	許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい	拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきである	その他	特になし（1～4とは同時選択不可）	無回答
全　体		1884	131	191	753	50	866	28
		100.0	7.0	10.1	40.0	2.7	46.0	1.5
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	512	48	66	185	11	267	10
		100.0	9.4	12.9	36.1	2.1	52.1	2.0
	10～29人	422	34	41	167	11	186	5
		100.0	8.1	9.7	39.6	2.6	44.1	1.2
	30～49人	267	17	19	117	5	120	2
		100.0	6.4	7.1	43.8	1.9	44.9	0.7
	50～99人	370	15	34	147	15	166	6
		100.0	4.1	9.2	39.7	4.1	44.9	1.6
	100～299人	246	14	27	111	2	99	4
		100.0	5.7	11.0	45.1	0.8	40.2	1.6
	300～499人	30	1	2	10	6	11	－
		100.0	3.3	6.7	33.3	20.0	36.7	－
	500～999人	18	1	1	8	－	9	－
		100.0	5.6	5.6	44.4	－	50.0	－
	1,000人以上	6	－	1	4	－	1	－
		100.0	－	16.7	66.7	－	16.7	－
	無回答	13	1	－	4	－	7	1
		100.0	7.7	－	30.8	－	53.8	7.7
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－
	建設業	18	－	1	11	－	6	－
		100.0	－	5.6	61.1	－	33.3	－
	製造業	35	1	6	16	1	11	－
		100.0	2.9	17.1	45.7	2.9	31.4	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	56	7	4	23	1	25	－
		100.0	12.5	7.1	41.1	1.8	44.6	－
	情報通信業	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	29	1	4	14	－	11	－
		100.0	3.4	13.8	48.3	－	37.9	－
	卸売業、小売業	16	2	2	11	－	5	－
		100.0	12.5	12.5	68.8	－	31.3	－
	金融業、保険業	3	－	－	－	－	3	－
		100.0	－	－	－	－	100.0	－
	不動産業、物品賃貸業	21	2	3	8	－	11	－
		100.0	9.5	14.3	38.1	－	52.4	－
	学術研究、専門・技術サービス業	15	－	－	7	－	8	－
		100.0	－	－	46.7	－	53.3	－
	宿泊業、飲食サービス業	101	22	18	56	2	35	－
		100.0	21.8	17.8	55.4	2.0	34.7	－
	生活関連サービス業、娯楽業	14	1	1	6	1	4	1
		100.0	7.1	7.1	42.9	7.1	28.6	7.1
	教育、学習支援業	76	7	12	39	1	25	1
		100.0	9.2	15.8	51.3	1.3	32.9	1.3
	医療、福祉	1112	70	102	427	32	518	21
		100.0	6.3	9.2	38.4	2.9	46.6	1.9
	複合サービス事業	23	－	4	11	－	11	－
		100.0	－	17.4	47.8	－	47.8	－
	サービス業（他に分類されないもの）	351	17	32	121	12	186	4
		100.0	4.8	9.1	34.5	3.4	53.0	1.1
	無回答	14	1	2	3	－	7	1
		100.0	7.1	14.3	21.4	－	50.0	7.1
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	350	20	36	152	4	157	2
		100.0	5.7	10.3	43.4	1.1	44.9	0.6
	営業所	60	5	4	24	7	22	2
		100.0	8.3	6.7	40.0	11.7	36.7	3.3
	店舗、飲食店	3	2	－	1	－	－	－
		100.0	66.7	－	33.3	－	－	－
	工場、作業所	31	1	4	17	－	8	1
		100.0	3.2	12.9	54.8	－	25.8	3.2
	輸送・配送センター	5	－	1	3	－	1	－
		100.0	－	20.0	60.0	－	20.0	－
	病院、医療介護施設	787	51	74	296	23	369	13
		100.0	6.5	9.4	37.6	2.9	46.9	1.7
	学校、保育所	66	1	8	32	1	26	－
		100.0	1.5	12.1	48.5	1.5	39.4	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	76	20	18	45	1	24	－
		100.0	26.3	23.7	59.2	1.3	31.6	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－
	その他	499	29	46	182	14	255	10
		100.0	5.8	9.2	36.5	2.8	51.1	2.0
	無回答	7	2	－	1	－	4	－
		100.0	28.6	－	14.3	－	57.1	－

付属統計表
【監視・断続的労働に就く労働者に関する意識調査（労働者調査）】

統計利用上の注意

１．調査結果の合計には性、年齢等が不明の者を含む。

２．上段には実数、下段には構成比を掲載した。

３．構成比は、表章単位未満を四捨五入してあるので、内容の合計が総計に一致しないこともある。

監視・断続的労働に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）

Ⅰ　あなた自身についてお聞きします。

問1：あなたの性別をお答えください。（1つに○）

		調査数	男性	女性	その他	無回答
全　体		1824	1488	323	1	12
		100.0	81.6	17.7	0.1	0.7
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに○）	男性	1488	1488	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－
	女性	323	－	323	－	－
		100.0	－	100.0	－	－
	その他	1	－	－	1	－
		100.0	－	－	100.0	－
	無回答	12	－	－	－	12
		100.0	－	－	－	100.0
問2：令和6（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	30	25	5	－	－
		100.0	83.3	16.7	－	－
	30代	67	56	11	－	－
		100.0	83.6	16.4	－	－
	40代	187	158	29	－	－
		100.0	84.5	15.5	－	－
	50代	331	229	99	－	3
		100.0	69.2	29.9	－	0.9
	60代	699	556	138	－	5
		100.0	79.5	19.7	－	0.7
	70代以上	494	452	39	－	3
		100.0	91.5	7.9	－	0.6
	無回答	16	12	2	1	1
		100.0	75.0	12.5	6.3	6.3
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに○）	正社員	428	336	88	－	4
		100.0	78.5	20.6	－	0.9
	契約社員	359	300	59	－	－
		100.0	83.6	16.4	－	－
	嘱託社員	177	158	17	－	2
		100.0	89.3	9.6	－	1.1
	パート・アルバイト	726	575	144	1	6
		100.0	79.2	19.8	0.1	0.8
	その他	117	103	14	－	－
		100.0	88.0	12.0	－	－
	無回答	17	16	1	－	－
		100.0	94.1	5.9	－	－

監視・断続的労働に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅰ　あなた自身についてお聞きします。
問2：令和6（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。

		調査数	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答
全　体		1824	30	67	187	331	699	494	16
		100.0	1.6	3.7	10.3	18.1	38.3	27.1	0.9
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに○）	男性	1488	25	56	158	229	556	452	12
		100.0	1.7	3.8	10.6	15.4	37.4	30.4	0.8
	女性	323	5	11	29	99	138	39	2
		100.0	1.5	3.4	9.0	30.7	42.7	12.1	0.6
	その他	1	－	－	－	－	－	－	1
		100.0	－	－	－	－	－	－	100.0
	無回答	12	－	－	－	3	5	3	1
		100.0	－	－	－	25.0	41.7	25.0	8.3
問2：令和6（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	30	30	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－
	30代	67	－	67	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－
	40代	187	－	－	187	－	－	－	－
		100.0	－	－	100.0	－	－	－	－
	50代	331	－	－	－	331	－	－	－
		100.0	－	－	－	100.0	－	－	－
	60代	699	－	－	－	－	699	－	－
		100.0	－	－	－	－	100.0	－	－
	70代以上	494	－	－	－	－	－	494	－
		100.0	－	－	－	－	－	100.0	－
	無回答	16	－	－	－	－	－	－	16
		100.0	－	－	－	－	－	－	100.0
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに○）	正社員	428	10	44	113	158	88	12	3
		100.0	2.3	10.3	26.4	36.9	20.6	2.8	0.7
	契約社員	359	3	9	14	51	179	100	3
		100.0	0.8	2.5	3.9	14.2	49.9	27.9	0.8
	嘱託社員	177	1	2	9	21	76	67	1
		100.0	0.6	1.1	5.1	11.9	42.9	37.9	0.6
	パート・アルバイト	726	14	11	48	89	291	264	9
		100.0	1.9	1.5	6.6	12.3	40.1	36.4	1.2
	その他	117	2	1	3	11	61	39	－
		100.0	1.7	0.9	2.6	9.4	52.1	33.3	－
	無回答	17	－	－	－	1	4	12	－
		100.0	－	－	－	5.9	23.5	70.6	－

監視・断続的労働に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅰ　あなた自身についてお聞きします。
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに○）

		調査数	正社員	契約社員	嘱託社員	パート・アルバイト	その他	無回答
全　体		1824	428	359	177	726	117	17
		100.0	23.5	19.7	9.7	39.8	6.4	0.9
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに○）	男性	1488	336	300	158	575	103	16
		100.0	22.6	20.2	10.6	38.6	6.9	1.1
	女性	323	88	59	17	144	14	1
		100.0	27.2	18.3	5.3	44.6	4.3	0.3
	その他	1	－	－	－	1	－	－
		100.0	－	－	－	100.0	－	－
	無回答	12	4	－	2	6	－	－
		100.0	33.3	－	16.7	50.0	－	－
問2：令和6（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	30	10	3	1	14	2	－
		100.0	33.3	10.0	3.3	46.7	6.7	－
	30代	67	44	9	2	11	1	－
		100.0	65.7	13.4	3.0	16.4	1.5	－
	40代	187	113	14	9	48	3	－
		100.0	60.4	7.5	4.8	25.7	1.6	－
	50代	331	158	51	21	89	11	1
		100.0	47.7	15.4	6.3	26.9	3.3	0.3
	60代	699	88	179	76	291	61	4
		100.0	12.6	25.6	10.9	41.6	8.7	0.6
	70代以上	494	12	100	67	264	39	12
		100.0	2.4	20.2	13.6	53.4	7.9	2.4
	無回答	16	3	3	1	9	－	－
		100.0	18.8	18.8	6.3	56.3	－	－
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに○）	正社員	428	428	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－
	契約社員	359	－	359	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－
	嘱託社員	177	－	－	177	－	－	－
		100.0	－	－	100.0	－	－	－
	パート・アルバイト	726	－	－	－	726	－	－
		100.0	－	－	－	100.0	－	－
	その他	117	－	－	－	－	117	－
		100.0	－	－	－	－	100.0	－
	無回答	17	－	－	－	－	－	17
		100.0	－	－	－	－	－	100.0

監視・断続的労働に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅰ　あなた自身についてお聞きします。
問4：現在働いている会社での勤続年数はどのぐらいですか。（1つに○）

		調査数	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上	無回答
全　体		1824	105	683	549	236	117	108	26
		100.0	5.8	37.4	30.1	12.9	6.4	5.9	1.4
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに○）	男性	1488	85	556	438	204	94	92	19
		100.0	5.7	37.4	29.4	13.7	6.3	6.2	1.3
	女性	323	18	125	104	31	22	16	7
		100.0	5.6	38.7	32.2	9.6	6.8	5.0	2.2
	その他	1	－	－	1	－	－	－	－
		100.0	－	－	100.0	－	－	－	－
	無回答	12	2	2	6	1	1	－	－
		100.0	16.7	16.7	50.0	8.3	8.3	－	－
問2：令和6（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	30	8	20	2	－	－	－	－
		100.0	26.7	66.7	6.7	－	－	－	－
	30代	67	4	27	18	11	6	－	1
		100.0	6.0	40.3	26.9	16.4	9.0	－	1.5
	40代	187	17	51	45	30	24	17	3
		100.0	9.1	27.3	24.1	16.0	12.8	9.1	1.6
	50代	331	17	119	91	39	24	37	4
		100.0	5.1	36.0	27.5	11.8	7.3	11.2	1.2
	60代	699	45	305	207	68	26	36	12
		100.0	6.4	43.6	29.6	9.7	3.7	5.2	1.7
	70代以上	494	14	153	181	88	37	16	5
		100.0	2.8	31.0	36.6	17.8	7.5	3.2	1.0
	無回答	16	－	8	5	－	－	2	1
		100.0	－	50.0	31.3	－	－	12.5	6.3
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに○）	正社員	428	16	109	108	74	53	66	2
		100.0	3.7	25.5	25.2	17.3	12.4	15.4	0.5
	契約社員	359	22	133	120	46	13	10	15
		100.0	6.1	37.0	33.4	12.8	3.6	2.8	4.2
	嘱託社員	177	14	54	57	31	10	9	2
		100.0	7.9	30.5	32.2	17.5	5.6	5.1	1.1
	パート・アルバイト	726	48	337	222	65	31	17	6
		100.0	6.6	46.4	30.6	9.0	4.3	2.3	0.8
	その他	117	5	44	38	15	9	6	－
		100.0	4.3	37.6	32.5	12.8	7.7	5.1	－
	無回答	17	－	6	4	5	1	－	1
		100.0	－	35.3	23.5	29.4	5.9	－	5.9

監視・断続的労働に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）

Ⅱ　監視・断続的労働の業務についてお聞きします。

問5：あなたは、お勤め先が労働基準監督署から受けている監視・断続的労働に関する許可書の内容（対象業務等）について知っていますか。（1つに〇）

		調査数	許可の内容を概ね知っている	許可の内容を一部知っている	許可を受けていることは知っているが、許可書の内容までは知らない	許可を受けているかどうか知らない	無回答
全　体		1824	1092	213	381	133	5
		100.0	59.9	11.7	20.9	7.3	0.3
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに〇）	男性	1488	906	172	300	107	3
		100.0	60.9	11.6	20.2	7.2	0.2
	女性	323	179	39	77	26	2
		100.0	55.4	12.1	23.8	8.0	0.6
	その他	1	－	－	1	－	－
		100.0	－	－	100.0	－	－
	無回答	12	7	2	3	－	－
		100.0	58.3	16.7	25.0	－	－
問2：令和6（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	30	16	4	5	5	－
		100.0	53.3	13.3	16.7	16.7	－
	30代	67	39	6	14	8	－
		100.0	58.2	9.0	20.9	11.9	－
	40代	187	122	18	29	16	2
		100.0	65.2	9.6	15.5	8.6	1.1
	50代	331	210	39	67	15	－
		100.0	63.4	11.8	20.2	4.5	－
	60代	699	425	74	146	52	2
		100.0	60.8	10.6	20.9	7.4	0.3
	70代以上	494	271	68	118	36	1
		100.0	54.9	13.8	23.9	7.3	0.2
	無回答	16	9	4	2	1	－
		100.0	56.3	25.0	12.5	6.3	－
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに〇）	正社員	428	268	42	76	39	3
		100.0	62.6	9.8	17.8	9.1	0.7
	契約社員	359	221	46	75	17	－
		100.0	61.6	12.8	20.9	4.7	－
	嘱託社員	177	107	15	42	12	1
		100.0	60.5	8.5	23.7	6.8	0.6
	パート・アルバイト	726	425	101	152	47	1
		100.0	58.5	13.9	20.9	6.5	0.1
	その他	117	61	6	33	17	－
		100.0	52.1	5.1	28.2	14.5	－
	無回答	17	10	3	3	1	－
		100.0	58.8	17.6	17.6	5.9	－

監視・断続的労働に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅱ　監視・断続的労働の業務についてお聞きします。
問6：あなたは監視・断続的労働として、通常どのような業務に就いていますか。（最も近いもの1つに〇）

		調査数	修繕に関する業務（通常は閑散であるが、事故発生時に備えて待機する業務）	寄宿舎の賄い人、寮の管理人	警備員	役員専属運転手	その他	無回答
全 体		1824 100.0	126 6.9	430 23.6	446 24.5	51 2.8	765 41.9	6 0.3
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに〇）	男性	1488 100.0	110 7.4	287 19.3	437 29.4	49 3.3	602 40.5	3 0.2
	女性	323 100.0	16 5.0	142 44.0	6 1.9	1 0.3	155 48.0	3 0.9
	その他	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	1 100.0	－ －
	無回答	12 100.0	－ －	1 8.3	3 25.0	1 8.3	7 58.3	－ －
問2：令和6（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	30 100.0	7 23.3	6 20.0	8 26.7	1 3.3	8 26.7	－ －
	30代	67 100.0	7 10.4	18 26.9	9 13.4	1 1.5	32 47.8	－ －
	40代	187 100.0	27 14.4	45 24.1	31 16.6	4 2.1	78 41.7	2 1.1
	50代	331 100.0	22 6.6	94 28.4	49 14.8	21 6.3	143 43.2	2 0.6
	60代	699 100.0	39 5.6	192 27.5	168 24.0	24 3.4	275 39.3	1 0.1
	70代以上	494 100.0	22 4.5	74 15.0	175 35.4	－ －	222 44.9	1 0.2
	無回答	16 100.0	2 12.5	1 6.3	6 37.5	－ －	7 43.8	－ －
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに〇）	正社員	428 100.0	50 11.7	97 22.7	71 16.6	24 5.6	182 42.5	4 0.9
	契約社員	359 100.0	28 7.8	130 36.2	95 26.5	6 1.7	100 27.9	－ －
	嘱託社員	177 100.0	8 4.5	40 22.6	48 27.1	17 9.6	64 36.2	－ －
	パート・アルバイト	726 100.0	34 4.7	129 17.8	205 28.2	－ －	357 49.2	1 0.1
	その他	117 100.0	5 4.3	29 24.8	21 17.9	4 3.4	57 48.7	1 0.9
	無回答	17 100.0	1 5.9	5 29.4	6 35.3	－ －	5 29.4	－ －

監視・断続的労働に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅱ　監視・断続的労働の業務についてお聞きします。
問7：令和6（2024）年4月に、勤務時間中に占める手待ち時間の割合はどの程度でしたか。勤務実績として当てはまるものを回答してください。（1つに○）

		調査数	ほぼ全て	8割以上9割未満	7割以上8割未満	6割以上7割未満	5割以上6割未満	5割未満	手待ち時間のある業務に就いていない	無回答
全　体		1824	250	513	350	199	217	177	102	16
		100.0	13.7	28.1	19.2	10.9	11.9	9.7	5.6	0.9
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに○）	男性	1488	207	440	309	148	157	138	77	12
		100.0	13.9	29.6	20.8	9.9	10.6	9.3	5.2	0.8
	女性	323	41	69	39	48	60	37	25	4
		100.0	12.7	21.4	12.1	14.9	18.6	11.5	7.7	1.2
	その他	1	－	－	－	1	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	100.0	－	－	－	－
	無回答	12	2	4	2	2	－	2	－	－
		100.0	16.7	33.3	16.7	16.7	－	16.7	－	－
問2：令和6（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	30	8	6	7	－	4	2	3	－
		100.0	26.7	20.0	23.3	－	13.3	6.7	10.0	－
	30代	67	14	15	10	3	7	11	7	－
		100.0	20.9	22.4	14.9	4.5	10.4	16.4	10.4	－
	40代	187	27	51	34	19	19	16	18	3
		100.0	14.4	27.3	18.2	10.2	10.2	8.6	9.6	1.6
	50代	331	47	87	52	36	42	40	24	3
		100.0	14.2	26.3	15.7	10.9	12.7	12.1	7.3	0.9
	60代	699	74	197	142	82	101	66	32	5
		100.0	10.6	28.2	20.3	11.7	14.4	9.4	4.6	0.7
	70代以上	494	79	146	105	58	44	41	17	4
		100.0	16.0	29.6	21.3	11.7	8.9	8.3	3.4	0.8
	無回答	16	1	11	－	1	－	1	1	1
		100.0	6.3	68.8	－	6.3	－	6.3	6.3	6.3
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに○）	正社員	428	65	97	59	26	53	70	51	7
		100.0	15.2	22.7	13.8	6.1	12.4	16.4	11.9	1.6
	契約社員	359	34	90	72	41	68	27	25	2
		100.0	9.5	25.1	20.1	11.4	18.9	7.5	7.0	0.6
	嘱託社員	177	24	48	36	26	23	17	3	－
		100.0	13.6	27.1	20.3	14.7	13.0	9.6	1.7	－
	パート・アルバイト	726	109	235	162	83	62	51	19	5
		100.0	15.0	32.4	22.3	11.4	8.5	7.0	2.6	0.7
	その他	117	17	36	18	21	9	10	4	2
		100.0	14.5	30.8	15.4	17.9	7.7	8.5	3.4	1.7
	無回答	17	1	7	3	2	2	2	－	－
		100.0	5.9	41.2	17.6	11.8	11.8	11.8	－	－

監視・断続的労働に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅱ　監視・断続的労働の業務についてお聞きします。
問8：勤務時間中、実際に作業を行った時間数について、会社側から報告を求められていますか。（実績の有無にかかわらず、制度上どうなっているかでお答えください。）（1つに○）

		調査数	報告を求められている	報告を求められていない	わからない	無回答
全　体		1824	998	708	102	16
		100.0	54.7	38.8	5.6	0.9
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに○）	男性	1488	827	583	68	10
		100.0	55.6	39.2	4.6	0.7
	女性	323	162	121	34	6
		100.0	50.2	37.5	10.5	1.9
	その他	1	1	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－
	無回答	12	8	4	－	－
		100.0	66.7	33.3	－	－
問2：令和6（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	30	21	8	1	－
		100.0	70.0	26.7	3.3	－
	30代	67	43	20	4	－
		100.0	64.2	29.9	6.0	－
	40代	187	105	62	17	3
		100.0	56.1	33.2	9.1	1.6
	50代	331	179	122	24	6
		100.0	54.1	36.9	7.3	1.8
	60代	699	363	298	37	1
		100.0	51.9	42.6	5.3	0.1
	70代以上	494	276	193	19	6
		100.0	55.9	39.1	3.8	1.2
	無回答	16	11	5	－	－
		100.0	68.8	31.3	－	－
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに○）	正社員	428	245	148	26	9
		100.0	57.2	34.6	6.1	2.1
	契約社員	359	155	179	23	2
		100.0	43.2	49.9	6.4	0.6
	嘱託社員	177	102	69	6	－
		100.0	57.6	39.0	3.4	－
	パート・アルバイト	726	431	254	37	4
		100.0	59.4	35.0	5.1	0.6
	その他	117	56	51	9	1
		100.0	47.9	43.6	7.7	0.9
	無回答	17	9	7	1	－
		100.0	52.9	41.2	5.9	－

監視・断続的労働に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）

Ⅱ　監視・断続的労働の業務についてお聞きします。

問9：勤務時間中、実際に作業を行った時間数について、会社に報告していますか。（作業日報、日誌に時間数も記載している場合には「報告している」を選択。）（1つに○）

		調査数	報告している	報告していない	無回答
全　体		1824	1226	588	10
		100.0	67.2	32.2	0.5
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに○）	男性	1488	1014	465	9
		100.0	68.1	31.3	0.6
	女性	323	203	119	1
		100.0	62.8	36.8	0.3
	その他	1	1	－	－
		100.0	100.0	－	－
	無回答	12	8	4	－
		100.0	66.7	33.3	－
問2：令和6（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	30	23	7	－
		100.0	76.7	23.3	－
	30代	67	50	17	－
		100.0	74.6	25.4	－
	40代	187	141	44	2
		100.0	75.4	23.5	1.1
	50代	331	214	114	3
		100.0	64.7	34.4	0.9
	60代	699	442	254	3
		100.0	63.2	36.3	0.4
	70代以上	494	343	149	2
		100.0	69.4	30.2	0.4
	無回答	16	13	3	－
		100.0	81.3	18.8	－
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに○）	正社員	428	312	111	5
		100.0	72.9	25.9	1.2
	契約社員	359	190	168	1
		100.0	52.9	46.8	0.3
	嘱託社員	177	125	52	－
		100.0	70.6	29.4	－
	パート・アルバイト	726	519	205	2
		100.0	71.5	28.2	0.3
	その他	117	68	47	2
		100.0	58.1	40.2	1.7
	無回答	17	12	5	－
		100.0	70.6	29.4	－

監視・断続的労働に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅱ　監視・断続的労働の業務についてお聞きします。
問10：監視・断続的労働に就くにあたり、会社側に対して、健康・福祉を確保するための特別の措置を求めたいと思いますか。最も当てはまるものを回答してください。（1つに○ ）

		調査数	非常にそう思う	そう思う	あまりそう思わない	思わない	無回答
全 体		1824	124	555	727	409	9
		100.0	6.8	30.4	39.9	22.4	0.5
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに○）	男性	1488	98	449	595	339	7
		100.0	6.6	30.2	40.0	22.8	0.5
	女性	323	24	105	124	68	2
		100.0	7.4	32.5	38.4	21.1	0.6
	その他	1	1	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－
	無回答	12	1	1	8	2	－
		100.0	8.3	8.3	66.7	16.7	－
問2：令和6（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	30	6	12	6	6	－
		100.0	20.0	40.0	20.0	20.0	－
	30代	67	6	26	18	17	－
		100.0	9.0	38.8	26.9	25.4	－
	40代	187	23	62	69	30	3
		100.0	12.3	33.2	36.9	16.0	1.6
	50代	331	26	102	134	66	3
		100.0	7.9	30.8	40.5	19.9	0.9
	60代	699	43	217	275	163	1
		100.0	6.2	31.0	39.3	23.3	0.1
	70代以上	494	17	132	219	124	2
		100.0	3.4	26.7	44.3	25.1	0.4
	無回答	16	3	4	6	3	－
		100.0	18.8	25.0	37.5	18.8	－
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに○）	正社員	428	53	155	143	71	6
		100.0	12.4	36.2	33.4	16.6	1.4
	契約社員	359	20	115	135	88	1
		100.0	5.6	32.0	37.6	24.5	0.3
	嘱託社員	177	9	53	65	50	－
		100.0	5.1	29.9	36.7	28.2	－
	パート・アルバイト	726	33	199	326	167	1
		100.0	4.5	27.4	44.9	23.0	0.1
	その他	117	7	30	49	30	1
		100.0	6.0	25.6	41.9	25.6	0.9
	無回答	17	2	3	9	3	－
		100.0	11.8	17.6	52.9	17.6	－

監視・断続的労働に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）

Ⅱ　監視・断続的労働の業務についてお聞きします。

問11：監視・断続的労働について、今後よりよい労務管理を実現していくためには、どのような制度が必要だと思いますか。当てはまるものを全て選択してください。（該当全てに○）

		調査数	許可に明示的な有効期限をつけた方がよい（更新制とした方がよい）	許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい	拘束時間が長くなることから、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべきであろ	その他	特になし（1～4とは同時選択不可）	無回答
全　体		1824	114	160	574	48	1088	10
		100.0	6.3	8.8	31.5	2.6	59.6	0.5
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに○）	男性	1488	95	127	457	38	895	8
		100.0	6.4	8.5	30.7	2.6	60.1	0.5
	女性	323	19	32	116	10	182	2
		100.0	5.9	9.9	35.9	3.1	56.3	0.6
	その他	1	－	－	－	－	1	－
		100.0	－	－	－	－	100.0	－
	無回答	12	－	1	1	－	10	－
		100.0	－	8.3	8.3	－	83.3	－
問2：令和6（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	30	－	1	10	－	20	－
		100.0	－	3.3	33.3	－	66.7	－
	30代	67	7	7	20	－	39	－
		100.0	10.4	10.4	29.9	－	58.2	－
	40代	187	11	15	72	6	98	2
		100.0	5.9	8.0	38.5	3.2	52.4	1.1
	50代	331	26	37	109	12	189	3
		100.0	7.9	11.2	32.9	3.6	57.1	0.9
	60代	699	43	55	232	21	411	2
		100.0	6.2	7.9	33.2	3.0	58.8	0.3
	70代以上	494	25	44	127	9	320	3
		100.0	5.1	8.9	25.7	1.8	64.8	0.6
	無回答	16	2	1	4	－	11	－
		100.0	12.5	6.3	25.0	－	68.8	－
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに○）	正社員	428	37	48	162	18	220	5
		100.0	8.6	11.2	37.9	4.2	51.4	1.2
	契約社員	359	18	35	118	7	214	1
		100.0	5.0	9.7	32.9	1.9	59.6	0.3
	嘱託社員	177	12	12	52	5	108	1
		100.0	6.8	6.8	29.4	2.8	61.0	0.6
	パート・アルバイト	726	34	52	206	12	463	2
		100.0	4.7	7.2	28.4	1.7	63.8	0.3
	その他	117	12	11	32	5	72	1
		100.0	10.3	9.4	27.4	4.3	61.5	0.9
	無回答	17	1	2	4	1	11	－
		100.0	5.9	11.8	23.5	5.9	64.7	－

付属統計表
【宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査）】

統計利用上の注意

１．調査結果の合計には規模等が不明の企業を含む。

２．上段には実数、下段には構成比を掲載した。

３．構成比は、表章単位未満を四捨五入してあるので、内容の合計が総計に一致しないこともある。

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）

Ⅰ　貴社の企業・事業場の概要についてお聞きします。

問1：貴事業場を含め貴社全体の常用労働者数について該当する区分1つに〇をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに〇）

		調査数	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1,000人以上	無回答
全 体		2312	95	225	219	323	554	207	192	440	57
		100.0	4.1	9.7	9.5	14.0	24.0	9.0	8.3	19.0	2.5
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに〇をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに〇）	1～9人	433	93	58	39	55	56	29	30	64	9
		100.0	21.5	13.4	9.0	12.7	12.9	6.7	6.9	14.8	2.1
	10～29人	664	－	166	69	74	153	38	43	103	18
		100.0	－	25.0	10.4	11.1	23.0	5.7	6.5	15.5	2.7
	30～49人	349	－	－	110	66	64	30	26	45	8
		100.0	－	－	31.5	18.9	18.3	8.6	7.4	12.9	2.3
	50～99人	402	－	－	－	125	94	52	26	90	15
		100.0	－	－	－	31.1	23.4	12.9	6.5	22.4	3.7
	100～299人	319	－	－	－	－	184	30	37	65	3
		100.0	－	－	－	－	57.7	9.4	11.6	20.4	0.9
	300～499人	57	－	－	－	－	－	27	12	15	3
		100.0	－	－	－	－	－	47.4	21.1	26.3	5.3
	500～999人	34	－	－	－	－	－	－	17	17	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	50.0	50.0	－
	1,000人以上	39	－	－	－	－	－	－	－	39	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－
	無回答	15	2	1	1	3	3	1	1	2	1
		100.0	13.3	6.7	6.7	20.0	20.0	6.7	6.7	13.3	6.7
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	－	－	－	－	1	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－
	建設業	127	9	13	5	7	5	8	5	73	2
		100.0	7.1	10.2	3.9	5.5	3.9	6.3	3.9	57.5	1.6
	製造業	65	－	4	6	9	17	3	3	22	1
		100.0	－	6.2	9.2	13.8	26.2	4.6	4.6	33.8	1.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	206	13	20	10	8	22	17	8	103	5
		100.0	6.3	9.7	4.9	3.9	10.7	8.3	3.9	50.0	2.4
	情報通信業	14	1	1	1	1	1	2	2	5	－
		100.0	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	14.3	14.3	35.7	－
	運輸業、郵便業	72	1	3	6	4	7	1	3	45	2
		100.0	1.4	4.2	8.3	5.6	9.7	1.4	4.2	62.5	2.8
	卸売業、小売業	61	2	9	6	10	11	2	15	6	－
		100.0	3.3	14.8	9.8	16.4	18.0	3.3	24.6	9.8	－
	金融業、保険業	4	1	－	－	－	2	－	1	－	－
		100.0	25.0	－	－	－	50.0	－	25.0	－	－
	不動産業、物品賃貸業	3	1	－	1	－	－	－	－	－	1
		100.0	33.3	－	33.3	－	－	－	－	－	33.3
	学術研究、専門・技術サービス業	21	1	1	1	－	5	4	1	8	－
		100.0	4.8	4.8	4.8	－	23.8	19.0	4.8	38.1	－
	宿泊業、飲食サービス業	79	4	19	13	17	8	2	8	5	3
		100.0	5.1	24.1	16.5	21.5	10.1	2.5	10.1	6.3	3.8
	生活関連サービス業、娯楽業	28	2	3	4	5	6	1	2	3	2
		100.0	7.1	10.7	14.3	17.9	21.4	3.6	7.1	10.7	7.1
	教育、学習支援業	49	2	3	11	8	17	2	2	4	－
		100.0	4.1	6.1	22.4	16.3	34.7	4.1	4.1	8.2	－
	医療、福祉	1425	47	118	142	230	420	161	127	142	38
		100.0	3.3	8.3	10.0	16.1	29.5	11.3	8.9	10.0	2.7
	複合サービス事業	12	1	2	1	1	1	－	2	3	1
		100.0	8.3	16.7	8.3	8.3	8.3	－	16.7	25.0	8.3
	サービス業（他に分類されないもの）	138	9	28	9	23	30	3	13	21	2
		100.0	6.5	20.3	6.5	16.7	21.7	2.2	9.4	15.2	1.4
	無回答	7	1	1	3	－	1	1	－	－	－
		100.0	14.3	14.3	42.9	－	14.3	14.3	－	－	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	事業所（事務所）	442	25	62	30	37	55	30	35	159	9
		100.0	5.7	14.0	6.8	8.4	12.4	6.8	7.9	36.0	2.0
	営業所	100	7	3	3	6	17	7	13	42	2
		100.0	7.0	3.0	3.0	6.0	17.0	7.0	13.0	42.0	2.0
	店舗、飲食店	15	1	2	4	5	1	－	1	1	－
		100.0	6.7	13.3	26.7	33.3	6.7	－	6.7	6.7	－
	工場、作業所	104	4	10	10	9	23	6	5	34	3
		100.0	3.8	9.6	9.6	8.7	22.1	5.8	4.8	32.7	2.9
	輸送・配送センター	27	1	－	1	5	3	1	－	15	1
		100.0	3.7	－	3.7	18.5	11.1	3.7	－	55.6	3.7
	病院、医療介護施設	1043	24	67	83	155	336	122	104	122	30
		100.0	2.3	6.4	8.0	14.9	32.2	11.7	10.0	11.7	2.9
	学校、保育所	41	－	2	9	9	16	1	2	2	－
		100.0	－	4.9	22.0	22.0	39.0	2.4	4.9	4.9	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	75	6	20	10	14	9	1	7	5	3
		100.0	8.0	26.7	13.3	18.7	12.0	1.3	9.3	6.7	4.0
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	33	－	2	－	－	1	－	1	29	－
		100.0	－	6.1	－	－	3.0	－	3.0	87.9	－
	その他	425	27	56	68	82	92	37	23	31	9
		100.0	6.4	13.2	16.0	19.3	21.6	8.7	5.4	7.3	2.1
	無回答	7	－	1	1	1	1	2	1	－	－
		100.0	－	14.3	14.3	14.3	14.3	28.6	14.3	－	－

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅰ　貴社の企業・事業場の概要についてお聞きします。
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに〇をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに〇）

		調査数	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1,000人以上	無回答
全 体		2312	433	664	349	402	319	57	34	39	15
		100.0	18.7	28.7	15.1	17.4	13.8	2.5	1.5	1.7	0.6
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに〇をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに〇）	1～9人	433	433	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－
	10～29人	664	－	664	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－
	30～49人	349	－	－	349	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－
	50～99人	402	－	－	－	402	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－
	100～299人	319	－	－	－	－	319	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－
	300～499人	57	－	－	－	－	－	57	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－
	500～999人	34	－	－	－	－	－	－	34	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－
	1,000人以上	39	－	－	－	－	－	－	－	39	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－
	無回答	15	－	－	－	－	－	－	－	－	15
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	127	36	39	18	19	12	2	1	－	－
		100.0	28.3	30.7	14.2	15.0	9.4	1.6	0.8	－	－
	製造業	65	1	11	11	16	11	5	2	8	－
		100.0	1.5	16.9	16.9	24.6	16.9	7.7	3.1	12.3	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	206	57	86	23	23	8	3	2	3	1
		100.0	27.7	41.7	11.2	11.2	3.9	1.5	1.0	1.5	0.5
	情報通信業	14	3	3	4	1	2	－	1	－	－
		100.0	21.4	21.4	28.6	7.1	14.3	－	7.1	－	－
	運輸業、郵便業	72	6	23	22	14	4	－	1	1	1
		100.0	8.3	31.9	30.6	19.4	5.6	－	1.4	1.4	1.4
	卸売業、小売業	61	16	21	14	9	1	－	－	－	－
		100.0	26.2	34.4	23.0	14.8	1.6	－	－	－	－
	金融業、保険業	4	1	－	1	1	1	－	－	－	－
		100.0	25.0	－	25.0	25.0	25.0	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	3	1	1	1	－	－	－	－	－	－
		100.0	33.3	33.3	33.3	－	－	－	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	21	7	4	1	5	3	－	－	1	－
		100.0	33.3	19.0	4.8	23.8	14.3	－	－	4.8	－
	宿泊業、飲食サービス業	79	26	32	12	4	3	－	－	－	2
		100.0	32.9	40.5	15.2	5.1	3.8	－	－	－	2.5
	生活関連サービス業、娯楽業	28	9	12	3	4	－	－	－	－	－
		100.0	32.1	42.9	10.7	14.3	－	－	－	－	－
	教育、学習支援業	49	6	17	8	11	7	－	－	－	－
		100.0	12.2	34.7	16.3	22.4	14.3	－	－	－	－
	医療、福祉	1425	230	350	210	274	253	46	27	26	9
		100.0	16.1	24.6	14.7	19.2	17.8	3.2	1.9	1.8	0.6
	複合サービス事業	12	3	5	1	2	－	1	－	－	－
		100.0	25.0	41.7	8.3	16.7	－	8.3	－	－	－
	サービス業（他に分類されないもの）	138	29	57	18	19	14	－	－	－	1
		100.0	21.0	41.3	13.0	13.8	10.1	－	－	－	0.7
	無回答	7	2	2	2	－	－	－	－	－	1
		100.0	28.6	28.6	28.6	－	－	－	－	－	14.3
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	事業所（事務所）	442	83	161	77	68	39	6	4	3	1
		100.0	18.8	36.4	17.4	15.4	8.8	1.4	0.9	0.7	0.2
	営業所	100	36	38	9	10	2	－	－	3	2
		100.0	36.0	38.0	9.0	10.0	2.0	－	－	3.0	2.0
	店舗、飲食店	15	5	6	3	－	1	－	－	－	－
		100.0	33.3	40.0	20.0	－	6.7	－	－	－	－
	工場、作業所	104	18	33	14	16	11	4	2	6	－
		100.0	17.3	31.7	13.5	15.4	10.6	3.8	1.9	5.8	－
	輸送・配送センター	27	2	5	10	7	2	－	1	－	－
		100.0	7.4	18.5	37.0	25.9	7.4	－	3.7	－	－
	病院、医療介護施設	1043	93	226	149	228	243	45	27	26	6
		100.0	8.9	21.7	14.3	21.9	23.3	4.3	2.6	2.5	0.6
	学校、保育所	41	4	7	8	14	8	－	－	－	－
		100.0	9.8	17.1	19.5	34.1	19.5	－	－	－	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	75	25	32	10	4	2	－	－	－	2
		100.0	33.3	42.7	13.3	5.3	2.7	－	－	－	2.7
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	33	9	11	4	7	2	－	－	－	－
		100.0	27.3	33.3	12.1	21.2	6.1	－	－	－	－
	その他	425	158	143	62	47	9	2	－	1	3
		100.0	37.2	33.6	14.6	11.1	2.1	0.5	－	0.2	0.7
	無回答	7	－	2	3	1	－	－	－	－	1
		100.0	－	28.6	42.9	14.3	－	－	－	－	14.3

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅰ　貴社の企業・事業場の概要についてお聞きします。
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）

		調査数	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）	無回答
全 体		2312	1	127	65	206	14	72	61	4	3	21	79	28	49	1425	12	138	7
		100.0	0.0	5.5	2.8	8.9	0.6	3.1	2.6	0.2	0.1	0.9	3.4	1.2	2.1	61.6	0.5	6.0	0.3
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	433	－	36	1	57	3	6	16	1	1	7	26	9	6	230	3	29	2
		100.0	－	8.3	0.2	13.2	0.7	1.4	3.7	0.2	0.2	1.6	6.0	2.1	1.4	53.1	0.7	6.7	0.5
	10～29人	664	1	39	11	86	3	23	21	－	1	4	32	12	17	350	5	57	2
		100.0	0.2	5.9	1.7	13.0	0.5	3.5	3.2	－	0.2	0.6	4.8	1.8	2.6	52.7	0.8	8.6	0.3
	30～49人	349	－	18	11	23	4	22	14	1	1	1	12	3	8	210	1	18	2
		100.0	－	5.2	3.2	6.6	1.1	6.3	4.0	0.3	0.3	0.3	3.4	0.9	2.3	60.2	0.3	5.2	0.6
	50～99人	402	－	19	16	23	1	14	9	1	－	5	4	4	11	274	2	19	－
		100.0	－	4.7	4.0	5.7	0.2	3.5	2.2	0.2	－	1.2	1.0	1.0	2.7	68.2	0.5	4.7	－
	100～299人	319	－	12	11	8	2	4	1	1	－	3	3	－	7	253	－	14	－
		100.0	－	3.8	3.4	2.5	0.6	1.3	0.3	0.3	－	0.9	0.9	－	2.2	79.3	－	4.4	－
	300～499人	57	－	2	5	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	46	1	－	－
		100.0	－	3.5	8.8	5.3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	80.7	1.8	－	－
	500～999人	34	－	1	2	2	1	1	－	－	－	－	－	－	－	27	－	－	－
		100.0	－	2.9	5.9	5.9	2.9	2.9	－	－	－	－	－	－	－	79.4	－	－	－
	1,000人以上	39	－	－	8	3	－	1	－	－	－	1	－	－	－	26	－	－	－
		100.0	－	－	20.5	7.7	－	2.6	－	－	－	2.6	－	－	－	66.7	－	－	－
	無回答	15	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－	2	－	－	9	－	1	1
		100.0	－	－	－	6.7	－	6.7	－	－	－	－	13.3	－	－	60.0	－	6.7	6.7
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	127	－	127	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	65	－	－	65	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	206	－	－	－	206	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	情報通信業	14	－	－	－	－	14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	72	－	－	－	－	－	72	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売業、小売業	61	－	－	－	－	－	－	61	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融業、保険業	4	－	－	－	－	－	－	－	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	3	－	－	－	－	－	－	－	－	3	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	21	－	－	－	－	－	－	－	－	－	21	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－
	宿泊業、飲食サービス業	79	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	79	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－
	生活関連サービス業、娯楽業	28	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	28	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－
	教育、学習支援業	49	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	49	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－
	医療、福祉	1425	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1425	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－
	複合サービス事業	12	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	12	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－
	サービス業（他に分類されないもの）	138	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	138	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－
	無回答	7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	442	－	70	10	121	9	39	35	4	2	7	1	10	4	66	7	54	3
		100.0	－	15.8	2.3	27.4	2.0	8.8	7.9	0.9	0.5	1.6	0.2	2.3	0.9	14.9	1.6	12.2	0.7
	営業所	100	－	6	－	51	1	9	17	－	－	3	－	1	－	－	1	11	－
		100.0	－	6.0	－	51.0	1.0	9.0	17.0	－	－	3.0	－	1.0	－	－	1.0	11.0	－
	店舗、飲食店	15	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	10	2	－	－	－	2	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	6.7	－	－	－	66.7	13.3	－	－	－	13.3	－
	工場、作業所	104	1	17	53	14	－	1	3	－	－	4	－	－	－	2	－	9	－
		100.0	1.0	16.3	51.0	13.5	－	1.0	2.9	－	－	3.8	－	－	－	1.9	－	8.7	－
	輸送・配送センター	27	－	－	－	2	－	22	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	－
		100.0	－	－	－	7.4	－	81.5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	11.1	－
	病院、医療介護施設	1043	－	－	－	1	－	－	－	－	－	2	－	－	－	1035	－	5	－
		100.0	－	－	－	0.1	－	－	－	－	－	0.2	－	－	－	99.2	－	0.5	－
	学校、保育所	41	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	32	6	－	2	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2.4	－	－	78.0	14.6	－	4.9	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	75	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	64	－	4	4	1	2	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	85.3	－	5.3	5.3	1.3	2.7	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	33	－	33	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	425	－	1	1	17	4	1	4	－	1	4	4	15	9	308	3	50	3
		100.0	－	0.2	0.2	4.0	0.9	0.2	0.9	－	0.2	0.9	0.9	3.5	2.1	72.5	0.7	11.8	0.7
	無回答	7	－	－	1	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	4	－	－	1
		100.0	－	－	14.3	－	－	－	14.3	－	－	－	－	－	－	57.1	－	－	14.3

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅰ　貴社の企業・事業場の概要についてお聞きします。
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）

		調査数	事業所（事務所）	営業所	店舗、飲食店	工場、作業所	輸送・配送センター	病院、医療介護施設	学校、保育所	旅館、ホテル等の宿泊施設	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	その他	無回答
全　体		2312	442	100	15	104	27	1043	41	75	33	425	7
		100.0	19.1	4.3	0.6	4.5	1.2	45.1	1.8	3.2	1.4	18.4	0.3
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	433	83	36	5	18	2	93	4	25	9	158	－
		100.0	19.2	8.3	1.2	4.2	0.5	21.5	0.9	5.8	2.1	36.5	－
	10～29人	664	161	38	6	33	5	226	7	32	11	143	2
		100.0	24.2	5.7	0.9	5.0	0.8	34.0	1.1	4.8	1.7	21.5	0.3
	30～49人	349	77	9	3	14	10	149	8	10	4	62	3
		100.0	22.1	2.6	0.9	4.0	2.9	42.7	2.3	2.9	1.1	17.8	0.9
	50～99人	402	68	10	－	16	7	228	14	4	7	47	1
		100.0	16.9	2.5	－	4.0	1.7	56.7	3.5	1.0	1.7	11.7	0.2
	100～299人	319	39	2	1	11	2	243	8	2	2	9	－
		100.0	12.2	0.6	0.3	3.4	0.6	76.2	2.5	0.6	0.6	2.8	－
	300～499人	57	6	－	－	4	－	45	－	－	－	2	－
		100.0	10.5	－	－	7.0	－	78.9	－	－	－	3.5	－
	500～999人	34	4	－	－	2	1	27	－	－	－	－	－
		100.0	11.8	－	－	5.9	2.9	79.4	－	－	－	－	－
	1,000人以上	39	3	3	－	6	－	26	－	－	－	1	－
		100.0	7.7	7.7	－	15.4	－	66.7	－	－	－	2.6	－
	無回答	15	1	2	－	－	－	6	－	2	－	3	1
		100.0	6.7	13.3	－	－	－	40.0	－	13.3	－	20.0	6.7
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	127	70	6	－	17	－	－	－	－	33	1	－
		100.0	55.1	4.7	－	13.4	－	－	－	－	26.0	0.8	－
	製造業	65	10	－	－	53	－	－	－	－	－	1	1
		100.0	15.4	－	－	81.5	－	－	－	－	－	1.5	1.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	206	121	51	－	14	2	1	－	－	－	17	－
		100.0	58.7	24.8	－	6.8	1.0	0.5	－	－	－	8.3	－
	情報通信業	14	9	1	－	－	－	－	－	－	－	4	－
		100.0	64.3	7.1	－	－	－	－	－	－	－	28.6	－
	運輸業、郵便業	72	39	9	－	1	22	－	－	－	－	1	－
		100.0	54.2	12.5	－	1.4	30.6	－	－	－	－	1.4	－
	卸売業、小売業	61	35	17	1	3	－	－	－	－	－	4	1
		100.0	57.4	27.9	1.6	4.9	－	－	－	－	－	6.6	1.6
	金融業、保険業	4	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	3	2	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－
		100.0	66.7	－	－	－	－	－	－	－	－	33.3	－
	学術研究、専門・技術サービス業	21	7	3	－	4	－	2	1	－	－	4	－
		100.0	33.3	14.3	－	19.0	－	9.5	4.8	－	－	19.0	－
	宿泊業、飲食サービス業	79	1	－	10	－	－	－	－	64	－	4	－
		100.0	1.3	－	12.7	－	－	－	－	81.0	－	5.1	－
	生活関連サービス業、娯楽業	28	10	1	2	－	－	－	－	－	－	15	－
		100.0	35.7	3.6	7.1	－	－	－	－	－	－	53.6	－
	教育、学習支援業	49	4	－	－	－	－	－	32	4	－	9	－
		100.0	8.2	－	－	－	－	－	65.3	8.2	－	18.4	－
	医療、福祉	1425	66	－	－	2	－	1035	6	4	－	308	4
		100.0	4.6	－	－	0.1	－	72.6	0.4	0.3	－	21.6	0.3
	複合サービス事業	12	7	1	－	－	－	－	－	1	－	3	－
		100.0	58.3	8.3	－	－	－	－	－	8.3	－	25.0	－
	サービス業（他に分類されないもの）	138	54	11	2	9	3	5	2	2	－	50	－
		100.0	39.1	8.0	1.4	6.5	2.2	3.6	1.4	1.4	－	36.2	－
	無回答	7	3	－	－	－	－	－	－	－	－	3	1
		100.0	42.9	－	－	－	－	－	－	－	－	42.9	14.3
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	442	442	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	営業所	100	－	100	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	店舗、飲食店	15	－	－	15	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－
	工場、作業所	104	－	－	－	104	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－
	輸送・配送センター	27	－	－	－	－	27	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－
	病院、医療介護施設	1043	－	－	－	－	－	1043	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－
	学校、保育所	41	－	－	－	－	－	－	41	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	75	－	－	－	－	－	－	－	75	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	33	－	－	－	－	－	－	－	－	33	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－
	その他	425	－	－	－	－	－	－	－	－	－	425	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－
	無回答	7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅱ　貴事業場が許可を受けた宿日直についてお聞きします。
問5：宿直の有無

		調査数	今も行わせている	今は行わせていない	無回答
全 体		2312	1908	389	15
		100.0	82.5	16.8	0.6
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	433	332	99	2
		100.0	76.7	22.9	0.5
	10～29人	664	543	110	11
		100.0	81.8	16.6	1.7
	30～49人	349	293	55	1
		100.0	84.0	15.8	0.3
	50～99人	402	315	86	1
		100.0	78.4	21.4	0.2
	100～299人	319	288	31	－
		100.0	90.3	9.7	－
	300～499人	57	57	－	－
		100.0	100.0	－	－
	500～999人	34	34	－	－
		100.0	100.0	－	－
	1,000人以上	39	35	4	－
		100.0	89.7	10.3	－
	無回答	15	11	4	－
		100.0	73.3	26.7	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	－	－
		100.0	100.0	－	－
	建設業	127	72	53	2
		100.0	56.7	41.7	1.6
	製造業	65	57	8	－
		100.0	87.7	12.3	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	206	175	27	4
		100.0	85.0	13.1	1.9
	情報通信業	14	11	3	－
		100.0	78.6	21.4	－
	運輸業、郵便業	72	53	17	2
		100.0	73.6	23.6	2.8
	卸売業、小売業	61	48	11	2
		100.0	78.7	18.0	3.3
	金融業、保険業	4	－	4	－
		100.0	－	100.0	－
	不動産業、物品賃貸業	3	3	－	－
		100.0	100.0	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	21	16	5	－
		100.0	76.2	23.8	－
	宿泊業、飲食サービス業	79	62	17	－
		100.0	78.5	21.5	－
	生活関連サービス業、娯楽業	28	22	6	－
		100.0	78.6	21.4	－
	教育、学習支援業	49	37	12	－
		100.0	75.5	24.5	－
	医療、福祉	1425	1224	198	3
		100.0	85.9	13.9	0.2
	複合サービス事業	12	8	4	－
		100.0	66.7	33.3	－
	サービス業（他に分類されないもの）	138	116	20	2
		100.0	84.1	14.5	1.4
	無回答	7	3	4	－
		100.0	42.9	57.1	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	442	324	111	7
		100.0	73.3	25.1	1.6
	営業所	100	86	14	－
		100.0	86.0	14.0	－
	店舗、飲食店	15	8	7	－
		100.0	53.3	46.7	－
	工場、作業所	104	88	14	2
		100.0	84.6	13.5	1.9
	輸送・配送センター	27	17	8	2
		100.0	63.0	29.6	7.4
	病院、医療介護施設	1043	909	131	3
		100.0	87.2	12.6	0.3
	学校、保育所	41	33	8	－
		100.0	80.5	19.5	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	75	61	14	－
		100.0	81.3	18.7	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	33	12	21	－
		100.0	36.4	63.6	－
	その他	425	365	59	1
		100.0	85.9	13.9	0.2
	無回答	7	5	2	－
		100.0	71.4	28.6	－

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅱ　貴事業場が許可を受けた宿日直についてお聞きします。
問5：日直の有無

		調査数	今も行わせている	今は行わせていない	無回答
全 体		2312	699	1508	105
		100.0	30.2	65.2	4.5
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	433	75	327	31
		100.0	17.3	75.5	7.2
	10～29人	664	147	487	30
		100.0	22.1	73.3	4.5
	30～49人	349	74	259	16
		100.0	21.2	74.2	4.6
	50～99人	402	103	283	16
		100.0	25.6	70.4	4.0
	100～299人	319	202	108	9
		100.0	63.3	33.9	2.8
	300～499人	57	47	9	1
		100.0	82.5	15.8	1.8
	500～999人	34	21	12	1
		100.0	61.8	35.3	2.9
	1,000人以上	39	29	10	－
		100.0	74.4	25.6	－
	無回答	15	1	13	1
		100.0	6.7	86.7	6.7
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	－	－
		100.0	100.0	－	－
	建設業	127	49	73	5
		100.0	38.6	57.5	3.9
	製造業	65	32	32	1
		100.0	49.2	49.2	1.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	206	94	103	9
		100.0	45.6	50.0	4.4
	情報通信業	14	4	10	－
		100.0	28.6	71.4	－
	運輸業、郵便業	72	29	42	1
		100.0	40.3	58.3	1.4
	卸売業、小売業	61	28	30	3
		100.0	45.9	49.2	4.9
	金融業、保険業	4	－	4	－
		100.0	－	100.0	－
	不動産業、物品賃貸業	3	1	2	－
		100.0	33.3	66.7	－
	学術研究、専門・技術サービス業	21	6	14	1
		100.0	28.6	66.7	4.8
	宿泊業、飲食サービス業	79	6	69	4
		100.0	7.6	87.3	5.1
	生活関連サービス業、娯楽業	28	1	22	5
		100.0	3.6	78.6	17.9
	教育、学習支援業	49	17	29	3
		100.0	34.7	59.2	6.1
	医療、福祉	1425	388	970	67
		100.0	27.2	68.1	4.7
	複合サービス事業	12	4	7	1
		100.0	33.3	58.3	8.3
	サービス業（他に分類されないもの）	138	37	96	5
		100.0	26.8	69.6	3.6
	無回答	7	2	5	－
		100.0	28.6	71.4	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	442	156	272	14
		100.0	35.3	61.5	3.2
	営業所	100	43	53	4
		100.0	43.0	53.0	4.0
	店舗、飲食店	15	2	13	－
		100.0	13.3	86.7	－
	工場、作業所	104	60	41	3
		100.0	57.7	39.4	2.9
	輸送・配送センター	27	19	8	－
		100.0	70.4	29.6	－
	病院、医療介護施設	1043	342	659	42
		100.0	32.8	63.2	4.0
	学校、保育所	41	13	25	3
		100.0	31.7	61.0	7.3
	旅館、ホテル等の宿泊施設	75	7	64	4
		100.0	9.3	85.3	5.3
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	33	5	25	3
		100.0	15.2	75.8	9.1
	その他	425	52	341	32
		100.0	12.2	80.2	7.5
	無回答	7	－	7	－
		100.0	－	100.0	－

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅱ　貴事業場が許可を受けた宿日直についてお聞きします。
問6：貴事業場において、取得している許可の種類は以下のどれにあたりますか（1つに○）。

		調査数	宿直のみ	日直のみ	宿直と日直の両方	無回答
全　体		1963	1263	55	642	3
		100.0	64.3	2.8	32.7	0.2
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	338	263	6	69	－
		100.0	77.8	1.8	20.4	－
	10～29人	564	417	21	126	－
		100.0	73.9	3.7	22.3	－
	30～49人	304	230	11	62	1
		100.0	75.7	3.6	20.4	0.3
	50～99人	330	226	15	87	2
		100.0	68.5	4.5	26.4	0.6
	100～299人	290	88	2	200	－
		100.0	30.3	0.7	69.0	－
	300～499人	57	10	－	47	－
		100.0	17.5	－	82.5	－
	500～999人	34	13	－	21	－
		100.0	38.2	－	61.8	－
	1,000人以上	35	6	－	29	－
		100.0	17.1	－	82.9	－
	無回答	11	10	－	1	－
		100.0	90.9	－	9.1	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	－	－	1	－
		100.0	－	－	100.0	－
	建設業	75	26	3	46	－
		100.0	34.7	4.0	61.3	－
	製造業	59	27	2	30	－
		100.0	45.8	3.4	50.8	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	183	89	8	86	－
		100.0	48.6	4.4	47.0	－
	情報通信業	12	8	1	3	－
		100.0	66.7	8.3	25.0	－
	運輸業、郵便業	62	33	9	20	－
		100.0	53.2	14.5	32.3	－
	卸売業、小売業	54	26	6	22	－
		100.0	48.1	11.1	40.7	－
	金融業、保険業	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	3	2	－	1	－
		100.0	66.7	－	33.3	－
	学術研究、専門・技術サービス業	16	10	－	6	－
		100.0	62.5	－	37.5	－
	宿泊業、飲食サービス業	62	56	－	6	－
		100.0	90.3	－	9.7	－
	生活関連サービス業、娯楽業	22	21	－	1	－
		100.0	95.5	－	4.5	－
	教育、学習支援業	43	26	6	11	－
		100.0	60.5	14.0	25.6	－
	医療、福祉	1238	850	14	372	2
		100.0	68.7	1.1	30.0	0.2
	複合サービス事業	9	5	1	3	－
		100.0	55.6	11.1	33.3	－
	サービス業（他に分類されないもの）	119	81	3	34	1
		100.0	68.1	2.5	28.6	0.8
	無回答	5	3	2	－	－
		100.0	60.0	40.0	－	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	347	191	23	133	－
		100.0	55.0	6.6	38.3	－
	営業所	90	47	4	39	－
		100.0	52.2	4.4	43.3	－
	店舗、飲食店	8	6	－	2	－
		100.0	75.0	－	25.0	－
	工場、作業所	94	34	6	54	－
		100.0	36.2	6.4	57.4	－
	輸送・配送センター	22	3	5	14	－
		100.0	13.6	22.7	63.6	－
	病院、医療介護施設	915	573	6	335	1
		100.0	62.6	0.7	36.6	0.1
	学校、保育所	37	23	4	9	1
		100.0	62.2	10.8	24.3	2.7
	旅館、ホテル等の宿泊施設	61	54	－	7	－
		100.0	88.5	－	11.5	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	12	7	－	5	－
		100.0	58.3	－	41.7	－
	その他	372	320	7	44	1
		100.0	86.0	1.9	11.8	0.3
	無回答	5	5	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅱ　貴事業場が許可を受けた宿日直についてお聞きします。
問6付問：（宿直）許可を取得した時期

		調査数	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	わからない	無回答
全 体		1905	354	289	345	369	60	74	23	211	180
		100.0	18.6	15.2	18.1	19.4	3.1	3.9	1.2	11.1	9.4
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	332	68	63	65	60	3	2	4	43	24
		100.0	20.5	19.0	19.6	18.1	0.9	0.6	1.2	13.0	7.2
	10～29人	543	107	90	97	100	14	10	3	67	55
		100.0	19.7	16.6	17.9	18.4	2.6	1.8	0.6	12.3	10.1
	30～49人	292	61	40	57	51	5	11	5	30	32
		100.0	20.9	13.7	19.5	17.5	1.7	3.8	1.7	10.3	11.0
	50～99人	313	64	43	57	50	15	16	2	35	31
		100.0	20.4	13.7	18.2	16.0	4.8	5.1	0.6	11.2	9.9
	100～299人	288	40	44	45	78	15	20	6	24	16
		100.0	13.9	15.3	15.6	27.1	5.2	6.9	2.1	8.3	5.6
	300～499人	57	4	4	9	12	7	7	1	5	8
		100.0	7.0	7.0	15.8	21.1	12.3	12.3	1.8	8.8	14.0
	500～999人	34	8	1	7	6	1	4	－	1	6
		100.0	23.5	2.9	20.6	17.6	2.9	11.8	－	2.9	17.6
	1,000人以上	35	1	2	5	8	－	4	2	5	8
		100.0	2.9	5.7	14.3	22.9	－	11.4	5.7	14.3	22.9
	無回答	11	1	2	3	4	－	－	－	1	－
		100.0	9.1	18.2	27.3	36.4	－	－	－	9.1	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	72	11	10	18	22	1	2	－	5	3
		100.0	15.3	13.9	25.0	30.6	1.4	2.8	－	6.9	4.2
	製造業	57	7	5	21	16	－	－	1	7	－
		100.0	12.3	8.8	36.8	28.1	－	－	1.8	12.3	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	175	23	16	35	48	8	8	－	25	12
		100.0	13.1	9.1	20.0	27.4	4.6	4.6	－	14.3	6.9
	情報通信業	11	2	2	2	3	－	－	－	2	－
		100.0	18.2	18.2	18.2	27.3	－	－	－	18.2	－
	運輸業、郵便業	53	10	9	15	9	1	－	1	4	4
		100.0	18.9	17.0	28.3	17.0	1.9	－	1.9	7.5	7.5
	卸売業、小売業	48	9	13	10	8	1	1	－	3	3
		100.0	18.8	27.1	20.8	16.7	2.1	2.1	－	6.3	6.3
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	3	－	1	1	－	1	－	－	－	－
		100.0	－	33.3	33.3	－	33.3	－	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	16	5	2	4	4	－	－	－	1	－
		100.0	31.3	12.5	25.0	25.0	－	－	－	6.3	－
	宿泊業、飲食サービス業	62	12	7	8	11	1	－	1	14	8
		100.0	19.4	11.3	12.9	17.7	1.6	－	1.6	22.6	12.9
	生活関連サービス業、娯楽業	22	7	4	1	6	－	－	－	2	2
		100.0	31.8	18.2	4.5	27.3	－	－	－	9.1	9.1
	教育、学習支援業	37	9	4	8	5	－	3	－	4	4
		100.0	24.3	10.8	21.6	13.5	－	8.1	－	10.8	10.8
	医療、福祉	1222	235	193	189	214	45	59	20	132	135
		100.0	19.2	15.8	15.5	17.5	3.7	4.8	1.6	10.8	11.0
	複合サービス事業	8	1	2	2	1	－	1	－	－	1
		100.0	12.5	25.0	25.0	12.5	－	12.5	－	－	12.5
	サービス業（他に分類されないもの）	115	21	20	31	22	2	－	－	12	7
		100.0	18.3	17.4	27.0	19.1	1.7	－	－	10.4	6.1
	無回答	3	1	1	－	－	－	－	－	－	1
		100.0	33.3	33.3	－	－	－	－	－	－	33.3
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	324	62	54	75	62	7	10	1	25	28
		100.0	19.1	16.7	23.1	19.1	2.2	3.1	0.3	7.7	8.6
	営業所	86	9	16	16	16	4	3	－	17	5
		100.0	10.5	18.6	18.6	18.6	4.7	3.5	－	19.8	5.8
	店舗、飲食店	8	1	－	2	－	－	－	－	4	1
		100.0	12.5	－	25.0	－	－	－	－	50.0	12.5
	工場、作業所	88	13	10	20	31	2	－	1	10	1
		100.0	14.8	11.4	22.7	35.2	2.3	－	1.1	11.4	1.1
	輸送・配送センター	17	4	－	5	2	－	－	－	1	5
		100.0	23.5	－	29.4	11.8	－	－	－	5.9	29.4
	病院、医療介護施設	908	164	129	133	177	34	51	19	93	108
		100.0	18.1	14.2	14.6	19.5	3.7	5.6	2.1	10.2	11.9
	学校、保育所	32	7	2	6	5	－	4	－	6	2
		100.0	21.9	6.3	18.8	15.6	－	12.5	－	18.8	6.3
	旅館、ホテル等の宿泊施設	61	12	10	8	10	－	－	1	13	7
		100.0	19.7	16.4	13.1	16.4	－	－	1.6	21.3	11.5
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	12	1	1	2	7	－	1	－	－	－
		100.0	8.3	8.3	16.7	58.3	－	8.3	－	－	－
	その他	364	79	67	76	58	13	5	1	42	23
		100.0	21.7	18.4	20.9	15.9	3.6	1.4	0.3	11.5	6.3
	無回答	5	2	－	2	1	－	－	－	－	－
		100.0	40.0	－	40.0	20.0	－	－	－	－	－

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅱ　貴事業場が許可を受けた宿日直についてお聞きします。
問6付問：（日直）許可を取得した時期

		調査数	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	わからない	無回答
全 体		697	98	66	109	147	32	46	11	89	99
		100.0	14.1	9.5	15.6	21.1	4.6	6.6	1.6	12.8	14.2
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに〇をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに〇）	1～9人	75	12	10	8	10	1	1	－	19	14
		100.0	16.0	13.3	10.7	13.3	1.3	1.3	－	25.3	18.7
	10～29人	147	28	11	28	28	5	2	－	24	21
		100.0	19.0	7.5	19.0	19.0	3.4	1.4	－	16.3	14.3
	30～49人	73	15	10	12	10	4	3	－	9	10
		100.0	20.5	13.7	16.4	13.7	5.5	4.1	－	12.3	13.7
	50～99人	102	16	8	19	23	4	6	1	12	13
		100.0	15.7	7.8	18.6	22.5	3.9	5.9	1.0	11.8	12.7
	100～299人	202	20	23	30	54	12	22	5	15	21
		100.0	9.9	11.4	14.9	26.7	5.9	10.9	2.5	7.4	10.4
	300～499人	47	1	2	7	10	6	6	1	4	10
		100.0	2.1	4.3	14.9	21.3	12.8	12.8	2.1	8.5	21.3
	500～999人	21	6	1	2	4	－	3	2	1	2
		100.0	28.6	4.8	9.5	19.0	－	14.3	9.5	4.8	9.5
	1,000人以上	29	－	1	3	8	－	3	2	5	7
		100.0	－	3.4	10.3	27.6	－	10.3	6.9	17.2	24.1
	無回答	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	49	8	5	14	13	1	2	－	4	2
		100.0	16.3	10.2	28.6	26.5	2.0	4.1	－	8.2	4.1
	製造業	32	4	1	8	9	－	－	－	8	2
		100.0	12.5	3.1	25.0	28.1	－	－	－	25.0	6.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	94	15	6	12	22	6	3	－	19	11
		100.0	16.0	6.4	12.8	23.4	6.4	3.2	－	20.2	11.7
	情報通信業	4	1	－	1	1	－	－	－	1	－
		100.0	25.0	－	25.0	25.0	－	－	－	25.0	－
	運輸業、郵便業	29	8	3	7	3	－	－	－	3	5
		100.0	27.6	10.3	24.1	10.3	－	－	－	10.3	17.2
	卸売業、小売業	28	7	6	2	3	－	－	－	5	5
		100.0	25.0	21.4	7.1	10.7	－	－	－	17.9	17.9
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	1	－	－	－	－	1	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	100.0	－	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	6	2	2	1	－	－	－	－	1	－
		100.0	33.3	33.3	16.7	－	－	－	－	16.7	－
	宿泊業、飲食サービス業	6	1	－	－	1	1	－	－	3	－
		100.0	16.7	－	－	16.7	16.7	－	－	50.0	－
	生活関連サービス業、娯楽業	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－
	教育、学習支援業	17	3	1	2	4	－	1	－	2	4
		100.0	17.6	5.9	11.8	23.5	－	5.9	－	11.8	23.5
	医療、福祉	386	41	33	52	85	22	39	11	37	66
		100.0	10.6	8.5	13.5	22.0	5.7	10.1	2.8	9.6	17.1
	複合サービス事業	4	－	－	1	1	－	1	－	1	－
		100.0	－	－	25.0	25.0	－	25.0	－	25.0	－
	サービス業（他に分類されないもの）	37	6	9	8	5	1	－	－	5	3
		100.0	16.2	24.3	21.6	13.5	2.7	－	－	13.5	8.1
	無回答	2	－	－	1	－	－	－	－	－	1
		100.0	－	－	50.0	－	－	－	－	－	50.0
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	事業所（事務所）	156	27	19	30	33	4	5	－	21	17
		100.0	17.3	12.2	19.2	21.2	2.6	3.2	－	13.5	10.9
	営業所	43	7	4	5	3	3	1	－	12	8
		100.0	16.3	9.3	11.6	7.0	7.0	2.3	－	27.9	18.6
	店舗、飲食店	2	－	－	－	－	1	－	－	1	－
		100.0	－	－	－	－	50.0	－	－	50.0	－
	工場、作業所	60	11	6	12	17	1	－	－	11	2
		100.0	18.3	10.0	20.0	28.3	1.7	－	－	18.3	3.3
	輸送・配送センター	19	4	2	6	2	－	－	－	1	4
		100.0	21.1	10.5	31.6	10.5	－	－	－	5.3	21.1
	病院、医療介護施設	341	33	28	47	81	22	37	11	27	55
		100.0	9.7	8.2	13.8	23.8	6.5	10.9	3.2	7.9	16.1
	学校、保育所	13	2	1	1	3	－	1	－	2	3
		100.0	15.4	7.7	7.7	23.1	－	7.7	－	15.4	23.1
	旅館、ホテル等の宿泊施設	7	2	－	－	1	－	－	－	3	1
		100.0	28.6	－	－	14.3	－	－	－	42.9	14.3
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	5	1	1	－	2	－	1	－	－	－
		100.0	20.0	20.0	－	40.0	－	20.0	－	－	－
	その他	51	11	5	8	5	1	1	－	11	9
		100.0	21.6	9.8	15.7	9.8	2.0	2.0	－	21.6	17.6

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅱ　貴事業場が許可を受けた宿日直についてお聞きします。
問7（宿直）①1回あたりの宿日直の人数／人

		調査数	0人	1人	2人	3人	4人	5～10人未満	10人以上	無回答
全 体		1905	31	1529	194	53	34	40	13	11
		100.0	1.6	80.3	10.2	2.8	1.8	2.1	0.7	0.6
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	332	6	310	10	3	1	－	－	2
		100.0	1.8	93.4	3.0	0.9	0.3	－	－	0.6
	10～29人	543	14	454	57	9	1	4	－	4
		100.0	2.6	83.6	10.5	1.7	0.2	0.7	－	0.7
	30～49人	292	5	210	40	9	17	10	－	1
		100.0	1.7	71.9	13.7	3.1	5.8	3.4	－	0.3
	50～99人	313	4	254	27	9	7	9	1	2
		100.0	1.3	81.2	8.6	2.9	2.2	2.9	0.3	0.6
	100～299人	288	2	227	31	12	5	5	4	2
		100.0	0.7	78.8	10.8	4.2	1.7	1.7	1.4	0.7
	300～499人	57	－	30	15	7	1	1	3	－
		100.0	－	52.6	26.3	12.3	1.8	1.8	5.3	－
	500～999人	34	－	16	8	3	1	4	2	－
		100.0	－	47.1	23.5	8.8	2.9	11.8	5.9	－
	1,000人以上	35	－	18	5	1	1	7	3	－
		100.0	－	51.4	14.3	2.9	2.9	20.0	8.6	－
	無回答	11	－	10	1	－	－	－	－	－
		100.0	－	90.9	9.1	－	－	－	－	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	－	1	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－
	建設業	72	－	61	6	1	2	1	1	－
		100.0	－	84.7	8.3	1.4	2.8	1.4	1.4	－
	製造業	57	－	42	9	－	－	4	1	1
		100.0	－	73.7	15.8	－	－	7.0	1.8	1.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	175	1	115	36	8	8	4	2	1
		100.0	0.6	65.7	20.6	4.6	4.6	2.3	1.1	0.6
	情報通信業	11	－	11	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	53	7	27	12	1	1	4	－	1
		100.0	13.2	50.9	22.6	1.9	1.9	7.5	－	1.9
	卸売業、小売業	48	4	43	1	－	－	－	－	－
		100.0	8.3	89.6	2.1	－	－	－	－	－
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	3	－	3	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	16	－	15	1	－	－	－	－	－
		100.0	－	93.8	6.3	－	－	－	－	－
	宿泊業、飲食サービス業	62	－	56	4	2	－	－	－	－
		100.0	－	90.3	6.5	3.2	－	－	－	－
	生活関連サービス業、娯楽業	22	－	19	2	－	－	1	－	－
		100.0	－	86.4	9.1	－	－	4.5	－	－
	教育、学習支援業	37	1	25	5	3	1	2	－	－
		100.0	2.7	67.6	13.5	8.1	2.7	5.4	－	－
	医療、福祉	1222	14	1015	101	34	20	23	7	8
		100.0	1.1	83.1	8.3	2.8	1.6	1.9	0.6	0.7
	複合サービス事業	8	1	7	－	－	－	－	－	－
		100.0	12.5	87.5	－	－	－	－	－	－
	サービス業（他に分類されないもの）	115	3	86	17	4	2	1	2	－
		100.0	2.6	74.8	14.8	3.5	1.7	0.9	1.7	－
	無回答	3	－	3	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	324	8	217	67	9	10	8	4	1
		100.0	2.5	67.0	20.7	2.8	3.1	2.5	1.2	0.3
	営業所	86	－	78	5	－	1	1	－	1
		100.0	－	90.7	5.8	－	1.2	1.2	－	1.2
	店舗、飲食店	8	－	8	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－
	工場、作業所	88	－	71	9	1	－	4	2	1
		100.0	－	80.7	10.2	1.1	－	4.5	2.3	1.1
	輸送・配送センター	17	6	8	1	－	1	1	－	－
		100.0	35.3	47.1	5.9	－	5.9	5.9	－	－
	病院、医療介護施設	908	11	770	69	25	8	12	6	7
		100.0	1.2	84.8	7.6	2.8	0.9	1.3	0.7	0.8
	学校、保育所	32	－	17	4	5	2	3	－	1
		100.0	－	53.1	12.5	15.6	6.3	9.4	－	3.1
	旅館、ホテル等の宿泊施設	61	－	55	4	2	－	－	－	－
		100.0	－	90.2	6.6	3.3	－	－	－	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	12	－	12	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－
	その他	364	6	289	35	11	12	10	1	－
		100.0	1.6	79.4	9.6	3.0	3.3	2.7	0.3	－
	無回答	5	－	4	－	－	－	1	－	－
		100.0	－	80.0	－	－	－	20.0	－	－

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅱ　貴事業場が許可を受けた宿日直についてお聞きします。
問7（宿直）②1か月の宿直人数の合計／人

		調査数	0人	1～5人未満	5～10人未満	10～15人未満	15～20人未満	20～25人未満	25～30人未満	30～35人未満	35～40人未満	40人以上	無回答
全　体		1905	31	359	572	305	151	96	49	180	19	103	40
		100.0	1.6	18.8	30.0	16.0	7.9	5.0	2.6	9.4	1.0	5.4	2.1
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	332	6	92	153	36	12	4	2	20	－	1	6
		100.0	1.8	27.7	46.1	10.8	3.6	1.2	0.6	6.0	－	0.3	1.8
	10～29人	543	14	114	170	112	42	19	7	43	2	9	11
		100.0	2.6	21.0	31.3	20.6	7.7	3.5	1.3	7.9	0.4	1.7	2.0
	30～49人	292	5	44	74	38	20	24	15	42	7	19	4
		100.0	1.7	15.1	25.3	13.0	6.8	8.2	5.1	14.4	2.4	6.5	1.4
	50～99人	313	4	64	90	38	28	18	7	36	4	17	7
		100.0	1.3	20.4	28.8	12.1	8.9	5.8	2.2	11.5	1.3	5.4	2.2
	100～299人	288	2	35	66	68	27	17	13	27	3	23	7
		100.0	0.7	12.2	22.9	23.6	9.4	5.9	4.5	9.4	1.0	8.0	2.4
	300～499人	57	－	2	6	7	15	5	2	6	2	10	2
		100.0	－	3.5	10.5	12.3	26.3	8.8	3.5	10.5	3.5	17.5	3.5
	500～999人	34	－	2	2	4	7	3	2	3	－	11	－
		100.0	－	5.9	5.9	11.8	20.6	8.8	5.9	8.8	－	32.4	－
	1,000人以上	35	－	3	4	1	－	6	1	3	1	13	3
		100.0	－	8.6	11.4	2.9	－	17.1	2.9	8.6	2.9	37.1	8.6
	無回答	11	－	3	7	1	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	27.3	63.6	9.1	－	－	－	－	－	－	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	72	－	15	27	8	9	2	1	6	－	4	－
		100.0	－	20.8	37.5	11.1	12.5	2.8	1.4	8.3	－	5.6	－
	製造業	57	－	6	11	4	8	7	－	12	－	9	－
		100.0	－	10.5	19.3	7.0	14.0	12.3	－	21.1	－	15.8	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	175	1	14	53	33	11	10	8	16	5	21	3
		100.0	0.6	8.0	30.3	18.9	6.3	5.7	4.6	9.1	2.9	12.0	1.7
	情報通信業	11	－	3	2	1	2	3	－	－	－	－	－
		100.0	－	27.3	18.2	9.1	18.2	27.3	－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	53	7	11	8	9	2	3	4	3	1	3	2
		100.0	13.2	20.8	15.1	17.0	3.8	5.7	7.5	5.7	1.9	5.7	3.8
	卸売業、小売業	48	4	7	13	8	6	2	1	4	1	－	2
		100.0	8.3	14.6	27.1	16.7	12.5	4.2	2.1	8.3	2.1	－	4.2
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	3	－	1	1	－	－	－	－	1	－	－	－
		100.0	－	33.3	33.3	－	－	－	－	33.3	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	16	－	2	9	3	1	－	－	1	－	－	－
		100.0	－	12.5	56.3	18.8	6.3	－	－	6.3	－	－	－
	宿泊業、飲食サービス業	62	－	30	20	3	1	－	1	6	－	1	－
		100.0	－	48.4	32.3	4.8	1.6	－	1.6	9.7	－	1.6	－
	生活関連サービス業、娯楽業	22	－	6	7	6	－	1	－	1	1	－	－
		100.0	－	27.3	31.8	27.3	－	4.5	－	4.5	4.5	－	－
	教育、学習支援業	37	1	9	6	8	5	1	1	1	1	2	2
		100.0	2.7	24.3	16.2	21.6	13.5	2.7	2.7	2.7	2.7	5.4	5.4
	医療、福祉	1222	14	239	374	199	96	60	30	117	8	56	29
		100.0	1.1	19.6	30.6	16.3	7.9	4.9	2.5	9.6	0.7	4.6	2.4
	複合サービス事業	8	1	3	1	2	1	－	－	－	－	－	－
		100.0	12.5	37.5	12.5	25.0	12.5	－	－	－	－	－	－
	サービス業（他に分類されないもの）	115	3	12	39	19	9	7	3	12	2	7	2
		100.0	2.6	10.4	33.9	16.5	7.8	6.1	2.6	10.4	1.7	6.1	1.7
	無回答	3	－	1	1	1	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	33.3	33.3	33.3	－	－	－	－	－	－	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	324	8	50	76	54	22	20	13	34	7	32	8
		100.0	2.5	15.4	23.5	16.7	6.8	6.2	4.0	10.5	2.2	9.9	2.5
	営業所	86	－	15	36	17	5	4	1	5	1	1	1
		100.0	－	17.4	41.9	19.8	5.8	4.7	1.2	5.8	1.2	1.2	1.2
	店舗、飲食店	8	－	1	5	1	－	－	－	1	－	－	－
		100.0	－	12.5	62.5	12.5	－	－	－	12.5	－	－	－
	工場、作業所	88	－	10	28	8	12	5	2	14	－	9	－
		100.0	－	11.4	31.8	9.1	13.6	5.7	2.3	15.9	－	10.2	－
	輸送・配送センター	17	6	3	2	1	－	－	1	1	－	1	2
		100.0	35.3	17.6	11.8	5.9	－	－	5.9	5.9	－	5.9	11.8
	病院、医療介護施設	908	11	158	279	159	75	46	22	94	6	36	22
		100.0	1.2	17.4	30.7	17.5	8.3	5.1	2.4	10.4	0.7	4.0	2.4
	学校、保育所	32	－	7	4	6	4	1	1	2	2	3	2
		100.0	－	21.9	12.5	18.8	12.5	3.1	3.1	6.3	6.3	9.4	6.3
	旅館、ホテル等の宿泊施設	61	－	31	19	3	1	－	1	5	－	1	－
		100.0	－	50.8	31.1	4.9	1.6	－	1.6	8.2	－	1.6	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	12	－	3	5	1	3	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	25.0	41.7	8.3	25.0	－	－	－	－	－	－
	その他	364	6	79	118	55	29	20	8	22	3	19	5
		100.0	1.6	21.7	32.4	15.1	8.0	5.5	2.2	6.0	0.8	5.2	1.4
	無回答	5	－	2	－	－	－	－	－	2	－	1	－
		100.0	－	40.0	－	－	－	－	－	40.0	－	20.0	－

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅱ　貴事業場が許可を受けた宿日直についてお聞きします。
問7（日直）①1回あたりの日直の人数／人

		調査数	0人	1人	2人	3人	4人	5～10人未満	10人以上	無回答
全 体		697	26	458	93	21	16	22	12	49
		100.0	3.7	65.7	13.3	3.0	2.3	3.2	1.7	7.0
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	75	2	50	6	2	3	1	－	11
		100.0	2.7	66.7	8.0	2.7	4.0	1.3	－	14.7
	10～29人	147	12	89	24	7	4	2	－	9
		100.0	8.2	60.5	16.3	4.8	2.7	1.4	－	6.1
	30～49人	73	2	39	16	2	1	4	4	5
		100.0	2.7	53.4	21.9	2.7	1.4	5.5	5.5	6.8
	50～99人	102	3	78	12	－	2	－	2	5
		100.0	2.9	76.5	11.8	－	2.0	－	2.0	4.9
	100～299人	202	7	151	16	6	4	2	2	14
		100.0	3.5	74.8	7.9	3.0	2.0	1.0	1.0	6.9
	300～499人	47	－	27	11	3	1	2	1	2
		100.0	－	57.4	23.4	6.4	2.1	4.3	2.1	4.3
	500～999人	21	－	10	7	－	－	4	－	－
		100.0	－	47.6	33.3	－	－	19.0	－	－
	1,000人以上	29	－	14	1	1	1	7	3	2
		100.0	－	48.3	3.4	3.4	3.4	24.1	10.3	6.9
	無回答	1	－	－	－	－	－	－	－	1
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	100.0
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	－	1	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－
	建設業	49	1	37	6	2	1	1	1	－
		100.0	2.0	75.5	12.2	4.1	2.0	2.0	2.0	－
	製造業	32	3	19	8	－	－	2	－	－
		100.0	9.4	59.4	25.0	－	－	6.3	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	94	4	44	24	8	3	4	2	5
		100.0	4.3	46.8	25.5	8.5	3.2	4.3	2.1	5.3
	情報通信業	4	－	4	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	29	3	23	2	－	1	－	－	－
		100.0	10.3	79.3	6.9	－	3.4	－	－	－
	卸売業、小売業	28	4	17	4	－	－	1	－	2
		100.0	14.3	60.7	14.3	－	－	3.6	－	7.1
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	1	－	1	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	6	－	6	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－
	宿泊業、飲食サービス業	6	－	4	1	－	－	－	－	1
		100.0	－	66.7	16.7	－	－	－	－	16.7
	生活関連サービス業、娯楽業	1	－	－	1	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	100.0	－	－	－	－	－
	教育、学習支援業	17	4	10	2	－	－	－	－	1
		100.0	23.5	58.8	11.8	－	－	－	－	5.9
	医療、福祉	386	4	270	34	11	9	13	8	37
		100.0	1.0	69.9	8.8	2.8	2.3	3.4	2.1	9.6
	複合サービス事業	4	－	3	1	－	－	－	－	－
		100.0	－	75.0	25.0	－	－	－	－	－
	サービス業（他に分類されないもの）	37	3	17	10	－	2	1	1	3
		100.0	8.1	45.9	27.0	－	5.4	2.7	2.7	8.1
	無回答	2	－	2	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	156	14	78	40	7	6	5	3	3
		100.0	9.0	50.0	25.6	4.5	3.8	3.2	1.9	1.9
	営業所	43	－	27	5	3	2	1	－	5
		100.0	－	62.8	11.6	7.0	4.7	2.3	－	11.6
	店舗、飲食店	2	－	1	－	－	－	－	－	1
		100.0	－	50.0	－	－	－	－	－	50.0
	工場、作業所	60	3	44	7	1	－	3	1	1
		100.0	5.0	73.3	11.7	1.7	－	5.0	1.7	1.7
	輸送・配送センター	19	3	13	2	－	1	－	－	－
		100.0	15.8	68.4	10.5	－	5.3	－	－	－
	病院、医療介護施設	341	3	248	30	9	4	12	6	29
		100.0	0.9	72.7	8.8	2.6	1.2	3.5	1.8	8.5
	学校、保育所	13	2	9	1	－	－	－	－	1
		100.0	15.4	69.2	7.7	－	－	－	－	7.7
	旅館、ホテル等の宿泊施設	7	－	3	3	－	1	－	－	－
		100.0	－	42.9	42.9	－	14.3	－	－	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	5	－	5	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－
	その他	51	1	30	5	1	2	1	2	9
		100.0	2.0	58.8	9.8	2.0	3.9	2.0	3.9	17.6

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅱ　貴事業場が許可を受けた宿日直についてお聞きします。
問7（日直）②1か月の日直人数の合計／人

		調査数	0人	1～5人未満	5～10人未満	10～15人未満	15～20人未満	20～25人未満	25～30人未満	30～35人未満	35～40人未満	40人以上	無回答
全　体		697	25	179	247	64	40	13	15	13	5	31	65
		100.0	3.6	25.7	35.4	9.2	5.7	1.9	2.2	1.9	0.7	4.4	9.3
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	75	2	31	25	1	1	－	－	1	－	1	13
		100.0	2.7	41.3	33.3	1.3	1.3	－	－	1.3	－	1.3	17.3
	10～29人	147	12	34	48	21	12	4	3	－	－	2	11
		100.0	8.2	23.1	32.7	14.3	8.2	2.7	2.0	－	－	1.4	7.5
	30～49人	73	2	15	24	6	7	2	3	3	1	3	7
		100.0	2.7	20.5	32.9	8.2	9.6	2.7	4.1	4.1	1.4	4.1	9.6
	50～99人	102	3	39	30	12	4	2	－	2	－	3	7
		100.0	2.9	38.2	29.4	11.8	3.9	2.0	－	2.0	－	2.9	6.9
	100～299人	202	6	47	89	18	6	3	3	2	1	9	18
		100.0	3.0	23.3	44.1	8.9	3.0	1.5	1.5	1.0	0.5	4.5	8.9
	300～499人	47	－	10	16	2	6	1	5	2	－	1	4
		100.0	－	21.3	34.0	4.3	12.8	2.1	10.6	4.3	－	2.1	8.5
	500～999人	21	－	1	6	3	4	1	－	1	1	4	－
		100.0	－	4.8	28.6	14.3	19.0	4.8	－	4.8	4.8	19.0	－
	1,000人以上	29	－	2	9	1	－	－	1	2	2	8	4
		100.0	－	6.9	31.0	3.4	－	－	3.4	6.9	6.9	27.6	13.8
	無回答	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.0
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	49	1	22	16	1	3	－	1	1	－	4	－
		100.0	2.0	44.9	32.7	2.0	6.1	－	2.0	2.0	－	8.2	－
	製造業	32	3	3	12	3	4	－	－	2	－	3	2
		100.0	9.4	9.4	37.5	9.4	12.5	－	－	6.3	－	9.4	6.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	94	4	19	21	13	15	4	3	2	－	6	7
		100.0	4.3	20.2	22.3	13.8	16.0	4.3	3.2	2.1	－	6.4	7.4
	情報通信業	4	－	1	3	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	25.0	75.0	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	29	3	14	9	1	－	－	1	－	－	－	1
		100.0	10.3	48.3	31.0	3.4	－	－	3.4	－	－	－	3.4
	卸売業、小売業	28	4	4	11	4	1	－	1	－	－	－	3
		100.0	14.3	14.3	39.3	14.3	3.6	－	3.6	－	－	－	10.7
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	1	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	6	－	－	6	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－
	宿泊業、飲食サービス業	6	－	4	1	－	－	－	－	－	－	－	1
		100.0	－	66.7	16.7	－	－	－	－	－	－	－	16.7
	生活関連サービス業、娯楽業	1	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	－	100.0	－	－	－	－	－	－	－
	教育、学習支援業	17	4	5	2	4	－	－	－	1	－	－	1
		100.0	23.5	29.4	11.8	23.5	－	－	－	5.9	－	－	5.9
	医療、福祉	386	3	101	152	33	9	7	9	6	4	16	46
		100.0	0.8	26.2	39.4	8.5	2.3	1.8	2.3	1.6	1.0	4.1	11.9
	複合サービス事業	4	－	－	2	－	2	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	50.0	－	50.0	－	－	－	－	－	－
	サービス業（他に分類されないもの）	37	3	5	11	3	6	2	－	－	1	2	4
		100.0	8.1	13.5	29.7	8.1	16.2	5.4	－	－	2.7	5.4	10.8
	無回答	2	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	50.0	50.0	－	－	－	－	－	－	－	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	156	14	32	49	12	21	2	4	3	1	9	9
		100.0	9.0	20.5	31.4	7.7	13.5	1.3	2.6	1.9	0.6	5.8	5.8
	営業所	43	－	14	12	7	2	1	1	1	－	－	5
		100.0	－	32.6	27.9	16.3	4.7	2.3	2.3	2.3	－	－	11.6
	店舗、飲食店	2	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	1
		100.0	－	－	－	50.0	－	－	－	－	－	－	50.0
	工場、作業所	60	3	14	22	6	5	1	－	2	－	5	2
		100.0	5.0	23.3	36.7	10.0	8.3	1.7	－	3.3	－	8.3	3.3
	輸送・配送センター	19	3	7	4	1	－	1	1	－	－	－	2
		100.0	15.8	36.8	21.1	5.3	－	5.3	5.3	－	－	－	10.5
	病院、医療介護施設	341	2	89	135	32	9	7	8	5	3	15	36
		100.0	0.6	26.1	39.6	9.4	2.6	2.1	2.3	1.5	0.9	4.4	10.6
	学校、保育所	13	2	4	2	3	－	－	－	1	－	－	1
		100.0	15.4	30.8	15.4	23.1	－	－	－	7.7	－	－	7.7
	旅館、ホテル等の宿泊施設	7	－	3	3	－	－	－	－	－	－	1	－
		100.0	－	42.9	42.9	－	－	－	－	－	－	14.3	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	5	－	3	2	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	60.0	40.0	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	51	1	13	18	2	3	1	1	1	1	1	9
		100.0	2.0	25.5	35.3	3.9	5.9	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	17.6

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅱ　貴事業場が許可を受けた宿日直についてお聞きします。
問8：貴事業場において、宿日直に就かせている労働者の職種について、以下から当てはまるものを全て回答してください。（該当全てに○）

		調査数	管理職	専門・技術・研究職	教員職	事務職	営業職（外回り等）	販売職	サービス職	医療・福祉関連の職	保安職	農林漁業関連の職	生産工程職	輸送・機械運転職	建設・採掘関連の職	運搬・清掃・包装の職	その他	無回答
全 体		1960	549	274	29	471	127	22	135	1044	79	8	37	29	27	35	265	7
		100.0	28.0	14.0	1.5	24.0	6.5	1.1	6.9	53.3	4.0	0.4	1.9	1.5	1.4	1.8	13.5	0.4
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	338	105	37	2	43	30	3	34	171	10	1	2	4	9	3	49	1
		100.0	31.1	10.9	0.6	12.7	8.9	0.9	10.1	50.6	3.0	0.3	0.6	1.2	2.7	0.9	14.5	0.3
	10～29人	564	177	95	6	112	52	9	53	245	34	5	8	7	10	10	91	3
		100.0	31.4	16.8	1.1	19.9	9.2	1.6	9.4	43.4	6.0	0.9	1.4	1.2	1.8	1.8	16.1	0.5
	30～49人	303	91	51	5	90	27	9	24	138	14	1	12	9	3	11	52	1
		100.0	30.0	16.8	1.7	29.7	8.9	3.0	7.9	45.5	4.6	0.3	4.0	3.0	1.0	3.6	17.2	0.3
	50～99人	328	96	41	9	115	11	1	17	174	10	1	10	6	3	6	49	1
		100.0	29.3	12.5	2.7	35.1	3.4	0.3	5.2	53.0	3.0	0.3	3.0	1.8	0.9	1.8	14.9	0.3
	100～299人	290	51	29	7	76	4	－	4	217	7	－	4	3	1	4	22	1
		100.0	17.6	10.0	2.4	26.2	1.4	－	1.4	74.8	2.4	－	1.4	1.0	0.3	1.4	7.6	0.3
	300～499人	57	14	9	－	17	1	－	1	45	－	－	1	－	1	－	－	－
		100.0	24.6	15.8	－	29.8	1.8	－	1.8	78.9	－	－	1.8	－	1.8	－	－	－
	500～999人	34	5	4	－	7	－	－	－	26	－	－	－	－	－	1	1	－
		100.0	14.7	11.8	－	20.6	－	－	－	76.5	－	－	－	－	－	2.9	2.9	－
	1,000人以上	35	6	8	－	8	1	－	－	22	4	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	17.1	22.9	－	22.9	2.9	－	－	62.9	11.4	－	－	－	－	－	－	－
	無回答	11	4	－	－	3	1	－	2	6	－	－	－	－	－	－	1	－
		100.0	36.4	－	－	27.3	9.1	－	18.2	54.5	－	－	－	－	－	－	9.1	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	75	25	31	－	9	1	－	3	－	1	－	－	－	26	－	8	－
		100.0	33.3	41.3	－	12.0	1.3	－	4.0	－	1.3	－	－	－	34.7	－	10.7	－
	製造業	59	31	21	－	19	3	－	－	－	4	1	31	－	－	－	5	－
		100.0	52.5	35.6	－	32.2	5.1	－	－	－	6.8	1.7	52.5	－	－	－	8.5	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	183	72	89	－	40	64	7	10	－	36	2	4	3	－	5	13	1
		100.0	39.3	48.6	－	21.9	35.0	3.8	5.5	－	19.7	1.1	2.2	1.6	－	2.7	7.1	0.5
	情報通信業	12	－	11	－	1	2	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	91.7	－	8.3	16.7	－	－	－	8.3	－	－	－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	62	16	23	－	30	1	1	1	－	5	－	－	16	－	14	9	－
		100.0	25.8	37.1	－	48.4	1.6	1.6	1.6	－	8.1	－	－	25.8	－	22.6	14.5	－
	卸売業、小売業	54	34	11	－	20	42	8	11	－	10	2	1	2	－	3	1	－
		100.0	63.0	20.4	－	37.0	77.8	14.8	20.4	－	18.5	3.7	1.9	3.7	－	5.6	1.9	－
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	3	1	－	－	1	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－
		100.0	33.3	－	－	33.3	66.7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	33.3	－
	学術研究、専門・技術サービス業	16	2	7	1	2	－	－	3	－	－	－	－	－	－	－	5	－
		100.0	12.5	43.8	6.3	12.5	－	－	18.8	－	－	－	－	－	－	－	31.3	－
	宿泊業、飲食サービス業	62	17	4	－	15	2	2	38	－	1	－	－	－	－	2	13	－
		100.0	27.4	6.5	－	24.2	3.2	3.2	61.3	－	1.6	－	－	－	－	3.2	21.0	－
	生活関連サービス業、娯楽業	22	11	1	－	5	2	－	16	－	－	－	－	－	－	－	3	－
		100.0	50.0	4.5	－	22.7	9.1	－	72.7	－	－	－	－	－	－	－	13.6	－
	教育、学習支援業	43	9	4	24	17	－	－	3	－	－	－	－	－	－	－	11	1
		100.0	20.9	9.3	55.8	39.5	－	－	7.0	－	－	－	－	－	－	－	25.6	2.3
	医療、福祉	1236	283	49	4	270	3	1	24	1036	14	－	－	2	－	6	154	4
		100.0	22.9	4.0	0.3	21.8	0.2	0.1	1.9	83.8	1.1	－	－	0.2	－	0.5	12.5	0.3
	複合サービス事業	9	4	3	－	5	－	－	1	－	－	－	－	－	－	2	1	－
		100.0	44.4	33.3	－	55.6	－	－	11.1	－	－	－	－	－	－	22.2	11.1	－
	サービス業（他に分類されないもの）	118	41	19	－	36	5	3	25	6	7	3	1	6	1	3	39	1
		100.0	34.7	16.1	－	30.5	4.2	2.5	21.2	5.1	5.9	2.5	0.8	5.1	0.8	2.5	33.1	0.8
	無回答	5	2	－	－	1	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－	2	－
		100.0	40.0	－	－	20.0	－	－	－	40.0	－	－	－	－	－	－	40.0	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	347	133	141	－	92	60	9	27	41	30	4	4	3	10	9	40	－
		100.0	38.3	40.6	－	26.5	17.3	2.6	7.8	11.8	8.6	1.2	1.2	0.9	2.9	2.6	11.5	－
	営業所	90	44	16	－	29	50	4	17	－	16	－	－	4	－	4	7	1
		100.0	48.9	17.8	－	32.2	55.6	4.4	18.9	－	17.8	－	－	4.4	－	4.4	7.8	1.1
	店舗、飲食店	8	4	1	－	2	1	2	7	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	50.0	12.5	－	25.0	12.5	25.0	87.5	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	工場、作業所	94	39	36	－	19	6	3	－	1	8	3	32	3	8	1	7	1
		100.0	41.5	38.3	－	20.2	6.4	3.2	－	1.1	8.5	3.2	34.0	3.2	8.5	1.1	7.4	1.1
	輸送・配送センター	22	6	1	－	13	－	－	－	－	3	－	－	15	－	11	2	－
		100.0	27.3	4.5	－	59.1	－	－	－	－	13.6	－	－	68.2	－	50.0	9.1	－
	病院、医療介護施設	914	199	41	－	219	3	1	12	783	13	－	－	1	－	6	92	3
		100.0	21.8	4.5	－	24.0	0.3	0.1	1.3	85.7	1.4	－	－	0.1	－	0.7	10.1	0.3
	学校、保育所	36	8	3	23	12	－	－	－	5	－	－	－	－	－	－	6	1
		100.0	22.2	8.3	63.9	33.3	－	－	－	13.9	－	－	－	－	－	－	16.7	2.8
	旅館、ホテル等の宿泊施設	61	18	4	－	12	2	－	34	2	2	－	－	－	－	3	12	－
		100.0	29.5	6.6	－	19.7	3.3	－	55.7	3.3	3.3	－	－	－	－	4.9	19.7	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	12	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	9	－	1	－
		100.0	16.7	16.7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	75.0	－	8.3	－
	その他	371	95	27	6	73	4	3	38	210	5	1	－	3	－	1	98	1
		100.0	25.6	7.3	1.6	19.7	1.1	0.8	10.2	56.6	1.3	0.3	－	0.8	－	0.3	26.4	0.3
	無回答	5	1	2	－	－	1	－	－	2	2	－	1	－	－	－	－	－
		100.0	20.0	40.0	－	－	20.0	－	－	40.0	40.0	－	20.0	－	－	－	－	－

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の宿日直の業務についてお聞きします。
問9：宿日直許可書を保存し、事業場内で周知するなどして、労働者に許可を受けた内容について周知していますか。（1つに〇）

		調査数	許可書を保存しており、宿日直に従事しない者も含め、事業場の労働者全体に周知している（事業場の全労働者が宿日直に就いていて、全員に周知している場合は、こちらを選択してください。）	許可書を保存しており、宿日直に就く労働者やその上司等の関係者にのみ周知している	許可書を保存しているが、労働者への周知はしていない	許可書を保存していない、又は、保存しているかわからない	無回答
全　体		1960	662	958	261	68	11
		100.0	33.8	48.9	13.3	3.5	0.6
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに〇をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに〇）	1～9人	338	138	140	34	23	3
		100.0	40.8	41.4	10.1	6.8	0.9
	10～29人	564	230	223	85	22	4
		100.0	40.8	39.5	15.1	3.9	0.7
	30～49人	303	109	152	31	10	1
		100.0	36.0	50.2	10.2	3.3	0.3
	50～99人	328	79	196	45	6	2
		100.0	24.1	59.8	13.7	1.8	0.6
	100～299人	290	67	177	42	4	－
		100.0	23.1	61.0	14.5	1.4	－
	300～499人	57	14	31	11	－	1
		100.0	24.6	54.4	19.3	－	1.8
	500～999人	34	12	18	4	－	－
		100.0	35.3	52.9	11.8	－	－
	1,000人以上	35	9	16	7	3	－
		100.0	25.7	45.7	20.0	8.6	－
	無回答	11	4	5	2	－	－
		100.0	36.4	45.5	18.2	－	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－
	建設業	75	30	34	9	2	－
		100.0	40.0	45.3	12.0	2.7	－
	製造業	59	22	26	8	3	－
		100.0	37.3	44.1	13.6	5.1	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	183	93	60	16	13	1
		100.0	50.8	32.8	8.7	7.1	0.5
	情報通信業	12	5	5	1	1	－
		100.0	41.7	41.7	8.3	8.3	－
	運輸業、郵便業	62	29	27	5	－	1
		100.0	46.8	43.5	8.1	－	1.6
	卸売業、小売業	54	24	18	10	2	－
		100.0	44.4	33.3	18.5	3.7	－
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	3	1	2	－	－	－
		100.0	33.3	66.7	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	16	6	5	4	1	－
		100.0	37.5	31.3	25.0	6.3	－
	宿泊業、飲食サービス業	62	17	33	8	4	－
		100.0	27.4	53.2	12.9	6.5	－
	生活関連サービス業、娯楽業	22	3	14	3	1	1
		100.0	13.6	63.6	13.6	4.5	4.5
	教育、学習支援業	43	11	26	4	2	－
		100.0	25.6	60.5	9.3	4.7	－
	医療、福祉	1236	360	653	181	34	8
		100.0	29.1	52.8	14.6	2.8	0.6
	複合サービス事業	9	4	5	－	－	－
		100.0	44.4	55.6	－	－	－
	サービス業（他に分類されないもの）	118	54	47	12	5	－
		100.0	45.8	39.8	10.2	4.2	－
	無回答	5	2	3	－	－	－
		100.0	40.0	60.0	－	－	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	事業所（事務所）	347	150	138	45	14	－
		100.0	43.2	39.8	13.0	4.0	－
	営業所	90	44	26	9	9	2
		100.0	48.9	28.9	10.0	10.0	2.2
	店舗、飲食店	8	3	2	1	2	－
		100.0	37.5	25.0	12.5	25.0	－
	工場、作業所	94	40	42	7	5	－
		100.0	42.6	44.7	7.4	5.3	－
	輸送・配送センター	22	9	12	－	－	1
		100.0	40.9	54.5	－	－	4.5
	病院、医療介護施設	914	245	514	130	20	5
		100.0	26.8	56.2	14.2	2.2	0.5
	学校、保育所	36	9	21	5	1	－
		100.0	25.0	58.3	13.9	2.8	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	61	15	36	7	3	－
		100.0	24.6	59.0	11.5	4.9	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	12	6	6	－	－	－
		100.0	50.0	50.0	－	－	－
	その他	371	139	158	57	14	3
		100.0	37.5	42.6	15.4	3.8	0.8
	無回答	5	2	3	－	－	－
		100.0	40.0	60.0	－	－	－

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）

Ⅲ　貴事業場の宿日直の業務についてお聞きします。

問10：宿日直に就く労働者に、通常、宿日直中にどのような業務に従事させていますか。令和6（2024）年4月の実績から、最も当てはまるものを回答してください。（1つに○）

		調査数	定時の事業場内の見回り	緊急の文書や電話の収受	非常事態（社会福祉施設における利用者の急病や医療機関における急患の発生などを含む。）に備えた待機	商品等の盗難の防止、火災の防止	その他	無回答
全　体		1960	631	216	818	23	143	129
		100.0	32.2	11.0	41.7	1.2	7.3	6.6
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	338	114	35	148	2	22	17
		100.0	33.7	10.4	43.8	0.6	6.5	5.0
	10～29人	564	191	70	212	6	50	35
		100.0	33.9	12.4	37.6	1.1	8.9	6.2
	30～49人	303	105	41	101	8	24	24
		100.0	34.7	13.5	33.3	2.6	7.9	7.9
	50～99人	328	137	33	105	4	21	28
		100.0	41.8	10.1	32.0	1.2	6.4	8.5
	100～299人	290	66	27	161	3	18	15
		100.0	22.8	9.3	55.5	1.0	6.2	5.2
	300～499人	57	9	3	37	－	5	3
		100.0	15.8	5.3	64.9	－	8.8	5.3
	500～999人	34	3	3	24	－	1	3
		100.0	8.8	8.8	70.6	－	2.9	8.8
	1,000人以上	35	1	2	29	－	2	1
		100.0	2.9	5.7	82.9	－	5.7	2.9
	無回答	11	5	2	1	－	－	3
		100.0	45.5	18.2	9.1	－	－	27.3
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	－	－	1	－	－	－
		100.0	－	－	100.0	－	－	－
	建設業	75	12	28	23	1	10	1
		100.0	16.0	37.3	30.7	1.3	13.3	1.3
	製造業	59	17	10	24	－	6	2
		100.0	28.8	16.9	40.7	－	10.2	3.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	183	25	35	95	－	20	8
		100.0	13.7	19.1	51.9	－	10.9	4.4
	情報通信業	12	－	8	2	－	2	－
		100.0	－	66.7	16.7	－	16.7	－
	運輸業、郵便業	62	10	13	23	13	3	－
		100.0	16.1	21.0	37.1	21.0	4.8	－
	卸売業、小売業	54	12	16	14	3	6	3
		100.0	22.2	29.6	25.9	5.6	11.1	5.6
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	3	－	1	2	－	－	－
		100.0	－	33.3	66.7	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	16	8	3	4	－	－	1
		100.0	50.0	18.8	25.0	－	－	6.3
	宿泊業、飲食サービス業	62	31	2	19	1	5	4
		100.0	50.0	3.2	30.6	1.6	8.1	6.5
	生活関連サービス業、娯楽業	22	9	4	5	－	2	2
		100.0	40.9	18.2	22.7	－	9.1	9.1
	教育、学習支援業	43	20	6	7	1	6	3
		100.0	46.5	14.0	16.3	2.3	14.0	7.0
	医療、福祉	1236	450	58	563	－	65	100
		100.0	36.4	4.7	45.6	－	5.3	8.1
	複合サービス事業	9	2	3	3	－	－	1
		100.0	22.2	33.3	33.3	－	－	11.1
	サービス業（他に分類されないもの）	118	33	27	33	4	17	4
		100.0	28.0	22.9	28.0	3.4	14.4	3.4
	無回答	5	2	2	－	－	1	－
		100.0	40.0	40.0	－	－	20.0	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	347	77	81	128	3	43	15
		100.0	22.2	23.3	36.9	0.9	12.4	4.3
	営業所	90	9	30	41	2	5	3
		100.0	10.0	33.3	45.6	2.2	5.6	3.3
	店舗、飲食店	8	1	1	4	1	1	－
		100.0	12.5	12.5	50.0	12.5	12.5	－
	工場、作業所	94	25	19	39	－	8	3
		100.0	26.6	20.2	41.5	－	8.5	3.2
	輸送・配送センター	22	2	2	5	12	1	－
		100.0	9.1	9.1	22.7	54.5	4.5	－
	病院、医療介護施設	914	308	49	439	－	42	76
		100.0	33.7	5.4	48.0	－	4.6	8.3
	学校、保育所	36	18	4	10	－	4	－
		100.0	50.0	11.1	27.8	－	11.1	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	61	32	1	16	2	6	4
		100.0	52.5	1.6	26.2	3.3	9.8	6.6
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	12	3	5	3	－	1	－
		100.0	25.0	41.7	25.0	－	8.3	－
	その他	371	155	23	132	3	31	27
		100.0	41.8	6.2	35.6	0.8	8.4	7.3
	無回答	5	1	1	1	－	1	1
		100.0	20.0	20.0	20.0	－	20.0	20.0

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の宿日直の業務についてお聞きします。
問11：問10で回答した業務は、宿日直許可を取得した当時に、従事させることとしていた業務と同じですか。（1つに○）

		調査数	同じである	異なる	わからない	無回答
全　体		1960	1906	14	36	4
		100.0	97.2	0.7	1.8	0.2
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	338	325	4	9	－
		100.0	96.2	1.2	2.7	－
	10～29人	564	543	4	14	3
		100.0	96.3	0.7	2.5	0.5
	30～49人	303	300	－	3	－
		100.0	99.0	－	1.0	－
	50～99人	328	323	3	2	－
		100.0	98.5	0.9	0.6	－
	100～299人	290	282	2	5	1
		100.0	97.2	0.7	1.7	0.3
	300～499人	57	56	－	1	－
		100.0	98.2	－	1.8	－
	500～999人	34	33	1	－	－
		100.0	97.1	2.9	－	－
	1,000人以上	35	34	－	1	－
		100.0	97.1	－	2.9	－
	無回答	11	10	－	1	－
		100.0	90.9	－	9.1	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－
	建設業	75	74	－	1	－
		100.0	98.7	－	1.3	－
	製造業	59	58	－	1	－
		100.0	98.3	－	1.7	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	183	173	2	8	－
		100.0	94.5	1.1	4.4	－
	情報通信業	12	11	－	1	－
		100.0	91.7	－	8.3	－
	運輸業、郵便業	62	62	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－
	卸売業、小売業	54	53	1	－	－
		100.0	98.1	1.9	－	－
	金融業、保険業	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	3	3	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	16	15	－	1	－
		100.0	93.8	－	6.3	－
	宿泊業、飲食サービス業	62	60	－	2	－
		100.0	96.8	－	3.2	－
	生活関連サービス業、娯楽業	22	22	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－
	教育、学習支援業	43	41	－	1	1
		100.0	95.3	－	2.3	2.3
	医療、福祉	1236	1204	10	19	3
		100.0	97.4	0.8	1.5	0.2
	複合サービス事業	9	9	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－
	サービス業（他に分類されないもの）	118	116	－	2	－
		100.0	98.3	－	1.7	－
	無回答	5	4	1	－	－
		100.0	80.0	20.0	－	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	347	335	3	7	2
		100.0	96.5	0.9	2.0	0.6
	営業所	90	83	1	6	－
		100.0	92.2	1.1	6.7	－
	店舗、飲食店	8	7	1	－	－
		100.0	87.5	12.5	－	－
	工場、作業所	94	92	－	2	－
		100.0	97.9	－	2.1	－
	輸送・配送センター	22	22	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－
	病院、医療介護施設	914	893	6	13	2
		100.0	97.7	0.7	1.4	0.2
	学校、保育所	36	36	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	61	58	－	3	－
		100.0	95.1	－	4.9	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	12	12	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－
	その他	371	363	3	5	－
		100.0	97.8	0.8	1.3	－
	無回答	5	5	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の宿日直の業務についてお聞きします。
【宿直】問12：令和6年4月に、宿日直に就く労働者が、宿日直中に、突発的な事情で、通常業務や、緊急事態への対応を行うことはありましたか。（各項目1つに〇）

		調査数	宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している	宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はあり、現状、その対応に要した時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい	宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があるが、現状、その対応に要した時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない	宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はなかった（通常業務・緊急対応を行ったことについて報告を求めており、その報告がなかった場合など）	宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握していないが、今後は把握していきたい	宿直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握しておらず、今後も把握するつもりはない	無回答
全 体		1905	823	177	68	772	31	9	25
		100.0	43.2	9.3	3.6	40.5	1.6	0.5	1.3
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに〇をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに〇）	1～9人	332	122	28	11	163	2	2	4
		100.0	36.7	8.4	3.3	49.1	0.6	0.6	1.2
	10～29人	543	246	52	8	222	7	2	6
		100.0	45.3	9.6	1.5	40.9	1.3	0.4	1.1
	30～49人	292	127	17	12	126	2	－	8
		100.0	43.5	5.8	4.1	43.2	0.7	－	2.7
	50～99人	313	140	24	15	122	6	3	3
		100.0	44.7	7.7	4.8	39.0	1.9	1.0	1.0
	100～299人	288	117	42	18	100	9	－	2
		100.0	40.6	14.6	6.3	34.7	3.1	－	0.7
	300～499人	57	23	9	2	17	4	1	1
		100.0	40.4	15.8	3.5	29.8	7.0	1.8	1.8
	500～999人	34	20	4	1	7	－	1	1
		100.0	58.8	11.8	2.9	20.6	－	2.9	2.9
	1,000人以上	35	25	1	1	8	－	－	－
		100.0	71.4	2.9	2.9	22.9	－	－	－
	無回答	11	3	－	－	7	1	－	－
		100.0	27.3	－	－	63.6	9.1	－	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	－	－	－	1	－	－	－
		100.0	－	－	－	100.0	－	－	－
	建設業	72	23	3	2	39	2	1	2
		100.0	31.9	4.2	2.8	54.2	2.8	1.4	2.8
	製造業	57	11	2	2	41	1	－	－
		100.0	19.3	3.5	3.5	71.9	1.8	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	175	138	5	4	27	－	－	1
		100.0	78.9	2.9	2.3	15.4	－	－	0.6
	情報通信業	11	9	1	－	1	－	－	－
		100.0	81.8	9.1	－	9.1	－	－	－
	運輸業、郵便業	53	21	－	－	31	－	－	1
		100.0	39.6	－	－	58.5	－	－	1.9
	卸売業、小売業	48	18	－	－	28	1	－	1
		100.0	37.5	－	－	58.3	2.1	－	2.1
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	3	2	1	－	－	－	－	－
		100.0	66.7	33.3	－	－	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	16	6	－	－	8	2	－	－
		100.0	37.5	－	－	50.0	12.5	－	－
	宿泊業、飲食サービス業	62	13	13	1	31	1	1	2
		100.0	21.0	21.0	1.6	50.0	1.6	1.6	3.2
	生活関連サービス業、娯楽業	22	9	2	－	11	－	－	－
		100.0	40.9	9.1	－	50.0	－	－	－
	教育、学習支援業	37	13	2	－	21	1	－	－
		100.0	35.1	5.4	－	56.8	2.7	－	－
	医療、福祉	1222	502	140	55	485	19	6	15
		100.0	41.1	11.5	4.5	39.7	1.6	0.5	1.2
	複合サービス事業	8	3	1	－	3	－	－	1
		100.0	37.5	12.5	－	37.5	－	－	12.5
	サービス業（他に分類されないもの）	115	53	7	4	45	4	1	1
		100.0	46.1	6.1	3.5	39.1	3.5	0.9	0.9
	無回答	3	2	－	－	－	－	－	1
		100.0	66.7	－	－	－	－	－	33.3
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	事業所（事務所）	324	176	12	7	117	4	2	6
		100.0	54.3	3.7	2.2	36.1	1.2	0.6	1.9
	営業所	86	62	3	－	20	1	－	－
		100.0	72.1	3.5	－	23.3	1.2	－	－
	店舗、飲食店	8	2	1	－	5	－	－	－
		100.0	25.0	12.5	－	62.5	－	－	－
	工場、作業所	88	24	2	3	58	1	－	－
		100.0	27.3	2.3	3.4	65.9	1.1	－	－
	輸送・配送センター	17	3	－	－	13	－	－	1
		100.0	17.6	－	－	76.5	－	－	5.9
	病院、医療介護施設	908	391	110	45	329	18	6	9
		100.0	43.1	12.1	5.0	36.2	2.0	0.7	1.0
	学校、保育所	32	11	－	－	21	－	－	－
		100.0	34.4	－	－	65.6	－	－	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	61	14	13	1	29	2	－	2
		100.0	23.0	21.3	1.6	47.5	3.3	－	3.3
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	12	2	1	－	8	1	－	－
		100.0	16.7	8.3	－	66.7	8.3	－	－
	その他	364	135	35	12	170	4	1	7
		100.0	37.1	9.6	3.3	46.7	1.1	0.3	1.9
	無回答	5	3	－	－	2	－	－	－
		100.0	60.0	－	－	40.0	－	－	－

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の宿日直の業務についてお聞きします。
【日直】問12：令和6年4月に、宿日直に就く労働者が、宿日直中に、突発的な事情で、通常業務や、緊急事態への対応を行うことはありましたか。（各項目1つに〇）

		調査数	日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があり、その対応に要した時間数についても把握している	日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はあり、現状、その対応に要した時間数までは把握していないものの、今後は把握していきたい	日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績があるが、現状、その対応に要した時間数までは把握しておらず、今後も把握するつもりはない	日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績はなかった（通常業務・緊急対応を行ったことについて報告を求めており、その報告がなかった場合など）	日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握していないが、今後は把握していきたい	日直の時間帯に、通常業務・緊急対応を行った実績は把握しておらず、今後も把握するつもりはない	無回答
全 体		697	266	64	29	251	18	7	62
		100.0	38.2	9.2	4.2	36.0	2.6	1.0	8.9
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに〇をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに〇）	1～9人	75	25	6	2	30	－	1	11
		100.0	33.3	8.0	2.7	40.0	－	1.3	14.7
	10～29人	147	66	10	1	49	4	2	15
		100.0	44.9	6.8	0.7	33.3	2.7	1.4	10.2
	30～49人	73	33	2	3	27	2	－	6
		100.0	45.2	2.7	4.1	37.0	2.7	－	8.2
	50～99人	102	30	7	10	44	2	3	6
		100.0	29.4	6.9	9.8	43.1	2.0	2.9	5.9
	100～299人	202	68	27	10	74	6	－	17
		100.0	33.7	13.4	5.0	36.6	3.0	－	8.4
	300～499人	47	14	6	2	18	3	1	3
		100.0	29.8	12.8	4.3	38.3	6.4	2.1	6.4
	500～999人	21	10	4	1	3	1	－	2
		100.0	47.6	19.0	4.8	14.3	4.8	－	9.5
	1,000人以上	29	20	2	－	5	－	－	2
		100.0	69.0	6.9	－	17.2	－	－	6.9
	無回答	1	－	－	－	1	－	－	－
		100.0	－	－	－	100.0	－	－	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	－	－	－	1	－	－	－
		100.0	－	－	－	100.0	－	－	－
	建設業	49	12	3	3	29	1	1	－
		100.0	24.5	6.1	6.1	59.2	2.0	2.0	－
	製造業	32	9	1	1	19	1	－	1
		100.0	28.1	3.1	3.1	59.4	3.1	－	3.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	94	58	4	5	17	－	1	9
		100.0	61.7	4.3	5.3	18.1	－	1.1	9.6
	情報通信業	4	1	1	－	2	－	－	－
		100.0	25.0	25.0	－	50.0	－	－	－
	運輸業、郵便業	29	6	－	－	22	－	－	1
		100.0	20.7	－	－	75.9	－	－	3.4
	卸売業、小売業	28	6	2	1	15	2	－	2
		100.0	21.4	7.1	3.6	53.6	7.1	－	7.1
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	1	1	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	6	1	－	－	5	－	－	－
		100.0	16.7	－	－	83.3	－	－	－
	宿泊業、飲食サービス業	6	2	1	－	－	－	1	2
		100.0	33.3	16.7	－	－	－	16.7	33.3
	生活関連サービス業、娯楽業	1	1	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－
	教育、学習支援業	17	5	1	－	8	－	－	3
		100.0	29.4	5.9	－	47.1	－	－	17.6
	医療、福祉	386	142	48	17	119	14	4	42
		100.0	36.8	12.4	4.4	30.8	3.6	1.0	10.9
	複合サービス事業	4	－	－	1	3	－	－	－
		100.0	－	－	25.0	75.0	－	－	－
	サービス業（他に分類されないもの）	37	20	3	1	11	－	－	2
		100.0	54.1	8.1	2.7	29.7	－	－	5.4
	無回答	2	2	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	事業所（事務所）	156	70	10	9	54	2	2	9
		100.0	44.9	6.4	5.8	34.6	1.3	1.3	5.8
	営業所	43	26	3	－	9	1	－	4
		100.0	60.5	7.0	－	20.9	2.3	－	9.3
	店舗、飲食店	2	－	－	－	1	－	－	1
		100.0	－	－	－	50.0	－	－	50.0
	工場、作業所	60	14	1	2	40	1	－	2
		100.0	23.3	1.7	3.3	66.7	1.7	－	3.3
	輸送・配送センター	19	3	－	－	15	－	－	1
		100.0	15.8	－	－	78.9	－	－	5.3
	病院、医療介護施設	341	127	46	17	101	13	4	33
		100.0	37.2	13.5	5.0	29.6	3.8	1.2	9.7
	学校、保育所	13	5	－	－	7	－	－	1
		100.0	38.5	－	－	53.8	－	－	7.7
	旅館、ホテル等の宿泊施設	7	3	2	－	1	－	－	1
		100.0	42.9	28.6	－	14.3	－	－	14.3
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	5	2	1	－	2	－	－	－
		100.0	40.0	20.0	－	40.0	－	－	－
	その他	51	16	1	1	21	1	1	10
		100.0	31.4	2.0	2.0	41.2	2.0	2.0	19.6

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の宿日直の業務についてお聞きします。
問12付問1：【宿直について】宿直中に通常業務・緊急対応を行った全員の延べ日数をお答えください。

		調査数	月20日以上	月16日～19日	月12日～15日	月8日～11日	月4日～7日	月4日未満	無回答
全　体		1068	117	28	35	60	130	690	8
		100.0	11.0	2.6	3.3	5.6	12.2	64.6	0.7
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	161	9	1	2	3	24	120	2
		100.0	5.6	0.6	1.2	1.9	14.9	74.5	1.2
	10～29人	306	31	8	7	11	33	214	2
		100.0	10.1	2.6	2.3	3.6	10.8	69.9	0.7
	30～49人	156	9	3	4	8	18	114	－
		100.0	5.8	1.9	2.6	5.1	11.5	73.1	－
	50～99人	179	15	4	6	9	21	124	－
		100.0	8.4	2.2	3.4	5.0	11.7	69.3	－
	100～299人	177	29	7	7	21	21	90	2
		100.0	16.4	4.0	4.0	11.9	11.9	50.8	1.1
	300～499人	34	6	3	4	1	8	12	－
		100.0	17.6	8.8	11.8	2.9	23.5	35.3	－
	500～999人	25	8	－	4	4	3	5	1
		100.0	32.0	－	16.0	16.0	12.0	20.0	4.0
	1,000人以上	27	10	2	1	3	2	8	1
		100.0	37.0	7.4	3.7	11.1	7.4	29.6	3.7
	無回答	3	－	－	－	－	－	3	－
		100.0	－	－	－	－	－	100.0	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	28	4	2	－	1	5	16	－
		100.0	14.3	7.1	－	3.6	17.9	57.1	－
	製造業	15	－	1	－	－	－	14	－
		100.0	－	6.7	－	－	－	93.3	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	147	22	4	5	14	18	84	－
		100.0	15.0	2.7	3.4	9.5	12.2	57.1	－
	情報通信業	10	1	－	－	－	－	9	－
		100.0	10.0	－	－	－	－	90.0	－
	運輸業、郵便業	21	－	1	－	1	3	15	1
		100.0	－	4.8	－	4.8	14.3	71.4	4.8
	卸売業、小売業	18	2	1	－	－	1	14	－
		100.0	11.1	5.6	－	－	5.6	77.8	－
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	3	－	－	－	－	－	3	－
		100.0	－	－	－	－	－	100.0	－
	学術研究、専門・技術サービス業	6	－	－	－	1	2	3	－
		100.0	－	－	－	16.7	33.3	50.0	－
	宿泊業、飲食サービス業	27	2	1	1	－	1	22	－
		100.0	7.4	3.7	3.7	－	3.7	81.5	－
	生活関連サービス業、娯楽業	11	－	1	－	1	3	6	－
		100.0	－	9.1	－	9.1	27.3	54.5	－
	教育、学習支援業	15	2	－	2	－	－	11	－
		100.0	13.3	－	13.3	－	－	73.3	－
	医療、福祉	697	79	15	23	41	89	443	7
		100.0	11.3	2.2	3.3	5.9	12.8	63.6	1.0
	複合サービス事業	4	－	－	－	1	－	3	－
		100.0	－	－	－	25.0	－	75.0	－
	サービス業（他に分類されないもの）	64	5	2	4	－	8	45	－
		100.0	7.8	3.1	6.3	－	12.5	70.3	－
	無回答	2	－	－	－	－	－	2	－
		100.0	－	－	－	－	－	100.0	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	195	30	7	4	18	20	116	－
		100.0	15.4	3.6	2.1	9.2	10.3	59.5	－
	営業所	65	3	2	5	1	7	47	－
		100.0	4.6	3.1	7.7	1.5	10.8	72.3	－
	店舗、飲食店	3	1	－	－	－	2	－	－
		100.0	33.3	－	－	－	66.7	－	－
	工場、作業所	29	1	－	－	－	6	22	－
		100.0	3.4	－	－	－	20.7	75.9	－
	輸送・配送センター	3	－	－	－	－	－	2	1
		100.0	－	－	－	－	－	66.7	33.3
	病院、医療介護施設	546	69	13	19	36	67	335	7
		100.0	12.6	2.4	3.5	6.6	12.3	61.4	1.3
	学校、保育所	11	2	－	2	－	1	6	－
		100.0	18.2	－	18.2	－	9.1	54.5	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	28	1	1	1	－	1	24	－
		100.0	3.6	3.6	3.6	－	3.6	85.7	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	3	－	－	－	－	－	3	－
		100.0	－	－	－	－	－	100.0	－
	その他	182	10	5	4	5	25	133	－
		100.0	5.5	2.7	2.2	2.7	13.7	73.1	－
	無回答	3	－	－	－	－	1	2	－
		100.0	－	－	－	－	33.3	66.7	－

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の宿日直の業務についてお聞きします。
問12付問1：【日直について】日直中に通常業務・緊急対応を行った全員の延べ日数をお答えください

		調査数	月9日以上	月7日～8日	月5日～6日	月3日～4日	月2日	月1日	無回答
全 体		359	59	22	30	72	41	124	11
		100.0	16.4	6.1	8.4	20.1	11.4	34.5	3.1
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	33	5	1	1	2	6	16	2
		100.0	15.2	3.0	3.0	6.1	18.2	48.5	6.1
	10～29人	77	13	6	6	15	7	29	1
		100.0	16.9	7.8	7.8	19.5	9.1	37.7	1.3
	30～49人	38	8	3	4	5	3	13	2
		100.0	21.1	7.9	10.5	13.2	7.9	34.2	5.3
	50～99人	47	5	2	3	12	8	16	1
		100.0	10.6	4.3	6.4	25.5	17.0	34.0	2.1
	100～299人	105	14	5	9	25	12	38	2
		100.0	13.3	4.8	8.6	23.8	11.4	36.2	1.9
	300～499人	22	2	3	4	8	－	5	－
		100.0	9.1	13.6	18.2	36.4	－	22.7	－
	500～999人	15	3	1	2	3	3	2	1
		100.0	20.0	6.7	13.3	20.0	20.0	13.3	6.7
	1,000人以上	22	9	1	1	2	2	5	2
		100.0	40.9	4.5	4.5	9.1	9.1	22.7	9.1
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	18	3	2	3	2	1	6	1
		100.0	16.7	11.1	16.7	11.1	5.6	33.3	5.6
	製造業	11	－	－	1	1	1	7	1
		100.0	－	－	9.1	9.1	9.1	63.6	9.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	67	17	3	6	12	7	22	－
		100.0	25.4	4.5	9.0	17.9	10.4	32.8	－
	情報通信業	2	1	－	－	－	－	1	－
		100.0	50.0	－	－	－	－	50.0	－
	運輸業、郵便業	6	－	－	－	－	－	4	2
		100.0	－	－	－	－	－	66.7	33.3
	卸売業、小売業	9	4	1	－	2	－	2	－
		100.0	44.4	11.1	－	22.2	－	22.2	－
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	1	－	－	－	－	－	1	－
		100.0	－	－	－	－	－	100.0	－
	学術研究、専門・技術サービス業	1	－	－	－	－	－	1	－
		100.0	－	－	－	－	－	100.0	－
	宿泊業、飲食サービス業	3	－	－	－	－	－	3	－
		100.0	－	－	－	－	－	100.0	－
	生活関連サービス業、娯楽業	1	－	－	1	－	－	－	－
		100.0	－	－	100.0	－	－	－	－
	教育、学習支援業	6	1	－	1	1	－	3	－
		100.0	16.7	－	16.7	16.7	－	50.0	－
	医療、福祉	207	32	13	14	48	30	63	7
		100.0	15.5	6.3	6.8	23.2	14.5	30.4	3.4
	複合サービス事業	1	－	－	1	－	－	－	－
		100.0	－	－	100.0	－	－	－	－
	サービス業（他に分類されないもの）	24	－	3	3	6	2	10	－
		100.0	－	12.5	12.5	25.0	8.3	41.7	－
	無回答	2	1	－	－	－	－	1	－
		100.0	50.0	－	－	－	－	50.0	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	89	17	5	11	17	5	31	3
		100.0	19.1	5.6	12.4	19.1	5.6	34.8	3.4
	営業所	29	9	2	2	3	5	8	－
		100.0	31.0	6.9	6.9	10.3	17.2	27.6	－
	店舗、飲食店	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	工場、作業所	17	－	2	－	4	2	9	－
		100.0	－	11.8	－	23.5	11.8	52.9	－
	輸送・配送センター	3	－	－	1	－	－	－	2
		100.0	－	－	33.3	－	－	－	66.7
	病院、医療介護施設	190	29	12	14	45	25	60	5
		100.0	15.3	6.3	7.4	23.7	13.2	31.6	2.6
	学校、保育所	5	1	－	1	1	－	2	－
		100.0	20.0	－	20.0	20.0	－	40.0	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	5	－	－	－	1	1	3	－
		100.0	－	－	－	20.0	20.0	60.0	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	3	－	－	1	－	－	2	－
		100.0	－	－	33.3	－	－	66.7	－
	その他	18	3	1	－	1	3	9	1
		100.0	16.7	5.6	－	5.6	16.7	50.0	5.6

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の宿日直の業務についてお聞きします。
問12付問2：宿日直中に、通常業務・緊急対応を行った時間に対して、通常の宿日直手当とは別に、どのような措置を講じたか。又は講じていきたいか。（1つに○ ）

		調査数	宿日直手当に加えて、実際に、通常業務・緊急対応を行った時間数に対して、別途賃金（時間外労働又は深夜労働に対する割増賃金を含む。）を支給した	宿日直手当のみを支給し、通常業務・緊急対応を行った時間数に対して別途の賃金は支払っていないが、今後支払うようにしたい	宿日直手当のみを支給し、通常業務・緊急対応を行った時間数に対して別途の賃金は支払っていないし、今後も支払うつもりはない	無回答
全　体		856	604	62	153	37
		100.0	70.6	7.2	17.9	4.3
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	127	95	11	15	6
		100.0	74.8	8.7	11.8	4.7
	10～29人	256	188	20	41	7
		100.0	73.4	7.8	16.0	2.7
	30～49人	137	95	10	24	8
		100.0	69.3	7.3	17.5	5.8
	50～99人	144	86	12	36	10
		100.0	59.7	8.3	25.0	6.9
	100～299人	119	79	7	30	3
		100.0	66.4	5.9	25.2	2.5
	300～499人	24	15	1	6	2
		100.0	62.5	4.2	25.0	8.3
	500～999人	20	17	1	1	1
		100.0	85.0	5.0	5.0	5.0
	1,000人以上	26	26	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－
	無回答	3	3	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－
	建設業	24	21	－	2	1
		100.0	87.5	－	8.3	4.2
	製造業	14	12	－	1	1
		100.0	85.7	－	7.1	7.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	144	129	2	6	7
		100.0	89.6	1.4	4.2	4.9
	情報通信業	9	8	1	－	－
		100.0	88.9	11.1	－	－
	運輸業、郵便業	23	18	2	3	－
		100.0	78.3	8.7	13.0	－
	卸売業、小売業	20	17	－	2	1
		100.0	85.0	－	10.0	5.0
	金融業、保険業	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	3	2	－	－	1
		100.0	66.7	－	－	33.3
	学術研究、専門・技術サービス業	6	6	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－
	宿泊業、飲食サービス業	13	6	2	5	－
		100.0	46.2	15.4	38.5	－
	生活関連サービス業、娯楽業	9	6	1	1	1
		100.0	66.7	11.1	11.1	11.1
	教育、学習支援業	14	5	2	7	－
		100.0	35.7	14.3	50.0	－
	医療、福祉	514	327	49	117	21
		100.0	63.6	9.5	22.8	4.1
	複合サービス事業	3	1	1	－	1
		100.0	33.3	33.3	－	33.3
	サービス業（他に分類されないもの）	56	43	2	9	2
		100.0	76.8	3.6	16.1	3.6
	無回答	4	3	－	－	1
		100.0	75.0	－	－	25.0
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	190	155	6	19	10
		100.0	81.6	3.2	10.0	5.3
	営業所	64	61	2	－	1
		100.0	95.3	3.1	－	1.6
	店舗、飲食店	2	1	－	1	－
		100.0	50.0	－	50.0	－
	工場、作業所	27	20	1	3	3
		100.0	74.1	3.7	11.1	11.1
	輸送・配送センター	4	3	－	1	－
		100.0	75.0	－	25.0	－
	病院、医療介護施設	399	252	34	98	15
		100.0	63.2	8.5	24.6	3.8
	学校、保育所	12	3	2	7	－
		100.0	25.0	16.7	58.3	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	14	6	3	5	－
		100.0	42.9	21.4	35.7	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	2	2	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－
	その他	139	98	14	19	8
		100.0	70.5	10.1	13.7	5.8
	無回答	3	3	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の宿日直の業務についてお聞きします。
問13：（宿直）宿日直の１回あたりの拘束時間／時間

		調査数	7時間以下	8～9時間	10～11時間	12～13時間	14～15時間	16～17時間	18時間以上	無回答
全 体		1905	130	288	208	227	724	265	34	29
		100.0	6.8	15.1	10.9	11.9	38.0	13.9	1.8	1.5
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	332	19	72	58	45	100	29	6	3
		100.0	5.7	21.7	17.5	13.6	30.1	8.7	1.8	0.9
	10～29人	543	52	97	79	67	171	57	12	8
		100.0	9.6	17.9	14.5	12.3	31.5	10.5	2.2	1.5
	30～49人	292	21	58	27	35	107	29	9	6
		100.0	7.2	19.9	9.2	12.0	36.6	9.9	3.1	2.1
	50～99人	313	19	36	26	38	135	49	2	8
		100.0	6.1	11.5	8.3	12.1	43.1	15.7	0.6	2.6
	100～299人	288	12	14	9	31	148	66	4	4
		100.0	4.2	4.9	3.1	10.8	51.4	22.9	1.4	1.4
	300～499人	57	2	2	3	8	24	17	1	－
		100.0	3.5	3.5	5.3	14.0	42.1	29.8	1.8	－
	500～999人	34	1	2	5	1	17	8	－	－
		100.0	2.9	5.9	14.7	2.9	50.0	23.5	－	－
	1,000人以上	35	3	4	1	－	18	9	－	－
		100.0	8.6	11.4	2.9	－	51.4	25.7	－	－
	無回答	11	1	3	－	2	4	1	－	－
		100.0	9.1	27.3	－	18.2	36.4	9.1	－	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	－	－	－	－	1	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	100.0	－	－	－
	建設業	72	4	10	8	7	31	11	－	1
		100.0	5.6	13.9	11.1	9.7	43.1	15.3	－	1.4
	製造業	57	12	2	3	8	20	12	－	－
		100.0	21.1	3.5	5.3	14.0	35.1	21.1	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	175	6	4	6	7	98	51	2	1
		100.0	3.4	2.3	3.4	4.0	56.0	29.1	1.1	0.6
	情報通信業	11	－	－	－	－	10	－	1	－
		100.0	－	－	－	－	90.9	－	9.1	－
	運輸業、郵便業	53	5	21	3	5	9	3	1	6
		100.0	9.4	39.6	5.7	9.4	17.0	5.7	1.9	11.3
	卸売業、小売業	48	2	5	1	5	20	15	－	－
		100.0	4.2	10.4	2.1	10.4	41.7	31.3	－	－
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	3	－	1	－	－	2	－	－	－
		100.0	－	33.3	－	－	66.7	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	16	－	1	－	3	10	2	－	－
		100.0	－	6.3	－	18.8	62.5	12.5	－	－
	宿泊業、飲食サービス業	62	13	21	15	6	6	1	－	－
		100.0	21.0	33.9	24.2	9.7	9.7	1.6	－	－
	生活関連サービス業、娯楽業	22	－	4	8	3	6	1	－	－
		100.0	－	18.2	36.4	13.6	27.3	4.5	－	－
	教育、学習支援業	37	6	7	5	4	10	4	－	1
		100.0	16.2	18.9	13.5	10.8	27.0	10.8	－	2.7
	医療、福祉	1222	74	200	151	150	457	149	26	15
		100.0	6.1	16.4	12.4	12.3	37.4	12.2	2.1	1.2
	複合サービス事業	8	－	1	1	3	2	－	－	1
		100.0	－	12.5	12.5	37.5	25.0	－	－	12.5
	サービス業（他に分類されないもの）	115	8	11	7	26	41	14	4	4
		100.0	7.0	9.6	6.1	22.6	35.7	12.2	3.5	3.5
	無回答	3	－	－	－	－	1	2	－	－
		100.0	－	－	－	－	33.3	66.7	－	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	324	17	51	16	21	140	72	3	4
		100.0	5.2	15.7	4.9	6.5	43.2	22.2	0.9	1.2
	営業所	86	7	3	2	13	40	19	1	1
		100.0	8.1	3.5	2.3	15.1	46.5	22.1	1.2	1.2
	店舗、飲食店	8	1	2	3	1	1	－	－	－
		100.0	12.5	25.0	37.5	12.5	12.5	－	－	－
	工場、作業所	88	9	4	11	11	38	12	3	－
		100.0	10.2	4.5	12.5	12.5	43.2	13.6	3.4	－
	輸送・配送センター	17	－	1	2	2	6	－	－	6
		100.0	－	5.9	11.8	11.8	35.3	－	－	35.3
	病院、医療介護施設	908	41	93	95	117	404	134	15	9
		100.0	4.5	10.2	10.5	12.9	44.5	14.8	1.7	1.0
	学校、保育所	32	5	8	4	3	8	3	－	1
		100.0	15.6	25.0	12.5	9.4	25.0	9.4	－	3.1
	旅館、ホテル等の宿泊施設	61	11	20	14	7	7	1	1	－
		100.0	18.0	32.8	23.0	11.5	11.5	1.6	1.6	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	12	－	4	1	2	4	1	－	－
		100.0	－	33.3	8.3	16.7	33.3	8.3	－	－
	その他	364	37	101	60	50	75	22	11	8
		100.0	10.2	27.7	16.5	13.7	20.6	6.0	3.0	2.2
	無回答	5	2	1	－	－	1	1	－	－
		100.0	40.0	20.0	－	－	20.0	20.0	－	－

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の宿日直の業務についてお聞きします。
問13：（日直）宿日直の１回あたりの拘束時間／時間

		調査数	7時間以下	8時間	9時間	10～11時間	12～13時間	14～15時間	16時間以上	無回答
全 体		697	52	259	244	37	16	4	28	57
		100.0	7.5	37.2	35.0	5.3	2.3	0.6	4.0	8.2
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに〇をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに〇）	1～9人	75	11	27	22	2	3	－	1	9
		100.0	14.7	36.0	29.3	2.7	4.0	－	1.3	12.0
	10～29人	147	12	64	38	5	4	－	6	18
		100.0	8.2	43.5	25.9	3.4	2.7	－	4.1	12.2
	30～49人	73	8	30	20	4	3	1	2	5
		100.0	11.0	41.1	27.4	5.5	4.1	1.4	2.7	6.8
	50～99人	102	5	39	36	5	3	2	6	6
		100.0	4.9	38.2	35.3	4.9	2.9	2.0	5.9	5.9
	100～299人	202	16	60	80	17	2	1	12	14
		100.0	7.9	29.7	39.6	8.4	1.0	0.5	5.9	6.9
	300～499人	47	－	16	25	3	－	－	1	2
		100.0	－	34.0	53.2	6.4	－	－	2.1	4.3
	500～999人	21	－	7	11	1	1	－	－	1
		100.0	－	33.3	52.4	4.8	4.8	－	－	4.8
	1,000人以上	29	－	15	12	－	－	－	－	2
		100.0	－	51.7	41.4	－	－	－	－	6.9
	無回答	1	－	1	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	－	1	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－
	建設業	49	1	19	22	2	4	－	－	1
		100.0	2.0	38.8	44.9	4.1	8.2	－	－	2.0
	製造業	32	1	10	16	－	2	－	2	1
		100.0	3.1	31.3	50.0	－	6.3	－	6.3	3.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	94	11	36	32	2	－	－	5	8
		100.0	11.7	38.3	34.0	2.1	－	－	5.3	8.5
	情報通信業	4	－	2	2	－	－	－	－	－
		100.0	－	50.0	50.0	－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	29	3	9	3	6	4	－	1	3
		100.0	10.3	31.0	10.3	20.7	13.8	－	3.4	10.3
	卸売業、小売業	28	3	15	5	－	3	－	－	2
		100.0	10.7	53.6	17.9	－	10.7	－	－	7.1
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	1	1	－	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	6	－	1	5	－	－	－	－	－
		100.0	－	16.7	83.3	－	－	－	－	－
	宿泊業、飲食サービス業	6	2	4	－	－	－	－	－	－
		100.0	33.3	66.7	－	－	－	－	－	－
	生活関連サービス業、娯楽業	1	－	－	－	－	－	－	－	1
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	100.0
	教育、学習支援業	17	3	5	5	－	－	－	－	4
		100.0	17.6	29.4	29.4	－	－	－	－	23.5
	医療、福祉	386	22	143	137	27	2	4	16	35
		100.0	5.7	37.0	35.5	7.0	0.5	1.0	4.1	9.1
	複合サービス事業	4	－	2	1	－	－	－	1	－
		100.0	－	50.0	25.0	－	－	－	25.0	－
	サービス業（他に分類されないもの）	37	5	11	15	－	1	－	3	2
		100.0	13.5	29.7	40.5	－	2.7	－	8.1	5.4
	無回答	2	－	1	1	－	－	－	－	－
		100.0	－	50.0	50.0	－	－	－	－	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	事業所（事務所）	156	11	66	53	5	5	－	6	10
		100.0	7.1	42.3	34.0	3.2	3.2	－	3.8	6.4
	営業所	43	8	20	8	1	1	－	1	4
		100.0	18.6	46.5	18.6	2.3	2.3	－	2.3	9.3
	店舗、飲食店	2	－	1	－	－	1	－	－	－
		100.0	－	50.0	－	－	50.0	－	－	－
	工場、作業所	60	4	13	33	－	4	－	3	3
		100.0	6.7	21.7	55.0	－	6.7	－	5.0	5.0
	輸送・配送センター	19	1	3	4	3	3	－	2	3
		100.0	5.3	15.8	21.1	15.8	15.8	－	10.5	15.8
	病院、医療介護施設	341	19	118	132	27	2	4	13	26
		100.0	5.6	34.6	38.7	7.9	0.6	1.2	3.8	7.6
	学校、保育所	13	3	4	4	－	－	－	－	2
		100.0	23.1	30.8	30.8	－	－	－	－	15.4
	旅館、ホテル等の宿泊施設	7	1	6	－	－	－	－	－	－
		100.0	14.3	85.7	－	－	－	－	－	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	5	－	3	2	－	－	－	－	－
		100.0	－	60.0	40.0	－	－	－	－	－
	その他	51	5	25	8	1	－	－	3	9
		100.0	9.8	49.0	15.7	2.0	－	－	5.9	17.6

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の宿日直の業務についてお聞きします。
【宿直】問14：問13で回答した時間数は、宿日直許可を受けた時点での宿日直の拘束時間数と同じですか。（各項目１つに○）

		調査数	同じである	短くなっている	長くなっている	わからない	無回答
全　体		1905	1764	65	14	46	16
		100.0	92.6	3.4	0.7	2.4	0.8
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	332	301	12	3	14	2
		100.0	90.7	3.6	0.9	4.2	0.6
	10～29人	543	498	23	7	12	3
		100.0	91.7	4.2	1.3	2.2	0.6
	30～49人	292	264	12	4	7	5
		100.0	90.4	4.1	1.4	2.4	1.7
	50～99人	313	296	9	－	4	4
		100.0	94.6	2.9	－	1.3	1.3
	100～299人	288	277	4	－	5	2
		100.0	96.2	1.4	－	1.7	0.7
	300～499人	57	55	－	－	2	－
		100.0	96.5	－	－	3.5	－
	500～999人	34	33	1	－	－	－
		100.0	97.1	2.9	－	－	－
	1,000人以上	35	30	3	－	2	－
		100.0	85.7	8.6	－	5.7	－
	無回答	11	10	1	－	－	－
		100.0	90.9	9.1	－	－	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－
	建設業	72	69	3	－	－	－
		100.0	95.8	4.2	－	－	－
	製造業	57	53	3	－	1	－
		100.0	93.0	5.3	－	1.8	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	175	165	－	1	9	－
		100.0	94.3	－	0.6	5.1	－
	情報通信業	11	10	－	－	1	－
		100.0	90.9	－	－	9.1	－
	運輸業、郵便業	53	34	12	1	－	6
		100.0	64.2	22.6	1.9	－	11.3
	卸売業、小売業	48	47	1	－	－	－
		100.0	97.9	2.1	－	－	－
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	3	3	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	16	15	－	－	1	－
		100.0	93.8	－	－	6.3	－
	宿泊業、飲食サービス業	62	57	1	－	4	－
		100.0	91.9	1.6	－	6.5	－
	生活関連サービス業、娯楽業	22	20	2	－	－	－
		100.0	90.9	9.1	－	－	－
	教育、学習支援業	37	36	－	－	1	－
		100.0	97.3	－	－	2.7	－
	医療、福祉	1222	1143	33	11	27	8
		100.0	93.5	2.7	0.9	2.2	0.7
	複合サービス事業	8	7	－	－	－	1
		100.0	87.5	－	－	－	12.5
	サービス業（他に分類されないもの）	115	101	10	1	2	1
		100.0	87.8	8.7	0.9	1.7	0.9
	無回答	3	3	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	324	296	18	2	7	1
		100.0	91.4	5.6	0.6	2.2	0.3
	営業所	86	77	2	－	7	－
		100.0	89.5	2.3	－	8.1	－
	店舗、飲食店	8	7	－	－	1	－
		100.0	87.5	－	－	12.5	－
	工場、作業所	88	82	4	－	2	－
		100.0	93.2	4.5	－	2.3	－
	輸送・配送センター	17	10	－	1	－	6
		100.0	58.8	－	5.9	－	35.3
	病院、医療介護施設	908	856	27	5	16	4
		100.0	94.3	3.0	0.6	1.8	0.4
	学校、保育所	32	32	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	61	57	1	－	3	－
		100.0	93.4	1.6	－	4.9	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	12	12	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－
	その他	364	330	13	6	10	5
		100.0	90.7	3.6	1.6	2.7	1.4
	無回答	5	5	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の宿日直の業務についてお聞きします。
【日直】問14：問13で回答した時間数は、宿日直許可を受けた時点での宿日直の拘束時間数と同じですか。（各項目1つに〇）

		調査数	同じである	短くなっている	長くなっている	わからない	無回答
全　体		697	594	13	1	26	63
		100.0	85.2	1.9	0.1	3.7	9.0
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに〇をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに〇）	1～9人	75	59	1	－	6	9
		100.0	78.7	1.3	－	8.0	12.0
	10～29人	147	121	2	－	8	16
		100.0	82.3	1.4	－	5.4	10.9
	30～49人	73	62	3	1	2	5
		100.0	84.9	4.1	1.4	2.7	6.8
	50～99人	102	84	4	－	4	10
		100.0	82.4	3.9	－	3.9	9.8
	100～299人	202	181	2	－	3	16
		100.0	89.6	1.0	－	1.5	7.9
	300～499人	47	42	－	－	2	3
		100.0	89.4	－	－	4.3	6.4
	500～999人	21	19	1	－	－	1
		100.0	90.5	4.8	－	－	4.8
	1,000人以上	29	25	－	－	1	3
		100.0	86.2	－	－	3.4	10.3
	無回答	1	1	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－
	建設業	49	45	1	－	1	2
		100.0	91.8	2.0	－	2.0	4.1
	製造業	32	29	1	－	1	1
		100.0	90.6	3.1	－	3.1	3.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	94	77	－	－	9	8
		100.0	81.9	－	－	9.6	8.5
	情報通信業	4	3	－	－	1	－
		100.0	75.0	－	－	25.0	－
	運輸業、郵便業	29	23	1	1	－	4
		100.0	79.3	3.4	3.4	－	13.8
	卸売業、小売業	28	24	－	－	2	2
		100.0	85.7	－	－	7.1	7.1
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	1	1	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	6	6	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－
	宿泊業、飲食サービス業	6	5	－	－	1	－
		100.0	83.3	－	－	16.7	－
	生活関連サービス業、娯楽業	1	1	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－
	教育、学習支援業	17	13	－	－	－	4
		100.0	76.5	－	－	－	23.5
	医療、福祉	386	331	6	－	9	40
		100.0	85.8	1.6	－	2.3	10.4
	複合サービス事業	4	2	－	－	1	1
		100.0	50.0	－	－	25.0	25.0
	サービス業（他に分類されないもの）	37	31	4	－	1	1
		100.0	83.8	10.8	－	2.7	2.7
	無回答	2	2	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	事業所（事務所）	156	134	6	－	9	7
		100.0	85.9	3.8	－	5.8	4.5
	営業所	43	32	－	－	5	6
		100.0	74.4	－	－	11.6	14.0
	店舗、飲食店	2	2	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－
	工場、作業所	60	54	1	－	1	4
		100.0	90.0	1.7	－	1.7	6.7
	輸送・配送センター	19	15	－	1	－	3
		100.0	78.9	－	5.3	－	15.8
	病院、医療介護施設	341	298	6	－	5	32
		100.0	87.4	1.8	－	1.5	9.4
	学校、保育所	13	11	－	－	－	2
		100.0	84.6	－	－	－	15.4
	旅館、ホテル等の宿泊施設	7	6	－	－	1	－
		100.0	85.7	－	－	14.3	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	5	5	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－
	その他	51	37	－	－	5	9
		100.0	72.5	－	－	9.8	17.6

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の宿日直の業務についてお聞きします。
問14付問：宿日直の拘束時間が長くなっているのは何故ですか。（該当全てに○ ）

		調査数	所定労働時間、施設の営業時間の変更に伴う対応	人員配置の都合（上記1以外）	取引先の都合（上記1以外）	その他	わからない
全 体		14 100.0	2 14.3	7 50.0	－ －	5 35.7	－ －
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	3 100.0	1 33.3	2 66.7	－ －	－ －	－ －
	10～29人	7 100.0	1 14.3	2 28.6	－ －	4 57.1	－ －
	30～49人	4 100.0	－ －	3 75.0	－ －	1 25.0	－ －
	50～99人	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	100～299人	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	300～499人	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	500～999人	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	1,000人以上	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	建設業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	製造業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	電気・ガス・熱供給・水道業	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －
	情報通信業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	運輸業、郵便業	1 100.0	－ －	1 100.0	－ －	－ －	－ －
	卸売業、小売業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	金融業、保険業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	不動産業、物品賃貸業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	学術研究、専門・技術サービス業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	宿泊業、飲食サービス業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	生活関連サービス業、娯楽業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	教育、学習支援業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	医療、福祉	11 100.0	1 9.1	6 54.5	－ －	4 36.4	－ －
	複合サービス事業	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	サービス業（他に分類されないもの）	1 100.0	－ －	－ －	－ －	1 100.0	－ －
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	2 100.0	－ －	－ －	－ －	2 100.0	－ －
	営業所	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	店舗、飲食店	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	工場、作業所	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	輸送・配送センター	1 100.0	－ －	1 100.0	－ －	－ －	－ －
	病院、医療介護施設	5 100.0	1 20.0	2 40.0	－ －	2 40.0	－ －
	学校、保育所	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	旅館、ホテル等の宿泊施設	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	その他	6 100.0	1 16.7	4 66.7	－ －	1 16.7	－ －

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の宿日直の業務についてお聞きします。
問15：令和6年4月に、1週間の宿直回数が、許可回数を超えた労働者の有無と頻度をお答えください。許可回数を超えて宿直に就かせた延べ回数をお答えください。

		調査数	許可された回数を超えて宿直に就かせた労働者はいない	1回超えた	2回超えた	3回以上超えた	わからない	無回答
全　体		1905	1632	81	49	71	43	29
		100.0	85.7	4.3	2.6	3.7	2.3	1.5
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	332	281	19	8	11	9	4
		100.0	84.6	5.7	2.4	3.3	2.7	1.2
	10～29人	543	478	19	11	20	10	5
		100.0	88.0	3.5	2.0	3.7	1.8	0.9
	30～49人	292	246	14	6	13	5	8
		100.0	84.2	4.8	2.1	4.5	1.7	2.7
	50～99人	313	276	10	6	9	6	6
		100.0	88.2	3.2	1.9	2.9	1.9	1.9
	100～299人	288	237	13	12	13	7	6
		100.0	82.3	4.5	4.2	4.5	2.4	2.1
	300～499人	57	46	4	4	1	2	－
		100.0	80.7	7.0	7.0	1.8	3.5	－
	500～999人	34	28	1	2	3	－	－
		100.0	82.4	2.9	5.9	8.8	－	－
	1,000人以上	35	29	1	－	1	4	－
		100.0	82.9	2.9	－	2.9	11.4	－
	無回答	11	11	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－
	建設業	72	64	4	3	1	－	－
		100.0	88.9	5.6	4.2	1.4	－	－
	製造業	57	51	2	1	－	3	－
		100.0	89.5	3.5	1.8	－	5.3	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	175	149	9	5	6	5	1
		100.0	85.1	5.1	2.9	3.4	2.9	0.6
	情報通信業	11	10	－	－	－	1	－
		100.0	90.9	－	－	－	9.1	－
	運輸業、郵便業	53	52	－	－	－	－	1
		100.0	98.1	－	－	－	－	1.9
	卸売業、小売業	48	40	2	3	2	－	1
		100.0	83.3	4.2	6.3	4.2	－	2.1
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	3	3	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	16	15	1	－	－	－	－
		100.0	93.8	6.3	－	－	－	－
	宿泊業、飲食サービス業	62	54	3	－	1	3	1
		100.0	87.1	4.8	－	1.6	4.8	1.6
	生活関連サービス業、娯楽業	22	20	1	－	1	－	－
		100.0	90.9	4.5	－	4.5	－	－
	教育、学習支援業	37	36	1	－	－	－	－
		100.0	97.3	2.7	－	－	－	－
	医療、福祉	1222	1029	51	37	56	27	22
		100.0	84.2	4.2	3.0	4.6	2.2	1.8
	複合サービス事業	8	5	1	－	1	－	1
		100.0	62.5	12.5	－	12.5	－	12.5
	サービス業（他に分類されないもの）	115	100	6	－	3	4	2
		100.0	87.0	5.2	－	2.6	3.5	1.7
	無回答	3	3	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	324	279	13	8	12	9	3
		100.0	86.1	4.0	2.5	3.7	2.8	0.9
	営業所	86	74	4	3	1	3	1
		100.0	86.0	4.7	3.5	1.2	3.5	1.2
	店舗、飲食店	8	8	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－
	工場、作業所	88	80	1	3	1	3	－
		100.0	90.9	1.1	3.4	1.1	3.4	－
	輸送・配送センター	17	16	－	－	－	－	1
		100.0	94.1	－	－	－	－	5.9
	病院、医療介護施設	908	772	41	26	37	16	16
		100.0	85.0	4.5	2.9	4.1	1.8	1.8
	学校、保育所	32	29	1	－	1	1	－
		100.0	90.6	3.1	－	3.1	3.1	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	61	54	2	－	1	3	1
		100.0	88.5	3.3	－	1.6	4.9	1.6
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	12	12	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－
	その他	364	304	18	9	18	8	7
		100.0	83.5	4.9	2.5	4.9	2.2	1.9
	無回答	5	4	1	－	－	－	－
		100.0	80.0	20.0	－	－	－	－

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の宿日直の業務についてお聞きします。
問16：令和6年4月に就いた日直の回数が、許可された回数を超えた労働者の有無と頻度をお答えください。許可回数を超えて日直に就かせた延べ回数をお答えください。

		調査数	許可された回数を超えて日直に就かせた労働者はいない	1回超えた	2回超えた	3回以上超えた	わからない	無回答
全　体		697	537	25	8	12	22	93
		100.0	77.0	3.6	1.1	1.7	3.2	13.3
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	75	49	2	1	1	5	17
		100.0	65.3	2.7	1.3	1.3	6.7	22.7
	10～29人	147	117	3	2	2	3	20
		100.0	79.6	2.0	1.4	1.4	2.0	13.6
	30～49人	73	57	4	－	1	2	9
		100.0	78.1	5.5	－	1.4	2.7	12.3
	50～99人	102	82	4	－	－	4	12
		100.0	80.4	3.9	－	－	3.9	11.8
	100～299人	202	166	6	4	3	2	21
		100.0	82.2	3.0	2.0	1.5	1.0	10.4
	300～499人	47	34	3	1	3	2	4
		100.0	72.3	6.4	2.1	6.4	4.3	8.5
	500～999人	21	14	2	－	1	－	4
		100.0	66.7	9.5	－	4.8	－	19.0
	1,000人以上	29	17	1	－	1	4	6
		100.0	58.6	3.4	－	3.4	13.8	20.7
	無回答	1	1	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－
	建設業	49	43	2	－	－	－	4
		100.0	87.8	4.1	－	－	－	8.2
	製造業	32	27	－	1	－	3	1
		100.0	84.4	－	3.1	－	9.4	3.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	94	65	6	3	3	6	11
		100.0	69.1	6.4	3.2	3.2	6.4	11.7
	情報通信業	4	3	－	－	－	1	－
		100.0	75.0	－	－	－	25.0	－
	運輸業、郵便業	29	25	－	－	－	1	3
		100.0	86.2	－	－	－	3.4	10.3
	卸売業、小売業	28	24	－	－	－	2	2
		100.0	85.7	－	－	－	7.1	7.1
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	1	－	－	－	－	－	1
		100.0	－	－	－	－	－	100.0
	学術研究、専門・技術サービス業	6	4	1	－	1	－	－
		100.0	66.7	16.7	－	16.7	－	－
	宿泊業、飲食サービス業	6	4	－	－	－	1	1
		100.0	66.7	－	－	－	16.7	16.7
	生活関連サービス業、娯楽業	1	－	－	－	－	－	1
		100.0	－	－	－	－	－	100.0
	教育、学習支援業	17	14	1	－	－	－	2
		100.0	82.4	5.9	－	－	－	11.8
	医療、福祉	386	291	15	4	8	6	62
		100.0	75.4	3.9	1.0	2.1	1.6	16.1
	複合サービス事業	4	3	－	－	－	1	－
		100.0	75.0	－	－	－	25.0	－
	サービス業（他に分類されないもの）	37	31	－	－	－	1	5
		100.0	83.8	－	－	－	2.7	13.5
	無回答	2	2	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	156	123	6	2	1	8	16
		100.0	78.8	3.8	1.3	0.6	5.1	10.3
	営業所	43	32	1	1	1	2	6
		100.0	74.4	2.3	2.3	2.3	4.7	14.0
	店舗、飲食店	2	1	－	－	－	－	1
		100.0	50.0	－	－	－	－	50.0
	工場、作業所	60	50	－	1	1	3	5
		100.0	83.3	－	1.7	1.7	5.0	8.3
	輸送・配送センター	19	14	－	－	－	1	4
		100.0	73.7	－	－	－	5.3	21.1
	病院、医療介護施設	341	264	15	4	8	2	48
		100.0	77.4	4.4	1.2	2.3	0.6	14.1
	学校、保育所	13	10	1	－	－	1	1
		100.0	76.9	7.7	－	－	7.7	7.7
	旅館、ホテル等の宿泊施設	7	6	－	－	－	1	－
		100.0	85.7	－	－	－	14.3	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	5	5	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－
	その他	51	32	2	－	1	4	12
		100.0	62.7	3.9	－	2.0	7.8	23.5

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の宿日直の業務についてお聞きします。
問15，16付問：宿日直許可の回数を超えた分の宿日直はどのように取り扱いましたか。又はどのように取り扱うことを考えていますか。（1つに○）

		調査数	実際に、許可回数を超えて宿日直に就いた時間帯全部に対して、別途賃金（必要な割増賃金を含む。）を支払った	宿日直手当のみを支給し、許可回数を超えて宿日直に就いた時間帯全部に対して別途の賃金は支払っていないが、今後支払うようにしたい	宿日直手当のみを支給し、許可回数を超えて宿日直に就いた時間帯全部に対して別途の賃金は支払っていないし、今後も支払うつもりはない	無回答
全　体		214	70	45	95	4
		100.0	32.7	21.0	44.4	1.9
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	41	11	14	16	－
		100.0	26.8	34.1	39.0	－
	10～29人	52	20	9	21	2
		100.0	38.5	17.3	40.4	3.8
	30～49人	33	7	6	20	－
		100.0	21.2	18.2	60.6	－
	50～99人	27	6	4	16	1
		100.0	22.2	14.8	59.3	3.7
	100～299人	42	16	9	17	－
		100.0	38.1	21.4	40.5	－
	300～499人	11	6	－	4	1
		100.0	54.5	－	36.4	9.1
	500～999人	6	3	2	1	－
		100.0	50.0	33.3	16.7	－
	1,000人以上	2	1	1	－	－
		100.0	50.0	50.0	－	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－
	建設業	8	3	2	2	1
		100.0	37.5	25.0	25.0	12.5
	製造業	3	2	－	1	－
		100.0	66.7	－	33.3	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	24	13	3	8	－
		100.0	54.2	12.5	33.3	－
	情報通信業	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－
	卸売業、小売業	7	1	1	5	－
		100.0	14.3	14.3	71.4	－
	金融業、保険業	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	3	1	－	2	－
		100.0	33.3	－	66.7	－
	宿泊業、飲食サービス業	4	1	1	2	－
		100.0	25.0	25.0	50.0	－
	生活関連サービス業、娯楽業	2	－	－	2	－
		100.0	－	－	100.0	－
	教育、学習支援業	1	－	－	1	－
		100.0	－	－	100.0	－
	医療、福祉	151	47	37	65	2
		100.0	31.1	24.5	43.0	1.3
	複合サービス事業	2	1	－	－	1
		100.0	50.0	－	－	50.0
	サービス業（他に分類されないもの）	9	1	1	7	－
		100.0	11.1	11.1	77.8	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	35	16	5	14	－
		100.0	45.7	14.3	40.0	－
	営業所	10	3	2	4	1
		100.0	30.0	20.0	40.0	10.0
	店舗、飲食店	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－
	工場、作業所	5	3	－	2	－
		100.0	60.0	－	40.0	－
	輸送・配送センター	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－
	病院、医療介護施設	111	36	23	50	2
		100.0	32.4	20.7	45.0	1.8
	学校、保育所	2	－	－	2	－
		100.0	－	－	100.0	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	3	1	1	1	－
		100.0	33.3	33.3	33.3	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－
	その他	47	11	14	21	1
		100.0	23.4	29.8	44.7	2.1
	無回答	1	－	－	1	－
		100.0	－	－	100.0	－

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の宿日直の業務についてお聞きします。
問17：労働者の健康・福祉を確保するための措置として、宿日直を行う労働者にのみ特別に行っている対応はありますか。又は何かしら対応を実施していく考えはありますか。（該当全てに○ ）

		調査数	特別に行っている対応がある	特別に行っている対応はないが（選択肢1以外）、宿日直に就かない労働者と同様の健康・福祉確保措置（医師による面接指導、勤務間インターバルの確保など）を実施している	特別に行っている対応はないが（選択肢1以外）、今後、特別な健康・福祉確保措置の実施を考えていきたい	無回答
全 体		1960	302	893	738	33
		100.0	15.4	45.6	37.7	1.7
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	338	71	148	118	4
		100.0	21.0	43.8	34.9	1.2
	10～29人	564	93	257	206	10
		100.0	16.5	45.6	36.5	1.8
	30～49人	303	41	147	110	6
		100.0	13.5	48.5	36.3	2.0
	50～99人	328	40	155	129	4
		100.0	12.2	47.3	39.3	1.2
	100～299人	290	36	125	121	8
		100.0	12.4	43.1	41.7	2.8
	300～499人	57	14	20	22	1
		100.0	24.6	35.1	38.6	1.8
	500～999人	34	4	19	11	－
		100.0	11.8	55.9	32.4	－
	1,000人以上	35	2	20	13	－
		100.0	5.7	57.1	37.1	－
	無回答	11	1	2	8	－
		100.0	9.1	18.2	72.7	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	－	1	－	－
		100.0	－	100.0	－	－
	建設業	75	6	39	29	1
		100.0	8.0	52.0	38.7	1.3
	製造業	59	3	36	19	1
		100.0	5.1	61.0	32.2	1.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	183	33	93	55	3
		100.0	18.0	50.8	30.1	1.6
	情報通信業	12	1	7	4	－
		100.0	8.3	58.3	33.3	－
	運輸業、郵便業	62	4	42	16	－
		100.0	6.5	67.7	25.8	－
	卸売業、小売業	54	7	31	13	3
		100.0	13.0	57.4	24.1	5.6
	金融業、保険業	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	3	1	－	2	－
		100.0	33.3	－	66.7	－
	学術研究、専門・技術サービス業	16	2	6	8	－
		100.0	12.5	37.5	50.0	－
	宿泊業、飲食サービス業	62	6	31	25	－
		100.0	9.7	50.0	40.3	－
	生活関連サービス業、娯楽業	22	5	8	9	－
		100.0	22.7	36.4	40.9	－
	教育、学習支援業	43	3	15	25	－
		100.0	7.0	34.9	58.1	－
	医療、福祉	1236	202	528	488	22
		100.0	16.3	42.7	39.5	1.8
	複合サービス事業	9	3	3	3	－
		100.0	33.3	33.3	33.3	－
	サービス業（他に分類されないもの）	118	26	50	40	3
		100.0	22.0	42.4	33.9	2.5
	無回答	5	－	3	2	－
		100.0	－	60.0	40.0	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	347	51	181	107	8
		100.0	14.7	52.2	30.8	2.3
	営業所	90	13	32	45	1
		100.0	14.4	35.6	50.0	1.1
	店舗、飲食店	8	1	4	3	－
		100.0	12.5	50.0	37.5	－
	工場、作業所	94	8	58	25	3
		100.0	8.5	61.7	26.6	3.2
	輸送・配送センター	22	2	16	4	－
		100.0	9.1	72.7	18.2	－
	病院、医療介護施設	914	126	405	368	16
		100.0	13.8	44.3	40.3	1.8
	学校、保育所	36	4	14	18	－
		100.0	11.1	38.9	50.0	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	61	7	31	23	－
		100.0	11.5	50.8	37.7	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	12	1	9	2	－
		100.0	8.3	75.0	16.7	－
	その他	371	88	142	140	5
		100.0	23.7	38.3	37.7	1.3
	無回答	5	1	1	3	－
		100.0	20.0	20.0	60.0	－

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の宿日直の業務についてお聞きします。
問17付問：宿日直を行う労働者にのみ行っている特別な対応とは何ですか。（該当全てに〇）

		調査数	勤務状況及び健康状態に応じて、通常受診するもの以外に健康診断を実施する	勤務状況及び健康状態に応じて、産業医等による健康指導を行う	勤務状況及び健康状態に応じて、代償休息または特別な休暇を付与する	健康相談窓口を設置する	勤務状況及び健康状態に配慮し、必要な場合に別の部署に配置転換する	その他	無回答
全　体		302	191	68	65	21	34	27	3
		100.0	63.2	22.5	21.5	7.0	11.3	8.9	1.0
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに〇をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに〇）	1～9人	71	50	13	17	3	6	3	－
		100.0	70.4	18.3	23.9	4.2	8.5	4.2	－
	10～29人	93	58	22	18	6	14	8	1
		100.0	62.4	23.7	19.4	6.5	15.1	8.6	1.1
	30～49人	41	30	6	7	1	3	2	1
		100.0	73.2	14.6	17.1	2.4	7.3	4.9	2.4
	50～99人	40	26	12	8	6	4	4	1
		100.0	65.0	30.0	20.0	15.0	10.0	10.0	2.5
	100～299人	36	18	13	11	3	6	2	－
		100.0	50.0	36.1	30.6	8.3	16.7	5.6	－
	300～499人	14	7	2	2	2	1	4	－
		100.0	50.0	14.3	14.3	14.3	7.1	28.6	－
	500～999人	4	－	－	2	－	－	3	－
		100.0	－	－	50.0	－	－	75.0	－
	1,000人以上	2	1	－	－	－	－	1	－
		100.0	50.0	－	－	－	－	50.0	－
	無回答	1	1	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	建設業	6	2	1	2	－	－	2	－
		100.0	33.3	16.7	33.3	－	－	33.3	－
	製造業	3	1	1	－	1	2	－	－
		100.0	33.3	33.3	－	33.3	66.7	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	33	13	12	12	4	3	3	－
		100.0	39.4	36.4	36.4	12.1	9.1	9.1	－
	情報通信業	1	1	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－
	運輸業、郵便業	4	3	3	－	1	1	－	－
		100.0	75.0	75.0	－	25.0	25.0	－	－
	卸売業、小売業	7	3	2	1	－	－	1	1
		100.0	42.9	28.6	14.3	－	－	14.3	14.3
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	1	1	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	2	1	－	1	－	－	－	－
		100.0	50.0	－	50.0	－	－	－	－
	宿泊業、飲食サービス業	6	3	1	1	2	－	1	－
		100.0	50.0	16.7	16.7	33.3	－	16.7	－
	生活関連サービス業、娯楽業	5	4	1	1	－	－	－	－
		100.0	80.0	20.0	20.0	－	－	－	－
	教育、学習支援業	3	1	－	1	－	－	2	－
		100.0	33.3	－	33.3	－	－	66.7	－
	医療、福祉	202	136	36	37	12	22	17	2
		100.0	67.3	17.8	18.3	5.9	10.9	8.4	1.0
	複合サービス事業	3	1	2	1	－	－	－	－
		100.0	33.3	66.7	33.3	－	－	－	－
	サービス業（他に分類されないもの）	26	21	9	8	1	6	1	－
		100.0	80.8	34.6	30.8	3.8	23.1	3.8	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	事業所（事務所）	51	25	17	15	8	8	6	－
		100.0	49.0	33.3	29.4	15.7	15.7	11.8	－
	営業所	13	6	7	3	1	－	－	－
		100.0	46.2	53.8	23.1	7.7	－	－	－
	店舗、飲食店	1	1	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－
	工場、作業所	8	4	1	1	－	－	1	1
		100.0	50.0	12.5	12.5	－	－	12.5	12.5
	輸送・配送センター	2	2	1	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	50.0	－	－	－	－	－
	病院、医療介護施設	126	83	28	22	10	16	11	1
		100.0	65.9	22.2	17.5	7.9	12.7	8.7	0.8
	学校、保育所	4	3	1	－	－	1	1	－
		100.0	75.0	25.0	－	－	25.0	25.0	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	7	4	2	2	2	－	－	－
		100.0	57.1	28.6	28.6	28.6	－	－	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	1	－	－	1	－	－	－	－
		100.0	－	－	100.0	－	－	－	－
	その他	88	63	11	20	－	9	8	1
		100.0	71.6	12.5	22.7	－	10.2	9.1	1.1
	無回答	1	－	－	1	－	－	－	－
		100.0	－	－	100.0	－	－	－	－

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の宿日直の業務についてお聞きします。
問18：宿日直の労務管理をする上で、重要と考えることをお答えください。現状・今後ともに気をつける点・工夫する事で、最も当てはまるものを一つ選択。（1つに〇）

		調査数	許可書を保存し、その内容を企業内、事業場内で周知すること	宿日直中に通常業務・緊急対応に就かなくてもいいように連絡体制などを整えること	シフトを作成する上で、各労働者の予定調整を図ること	労働者が宿日直中に十分な睡眠をとれるよう宿直室の環境などを整えること	適宜、宿日直手当の金額の見直しや再計算を行い、適切な金額を支払うこと	通常業務・緊急対応を行った場合、その時間について適正な労働時間把握を行うこと	通常業務・緊急対応を行った場合、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずること	その他	無回答
全　体		1960	154	157	614	274	128	230	291	16	96
		100.0	7.9	8.0	31.3	14.0	6.5	11.7	14.8	0.8	4.9
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに〇をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに〇）	1～9人	338	21	23	115	54	21	33	51	1	19
		100.0	6.2	6.8	34.0	16.0	6.2	9.8	15.1	0.3	5.6
	10～29人	564	61	40	192	70	41	54	80	6	20
		100.0	10.8	7.1	34.0	12.4	7.3	9.6	14.2	1.1	3.5
	30～49人	303	19	28	98	28	21	42	48	3	16
		100.0	6.3	9.2	32.3	9.2	6.9	13.9	15.8	1.0	5.3
	50～99人	328	20	37	90	60	25	33	47	3	13
		100.0	6.1	11.3	27.4	18.3	7.6	10.1	14.3	0.9	4.0
	100～299人	290	22	19	84	51	12	39	43	2	18
		100.0	7.6	6.6	29.0	17.6	4.1	13.4	14.8	0.7	6.2
	300～499人	57	6	3	12	6	3	15	8	－	4
		100.0	10.5	5.3	21.1	10.5	5.3	26.3	14.0	－	7.0
	500～999人	34	3	3	12	1	2	3	6	－	4
		100.0	8.8	8.8	35.3	2.9	5.9	8.8	17.6	－	11.8
	1,000人以上	35	2	2	7	3	3	10	7	－	1
		100.0	5.7	5.7	20.0	8.6	8.6	28.6	20.0	－	2.9
	無回答	11	－	2	4	1	－	1	1	1	1
		100.0	－	18.2	36.4	9.1	－	9.1	9.1	9.1	9.1
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－
	建設業	75	4	－	26	16	10	4	13	－	2
		100.0	5.3	－	34.7	21.3	13.3	5.3	17.3	－	2.7
	製造業	59	4	7	11	17	7	3	9	－	1
		100.0	6.8	11.9	18.6	28.8	11.9	5.1	15.3	－	1.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	183	17	13	55	20	8	22	36	1	11
		100.0	9.3	7.1	30.1	10.9	4.4	12.0	19.7	0.5	6.0
	情報通信業	12	－	－	1	3	－	4	3	1	－
		100.0	－	－	8.3	25.0	－	33.3	25.0	8.3	－
	運輸業、郵便業	62	3	4	12	5	13	19	4	1	1
		100.0	4.8	6.5	19.4	8.1	21.0	30.6	6.5	1.6	1.6
	卸売業、小売業	54	3	8	13	6	4	4	13	－	3
		100.0	5.6	14.8	24.1	11.1	7.4	7.4	24.1	－	5.6
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	3	1	－	－	－	－	－	－	－	2
		100.0	33.3	－	－	－	－	－	－	－	66.7
	学術研究、専門・技術サービス業	16	－	－	1	4	2	5	4	－	－
		100.0	－	－	6.3	25.0	12.5	31.3	25.0	－	－
	宿泊業、飲食サービス業	62	5	5	29	9	2	1	9	－	2
		100.0	8.1	8.1	46.8	14.5	3.2	1.6	14.5	－	3.2
	生活関連サービス業、娯楽業	22	3	1	8	6	2	－	2	－	－
		100.0	13.6	4.5	36.4	27.3	9.1	－	9.1	－	－
	教育、学習支援業	43	1	5	22	2	1	2	8	－	2
		100.0	2.3	11.6	51.2	4.7	2.3	4.7	18.6	－	4.7
	医療、福祉	1236	100	108	393	166	74	150	168	12	65
		100.0	8.1	8.7	31.8	13.4	6.0	12.1	13.6	1.0	5.3
	複合サービス事業	9	2	1	2	1	－	－	3	－	－
		100.0	22.2	11.1	22.2	11.1	－	－	33.3	－	－
	サービス業（他に分類されないもの）	118	9	5	41	19	5	13	19	1	6
		100.0	7.6	4.2	34.7	16.1	4.2	11.0	16.1	0.8	5.1
	無回答	5	2	－	－	－	－	2	－	－	1
		100.0	40.0	－	－	－	－	40.0	－	－	20.0
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに〇をつけてください。（最も近い1つに〇）	事業所（事務所）	347	37	18	96	49	17	45	57	3	25
		100.0	10.7	5.2	27.7	14.1	4.9	13.0	16.4	0.9	7.2
	営業所	90	3	8	28	10	7	10	24	－	－
		100.0	3.3	8.9	31.1	11.1	7.8	11.1	26.7	－	－
	店舗、飲食店	8	1	－	5	1	－	－	－	－	1
		100.0	12.5	－	62.5	12.5	－	－	－	－	12.5
	工場、作業所	94	9	10	19	18	11	10	15	1	1
		100.0	9.6	10.6	20.2	19.1	11.7	10.6	16.0	1.1	1.1
	輸送・配送センター	22	－	1	7	1	9	1	3	－	－
		100.0	－	4.5	31.8	4.5	40.9	4.5	13.6	－	－
	病院、医療介護施設	914	74	83	278	125	50	117	126	11	50
		100.0	8.1	9.1	30.4	13.7	5.5	12.8	13.8	1.2	5.5
	学校、保育所	36	1	5	16	3	1	2	6	－	2
		100.0	2.8	13.9	44.4	8.3	2.8	5.6	16.7	－	5.6
	旅館、ホテル等の宿泊施設	61	5	5	27	8	2	1	12	－	1
		100.0	8.2	8.2	44.3	13.1	3.3	1.6	19.7	－	1.6
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	12	－	－	9	3	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	75.0	25.0	－	－	－	－	－
	その他	371	24	26	128	55	30	44	47	1	16
		100.0	6.5	7.0	34.5	14.8	8.1	11.9	12.7	0.3	4.3
	無回答	5	－	1	1	1	1	－	1	－	－
		100.0	－	20.0	20.0	20.0	20.0	－	20.0	－	－

宿日直許可事業場における勤務に関する意識調査（事業場調査票）
Ⅲ　貴事業場の宿日直の業務についてお聞きします。
問19：宿日直について、今後よりよい労務管理を実現していくためには、どのような制度が必要だと思いますか。当てはまるものを全て選択してください。（該当全てに○）

		調査数	許可に明示的な有効期限をつけた方がよい（更新制とした方がよい）	許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい	宿日直手当の計算方法を見直し、手当額がもっと高くなるようにした方がよい	特定の労働者が集中的に宿日直に入ることがないよう、適切なシフト作成・運用に労働者も協力するべきである	労働者の睡眠時間を確保するための措置を講ずるべきである	許可の内容を超えた宿日直（回数、時間数）や、通常業務・緊急対応を行った日については、別途休暇を与えるなど長時間労働とならないための措置を行い、労働者の健康や負担に配慮すべきである	その他	特になし（1～7とは同時選択不可）	無回答
全　体		1960	98	98	335	605	272	553	53	536	8
		100.0	5.0	5.0	17.1	30.9	13.9	28.2	2.7	27.3	0.4
問2：貴事業場の常用労働者数について該当する区分1つに○をつけてください（令和6（2024）年4月1日現在）。（最も近い1つに○）	1～9人	338	15	12	77	101	49	106	7	76	－
		100.0	4.4	3.6	22.8	29.9	14.5	31.4	2.1	22.5	－
	10～29人	564	37	27	107	162	78	147	22	156	1
		100.0	6.6	4.8	19.0	28.7	13.8	26.1	3.9	27.7	0.2
	30～49人	303	16	14	59	101	36	87	5	84	1
		100.0	5.3	4.6	19.5	33.3	11.9	28.7	1.7	27.7	0.3
	50～99人	328	14	12	47	101	45	99	6	106	1
		100.0	4.3	3.7	14.3	30.8	13.7	30.2	1.8	32.3	0.3
	100～299人	290	10	22	36	97	46	78	8	75	4
		100.0	3.4	7.6	12.4	33.4	15.9	26.9	2.8	25.9	1.4
	300～499人	57	2	2	5	17	4	16	3	17	1
		100.0	3.5	3.5	8.8	29.8	7.0	28.1	5.3	29.8	1.8
	500～999人	34	－	4	1	13	8	6	2	11	－
		100.0	－	11.8	2.9	38.2	23.5	17.6	5.9	32.4	－
	1,000人以上	35	4	3	2	11	5	13	－	7	－
		100.0	11.4	8.6	5.7	31.4	14.3	37.1	－	20.0	－
	無回答	11	－	2	1	2	1	1	－	4	－
		100.0	－	18.2	9.1	18.2	9.1	9.1	－	36.4	－
問3：貴事業場の業種について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	鉱業、採石業、砂利採取業	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－
		100.0	－	－	－	－	－	100.0	－	－	－
	建設業	75	3	－	23	26	5	31	3	11	－
		100.0	4.0	－	30.7	34.7	6.7	41.3	4.0	14.7	－
	製造業	59	5	5	6	18	6	14	3	16	－
		100.0	8.5	8.5	10.2	30.5	10.2	23.7	5.1	27.1	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	183	8	9	40	43	23	55	2	57	－
		100.0	4.4	4.9	21.9	23.5	12.6	30.1	1.1	31.1	－
	情報通信業	12	1	－	1	4	4	6	－	1	－
		100.0	8.3	－	8.3	33.3	33.3	50.0	－	8.3	－
	運輸業、郵便業	62	4	1	17	17	6	10	5	16	－
		100.0	6.5	1.6	27.4	27.4	9.7	16.1	8.1	25.8	－
	卸売業、小売業	54	2	－	3	12	11	19	3	11	－
		100.0	3.7	－	5.6	22.2	20.4	35.2	5.6	20.4	－
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	不動産業、物品賃貸業	3	－	2	－	1	1	－	1	－	－
		100.0	－	66.7	－	33.3	33.3	－	33.3	－	－
	学術研究、専門・技術サービス業	16	1	－	2	4	5	5	－	6	－
		100.0	6.3	－	12.5	25.0	31.3	31.3	－	37.5	－
	宿泊業、飲食サービス業	62	5	2	14	15	9	12	－	18	－
		100.0	8.1	3.2	22.6	24.2	14.5	19.4	－	29.0	－
	生活関連サービス業、娯楽業	22	2	－	3	12	5	8	－	4	－
		100.0	9.1	－	13.6	54.5	22.7	36.4	－	18.2	－
	教育、学習支援業	43	3	－	6	17	5	14	－	12	－
		100.0	7.0	－	14.0	39.5	11.6	32.6	－	27.9	－
	医療、福祉	1236	60	75	198	382	171	339	31	347	7
		100.0	4.9	6.1	16.0	30.9	13.8	27.4	2.5	28.1	0.6
	複合サービス事業	9	－	－	2	4	－	2	－	2	－
		100.0	－	－	22.2	44.4	－	22.2	－	22.2	－
	サービス業（他に分類されないもの）	118	3	4	19	50	21	36	5	33	1
		100.0	2.5	3.4	16.1	42.4	17.8	30.5	4.2	28.0	0.8
	無回答	5	1	－	1	－	－	1	－	2	－
		100.0	20.0	－	20.0	－	－	20.0	－	40.0	－
問4：貴事業場の形態について該当する区分1つに○をつけてください。（最も近い1つに○）	事業所（事務所）	347	21	7	62	98	50	95	13	99	1
		100.0	6.1	2.0	17.9	28.2	14.4	27.4	3.7	28.5	0.3
	営業所	90	4	5	25	18	14	30	2	16	－
		100.0	4.4	5.6	27.8	20.0	15.6	33.3	2.2	17.8	－
	店舗、飲食店	8	－	－	3	3	1	1	－	2	－
		100.0	－	－	37.5	37.5	12.5	12.5	－	25.0	－
	工場、作業所	94	4	5	15	29	6	26	3	29	－
		100.0	4.3	5.3	16.0	30.9	6.4	27.7	3.2	30.9	－
	輸送・配送センター	22	－	1	4	13	1	1	1	2	－
		100.0	－	4.5	18.2	59.1	4.5	4.5	4.5	9.1	－
	病院、医療介護施設	914	47	62	139	286	127	234	24	268	7
		100.0	5.1	6.8	15.2	31.3	13.9	25.6	2.6	29.3	0.8
	学校、保育所	36	2	－	3	16	4	13	－	9	－
		100.0	5.6	－	8.3	44.4	11.1	36.1	－	25.0	－
	旅館、ホテル等の宿泊施設	61	5	2	12	15	12	15	－	19	－
		100.0	8.2	3.3	19.7	24.6	19.7	24.6	－	31.1	－
	工事現場の関連施設（仮設事務所等）	12	－	－	3	8	1	5	－	－	－
		100.0	－	－	25.0	66.7	8.3	41.7	－	－	－
	その他	371	15	16	69	118	55	130	10	90	－
		100.0	4.0	4.3	18.6	31.8	14.8	35.0	2.7	24.3	－
	無回答	5	－	－	－	1	1	3	－	2	－
		100.0	－	－	－	20.0	20.0	60.0	－	40.0	－

付属統計表
【宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査）】

統計利用上の注意

１．調査結果の合計には性、年齢等が不明の者を含む。

２．上段には実数、下段には構成比を掲載した。

３．構成比は、表章単位未満を四捨五入してあるので、内容の合計が総計に一致しないこともある。

宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）

Ⅰ　あなた自身についてお聞きします。

問1：あなたの性別をお答えください。（1つに〇）

		調査数	男性	女性	その他	無回答
全　体		1802	1439	353	2	8
		100.0	79.9	19.6	0.1	0.4
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに〇）	男性	1439	1439	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－
	女性	353	－	353	－	－
		100.0	－	100.0	－	－
	その他	2	－	－	2	－
		100.0	－	－	100.0	－
	無回答	8	－	－	－	8
		100.0	－	－	－	100.0
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	113	88	25	－	－
		100.0	77.9	22.1	－	－
	30代	329	271	57	－	1
		100.0	82.4	17.3	－	0.3
	40代	566	468	95	1	2
		100.0	82.7	16.8	0.2	0.4
	50代	473	357	116	－	－
		100.0	75.5	24.5	－	－
	60代	231	181	50	－	－
		100.0	78.4	21.6	－	－
	70代以上	76	67	9	－	－
		100.0	88.2	11.8	－	－
	無回答	14	7	1	1	5
		100.0	50.0	7.1	7.1	35.7
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに〇）	正社員	1496	1200	291	2	3
		100.0	80.2	19.5	0.1	0.2
	契約社員	56	45	11	－	－
		100.0	80.4	19.6	－	－
	嘱託社員	38	34	4	－	－
		100.0	89.5	10.5	－	－
	パート・アルバイト	172	131	41	－	－
		100.0	76.2	23.8	－	－
	その他	32	27	5	－	－
		100.0	84.4	15.6	－	－
	無回答	8	2	1	－	5
		100.0	25.0	12.5	－	62.5

宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅰ　あなた自身についてお聞きします。
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。

		調査数	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答
全　体		1802	113	329	566	473	231	76	14
		100.0	6.3	18.3	31.4	26.2	12.8	4.2	0.8
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに〇）	男性	1439	88	271	468	357	181	67	7
		100.0	6.1	18.8	32.5	24.8	12.6	4.7	0.5
	女性	353	25	57	95	116	50	9	1
		100.0	7.1	16.1	26.9	32.9	14.2	2.5	0.3
	その他	2	－	－	1	－	－	－	1
		100.0	－	－	50.0	－	－	－	50.0
	無回答	8	－	1	2	－	－	－	5
		100.0	－	12.5	25.0	－	－	－	62.5
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	113	113	－	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－	－
	30代	329	－	329	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－
	40代	566	－	－	566	－	－	－	－
		100.0	－	－	100.0	－	－	－	－
	50代	473	－	－	－	473	－	－	－
		100.0	－	－	－	100.0	－	－	－
	60代	231	－	－	－	－	231	－	－
		100.0	－	－	－	－	100.0	－	－
	70代以上	76	－	－	－	－	－	76	－
		100.0	－	－	－	－	－	100.0	－
	無回答	14	－	－	－	－	－	－	14
		100.0	－	－	－	－	－	－	100.0
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに〇）	正社員	1496	107	309	536	437	98	3	6
		100.0	7.2	20.7	35.8	29.2	6.6	0.2	0.4
	契約社員	56	－	5	4	8	28	11	－
		100.0	－	8.9	7.1	14.3	50.0	19.6	－
	嘱託社員	38	－	2	1	2	29	4	－
		100.0	－	5.3	2.6	5.3	76.3	10.5	－
	パート・アルバイト	172	5	12	20	19	64	51	1
		100.0	2.9	7.0	11.6	11.0	37.2	29.7	0.6
	その他	32	1	1	3	7	12	7	1
		100.0	3.1	3.1	9.4	21.9	37.5	21.9	3.1
	無回答	8	－	－	2	－	－	－	6
		100.0	－	－	25.0	－	－	－	75.0

宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅰ　あなた自身についてお聞きします。
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに〇）

		調査数	正社員	契約社員	嘱託社員	パート・アルバイト	その他	無回答
全　体		1802	1496	56	38	172	32	8
		100.0	83.0	3.1	2.1	9.5	1.8	0.4
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに〇）	男性	1439	1200	45	34	131	27	2
		100.0	83.4	3.1	2.4	9.1	1.9	0.1
	女性	353	291	11	4	41	5	1
		100.0	82.4	3.1	1.1	11.6	1.4	0.3
	その他	2	2	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－
	無回答	8	3	－	－	－	－	5
		100.0	37.5	－	－	－	－	62.5
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	113	107	－	－	5	1	－
		100.0	94.7	－	－	4.4	0.9	－
	30代	329	309	5	2	12	1	－
		100.0	93.9	1.5	0.6	3.6	0.3	－
	40代	566	536	4	1	20	3	2
		100.0	94.7	0.7	0.2	3.5	0.5	0.4
	50代	473	437	8	2	19	7	－
		100.0	92.4	1.7	0.4	4.0	1.5	－
	60代	231	98	28	29	64	12	－
		100.0	42.4	12.1	12.6	27.7	5.2	－
	70代以上	76	3	11	4	51	7	－
		100.0	3.9	14.5	5.3	67.1	9.2	－
	無回答	14	6	－	－	1	1	6
		100.0	42.9	－	－	7.1	7.1	42.9
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに〇）	正社員	1496	1496	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－	－
	契約社員	56	－	56	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－
	嘱託社員	38	－	－	38	－	－	－
		100.0	－	－	100.0	－	－	－
	パート・アルバイト	172	－	－	－	172	－	－
		100.0	－	－	－	100.0	－	－
	その他	32	－	－	－	－	32	－
		100.0	－	－	－	－	100.0	－
	無回答	8	－	－	－	－	－	8
		100.0	－	－	－	－	－	100.0

宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅰ　あなた自身についてお聞きします。
問4：現在働いている会社での勤続年数はどのぐらいですか。（1つに〇）

		調査数	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上	無回答
全 体		1802	45	398	410	318	219	403	9
		100.0	2.5	22.1	22.8	17.6	12.2	22.4	0.5
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに〇）	男性	1439	38	298	326	251	176	347	3
		100.0	2.6	20.7	22.7	17.4	12.2	24.1	0.2
	女性	353	7	99	82	66	43	55	1
		100.0	2.0	28.0	23.2	18.7	12.2	15.6	0.3
	その他	2	－	－	1	1	－	－	－
		100.0	－	－	50.0	50.0	－	－	－
	無回答	8	－	1	1	－	－	1	5
		100.0	－	12.5	12.5	－	－	12.5	62.5
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	113	7	56	48	2	－	－	－
		100.0	6.2	49.6	42.5	1.8	－	－	－
	30代	329	11	75	97	104	39	3	－
		100.0	3.3	22.8	29.5	31.6	11.9	0.9	－
	40代	566	9	98	104	91	112	150	2
		100.0	1.6	17.3	18.4	16.1	19.8	26.5	0.4
	50代	473	4	73	85	72	45	194	－
		100.0	0.8	15.4	18.0	15.2	9.5	41.0	－
	60代	231	11	78	44	30	18	49	1
		100.0	4.8	33.8	19.0	13.0	7.8	21.2	0.4
	70代以上	76	2	17	31	17	4	4	1
		100.0	2.6	22.4	40.8	22.4	5.3	5.3	1.3
	無回答	14	1	1	1	2	1	3	5
		100.0	7.1	7.1	7.1	14.3	7.1	21.4	35.7
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに〇）	正社員	1496	25	270	337	283	200	378	3
		100.0	1.7	18.0	22.5	18.9	13.4	25.3	0.2
	契約社員	56	3	21	18	8	1	5	－
		100.0	5.4	37.5	32.1	14.3	1.8	8.9	－
	嘱託社員	38	2	11	7	2	4	12	－
		100.0	5.3	28.9	18.4	5.3	10.5	31.6	－
	パート・アルバイト	172	14	79	44	21	9	4	1
		100.0	8.1	45.9	25.6	12.2	5.2	2.3	0.6
	その他	32	1	15	4	4	4	4	－
		100.0	3.1	46.9	12.5	12.5	12.5	12.5	－
	無回答	8	－	2	－	－	1	－	5
		100.0	－	25.0	－	－	12.5	－	62.5

宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅰ　あなた自身についてお聞きします。
問5：あなたは、通常どのような業務に就いていますか。（最も近いもの1つに〇）

		調査数	専門・技術・研究職	教員職	事務職	営業職（外回り等）	販売職	サービス職	医療・福祉関連の職	保安職	農林漁業関連の職	生産工程職	輸送・機械運転職	建設・採掘関連の職	運搬・清掃・包装の職	その他	無回答
全　体		1802	187	17	363	69	10	97	741	55	9	26	13	40	11	136	28
		100.0	10.4	0.9	20.1	3.8	0.6	5.4	41.1	3.1	0.5	1.4	0.7	2.2	0.6	7.5	1.6
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに〇）	男性	1439	174	12	294	68	9	85	503	55	8	26	13	40	10	117	25
		100.0	12.1	0.8	20.4	4.7	0.6	5.9	35.0	3.8	0.6	1.8	0.9	2.8	0.7	8.1	1.7
	女性	353	13	5	67	−	1	12	233	−	1	−	−	−	1	18	2
		100.0	3.7	1.4	19.0	−	0.3	3.4	66.0	−	0.3	−	−	−	0.3	5.1	0.6
	その他	2	−	−	1	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−
		100.0	−	−	50.0	−	−	−	50.0	−	−	−	−	−	−	−	−
	無回答	8	−	−	1	1	−	−	4	−	−	−	−	−	−	1	1
		100.0	−	−	12.5	12.5	−	−	50.0	−	−	−	−	−	−	12.5	12.5
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	113	14	−	30	5	−	6	40	4	1	2	1	6	−	2	2
		100.0	12.4	−	26.5	4.4	−	5.3	35.4	3.5	0.9	1.8	0.9	5.3	−	1.8	1.8
	30代	329	36	4	72	18	−	18	146	3	−	6	−	8	1	14	3
		100.0	10.9	1.2	21.9	5.5	−	5.5	44.4	0.9	−	1.8	−	2.4	0.3	4.3	0.9
	40代	566	67	3	128	24	4	29	239	11	4	9	2	11	1	23	11
		100.0	11.8	0.5	22.6	4.2	0.7	5.1	42.2	1.9	0.7	1.6	0.4	1.9	0.2	4.1	1.9
	50代	473	56	9	99	19	4	26	191	9	1	7	7	11	5	27	2
		100.0	11.8	1.9	20.9	4.0	0.8	5.5	40.4	1.9	0.2	1.5	1.5	2.3	1.1	5.7	0.4
	60代	231	11	1	29	2	1	15	99	14	3	1	3	4	−	39	9
		100.0	4.8	0.4	12.6	0.9	0.4	6.5	42.9	6.1	1.3	0.4	1.3	1.7	−	16.9	3.9
	70代以上	76	2	−	2	−	−	3	20	14	−	1	−	−	4	29	1
		100.0	2.6	−	2.6	−	−	3.9	26.3	18.4	−	1.3	−	−	5.3	38.2	1.3
	無回答	14	1	−	3	1	1	−	6	−	−	−	−	−	−	2	−
		100.0	7.1	−	21.4	7.1	7.1	−	42.9	−	−	−	−	−	−	14.3	−
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに〇）	正社員	1496	175	15	339	67	9	74	630	23	7	25	12	37	5	58	20
		100.0	11.7	1.0	22.7	4.5	0.6	4.9	42.1	1.5	0.5	1.7	0.8	2.5	0.3	3.9	1.3
	契約社員	56	3	1	7	−	−	5	19	8	1	−	−	1	2	8	1
		100.0	5.4	1.8	12.5	−	−	8.9	33.9	14.3	1.8	−	−	1.8	3.6	14.3	1.8
	嘱託社員	38	4	−	9	−	−	2	7	2	−	−	1	2	1	6	4
		100.0	10.5	−	23.7	−	−	5.3	18.4	5.3	−	−	2.6	5.3	2.6	15.8	10.5
	パート・アルバイト	172	2	1	5	−	−	15	71	19	−	1	−	−	3	53	2
		100.0	1.2	0.6	2.9	−	−	8.7	41.3	11.0	−	0.6	−	−	1.7	30.8	1.2
	その他	32	1	−	3	1	1	1	10	3	1	−	−	−	−	10	1
		100.0	3.1	−	9.4	3.1	3.1	3.1	31.3	9.4	3.1	−	−	−	−	31.3	3.1
	無回答	8	2	−	−	1	−	−	4	−	−	−	−	−	−	1	−
		100.0	25.0	−	−	12.5	−	−	50.0	−	−	−	−	−	−	12.5	−

宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅱ　宿直または日直についてお聞きします。
問6：あなたは、令和6（2024）年4月において、お勤め先の宿日直許可に基づき、宿直と日直のどちらに就いていますか。（1つに〇）

		調査数	宿直のみ	日直のみ	宿直と日直の両方	無回答
全　体		1802	1237	95	421	49
		100.0	68.6	5.3	23.4	2.7
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに〇）	男性	1439	994	59	347	39
		100.0	69.1	4.1	24.1	2.7
	女性	353	238	35	71	9
		100.0	67.4	9.9	20.1	2.5
	その他	2	1	－	－	1
		100.0	50.0	－	－	50.0
	無回答	8	4	1	3	－
		100.0	50.0	12.5	37.5	－
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	113	72	5	36	－
		100.0	63.7	4.4	31.9	－
	30代	329	229	15	76	9
		100.0	69.6	4.6	23.1	2.7
	40代	566	389	30	134	13
		100.0	68.7	5.3	23.7	2.3
	50代	473	316	29	114	14
		100.0	66.8	6.1	24.1	3.0
	60代	231	160	10	51	10
		100.0	69.3	4.3	22.1	4.3
	70代以上	76	63	6	7	－
		100.0	82.9	7.9	9.2	－
	無回答	14	8	－	3	3
		100.0	57.1	－	21.4	21.4
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに〇）	正社員	1496	995	87	368	46
		100.0	66.5	5.8	24.6	3.1
	契約社員	56	43	2	11	－
		100.0	76.8	3.6	19.6	－
	嘱託社員	38	18	3	14	3
		100.0	47.4	7.9	36.8	7.9
	パート・アルバイト	172	153	2	17	－
		100.0	89.0	1.2	9.9	－
	その他	32	22	1	9	－
		100.0	68.8	3.1	28.1	－
	無回答	8	6	－	2	－
		100.0	75.0	－	25.0	－

宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅱ　宿直または日直についてお聞きします。
問6付問：（宿直）1回あたりの拘束時間／時間

		調査数	7時間以下	8～9時間	10～11時間	12～13時間	14～15時間	16～17時間	18時間以上	無回答
全 体		1658	81	246	198	186	592	208	44	103
		100.0	4.9	14.8	11.9	11.2	35.7	12.5	2.7	6.2
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに〇）	男性	1341	68	174	141	152	510	188	29	79
		100.0	5.1	13.0	10.5	11.3	38.0	14.0	2.2	5.9
	女性	309	13	72	56	33	79	20	15	21
		100.0	4.2	23.3	18.1	10.7	25.6	6.5	4.9	6.8
	その他	1	－	－	1	－	－	－	－	－
		100.0	－	－	100.0	－	－	－	－	－
	無回答	7	－	－	－	1	3	－	－	3
		100.0	－	－	－	14.3	42.9	－	－	42.9
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	108	7	19	8	13	38	9	6	8
		100.0	6.5	17.6	7.4	12.0	35.2	8.3	5.6	7.4
	30代	305	10	57	38	33	100	45	9	13
		100.0	3.3	18.7	12.5	10.8	32.8	14.8	3.0	4.3
	40代	523	23	77	64	62	183	66	16	32
		100.0	4.4	14.7	12.2	11.9	35.0	12.6	3.1	6.1
	50代	430	24	56	48	42	159	62	8	31
		100.0	5.6	13.0	11.2	9.8	37.0	14.4	1.9	7.2
	60代	211	13	25	33	28	76	19	4	13
		100.0	6.2	11.8	15.6	13.3	36.0	9.0	1.9	6.2
	70代以上	70	4	11	7	7	30	7	1	3
		100.0	5.7	15.7	10.0	10.0	42.9	10.0	1.4	4.3
	無回答	11	－	1	－	1	6	－	－	3
		100.0	－	9.1	－	9.1	54.5	－	－	27.3
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに〇）	正社員	1363	65	203	158	151	486	172	41	87
		100.0	4.8	14.9	11.6	11.1	35.7	12.6	3.0	6.4
	契約社員	54	2	10	9	5	22	5	－	1
		100.0	3.7	18.5	16.7	9.3	40.7	9.3	－	1.9
	嘱託社員	32	3	4	4	4	10	5	1	1
		100.0	9.4	12.5	12.5	12.5	31.3	15.6	3.1	3.1
	パート・アルバイト	170	9	25	23	22	55	24	2	10
		100.0	5.3	14.7	13.5	12.9	32.4	14.1	1.2	5.9
	その他	31	2	4	2	3	16	2	－	2
		100.0	6.5	12.9	6.5	9.7	51.6	6.5	－	6.5
	無回答	8	－	－	2	1	3	－	－	2
		100.0	－	－	25.0	12.5	37.5	－	－	25.0

宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅱ　宿直または日直についてお聞きします。
問6付問：（日直）1回あたりの拘束時間／時間

		調査数	7時間以下	8時間	9時間	10～11時間	12～13時間	14～15時間	16時間以上	無回答
全 体		516	38	219	176	16	16	6	21	24
		100.0	7.4	42.4	34.1	3.1	3.1	1.2	4.1	4.7
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに〇）	男性	406	24	169	148	12	12	6	16	19
		100.0	5.9	41.6	36.5	3.0	3.0	1.5	3.9	4.7
	女性	106	14	49	27	3	4	－	5	4
		100.0	13.2	46.2	25.5	2.8	3.8	－	4.7	3.8
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－
	無回答	4	－	1	1	1	－	－	－	1
		100.0	－	25.0	25.0	25.0	－	－	－	25.0
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	41	3	15	14	－	1	1	5	2
		100.0	7.3	36.6	34.1	－	2.4	2.4	12.2	4.9
	30代	91	5	38	35	4	1	－	4	4
		100.0	5.5	41.8	38.5	4.4	1.1	－	4.4	4.4
	40代	164	11	75	57	5	4	2	3	7
		100.0	6.7	45.7	34.8	3.0	2.4	1.2	1.8	4.3
	50代	143	9	57	52	4	6	1	7	7
		100.0	6.3	39.9	36.4	2.8	4.2	0.7	4.9	4.9
	60代	61	8	25	16	2	4	1	2	3
		100.0	13.1	41.0	26.2	3.3	6.6	1.6	3.3	4.9
	70代以上	13	2	7	2	1	－	1	－	－
		100.0	15.4	53.8	15.4	7.7	－	7.7	－	－
	無回答	3	－	2	－	－	－	－	－	1
		100.0	－	66.7	－	－	－	－	－	33.3
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに〇）	正社員	455	27	193	162	14	12	5	19	23
		100.0	5.9	42.4	35.6	3.1	2.6	1.1	4.2	5.1
	契約社員	13	1	6	6	－	－	－	－	－
		100.0	7.7	46.2	46.2	－	－	－	－	－
	嘱託社員	17	4	8	3	－	2	－	－	－
		100.0	23.5	47.1	17.6	－	11.8	－	－	－
	パート・アルバイト	19	5	7	4	－	1	1	1	－
		100.0	26.3	36.8	21.1	－	5.3	5.3	5.3	－
	その他	10	1	4	1	2	1	－	1	－
		100.0	10.0	40.0	10.0	20.0	10.0	－	10.0	－
	無回答	2	－	1	－	－	－	－	－	1
		100.0	－	50.0	－	－	－	－	－	50.0

宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅱ　宿直または日直についてお聞きします。
問7：あなたは、お勤め先が労働基準監督署から受けている宿日直許可書の内容（対象業務等）について知っていますか。（1つに〇）

		調査数	許可の内容を概ね知っている	許可の内容を一部知っている	許可を受けていることは知っているが、申請書の内容までは知らない	許可を受けているかどうか知らない	無回答
全　体		1802	1181	183	340	76	22
		100.0	65.5	10.2	18.9	4.2	1.2
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに〇）	男性	1439	973	143	244	62	17
		100.0	67.6	9.9	17.0	4.3	1.2
	女性	353	201	39	95	14	4
		100.0	56.9	11.0	26.9	4.0	1.1
	その他	2	1	－	－	－	1
		100.0	50.0	－	－	－	50.0
	無回答	8	6	1	1	－	－
		100.0	75.0	12.5	12.5	－	－
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	113	58	17	29	7	2
		100.0	51.3	15.0	25.7	6.2	1.8
	30代	329	199	34	75	18	3
		100.0	60.5	10.3	22.8	5.5	0.9
	40代	566	385	56	97	22	6
		100.0	68.0	9.9	17.1	3.9	1.1
	50代	473	330	41	81	17	4
		100.0	69.8	8.7	17.1	3.6	0.8
	60代	231	148	24	43	11	5
		100.0	64.1	10.4	18.6	4.8	2.2
	70代以上	76	53	8	14	1	－
		100.0	69.7	10.5	18.4	1.3	－
	無回答	14	8	3	1	－	2
		100.0	57.1	21.4	7.1	－	14.3
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに〇）	正社員	1496	994	154	268	59	21
		100.0	66.4	10.3	17.9	3.9	1.4
	契約社員	56	30	7	13	5	1
		100.0	53.6	12.5	23.2	8.9	1.8
	嘱託社員	38	28	3	5	2	－
		100.0	73.7	7.9	13.2	5.3	－
	パート・アルバイト	172	103	17	44	8	－
		100.0	59.9	9.9	25.6	4.7	－
	その他	32	20	1	9	2	－
		100.0	62.5	3.1	28.1	6.3	－
	無回答	8	6	1	1	－	－
		100.0	75.0	12.5	12.5	－	－

宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅱ　宿直または日直についてお聞きします。
問8：あなたは、宿日直中、主にどのような業務を行っていますか。令和6（2024）年4月の実績から、最も当てはまるものを回答してください。（1つに○）

		調査数	定時の事業場内の見回り	緊急の文書や電話の収受	非常事態（施設利用者の急病や医療機関の急患の発生などを含む。）に備えた待機	商品等の盗難の防止、火災の防止	その他	無回答
全　体		1802	615	212	695	14	149	117
		100.0	34.1	11.8	38.6	0.8	8.3	6.5
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに○）	男性	1439	480	180	563	13	117	86
		100.0	33.4	12.5	39.1	0.9	8.1	6.0
	女性	353	131	32	128	－	32	30
		100.0	37.1	9.1	36.3	－	9.1	8.5
	その他	2	1	－	－	－	－	1
		100.0	50.0	－	－	－	－	50.0
	無回答	8	3	－	4	1	－	－
		100.0	37.5	－	50.0	12.5	－	－
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	113	29	26	39	4	11	4
		100.0	25.7	23.0	34.5	3.5	9.7	3.5
	30代	329	105	35	143	1	21	24
		100.0	31.9	10.6	43.5	0.3	6.4	7.3
	40代	566	172	64	239	2	49	40
		100.0	30.4	11.3	42.2	0.4	8.7	7.1
	50代	473	161	67	177	4	38	26
		100.0	34.0	14.2	37.4	0.8	8.0	5.5
	60代	231	95	17	80	3	21	15
		100.0	41.1	7.4	34.6	1.3	9.1	6.5
	70代以上	76	47	3	11	－	9	6
		100.0	61.8	3.9	14.5	－	11.8	7.9
	無回答	14	6	－	6	－	－	2
		100.0	42.9	－	42.9	－	－	14.3
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに○）	正社員	1496	444	197	614	12	124	105
		100.0	29.7	13.2	41.0	0.8	8.3	7.0
	契約社員	56	30	5	17	－	3	1
		100.0	53.6	8.9	30.4	－	5.4	1.8
	嘱託社員	38	22	4	7	－	1	4
		100.0	57.9	10.5	18.4	－	2.6	10.5
	パート・アルバイト	172	98	5	48	－	16	5
		100.0	57.0	2.9	27.9	－	9.3	2.9
	その他	32	17	1	5	2	5	2
		100.0	53.1	3.1	15.6	6.3	15.6	6.3
	無回答	8	4	－	4	－	－	－
		100.0	50.0	－	50.0	－	－	－

宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅱ　宿直または日直についてお聞きします。
問9：問8で回答した業務は、事業場が許可された業務と同じですか。（1つに〇）

		調査数	許可された業務と同じであった	許可された業務と異なっていた	わからない	無回答
全　体		1802	1551	8	186	57
		100.0	86.1	0.4	10.3	3.2
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに〇）	男性	1439	1252	5	137	45
		100.0	87.0	0.3	9.5	3.1
	女性	353	290	3	49	11
		100.0	82.2	0.8	13.9	3.1
	その他	2	1	－	－	1
		100.0	50.0	－	－	50.0
	無回答	8	8	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	113	87	1	24	1
		100.0	77.0	0.9	21.2	0.9
	30代	329	274	－	48	7
		100.0	83.3	－	14.6	2.1
	40代	566	500	3	49	14
		100.0	88.3	0.5	8.7	2.5
	50代	473	411	4	42	16
		100.0	86.9	0.8	8.9	3.4
	60代	231	194	－	21	16
		100.0	84.0	－	9.1	6.9
	70代以上	76	73	－	2	1
		100.0	96.1	－	2.6	1.3
	無回答	14	12	－	－	2
		100.0	85.7	－	－	14.3
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに〇）	正社員	1496	1283	6	156	51
		100.0	85.8	0.4	10.4	3.4
	契約社員	56	52	1	3	－
		100.0	92.9	1.8	5.4	－
	嘱託社員	38	31	1	3	3
		100.0	81.6	2.6	7.9	7.9
	パート・アルバイト	172	150	－	20	2
		100.0	87.2	－	11.6	1.2
	その他	32	27	－	4	1
		100.0	84.4	－	12.5	3.1
	無回答	8	8	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－

宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅱ　宿直または日直についてお聞きします。
問10：（問6で宿直に就いていると回答した方）

		調査数	許可された時間と同じであった	許可された時間より短かった	許可された時間より長かった	宿直許可書の許可された時間数がわからない・知らない	無回答
全　体		1658	1421	25	21	183	8
		100.0	85.7	1.5	1.3	11.0	0.5
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに〇）	男性	1341	1154	21	14	146	6
		100.0	86.1	1.6	1.0	10.9	0.4
	女性	309	259	4	7	37	2
		100.0	83.8	1.3	2.3	12.0	0.6
	その他	1	1	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－
	無回答	7	7	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	108	76	2	1	26	3
		100.0	70.4	1.9	0.9	24.1	2.8
	30代	305	248	6	2	49	－
		100.0	81.3	2.0	0.7	16.1	－
	40代	523	457	11	7	46	2
		100.0	87.4	2.1	1.3	8.8	0.4
	50代	430	370	6	8	44	2
		100.0	86.0	1.4	1.9	10.2	0.5
	60代	211	192	－	2	16	1
		100.0	91.0	－	0.9	7.6	0.5
	70代以上	70	67	－	1	2	－
		100.0	95.7	－	1.4	2.9	－
	無回答	11	11	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに〇）	正社員	1363	1167	22	17	149	8
		100.0	85.6	1.6	1.2	10.9	0.6
	契約社員	54	48	－	2	4	－
		100.0	88.9	－	3.7	7.4	－
	嘱託社員	32	29	－	1	2	－
		100.0	90.6	－	3.1	6.3	－
	パート・アルバイト	170	145	1	－	24	－
		100.0	85.3	0.6	－	14.1	－
	その他	31	24	2	1	4	－
		100.0	77.4	6.5	3.2	12.9	－
	無回答	8	8	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－

宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅱ　宿直または日直についてお聞きします。
問10：（問6で日直に就いていると回答した方）

		調査数	許可された時間と同じであった	許可された時間より短かった	許可された時間より長かった	宿直許可書の許可された時間数がわからない・知らない	無回答
全　体		516	427	6	5	62	16
		100.0	82.8	1.2	1.0	12.0	3.1
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに〇）	男性	406	344	6	4	46	6
		100.0	84.7	1.5	1.0	11.3	1.5
	女性	106	81	－	1	16	8
		100.0	76.4	－	0.9	15.1	7.5
	その他	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－
	無回答	4	2	－	－	－	2
		100.0	50.0	－	－	－	50.0
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	41	28	2	－	8	3
		100.0	68.3	4.9	－	19.5	7.3
	30代	91	68	1	2	18	2
		100.0	74.7	1.1	2.2	19.8	2.2
	40代	164	142	2	2	15	3
		100.0	86.6	1.2	1.2	9.1	1.8
	50代	143	121	1	1	15	5
		100.0	84.6	0.7	0.7	10.5	3.5
	60代	61	53	－	－	6	2
		100.0	86.9	－	－	9.8	3.3
	70代以上	13	13	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－
	無回答	3	2	－	－	－	1
		100.0	66.7	－	－	－	33.3
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに〇）	正社員	455	380	4	5	53	13
		100.0	83.5	0.9	1.1	11.6	2.9
	契約社員	13	12	－	－	1	－
		100.0	92.3	－	－	7.7	－
	嘱託社員	17	14	－	－	2	1
		100.0	82.4	－	－	11.8	5.9
	パート・アルバイト	19	13	1	－	5	－
		100.0	68.4	5.3	－	26.3	－
	その他	10	7	1	－	1	1
		100.0	70.0	10.0	－	10.0	10.0
	無回答	2	1	－	－	－	1
		100.0	50.0	－	－	－	50.0

宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅱ　宿直または日直についてお聞きします。
問11：（問6で宿直に就いていると回答した方）

		調査数	許可されたとおりである	許可された回数より少ない	許可された回数より多い	宿直許可書の許可された回数がわからない・知らない	無回答
全　体		1658	1290	109	28	214	17
		100.0	77.8	6.6	1.7	12.9	1.0
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに〇）	男性	1341	1038	95	23	171	14
		100.0	77.4	7.1	1.7	12.8	1.0
	女性	309	244	14	5	43	3
		100.0	79.0	4.5	1.6	13.9	1.0
	その他	1	1	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－
	無回答	7	7	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	108	72	6	1	26	3
		100.0	66.7	5.6	0.9	24.1	2.8
	30代	305	224	23	6	48	4
		100.0	73.4	7.5	2.0	15.7	1.3
	40代	523	413	34	7	64	5
		100.0	79.0	6.5	1.3	12.2	1.0
	50代	430	345	31	5	45	4
		100.0	80.2	7.2	1.2	10.5	0.9
	60代	211	163	14	7	26	1
		100.0	77.3	6.6	3.3	12.3	0.5
	70代以上	70	62	1	2	5	－
		100.0	88.6	1.4	2.9	7.1	－
	無回答	11	11	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに〇）	正社員	1363	1055	97	25	169	17
		100.0	77.4	7.1	1.8	12.4	1.2
	契約社員	54	45	3	－	6	－
		100.0	83.3	5.6	－	11.1	－
	嘱託社員	32	25	2	1	4	－
		100.0	78.1	6.3	3.1	12.5	－
	パート・アルバイト	170	133	4	2	31	－
		100.0	78.2	2.4	1.2	18.2	－
	その他	31	24	3	－	4	－
		100.0	77.4	9.7	－	12.9	－
	無回答	8	8	－	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－	－

宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅱ　宿直または日直についてお聞きします。
問11：（問6で日直に就いていると回答した方）

		調査数	許可されたとおりである	許可された回数より少ない	許可された回数より多い	宿直許可書の許可された回数がわからない・知らない	無回答
全　体		516	399	23	4	77	13
		100.0	77.3	4.5	0.8	14.9	2.5
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに〇）	男性	406	323	21	4	52	6
		100.0	79.6	5.2	1.0	12.8	1.5
	女性	106	74	2	−	25	5
		100.0	69.8	1.9	−	23.6	4.7
	その他	−	−	−	−	−	−
		−	−	−	−	−	−
	無回答	4	2	−	−	−	2
		100.0	50.0	−	−	−	50.0
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	41	30	1	−	8	2
		100.0	73.2	2.4	−	19.5	4.9
	30代	91	67	4	−	18	2
		100.0	73.6	4.4	−	19.8	2.2
	40代	164	127	7	2	25	3
		100.0	77.4	4.3	1.2	15.2	1.8
	50代	143	115	4	1	19	4
		100.0	80.4	2.8	0.7	13.3	2.8
	60代	61	47	6	−	7	1
		100.0	77.0	9.8	−	11.5	1.6
	70代以上	13	12	1	−	−	−
		100.0	92.3	7.7	−	−	−
	無回答	3	1	−	1	−	1
		100.0	33.3	−	33.3	−	33.3
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに〇）	正社員	455	356	18	4	66	11
		100.0	78.2	4.0	0.9	14.5	2.4
	契約社員	13	10	1	−	2	−
		100.0	76.9	7.7	−	15.4	−
	嘱託社員	17	13	1	−	2	1
		100.0	76.5	5.9	−	11.8	5.9
	パート・アルバイト	19	13	−	−	6	−
		100.0	68.4	−	−	31.6	−
	その他	10	6	3	−	1	−
		100.0	60.0	30.0	−	10.0	−
	無回答	2	1	−	−	−	1
		100.0	50.0	−	−	−	50.0

宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅱ　宿直または日直についてお聞きします。
問12：令和6年4月に、宿直中に、通常業務や緊急事態への対応は、どの程度発生しましたか。（1つに○）

		調査数	ほぼ毎回発生した	宿直2回につき1回は発生した	宿直3回につき1回は発生した	宿直4回につき1回以下であった	全く発生しなかった	無回答
全　体		1658	107	65	67	448	962	9
		100.0	6.5	3.9	4.0	27.0	58.0	0.5
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに○）	男性	1341	78	56	56	376	768	7
		100.0	5.8	4.2	4.2	28.0	57.3	0.5
	女性	309	29	9	11	68	190	2
		100.0	9.4	2.9	3.6	22.0	61.5	0.6
	その他	1	－	－	－	－	1	－
		100.0	－	－	－	－	100.0	－
	無回答	7	－	－	－	4	3	－
		100.0	－	－	－	57.1	42.9	－
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	108	5	7	7	33	56	－
		100.0	4.6	6.5	6.5	30.6	51.9	－
	30代	305	26	11	11	74	182	1
		100.0	8.5	3.6	3.6	24.3	59.7	0.3
	40代	523	40	22	22	131	305	3
		100.0	7.6	4.2	4.2	25.0	58.3	0.6
	50代	430	20	22	18	120	248	2
		100.0	4.7	5.1	4.2	27.9	57.7	0.5
	60代	211	14	3	7	65	119	3
		100.0	6.6	1.4	3.3	30.8	56.4	1.4
	70代以上	70	2	－	2	19	47	－
		100.0	2.9	－	2.9	27.1	67.1	－
	無回答	11	－	－	－	6	5	－
		100.0	－	－	－	54.5	45.5	－
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに○）	正社員	1363	90	61	58	354	793	7
		100.0	6.6	4.5	4.3	26.0	58.2	0.5
	契約社員	54	3	2	1	18	29	1
		100.0	5.6	3.7	1.9	33.3	53.7	1.9
	嘱託社員	32	2	1	2	15	12	－
		100.0	6.3	3.1	6.3	46.9	37.5	－
	パート・アルバイト	170	9	1	4	51	104	1
		100.0	5.3	0.6	2.4	30.0	61.2	0.6
	その他	31	3	－	2	7	19	－
		100.0	9.7	－	6.5	22.6	61.3	－
	無回答	8	－	－	－	3	5	－
		100.0	－	－	－	37.5	62.5	－

宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅱ　宿直または日直についてお聞きします。
問12付問：令和6年4月に就いた宿直について、通常業務・緊急対応が発生した日において、対応した時間を1日あたりの平均的な時間数で回答してください。（1つに○）

		調査数	1日あたり平均30分未満	1日あたり平均30分以上1時間未満	1日あたり平均1時間以上1時間30分未満	1日あたり平均1時間30分以上2時間未満	1日あたり平均2時間以上2時間30分未満	1日あたり平均2時間30分以上3時間未満	1日あたり平均3時間以上	無回答
全 体		687	212	218	108	57	29	27	28	8
		100.0	30.9	31.7	15.7	8.3	4.2	3.9	4.1	1.2
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに○）	男性	566	175	185	87	49	25	23	20	2
		100.0	30.9	32.7	15.4	8.7	4.4	4.1	3.5	0.4
	女性	117	37	32	19	8	3	4	8	6
		100.0	31.6	27.4	16.2	6.8	2.6	3.4	6.8	5.1
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－
	無回答	4	－	1	2	－	1	－	－	－
		100.0	－	25.0	50.0	－	25.0	－	－	－
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	52	14	18	10	4	1	2	2	1
		100.0	26.9	34.6	19.2	7.7	1.9	3.8	3.8	1.9
	30代	122	29	44	17	13	5	6	8	－
		100.0	23.8	36.1	13.9	10.7	4.1	4.9	6.6	－
	40代	215	59	65	37	21	15	8	7	3
		100.0	27.4	30.2	17.2	9.8	7.0	3.7	3.3	1.4
	50代	180	67	52	28	14	4	6	6	3
		100.0	37.2	28.9	15.6	7.8	2.2	3.3	3.3	1.7
	60代	89	31	31	11	4	2	4	5	1
		100.0	34.8	34.8	12.4	4.5	2.2	4.5	5.6	1.1
	70代以上	23	10	7	3	1	1	1	－	－
		100.0	43.5	30.4	13.0	4.3	4.3	4.3	－	－
	無回答	6	2	1	2	－	1	－	－	－
		100.0	33.3	16.7	33.3	－	16.7	－	－	－
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに○）	正社員	563	164	176	91	52	26	22	24	8
		100.0	29.1	31.3	16.2	9.2	4.6	3.9	4.3	1.4
	契約社員	24	6	8	5	1	1	2	1	－
		100.0	25.0	33.3	20.8	4.2	4.2	8.3	4.2	－
	嘱託社員	20	9	6	2	1	－	1	1	－
		100.0	45.0	30.0	10.0	5.0	－	5.0	5.0	－
	パート・アルバイト	65	27	24	7	2	1	2	2	－
		100.0	41.5	36.9	10.8	3.1	1.5	3.1	3.1	－
	その他	12	6	4	1	1	－	－	－	－
		100.0	50.0	33.3	8.3	8.3	－	－	－	－
	無回答	3	－	－	2	－	1	－	－	－
		100.0	－	－	66.7	－	33.3	－	－	－

宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅱ　宿直または日直についてお聞きします。
問13：令和6年4月に、日直中に、通常業務や、緊急事態への対応は発生しましたか。（1つに〇）

		調査数	発生した	発生しなかった	無回答
全　体		516 100.0	174 33.7	331 64.1	11 2.1
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに〇）	男性	406 100.0	135 33.3	265 65.3	6 1.5
	女性	106 100.0	37 34.9	64 60.4	5 4.7
	その他	－ －	－ －	－ －	－ －
	無回答	4 100.0	2 50.0	2 50.0	－ －
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	41 100.0	18 43.9	22 53.7	1 2.4
	30代	91 100.0	34 37.4	54 59.3	3 3.3
	40代	164 100.0	57 34.8	105 64.0	2 1.2
	50代	143 100.0	45 31.5	95 66.4	3 2.1
	60代	61 100.0	16 26.2	44 72.1	1 1.6
	70代以上	13 100.0	1 7.7	11 84.6	1 7.7
	無回答	3 100.0	3 100.0	－ －	－ －
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに〇）	正社員	455 100.0	155 34.1	291 64.0	9 2.0
	契約社員	13 100.0	－ －	11 84.6	2 15.4
	嘱託社員	17 100.0	7 41.2	10 58.8	－ －
	パート・アルバイト	19 100.0	6 31.6	13 68.4	－ －
	その他	10 100.0	4 40.0	6 60.0	－ －
	無回答	2 100.0	2 100.0	－ －	－ －

宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）

Ⅱ　宿直または日直についてお聞きします。

問13付問：令和6年4月に就いた日直について、通常業務・緊急対応に対応した時間はどのぐらいでしたか。1日あたりの平均的な時間数を回答してください。（1つに○。）

		調査数	1日あたり平均30分未満	1日あたり平均30分以上1時間未満	1日あたり平均1時間以上1時間30分未満	1日あたり平均1時間30分以上2時間未満	1日あたり平均2時間以上2時間30分未満	1日あたり平均2時間30分以上3時間未満	1日あたり平均3時間以上	無回答
全 体		174	36	49	35	20	5	9	19	1
		100.0	20.7	28.2	20.1	11.5	2.9	5.2	10.9	0.6
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに○）	男性	135	29	36	28	17	3	6	15	1
		100.0	21.5	26.7	20.7	12.6	2.2	4.4	11.1	0.7
	女性	37	7	13	6	3	1	3	4	－
		100.0	18.9	35.1	16.2	8.1	2.7	8.1	10.8	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－
	無回答	2	－	－	1	－	1	－	－	－
		100.0	－	－	50.0	－	50.0	－	－	－
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	18	4	6	3	1	－	1	2	1
		100.0	22.2	33.3	16.7	5.6	－	5.6	11.1	5.6
	30代	34	3	12	6	4	2	2	5	－
		100.0	8.8	35.3	17.6	11.8	5.9	5.9	14.7	－
	40代	57	11	14	15	6	2	6	3	－
		100.0	19.3	24.6	26.3	10.5	3.5	10.5	5.3	－
	50代	45	13	10	8	7	－	－	7	－
		100.0	28.9	22.2	17.8	15.6	－	－	15.6	－
	60代	16	5	5	2	2	－	－	2	－
		100.0	31.3	31.3	12.5	12.5	－	－	12.5	－
	70代以上	1	－	1	－	－	－	－	－	－
		100.0	－	100.0	－	－	－	－	－	－
	無回答	3	－	1	1	－	1	－	－	－
		100.0	－	33.3	33.3	－	33.3	－	－	－
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに○）	正社員	155	30	43	33	18	4	9	17	1
		100.0	19.4	27.7	21.3	11.6	2.6	5.8	11.0	0.6
	契約社員	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－
	嘱託社員	7	2	3	－	－	－	－	2	－
		100.0	28.6	42.9	－	－	－	－	28.6	－
	パート・アルバイト	6	3	2	1	－	－	－	－	－
		100.0	50.0	33.3	16.7	－	－	－	－	－
	その他	4	1	1	－	2	－	－	－	－
		100.0	25.0	25.0	－	50.0	－	－	－	－
	無回答	2	－	－	1	－	1	－	－	－
		100.0	－	－	50.0	－	50.0	－	－	－

宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅱ　宿直または日直についてお聞きします。
問14：宿日直中に通常業務・緊急対応が発生した場合には、その実績や時間数について、会社側から報告を求められていますか。（制度上でお答えください。）（1つに○）

		調査数	報告を求められている	報告を求められていない	わからない	無回答
全 体		1802	1550	130	77	45
		100.0	86.0	7.2	4.3	2.5
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに○）	男性	1439	1243	112	52	32
		100.0	86.4	7.8	3.6	2.2
	女性	353	299	18	24	12
		100.0	84.7	5.1	6.8	3.4
	その他	2	－	－	1	1
		100.0	－	－	50.0	50.0
	無回答	8	8	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	113	100	4	9	－
		100.0	88.5	3.5	8.0	－
	30代	329	277	24	20	8
		100.0	84.2	7.3	6.1	2.4
	40代	566	499	43	14	10
		100.0	88.2	7.6	2.5	1.8
	50代	473	406	42	15	10
		100.0	85.8	8.9	3.2	2.1
	60代	231	193	14	12	12
		100.0	83.5	6.1	5.2	5.2
	70代以上	76	64	2	7	3
		100.0	84.2	2.6	9.2	3.9
	無回答	14	11	1	－	2
		100.0	78.6	7.1	－	14.3
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに○）	正社員	1496	1294	112	53	37
		100.0	86.5	7.5	3.5	2.5
	契約社員	56	48	4	3	1
		100.0	85.7	7.1	5.4	1.8
	嘱託社員	38	33	1	2	2
		100.0	86.8	2.6	5.3	5.3
	パート・アルバイト	172	141	12	15	4
		100.0	82.0	7.0	8.7	2.3
	その他	32	26	1	4	1
		100.0	81.3	3.1	12.5	3.1
	無回答	8	8	－	－	－
		100.0	100.0	－	－	－

宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）

Ⅱ　宿直または日直についてお聞きします。

問15：宿日直中に通常業務・緊急対応が発生した場合には、報告していますか。（日報、日誌などに記載している場合、「報告している」を選んでください。）（1つに○）

		調査数	報告している	報告していない	これまでに就いた宿日直で通常業務・緊急対応が発生したことはない	無回答
全　体		1802	1478	77	206	41
		100.0	82.0	4.3	11.4	2.3
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに○）	男性	1439	1174	65	166	34
		100.0	81.6	4.5	11.5	2.4
	女性	353	296	12	39	6
		100.0	83.9	3.4	11.0	1.7
	その他	2	1	－	－	1
		100.0	50.0	－	－	50.0
	無回答	8	7	－	1	－
		100.0	87.5	－	12.5	－
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	113	93	5	15	－
		100.0	82.3	4.4	13.3	－
	30代	329	260	21	41	7
		100.0	79.0	6.4	12.5	2.1
	40代	566	482	25	52	7
		100.0	85.2	4.4	9.2	1.2
	50代	473	391	15	53	14
		100.0	82.7	3.2	11.2	3.0
	60代	231	184	8	29	10
		100.0	79.7	3.5	12.6	4.3
	70代以上	76	59	2	14	1
		100.0	77.6	2.6	18.4	1.3
	無回答	14	9	1	2	2
		100.0	64.3	7.1	14.3	14.3
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに○）	正社員	1496	1233	64	162	37
		100.0	82.4	4.3	10.8	2.5
	契約社員	56	47	3	5	1
		100.0	83.9	5.4	8.9	1.8
	嘱託社員	38	28	2	6	2
		100.0	73.7	5.3	15.8	5.3
	パート・アルバイト	172	141	7	23	1
		100.0	82.0	4.1	13.4	0.6
	その他	32	24	1	7	－
		100.0	75.0	3.1	21.9	－
	無回答	8	5	－	3	－
		100.0	62.5	－	37.5	－

宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）
Ⅱ　宿直または日直についてお聞きします。
問16：宿日直に就くにあたり、会社側に対して、健康・福祉を確保するための特別の措置を求めたいと思いますか。最も当てはまるものを回答してください。（1つに○）

		調査数	非常にそう思う	そう思う	あまりそう思わない	思わない	無回答
全 体		1802	152	613	590	400	47
		100.0	8.4	34.0	32.7	22.2	2.6
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに○）	男性	1439	108	489	478	324	40
		100.0	7.5	34.0	33.2	22.5	2.8
	女性	353	42	121	108	76	6
		100.0	11.9	34.3	30.6	21.5	1.7
	その他	2	－	－	1	－	1
		100.0	－	－	50.0	－	50.0
	無回答	8	2	3	3	－	－
		100.0	25.0	37.5	37.5	－	－
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	113	13	43	33	23	1
		100.0	11.5	38.1	29.2	20.4	0.9
	30代	329	36	116	93	77	7
		100.0	10.9	35.3	28.3	23.4	2.1
	40代	566	48	193	197	119	9
		100.0	8.5	34.1	34.8	21.0	1.6
	50代	473	40	164	159	98	12
		100.0	8.5	34.7	33.6	20.7	2.5
	60代	231	11	70	80	58	12
		100.0	4.8	30.3	34.6	25.1	5.2
	70代以上	76	3	24	24	22	3
		100.0	3.9	31.6	31.6	28.9	3.9
	無回答	14	1	3	4	3	3
		100.0	7.1	21.4	28.6	21.4	21.4
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに○）	正社員	1496	138	512	482	324	40
		100.0	9.2	34.2	32.2	21.7	2.7
	契約社員	56	4	24	14	13	1
		100.0	7.1	42.9	25.0	23.2	1.8
	嘱託社員	38	2	13	12	8	3
		100.0	5.3	34.2	31.6	21.1	7.9
	パート・アルバイト	172	5	53	64	47	3
		100.0	2.9	30.8	37.2	27.3	1.7
	その他	32	2	9	14	7	－
		100.0	6.3	28.1	43.8	21.9	－
	無回答	8	1	2	4	1	－
		100.0	12.5	25.0	50.0	12.5	－

宿日直に就く労働者に関する意識調査（労働者調査票）

Ⅱ　宿直または日直についてお聞きします。

問17：宿日直について、今後よりよい労務管理を実現していくためには、どのような制度が必要だと思いますか。当てはまるもの全て選択してください。（該当全てに ○）

		調査数	許可に明示的な有効期限をつけた方がよい（更新制とした方がよい）	許可の取消しの仕組みや、許可の取消しの基準を明確に示した方がよい	宿日直手当の計算方法を見直し、手当額がもっと高くなるようにした方がよい	特定の労働者に業務が集中しないよう、適切なシフト作成・運用に労働者も協力するべき	労働者の睡眠時間を確保するための措置を講ずるべきである	超過勤務や、業務外対応に対して、労働者の健康や負担に配慮した措置を講ずるべき	その他	特になし（1～7とは同時選択不可）	無回答
全　体		1802	97	96	658	369	287	393	45	600	38
		100.0	5.4	5.3	36.5	20.5	15.9	21.8	2.5	33.3	2.1
問1：あなたの性別をお答えください。（1つに○）	男性	1439	85	79	541	285	238	301	34	470	33
		100.0	5.9	5.5	37.6	19.8	16.5	20.9	2.4	32.7	2.3
	女性	353	12	17	116	81	49	90	11	125	4
		100.0	3.4	4.8	32.9	22.9	13.9	25.5	3.1	35.4	1.1
	その他	2	－	－	－	－	－	－	－	1	1
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	50.0	50.0
	無回答	8	－	－	1	3	－	2	－	4	－
		100.0	－	－	12.5	37.5	－	25.0	－	50.0	－
問2：令和6年（2024）年4月1日現在のあなたの満年齢を御記入ください。	20代	113	4	7	57	28	23	22	3	30	1
		100.0	3.5	6.2	50.4	24.8	20.4	19.5	2.7	26.5	0.9
	30代	329	15	14	145	62	69	84	8	90	7
		100.0	4.6	4.3	44.1	18.8	21.0	25.5	2.4	27.4	2.1
	40代	566	29	32	214	132	97	131	14	176	7
		100.0	5.1	5.7	37.8	23.3	17.1	23.1	2.5	31.1	1.2
	50代	473	29	21	160	97	68	107	15	156	11
		100.0	6.1	4.4	33.8	20.5	14.4	22.6	3.2	33.0	2.3
	60代	231	16	16	62	38	22	39	5	106	7
		100.0	6.9	6.9	26.8	16.5	9.5	16.9	2.2	45.9	3.0
	70代以上	76	4	6	18	10	6	8	－	36	2
		100.0	5.3	7.9	23.7	13.2	7.9	10.5	－	47.4	2.6
	無回答	14	－	－	2	2	2	2	－	6	3
		100.0	－	－	14.3	14.3	14.3	14.3	－	42.9	21.4
問3：現在働いている会社での就労形態を教えてください。（1つに○）	正社員	1496	77	75	569	333	255	348	39	455	34
		100.0	5.1	5.0	38.0	22.3	17.0	23.3	2.6	30.4	2.3
	契約社員	56	2	2	24	7	7	11	1	18	1
		100.0	3.6	3.6	42.9	12.5	12.5	19.6	1.8	32.1	1.8
	嘱託社員	38	4	3	17	7	7	9	2	11	2
		100.0	10.5	7.9	44.7	18.4	18.4	23.7	5.3	28.9	5.3
	パート・アルバイト	172	10	12	40	18	16	20	2	92	1
		100.0	5.8	7.0	23.3	10.5	9.3	11.6	1.2	53.5	0.6
	その他	32	4	4	4	2	2	4	1	21	－
		100.0	12.5	12.5	12.5	6.3	6.3	12.5	3.1	65.6	－
	無回答	8	－	－	4	2	－	1	－	3	－
		100.0	－	－	50.0	25.0	－	12.5	－	37.5	－

JILPT 調査シリーズ　No.269
監視・断続的労働許可又は宿日直許可を受けて一定期間が経過した事業場における制度運用実態に関する調査（許可事業場・対象労働者アンケート調査）

発行年月日　2026年10月2日
編集・発行　独立行政法人 労働政策研究・研修機構
〒177-8502　東京都練馬区上石神井4-8-23
（照会先）　研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104

©2026 JILPT